

2017年8月

発行登録追補目論見書



バークレイズ・バンク・ピーエルシー

バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2027年9月21日満期
トルコ・リラ建ゼロクーポン社債

— 売出人 —

エイチ・エス証券株式会社

1. 本社債に係る外国会社報告書、外国会社半期報告書、外国会社臨時報告書及びその訂正に係る書類は、英語により記載されます。
2. 本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もありません。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有しております。

The Notes have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933, as amended (the “Securities Act”), and may not be offered or sold within the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons except in certain transactions exempt from the registration requirements of the Securities Act. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by Regulation S under the Securities Act.

3. 本社債の元利金はトルコ・リラで支払われますので、外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。
4. この特記事項の直後に挿入される本社債に関する「無登録格付に関する説明書」と題する書面は、本社債の売出人であるエイチ・エス証券株式会社の作成に係るものであり、目論見書の一部を構成するものではありません。

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

<ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク>

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成29年4月3日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

<S & P グローバル・レーティング>

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ (<http://www.standardandpoors.co.jp>) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」 (<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>) に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成 29 年 4 月 3 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記 S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 29-外 1-2

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 29 年 8 月 18 日

【会社名】 バークレイズ・バンク・ピーエルシー
(Barclays Bank PLC)

【代表者の役職氏名】 グループ財務担当取締役
(Group Finance Director)
トゥーシャー・モーザリア
(Tushar Morzaria)

【本店の所在の場所】 英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1
(1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 樋 口 航

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 田 中 貴 大
同 村 上 遼
同 佐 藤 尋 哉

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

**【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】** 社債

【今回の売出金額】 9,462,500 トルコ・リラ (円貨換算額 296,081,625 円)

(上記円貨換算額は 1 トルコ・リラ=31.29 円の換算率 (2017 年 8 月 17 日現在の株式会社三菱東京 UFJ 銀行の対顧客電信売買相場の仲値) による。)

【発行登録書の内容】

提出日	平成 29 年 7 月 31 日
効力発生日	平成 29 年 8 月 8 日
有効期限	平成 31 年 8 月 7 日
発行登録番号	29-外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 10,000 億円

【これまでの売出実績】
 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
29-外1-1	平成27年8月16日	400,000,000円	該当なし。	該当なし。
実績合計額		400,000,000円	減額総額	0円

【残額】 999,600,000,000円
 (発行予定額-実績合計額-減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし。						
実績合計額		該当なし。	償還総額	該当なし。	減額総額	該当なし。

【残高】 該当なし。
 (発行残高の上限-実績合計額+償還総額-減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当なし。

【縦覧に供する場所】 該当なし。

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
第2 売出要項	1
1 売出有価証券	1
2 売出しの条件	2
第3 第三者割当の場合の特記事項	19
第二部 公開買付けに関する情報	20
第三部 参照情報	21
第1 参照書類	21
1 有価証券報告書及びその添付書類	21
2 四半期報告書又は半期報告書	21
3 臨時報告書	21
4 外国会社報告書及びその補足書類	21
5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類	21
6 外国会社臨時報告書	21
7 訂正報告書	21
第2 参照書類の補完情報	21
第3 参照書類を縦覧に供している場所	21
第四部 保証会社等の情報	22
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	23
有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面	24
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	137

注) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

「発行会社」、「当行」又は

「計算代理人」

「バークレイズ・グループ」

「英国」又は「連合王国」

「円」又は「円貨」

「トルコ・リラ」

バークレイズ・バンク・ピーエルシー

バークレイズ・ピーエルシー及びその子会社

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国

日本の法定通貨

トルコ共和国の法定通貨

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘 柄	パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2027年9月21日満期 トルコ・リラ建ゼロクーポン社債（以下「本社債」という。）（注1）		
売出券面額の総額又は 売出振替社債の総額	25,000,000トルコ・リラ	売出価額の総額	9,462,500トルコ・リラ
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	10,000トルコ・リラ
償還期限（満期日）	2027年9月21日（ロンドン時間）（以下「満期日」という。）（「修正翌営業日調整」（以下に定義される。）により調整される。かかる満期日の調整に関し、発行会社により利息その他の追加額が支払われることはない。）		
利 率	該当なし		
売出しに係る社債 の所有者の住所及び 氏名又は名称	エイチ・エス証券株式会社 （以下「売出人」という。）	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 住友不動産新宿オークタワー27階	
摘 要	<p>(1) 信用格付 本社債に関し、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、又は閲覧に供される信用格付はない。</p> <p>(2) その他 その他の本社債の条件については、「2 売出しの条件」を参照のこと。</p>		

(注1) 本社債は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにより、発行会社の2016年6月24日付グローバル・ストラクチャー・セキュリティーズ・プログラム及び下記（注2）に記載のマスター代理人契約に基づき、2017年9月20日に発行される予定である。本社債が証券取引所に上場される予定はない。

(注2) 本社債は、発行会社、計算代理人兼フレンチ・クリアードIPAとしてのパークレイズ・バンク・ピーエルシー、発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを以下「発行・支払代理人」、「名義書換代理人」又は「交換代理人」といい、文脈上必要な場合は、ルクセンブルク代理人（以下に定義される。）、フランクフルト代理人（以下に定義される。）及び発行会社により任命されることのある追加の支払代理人と併せて「支払代理人」といい、また文脈上必要な場合は、ニューヨーク代理人（以下に定義される。）及び発行会社により任命されることのある追加の名義書換代理人と併せて「名義書換代理人」という。）、ニューヨークにおける登録機関（以下「ニューヨーク登録機関」という。）兼ニューヨーク市における代理人（以下「ニューヨーク代理人」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、フランクフルトにおける代理人（以下「フランクフルト代理人」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、ルクセンブルクにおける代理人（以下「ルクセンブルク代理人」という。）兼ルクセンブルクにおける登録機関（以下「ルクセンブルク登録機関」といい、ニューヨーク登録機関と併せて、また個別に「登録機関」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エヌイー／エヌブイ（ルクセンブルク支店）、計算代理人としてのパークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド、フランスIPAとしてのビーエヌピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、スイスIPAとしてのビーエヌピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、パリ、スキュルサル・ド・チューリッヒ、スウェーデンIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・パンケンAB (publ)、フィンランドIPAとしてのスカンディナビスカ・

エンスキルダ・バンケン A B (publ)、ノルウェー IPA としてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケン A B (publ)、デンマーク IPA としてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケン A B (publ)、並びに CREST 代理人としてのコンピューターシェア・インバスター・サービスズ・ピーエルシーの間において 2017 年 5 月 31 日付で締結されたマスター代理人契約（以下「マスター代理人契約」という。この用語には、随時補足及び／又は変更及び／又は修正再表示及び／又は置換されるマスター代理人契約を含む。）に従い、マスター代理人契約の利益を享受して発行される社債券（以下「本社債券」又は「本社債」といい、この用語は、(i) 包括形式により表章される本社債券（以下「包括社債券」又は「包括社債」という。）に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位（適用ある条件決定補足書に規定する。）、(ii) 包括社債券との交換（又は一部交換）により発行される確定社債券、及び (iii) 包括社債券を意味する。）のシリーズの 1 つである。

本社債券の所持人（以下「本社債権者」という。）及び利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札（以下「利札」という。）の所持人（以下「利札所持人」という。）は、マスター代理人契約及び適用ある条件決定補足書の諸条項の全てについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要」における記載の一部は、マスター代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。

本社債権者及び利札所持人は、2017 年 5 月 31 日付で発行会社により発行された約款（Deed of Covenant）（本社債の発行日までになされた補足及び／又は変更及び／又は修正再表示及び／又は置換を含む。）の利益を享受する権利を有する。

「修正翌営業日調整」とは、当該日が営業日でない場合に、翌営業日が当該日となる（但し、それにより翌暦月にずれ込む場合には、当該日は直前の営業日に繰り上げられる。）調整方法をいう。

「営業日」とは、(a) ロンドン、ニューヨーク、東京及びイスタンブールにおいて商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる日及び (b) 関連決済システムに係る決済システム営業日をいう。

「決済システム営業日」とは、関連決済システムが決済指図の受理及び執行のために営業している日（又は、受渡障害事由が発生していなければそのように営業していたと思われる日）をいう。

「関連決済システム」とは、ユーロクリア・バンク・エスユー／エヌブイ及びその承継人、並びにクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム及びその承継人をいう。

2【売出しの条件】

売出価格	額面金額の 37.85% (注1)	申込期間	2017 年 8 月 21 日から 2017 年 9 月 15 日まで
申込単位	額面 20,000 トルコ・リラ以上 額面 10,000 トルコ・リラ単位	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における 本店及び所定の営業所 (注2)	受渡期日	2017 年 9 月 21 日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	該当なし	売出しの委託契約の内容	該当なし

(注1) 本社債の申込人は、受渡期日に売出価格をトルコ・リラ又は相当する円貨額にて支払う。

(注2) 本社債の申込み及び払込みは、売出人の定める「外国証券取引口座約款」（以下「約款」という。）に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

(注3) 本社債は、1933 年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人 (U.S. Person) に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のた

めに、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。この（注3）において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

社債の要項の概要

1. 利息

本社債には利息は付されない。

2. 償還及び買入れ

(1) 満期償還

後記の規定に従い期限前に償還、買入れ又は消却される場合を除き、本社債は、発行会社によって、満期日に、その額面金額でトルコ・リラにより償還される。

(2) 発行会社課税事由、通貨障害事由、法の変更及び異常な市場障害の発生後の期限前償還及び／又は調整
発行会社は、「発行会社課税事由」（以下に定義される。）及び／又は「通貨障害事由」（以下に定義される。）及び／又は「法の変更」（以下に定義される。）及び／又は「異常な市場障害」（以下に定義される。）（以下「追加障害事由」という。）が発生した場合には、以下の規定に従う。

(i) 発行会社は、計算代理人に、かかる追加障害事由が本社債に及ぼす経済的効果であって商業上合理的な結果をもたらすものを考慮するため、また当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的効果を実質的に維持するために本要項及び／又は本社債に関連するその他の規定に対して適当な調整を行うことの可否を判断するよう要請することができる。計算代理人が、適当な調整が可能であると判断した場合、発行会社はかかる調整の発効日を決定し、かかる調整について本社債権者に通知し、かかる調整を実施するために必要な手続をとる。計算代理人が、商業上合理的な結果をもたらし、かつ当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的効果を実質的に維持することができるような調整を行うことが不可能と判断した場合には、計算代理人はその旨発行会社に通知し、いかなる調整も行われぬ。

(ii) 発行会社は、本社債権者に対し10営業日前までに（かかる通知期間を以下「期限前償還通知期間」という。）取消不能の通知（かかる通知を以下「追加障害事由償還通知」という。）を行った上で、期限前償還通知期間の最終日（かかる日を以下「期限前現金償還日」という。）において当該シリーズの本社債のすべてを償還し、各本社債権者に対し、当該本社債権者の保有する各本社債について、当該期限前現金償還日において期限前償還額（以下に定義される。）に相当する金額を支払うことができる（この場合、発行会社は、かかる償還に先立って、（本社債の償還と併せて考えた場合に）かかる追加障害事由が本社債に及ぼす効果を考慮する上で適当と思われる調整を、本要項又は本社債に関連するその他の規定に対して行うこともできる。）。

「通貨障害事由」とは、任意のシリーズに関して、一つ又は複数の通貨に影響を及ぼす事象の発生又はかかる事象の公的な宣言で、決済通貨に関する義務を履行し又はその他の方法でかかるシリーズの支払・決済又はヘッジを行う発行会社の能力が著しく阻害され又は損なわれると発行会社がその裁量により判断するものをいう。

「法の変更」とは、本社債の約定日（2017年8月9日）以降、①適用される法律、規則、規程、命令、判決若しくは手続（税法、並びに適用ある規制当局、税務当局及び／又は取引所の規則、規程、命令、判決又は手続を含むがこれらに限らない。）の採択若しくは公布若しくは変更、又は②正当な管轄権を有する裁判所、法廷若しくは規制当局（米国商品先物取引委員会又は関連する取引所若しくは取引施設を含むがこれらに限らない。）による適用される法律若しくは規則の公式又は非公式の解釈の公表、変更若しくは公示（税務当局が講じたあらゆる措置を含む。）により、発行会社が、(a)約定日において関連するヘッジ当事者が想定していた方法での発行会社及び／若しくはその関連会社による本社債に関連するヘッジ・ポジション、若しくは本社債に係る証券、オプション、先

物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約の保有、取得、取引、若しくは処分が、違法となるか、若しくは違法となることが相当程度見込まれるか、若しくは違法となったか、又は(b)発行会社若しくはそのいずれかの関連会社が(x)本社債に基づく自身の義務の履行において(租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少、その他の当該会社の課税状況に対する不利な影響による場合を含むがこれらに限らない。)、若しくは(y)本社債に関連するヘッジ・ポジション、若しくは本社債に係る証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分において、負担する費用が著しく増加することになると判断した場合をいう。

「期限前償還額」とは、本社債の期限前償還又は消却に関して、期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後の本社債の市場価値の比例按分額として決定される、決済通貨建ての額面金額(適用ある場合、発生した利息額を含む。)をいう。かかる金額は、本社債の期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後、合理的に可能な限り早期に、計算代理人が適当と判断する要素を参照して決定される。かかる要素には、①当該時点における、参照資産の市場価格又は価値及びその他の関連する経済変数(金利、また適用ある場合には外国為替レート等)、②本社債が予定満期日若しくは失効日及び/又は予定早期償還日若しくは行使日まで償還されなかったと仮定した場合の本社債の残存期間、③本社債が予定満期日若しくは失効日及び/又は予定早期償還日若しくは行使日まで償還されなければ支払われるべきであったと思われる、当該時点における最低の償還額又は消却額、④内部の価格決定モデル、並びに⑤その他の市場参加者が本社債と同様の証券の買値として提示しうる価格が含まれるが、これらに限らない。計算代理人は、上記の市場価値を決定する際、ヘッジ・ポジション及び/又は関連する資金調達関連の取決めの解約に関連して発行会社又はその関連会社が負担し又は負担することとなる、一切の費用、料金、手数料、発生額、損失、源泉徴収額及び経費に関する控除を反映するために当該金額を調整することができる。

「ヘッジ・ポジション」とは、発行会社又はその関連会社が個別に又はポートフォリオ・ベースで本社債に関する発行会社の義務をヘッジするために購入、売却、加入又は継続する一つ又はそれ以上の①証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関するポジション若しくは契約、②株式貸借契約、又は③その他の商品若しくは合意をいう。

「異常な市場障害」とは、約定日(2017年8月9日)以降における、本社債に基づく発行会社の義務の全部又は一部の履行を妨げたと発行会社が決定する、異常な事象又は状況((国内外の) 法律の制定、(国内外の) 公共機関の介入、自然災害、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況を含むがこれらに限らない。) をいう。

「関連会社」とは、ある法人(以下「当該法人」という。)に関して、当該法人によって直接的若しくは間接的に支配されている法人、当該法人を直接的若しくは間接的に支配している法人又は当該法人と直接的若しくは間接的に共通の支配下にある法人をいう。「支配」とは、ある法人の議決権の過半数を保有することをいう。

「発行会社課税事由」とは、英国(又は英国の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関)における法律若しくは規則の変更若しくは改正、又はかかる法律若しくは規則の適用若しくは公的解釈に関する変更、又は課税当局による決定、確認若しくは勧告であって、約定日(2017年8月9日)以降に効力が生じるものにより、発行会社が本項に基づき追加額の支払を義務付けられるか、又はかかる支払を義務付けられることが相当程度見込まれることをいう。

(3) 買入れ及び消却

発行会社又はそのいずれかの子会社は随時、公開市場その他において、いかなる価格においても本社債

(但し、当該社債に関する満期が到来していない一切の利札が当該社債券に添付されており、又は当該社債券とともに提出されることを条件とする。) を買入れることができる。

前記のとおり発行会社若しくはそのいずれかの子会社により又は発行会社若しくはそのいずれかの子会社に代わって買入れが行われた本社債はすべて、これを満期が到来していない一切の利札とともに発行・支払代理人に提出することにより消却のために提出することができ(但し、これは義務ではない。)、そのように提出された場合、発行会社により償還されたすべての本社債とともに、直ちに(当該社債券に添付された、又は当該社債券とともに提出された、満期が到来していない一切の利札とともに)消却される。前記のとおり消却のために提出されたあらゆる社債は、再発行又は再販売することはできず、かかる社債に関する発行会社の義務は免除される。

(4) 違法性及び実行不能性

発行会社が、誠実に、かつ合理的な方法で、(i) 財政的、政治的若しくは経済的状況の変化、若しくは為替レートの変動の結果、又は(ii) 発行会社若しくは関連する子会社若しくは関連会社が、政府、行政若しくは司法関係の当局若しくは権限を有する機関の適用する現行若しくは将来の法律、規程、規則、判決、命令若しくは指令若しくはそれらの解釈を誠実に遵守した結果として、本社債に基づく発行会社の義務の全部又は一部の履行が、違法若しくは実行不能となったか又は違法若しくは実行不能となることが相当程度見込まれると判断した場合には、発行会社はその裁量により、社債権者に通知した上で、本社債を償還又は消却することができる。

発行会社が本項(4)に従って本社債を償還又は消却することを決定した場合、各本社債は期限前償還額にて支払期日が到来する。支払は本要項に従い、社債権者に通知される方法で行われる。

3. 支払

本社債に関する元利金の支払は、以下の規定に従い、米国外に所在する支払代理人の指定事務取扱店舗において(元本の支払の場合及び償還後の利息の場合には) 関連する社債券又は(償還後の利息以外の利息の場合には) 関連する利札(適宜)を呈示及び提出すること(又は、支払われるべき金額若しくは受領可能資産の一部の支払若しくは交付の場合には、それらに裏書すること)と引き換えに、また決済条件に従うことを条件として行われ、(a) 支払の場合は、(該当する場合には、非米国実質所有の証明を行うことを条件として) 口座開設銀行宛てに振り出される、関連通貨で支払われる小切手により、又は(所持人の選択により) 口座開設銀行における当該通貨建ての口座(日本の非居住者に対する日本円での支払の場合、非居住者口座とする。)への振込みにより、また(b) 交付の場合には、社債権者に通知される方法により行われる。

無記名式の本社債の所持人は、本項に従ってなされる振込みが支払期日後に当該所持人の口座に到達したことによりかかる社債につき支払われるべき金額の受領が遅れたことについて、利息その他の支払を受ける権利を有さない。

本社債券には、発行・支払代理人により又は発行・支払代理人に代わって、当該社債券についてなされた各支払及び交付が記録され、かかる記録はその支払又は交付がなされたことの明白な証拠となる。

無記名式確定社債券への交換が不当に留保又は拒否された場合を除いて、いかなる無記名式包括社債券に関しても、交換日後に期限が到来する支払又は交付は、なされないものとする。

本社債又は利札に関して特定の金額が支払われるべきものと明示されている、又はその他の方法で支払われるべきものと決定されているその日が、(i) 営業日、且つ(ii) (確定社債券の場合に限り) 社債券又は利札の呈示場所において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務(外国為替及び外貨預金取引を含む。)を営んでいる土日以外の日でない場合には、その支払は(i) 営業日、且つ(ii) (確定社債の場合に限り) 社債券又は利札の呈示場所において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務(外国為替及び外貨預金取引を含む。)を営んでいる土日以外の日該当する直後の日まで行

われず、かかる社債券又は利札の所持人は、かかる支払遅延について追加の支払を受ける権利を有さない。

本要項において、「交換日」とは、交換を要求する通知がなされた日から60暦日以上経過した日で、発行・支払代理人の指定事務取扱店舗が所在する都市及び（該当する場合には）関連決済システムが所在する都市において銀行が営業している日をいう。

なお、当初の発行・支払代理人の名称及びその指定事務取扱店舗は以下に記載するとおりである。

発行・支払代理人

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン

(The Bank of New York Mellon)

英国 ロンドン E14 5AL ワン・カナダ・スクエア

(One Canada Square, London E14 5AL, United Kingdom)

4. 本社債の地位

本社債及びそれに関する利札は発行会社の無担保かつ非劣後の債務を構成し、本社債間において同順位である。本社債及びそれに関する利札に基づく発行会社の支払義務は、発行会社のその他の現在及び将来の無担保・非劣後の債務（強制的かつ一般的に適用される法律の規定により優先権が認められる債務を除く。）と同順位である。本社債は、発行会社の預金を証明するものではなく、いかなる政府又は政府機関によっても保証されていない。

5. 課税

発行会社が租税に関する源泉徴収又は控除を行うことが法律により要求される場合その他本要項に開示されている場合を除き、社債権者は、利息の支払、利息額、若しくは本社債の所有、譲渡、売却、償還、権利執行若しくは消却、又は決済金額及び／若しくは本社債に関するその他の支払（適宜）に起因し、或いはそれらに関連して支払われるべき一切の租税を支払わなければならない。発行会社は、社債権者が負担するかかる租税について責任を負わず、その他の方法でかかる租税に関する金額を支払う義務を負わない。

本社債に関する支払はすべて、英国（又は英国の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関（それぞれを「税務当局」という。））により賦課、徴収、回収、源泉徴収又は査定されるあらゆる性質の現在又は将来の租税に関する源泉徴収又は控除のない状態で、かかる源泉徴収又は控除を行うことなく、支払われる。但し、かかる源泉徴収又は控除が法律上要求される場合はこの限りではない。

英国（若しくは税務当局）により又は英国内で賦課、徴収、回収、源泉徴収又は査定されるあらゆる性質の現在又は将来の租税に関する源泉徴収又は控除が法律上要求される場合でも、本社債に関する支払から源泉徴収又は控除することが要求される租税、賦課課税又は公課を填補するために発行会社が社債権者に対して追加額を支払うことはない。

本要項において(I)「元本」は本社債に関して支払われるべきあらゆるプレミアム、決済金額、及び本要項第2項に従って支払われるべき元本の性質を有するその他一切の金額を含むものとみなされ、(II)「利息」は一切の利息額及び本要項第2項（又はこれに対する変更若しくは補足）に従って支払われるべきその他一切の金額を含むものとみなされ、(III)「元本」及び／又は「利息」は本項に基づいて支払われるべきあらゆる追加額を含むものとみなされる。

6. 債務不履行事由

以下のいずれかの事由（それぞれを「債務不履行事由」という。）が発生し継続している場合、発行・支払代理人又は発行会社（適宜）が本社債権者からの下記の通知を受領する前に、当該債務不履行事由が発行会社によって是正されるか又は本社債権者によって宥恕されない限り、本社債権者は、かかる社債が

期限前償還額にて償還されるべき旨を発行会社及び発行・支払代理人に対して通知することができ、かかる社債はすべての場合において直ちに償還期限が到来する。

- (a) 発行会社が期限前償還額、満期償還額又は本社債に関するその他の支払額（利息を除く。）を支払期日までに支払わず、かかる不履行が30暦日にわたり継続した場合。
- (b) 発行会社が本社債のその他の条項に違反した場合で、かかる違反が本社債権者の利益を実質的に損なう方法によるものであり、且つ当該違反が、発行済みの本社債の額面金額又は数（適宜）の少なくとも4分の1を保有し、違反の治癒を要請する本社債権者から発行会社が違反の通知を受領してから30暦日以内に治癒されない場合。
- (c) 発行会社を清算する旨の命令がなされた場合又はその旨の有効な決議が可決された場合（再建、合併又は吸収合併の計画に関連する場合を除く。）。

債務不履行事由の発生後のいずれかの時点で期限前償還額を計算する際、計算代理人は、かかる債務不履行事由が本社債の時価に及ぼす影響を無視するものとする。

7. 時効

発行会社に対する、本社債及び／又は利札（本項においては利札引換券は含まれない。）にかかる支払に関する請求は、それらについての適切な支払日から10年（元本の場合）又は5年（利息の場合）以内に行われない限り、時効消滅し、無効となる。

8. 社債券の交換

社債券又は利札が紛失、盗失、毀損、汚損又は破損した場合、かかる社債券又は利札は、適用される一切の法令及び関連証券取引所又はその他の関連当局の規制要件に従って、発行・支払代理人、又は発行会社が随時かかる目的のために指定し、その指定につき社債権者に通知するその他の支払代理人若しくは名義書換代理人の指定事務取扱店舗において、交換に関して発生する料金、経費及び租税を請求者が支払った上で、また発行会社が要求する証拠、担保及び補償その他の条件に従って、交換することができる。本社債券又は利札が毀損又は汚損した場合には、代替りの社債券又は利札が発行される前に当該社債券又は利札を提出しなければならない。

9. 追加の発行

発行会社は随時その自由裁量で、社債権者又は利札所持人の同意を得ることなく、本社債と同様の条件が適用されるあらゆるシリーズの追加の社債を設定及び発行することができ、かかる社債は当該シリーズの社債に統合され、それらとともに一つのシリーズを構成する。

10. 通知

(1) 社債権者に対する通知

社債権者に対するあらゆる通知は、以下のいずれかに従ってなされた場合に、適式になされ効力を有するものとみなされる。

- (a) 英国で一般に刊行されている日刊新聞（「フィナンシャル・タイムズ」となる予定）において公告された場合。この場合、最初に公告された日において通知がなされたものとみなされる。
- (b) （本社債が関連証券取引所に上場されており、又は関連当局により取引を認められている場合は）当該証券取引所又はその他の関連当局の規則及び規制に従って通知がなされた場合。この場合、かかる規則及び規制に従って最初に送信又は公告がなされた日に通知がなされたものとみなされる。
- (c) 上記で要求されている公告又は郵送に代えて、社債権者に対する通知を関連決済システムに対して送付することができるが、適用ある場合には、前(b)に従って要求される公告その他の要件も遵守することを条件とする。この場合、（その後の公告又は郵送にかかわらず、）該当する関連決済システムに転送されるよう発行・支払代理人に対して最初に送信された日において通知がなされたものとみなされる。

前(a)又は(b)に従って要求される公告を行うことができない場合、通知は、欧州で刊行されているその他の主要な英文の日刊新聞において公告された場合に、その最初の公告日において有効に行われたものとみなされる。

利札の所持人は、あらゆる目的上、本項に従って社債権者に送付された通知の内容について通知を受けたものとみなされる。

(2) 発行会社及び代理人に対する通知

あらゆるシリーズについて、発行会社及び／又は代理人に対する一切の通知は、マスター代理人契約に規定された住所に宛てて、又は本項に従って社債権者に送付される通知により発行会社及び／又は代理人が指定するその他の者又は場所に宛てて送付されるものとする。

(3) 通知の有効性

いずれかの通知が有効であり又は適式に完成され、適切な様式でなされているか否かについての判断は、発行会社及び関連決済システムにより、発行・支払代理人と相談の上でなされ、かかる判断は発行会社、諸代理人及び社債権者に対して決定的かつ拘束力を有するものである。

無効、不完全及び／又は適切な様式でないと判断された通知は、発行会社及び関連決済システム（該当する場合）がそれぞれ別途合意しない限り、無効となる。本規定は、新たな又は訂正された通知を交付するために通知を交付する者の権利を損なうものではない。

発行会社、支払代理人、登録機関又は名義書換代理人は、かかる通知が無効、不完全及び／又は適切な様式でないと判断された場合には、当該通知を提出した社債権者に迅速にその旨を通知するべく、一切の合理的な努力を尽くす。自身の側に過失又は故意の不正行為がない場合には、発行会社、関連決済システム又は代理人（適宜）のいずれも、通知が無効、不完全若しくは適切な様式でない旨の社債権者に対する通知又は判断に関連して自身が行った行為又は不作為につきいかなる者に対しても責任を負わない。

本要項の他の規定にかかわらず、本要項に従うことを条件として、発行会社又は計算代理人が本要項により必要とされる通知を行わないことは、発行会社又は計算代理人が本要項に基づき行う行為（本要項の調整又は本社債の期限前償還若しくは消却を含む。）の有効性又は拘束力に影響を与えない。

11. 変更及び集会

(1) 本要項の変更

発行会社は、社債権者の同意を得ることなく、本要項に対して、発行会社の単独の意見において社債権者の利益を実質的に損なわない変更、或いは形式的、軽微若しくは技術的な性質の変更、又は明白な誤りを訂正するため若しくは発行会社が設立された法域における強制的な法律の規定を遵守するため若しくは本要項中に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するための変更を行うことができる。

かかる変更の一切は社債権者に対して拘束力を有し、かかる変更の一切は、その後可及的速やかに社債権者に通知される。かかる通知を送付しなかった或いはかかる通知を受領しなかったとしても、それらはかかる変更の有効性に影響しない。

(2) 社債権者集会

マスター代理人契約には、特別決議（マスター代理人契約に定義される。）による本要項又はマスター代理人契約の変更の承認を含め、社債権者の利益に影響する事項を審議するための社債権者の集会の招集に関する規定が含まれている。社債権者には、少なくとも21暦日（通知が送付された日及び集会が開催されることとなっている日を除く。）前に、集会の日時及び場所を明記した通知が送付される。

かかる集会は、発行会社又は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の10%以上を保有する社債権者により、招集することができる。社債権者集会の定足数（特別決議（以下において定義する。）を可決するための集会の場合を除く。）は、本社債の過半数（保有又は代表される本社債の額面金額又は数量

を基準として)を保有又は代表する2名以上の者とする。但し、かかる集会の議事に(とりわけ)下記(i)乃至(viii)の議案の審議が含まれる場合には、定足数は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の75%以上又は(延会の場合は)25%以上を保有又は代表する2名以上の者とする。(i)本社債の満期日若しくは償還日、本社債の行使日若しくは失効日、或いは本社債に関する利息若しくは利息額の支払日を変更すること、(ii)本社債の額面金額若しくは本社債の償還若しくは行使につき支払われるべきプレミアムを減額若しくは消却すること、(iii)本社債に関する利率を引き下げ、若しくは本社債に関する利率若しくは利息の金額を算定する方法若しくは基準、若しくは本社債に関する利息額を算定する基準を変更すること、(iv)条件決定補足書に、利率の上限及び/若しくは下限、若しくは取引可能金額若しくは受領可能資産の上限及び/若しくは下限が定められている場合には、かかる上限及び/若しくは下限を引き下げること、(v)決済金額若しくは受領可能資産を算定する方法若しくは基準を変更すること(要項に定められている変更を除く。)(vi)本社債の支払通貨若しくは表示通貨を変更すること、又は(vii)社債権者集会に必要な定足数若しくは特別決議の可決に必要な過半数に関する規定を変更すること。マスター代理人契約には、発行済みの本社債の額面金額の90%以上を保有する所持人により、又はかかる所持人に代わって署名された書面による決議は、あらゆる目的上、適式に招集及び開催された社債権者集会において可決された特別決議と同様に効力を有するものとみなされる旨規定されている。かかる書面による決議は一つの文書として作成することも、同じ形式の複数の文書として作成することもでき、各文書は1名又は複数名の社債権者により又はかかる社債権者に代わって署名されるものとする。

マスター代理人契約の条件に従い適式に招集及び開催された集会において、かかる集会で投じられた票の75%以上の過半数により可決された決議を特別決議とする。かかる集会において適式に可決された特別決議は、自身が集会に出席していたか否かにかかわらず、すべての社債権者に対して拘束力を有する。

12. 諸代理人

(1) 諸代理人の任命

発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人及び計算代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為するものであり、社債権者(又は所持人)に対していかなる義務も負わず、また社債権者(又は所持人)のために或いは社債権者(又は所持人)との間で、代理人又は信託の関係を有さない。発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人、計算代理人又は発行会社のいずれも、発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人、計算代理人又は発行会社としての自身の義務及び職務につき、社債権者(又は所持人)の受託者又は顧問として行為するものではない。発行会社は随時、既に任命した発行・支払代理人、その他の支払代理人、登録機関、名義書換代理人又は計算代理人を変更又は解任し、追加の又は別の支払代理人又は名義書換代理人を任命する権利を有する。但し、発行会社が常に、(a)発行・支払代理人1名、(b)(記名式社債券に関しては)登録機関1名、(c)(記名式社債券に関しては)名義書換代理人1名、(d)(本要項により要求される場合には)1名又は複数の計算代理人、(e)欧州の主要都市2つ以上に指定事務取扱店舗を有する支払代理人、(f)本社債が上場されるその他の証券取引所により要求されるその他の代理人、及び(g)((e)又は(f)に従って既に条件が満たされている場合を除き)無記名式確定社債券に関して、理事会指令(2003/48/EC)若しくは2000年11月26日から27日に開催されたECOFIN理事会の決定を実施するその他の指令又はかかる指令を施行若しくは遵守する法律若しくはかかる指令に従うために導入される法律に従って税金の源泉徴収又は控除を行う義務を負わない、欧州連合加盟国内に指定事務取扱店舗を有する支払代理人1名を擁していることを条件とする。代理人の解任及び代理人の指定事務取扱店舗の変更に関する通知は、社債権者に送付される。

(2) マスター代理人契約の変更

発行会社は、それが社債権者の利益を実質的に損うものでないと発行会社が判断した場合、又はかかる

変更が形式的、軽微若しくは技術的な性質のものであるか、明白な誤りを訂正するため、適用法の強制的な規定を遵守するため、或いはマスター代理人契約に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するために変更が行われる場合に限り、マスター代理人契約の変更を認め、又は同契約に対する違反若しくは違反の予定、若しくは同契約の不遵守を宥恕若しくは承認することができる。

かかる変更は社債権者に対して拘束力を有し、変更後可及的速やかに社債権者に通知される。但し、かかる通知が送付されなかった又は社債権者により受領されなかった場合でも、かかる変更の有効性又は拘束力に影響を及ぼすものではない。

(3) 発行会社及び諸代理人の責任

発行会社又は諸代理人のいずれも、(国内外の)法律の制定、(国内外の)公共機関の介入、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況に起因する損失又は損害につき、責任を負わない。ストライキ、封鎖、ボイコット及びロックアウトに関する責任の制限は、当事者のいずれかがかかる措置を講じた場合又はそれらの対象となった場合にも適用されるものとする。発行会社又は諸代理人のいずれかが、かかる事由の発生により支払又は交付の実施を妨げられる場合、当該事象又は状況が解消されるまでの間、かかる支払又は交付を延期できるものとし、この場合、かかる延期につき追加額の支払又は交付を行う義務は生じない。

(4) 計算代理人による決定

別段の定めのない限り、本要項における決定、検討、判断、選択及び計算はすべて、計算代理人が行う。かかる決定、検討、判断、選択及び計算のそれぞれに、本項(4)が適用される。かかる決定、検討、判断、選択及び計算に際し、計算代理人は、発行会社によるヘッジ契約の影響を考慮に入れる。すべての場合において、計算代理人は誠実に、また商業上合理的な方法でその裁量を行使し、かかる決定及び計算を行うものとし、(明白な又は証明された誤謬がある場合を除いて)かかる決定及び計算は、最終的なものであり、発行会社、諸代理人及び社債権者に対して法的拘束力を有する。

(5) 発行会社による決定

発行会社は、本要項に従ってその裁量を行使し、一定の決定、検討、判断、選択及び計算を行うことを要求される場合がある。すべての場合において、発行会社は誠実に、また商業上合理的な方法でその裁量を行使し、かかる決定及び計算を行うものとし、(明白な又は証明された誤謬がある場合を除いて)かかる決定及び計算は、最終的なものであり、諸代理人及び社債権者に対して法的拘束力を有する。

13. 1999年(第三者の権利に関する)契約法

いかなる者も、1999年(第三者の権利に関する)契約法に基づいて本社債の条件を実施する権利を有さない。

14. 準拠法及び管轄

- (a) 本要項に従うことを条件として、本社債、利札及びマスター代理人契約、並びにそれらに起因又は関連して生じる一切の契約外の義務は、イングランド法に準拠し、同法に従って解釈される。
- (b) 本要項に従うことを条件として、本社債、利札及び/又はマスター代理人契約に起因又は関連して生じる一切の紛争については、イングランドの裁判所がその専属的管轄権を有し、したがってそれらに起因又は関連して生じるあらゆる訴訟又は法的手続はかかる裁判所に提起される。

15. 様式、額面、所有権及び譲渡

(1) 様式、額面

本社債は、各本社債の額面10,000トルコ・リラの無記名式で発行され、記名式社債券に交換することはできない。

本社債は当初、包括様式により発行され、特定の事由が生じた場合に限り確定様式の本社債券に交換することができ、包括様式の社債券は当該包括社債券の要項に従って確定社債券に交換される。かかる事由が生じた場合、発行会社は迅速に社債権者に通知する。

(2) 所有権

社債券及び利札の所有権はマスター代理人契約の規定に従って交付により移転する。

発行会社及び関連する諸代理人は、（法律により別途要求されるか、又は正当な管轄権を有する裁判所により別途命令を受けた場合を除き）あらゆる無記名式社債券又は利札の所持人（以下において定義される。）を、あらゆる目的上（かかる社債券の支払期日超過の有無を問わず、また所有権、信託若しくはかかる社債券に対する持分に関する通知、かかる社債券面上（又はそれを表章する包括社債券面上）の書き込み、又はかかる社債券の盗失若しくは紛失にかかわらず）その完全な所有者とみなし、そのように扱い、いかなる者も所持人をそのように扱うことにつき責任を負わない。

本要項において、「社債権者」とは、無記名式社債券の持参人又は記名式社債券がその名義において登録されている者をいい、「所持人」とは、無記名式社債券又は利札に関しては当該無記名式社債券又は利札の持参人をいい、記名式社債券に関しては記名式社債券がその名義において登録されている者をいう。

(3) 無記名式社債券の譲渡

前記の規定に従うことを条件として、無記名式本社債券及び利札の所有権は、交付により移転する。

課税上の取扱い

課税一般について

以下に記載された情報は、現在本社債について適用される税法及び慣行の完全な要約ではない。本社債に関する取引（購入、譲渡及び／又は償還を含む）、本社債に対する金利又はプレミアムの発生又は受領及び本社債の所持人の死亡は、投資家に税務上の影響を与える可能性がある。税務上の影響は、とりわけ見込み投資家の税務上の居住地及び／又は地位によって異なりうる。それゆえ投資家は、本社債に関する取引により生ずる税務上の取扱い、又は各自が税務上居住者とされる、若しくは納税の義務を負っている法域における税法上の影響について、各自の税務顧問に助言を求めるべきである。とりわけ、関係課税当局が本社債に基づく支払をどのように特徴付けるかについては、いかなる表明もなされない。

本社債の買主及び／又は売主は、本社債の発行価格又は購入価格（異なる場合）に加えて、印紙税及びその他の税の支払を要求される可能性がある。

以下に定義される用語は、関連する項目のみを目的として定義される。

1. 英国の租税

以下は、英国の現行の税法及び英国歳入税関庁の公表済みの実務に基づく一般的な記載であり、英国の課税に関する特定の側面のみに関連して、発行会社が英国の現行の法律及び実務につき理解している事項を要約したものである。下記は、すべての事項を網羅したものではない。また、本社債の実質的所有者のみに関するものであり、特別規則の適用対象となる、特定のクラスの納税者（本社債の取引を業とする者、特定のプロ投資家及び発行会社と関係を有する者）に対しては適用されない。

投資家で、英国以外の法域で課税される可能性のある者又は課税状況について確信が持てない者は、各自で専門家の助言を受けるべきである。

(1) 源泉徴収税

(a) 発行会社のみによる利息の支払

発行会社は、発行会社が2007年所得税法（以下「本件法」という。）の第991条に定義される銀行である限り、かつ、本社債に対する利息が本件法第878条に定義される通常の業務過程において支払われる限り、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなく利息を支払うことができる。

(b) 特定の本社債権者への利息の支払

本社債の利息は、その支払が行われる時点において発行会社が以下のいずれかに該当すると合理

的に確信できる場合にも、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなくこれを支払うことができる。

(i) 本社債につき支払われる利息を実質的に受ける権利を有する者が、かかる利息の支払に関して英国法人税の課税対象となっていること。

(ii) 支払が本件法第936条に記載の課税が免除される団体又は者の区分の一つに対してなされること。

但し、英国歳入税関庁が、（かかる利息の支払が、支払が行われる時点において「除外される支払」に該当しないと同庁が確信する合理的な根拠を有する場合において）税金を控除した上で利息を支払うよう指示した場合はこの限りではない。

(c) 適格私募

さらに、非上場の本社債の一定の所持人は、当該非上場本社債につき支払われる利息に関して英国の租税が一切源泉徴収されないことを確保するために最近導入された、英国の適格私募に関する制度による恩恵を受けることができる可能性がある（但し、関連するすべての条件を満たしていることを前提とする。）。

(d) その他の源泉徴収

その他の場合には、他の非課税規定（上記の非課税規定とは異なるもの）若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、基準税率により、本社債の利息の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

さらに、他の非課税若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、英国の課税上、かかる支払が利息に該当しないものの、年次の支払又は（現物決済が可能な社債券の場合は）「マニユファクチャード・ペイメント」のいずれかに該当する場合には、基準税率により、本社債の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

(e) 解釈

上記において言及される「利息」とは、英国の税法上の「利息」をいい、特に、プレミアム付きで償還される本社債の償還額のプレミアム要素は、上述した源泉徴収税に関する規定の対象となる利息の支払を構成する場合がある。特定の場合においては、本社債が割引で発行される際の割引額についても同様である。なお、上記の内容は、他の法律上有効であるか、又は本社債若しくはその関連文書の条件により設けられることのある、「利息」又は「元本」の別段の定義を考慮していない。

(2) 報告要件

英国歳入税関庁は、特定の状況において情報を取得する権限を有する。英国歳入税関庁は、本社債から生じた支払を受ける（又は受ける権利を有する）者、（別の者から受領したか又は別の者を代理して）かかる支払を行う者、利息の支払又は計上を行うか又は仲介する者、その他の者を代理して本社債の取引（本社債の発行を含む。）を実行するか又はかかる取引の当事者となる者、本社債の取引に関する登録機関又は管理機関、及び本社債の登録又は記名された各所持人を含む者から、情報を取得することができる。英国歳入税関庁が取得可能な情報には、本社債の実質所有者の詳細、本社債がその者のために保有されている者又は支払を受けることとなる者の詳細（及び、複数名の場合にはそれぞれの者の持分）、本社債の取引に関する情報及び文書、並びに英国内で受領又は留保される金員に対して支払われるか又は計上される利息について、かかる利息に関連する本社債の識別情報が含まれる。

特定の状況においては、英国歳入税関庁が上記の権限を利用して取得した情報は、他の法域の税務当局との間で交換される場合がある。

(3) 国の印紙税及び印紙税保留税

(a) 発行

一般に、本社債の発行に対して英国の印紙税又は印紙税保留税(以下「SDRT」という。)は課されない。但し、下記(a)、(b)及び(c)のすべての条件が満たされる場合には、本社債の預託証券システム又はクリアランス・サービス(又はそれらのノミニー)に対する発行に対して1.5%の税率によるSDRTが課される場合がある。

(i) 本社債が「免除される借入資本」(下記参照)に該当しないこと。

(ii) 本社債が、資本税指令(理事会指令2008/7/EC)第5条(2)の範囲に含まれていないこと。

(iii) 現物決済の規定が存在すること。

預託証券システム又はクリアランス・サービス(又はそれらのノミニー)以外での発行に対しては、さらに1.5%を上限とする税率による印紙税が課される場合がある。本社債は、それが「借入資本」(1986年財政法第78条に定義)に該当し、かつ、下記の4つの権利のうちいずれも付されていない(また、下記(ii)乃至(iv)の場合には、いずれも付されることがない)場合に、「免除される借入資本」に該当することとなる。

(i) 有価証券の所持人のための、有価証券を株式若しくはその他の有価証券に転換することを選択する権利、又は株式若しくはその他の有価証券(同じ内容の借入資本を含む。)を取得する権利。

(ii) その金額が、資本の名目金額に対する合理的な商業リターンを上回る利息に対する権利。

(iii) その金額が、程度を問わず、事業若しくはその一部の業績、又はいずれかの資産の価値を参照して決定されるものであり又はそのように決定されることとなった、利息に対する権利。

(iv) 払戻しに関して、資本の名目金額を上回り、かつロンドン証券取引所のオフィシャル・リストに掲載されている借入資本の発行条件に基づいて一般的に(同等の資本の名目金額に対して)払い戻される金額に合理的に相当しない金額に対する権利。

(b) 本社債の譲渡

クリアランス・サービスを介して保有される本社債に対する権利の譲渡は、第97条Aに基づく選択を行っていない限り、英国の印紙税又はSDRTを発生させるものではない。

本社債が、免除される借入資本に該当せず、かつクリアランス・サービスを介して保有されていない場合には、以下が適用される。

(i) かかる本社債を譲渡する合意がなされた場合、課税対象となる対価に対して0.5%の税率でSDRTが課される可能性がある。

(ii) また、かかる本社債を譲渡するためのあらゆる書類について、0.5%の印紙税が課される可能性がある。

但し、印紙税に関する債務が、SDRTに関する債務が発生してから6年以内に支払われた場合には、SDRTに関する債務は取り消され、又は(場合によっては)払い戻される。

(c) 本社債の償還又は決済

本社債について現物決済が可能な場合、特定の状況においては、本社債の現物決済に対して0.5%の印紙税又はSDRTが課される可能性がある。かかる印紙税又はSDRTが課される場合において、決済が預託証券システム又はクリアランス・サービスに対する関連資産の移転によって行われる場合には、印紙税は1.5%とより高い税率で課される可能性がある。

(d) クリアランス・サービス

前記において、ユーロクリア・バンク及びクリアストリーム・ルクセンブルクが運営する決済システムは「クリアランス・サービス」に該当するが、ユーロクリア・ユーケー・アンド・アイルランドが運営するCRESTシステムは「クリアランス・サービス」に該当しない。

2. EUの租税

金融取引税（以下「FTT」という。）案

2013年2月14日、欧州委員会は、ベルギー、ドイツ、エストニア、ギリシャ、スペイン、フランス、イタリア、オーストリア、ポルトガル、スロベニア及びスロバキア（以下「参加加盟国」という。）における共通FTTに関する指令案（以下「委員会案」という。）を公表した。但し、エストニアはその後不参加を表明した。

委員会案は、非常に広範であり、実施された場合、特定の状況において、本社債に関する特定の取引（流通市場取引を含む。）に適用される可能性がある。欧州委員会規則第1287/2006号第5(c)条に言及される発行市場取引は、適用を除外される見込みである。

委員会案によると、FTTは、特定の状況において、参加加盟国の国内・国外のいずれの者にも適用される可能性がある。一般的には、FTTは、当事者のうち少なくとも1者が金融機関であり、少なくとも1者が参加加盟国において設立された場合に、本社債に関する特定の取引に適用される。金融機関は、(a) 参加加盟国において設立された者と取引を行うことにより、又は(b) 取引の対象となる金融商品が参加加盟国において発行された場合を含む広範な状況において、参加加盟国において「設立された」金融機関となるか又はそのようにみなされる。

但し、FTT案は、依然として参加加盟国間における交渉を要し、かかる税金の範囲及び施行については不明確である。さらなるEU加盟国が参加を決定する可能性もある。

本社債の見込み所持人においては、FTTについて各自で専門家の助言を受けるべきである。

3. 日本国の租税

以下は本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

(i) 本社債は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(ii) 本社債の譲渡又は償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益又は償還差益は、20.315%（所得税、復興特別所得税及び地方税の合計）の税率による申告分離課税の対象となる。但し、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡又は償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益又は償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

(iii) 日本国の居住者は、本社債の譲渡損益及び償還差損益について、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得、利子所得及び配当所得と損益通算及び繰越控除を行うことができる。

(iv)外国法人の発行する社債から生ずる償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。
したがって、本社債に係る償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

本社債に関するリスク要因

本社債への投資には一定のリスクが伴う。各投資家は、本社債へ投資することが適切か否か判断するにあたり、以下に記載されるリスク要因及びその他のリスク要因を検討すべきである。但し、以下の記載は本社債に関連するすべてのリスクを完全に網羅することを意図したものではない。

本社債につき支払われる金額

本社債の元金はトルコ・リラにより支払われる。かかる支払額の日本円相当額は、支払日に有効な日本円・トルコ・リラ間の為替レートにより異なる。そのため、元金の支払額の日本円建てでの相当価値は変動する場合があります。日本円により投資を行った者は、本社債に対する日本円による投資額を全額回収することができない場合がある。トルコ・リラは米ドル、ユーロ等の主要通貨と比べ、外国為替レートの変動幅が大きく、円で換算した場合の支払額も、米ドル、ユーロ等の主要通貨の場合と比べ、より大きく変動する可能性が高いといえる。したがって、日本円・トルコ・リラ間の為替レートなど外国為替レートの変動に関連したリスクを理解し、かつかかるリスクに耐えることができ、さらにかかる変動が本社債の価値にどのような影響を及ぼしうるかを理解する投資家に限り、本社債の購入を検討すべきである。

日本円・トルコ・リラ間の為替レート

上述のとおり、日本円・トルコ・リラ間の為替レートの変動は、トルコ・リラによる元金支払額の日本円相当額に影響を及ぼし、したがって、償還期限前の本社債の価値にも影響を及ぼす。通常の場合のもとでは、本社債の日本円建てでの相当価値は、トルコ・リラが日本円に対し強くなる場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

発行会社の格付、財務状況及び業績

発行会社の信用格付、財務状況若しくは業績が実際に変化した場合又はその変化が予想される場合、本社債の市場価値に影響を及ぼすことがある。

信用リスク

本社債の償還の確実性は、発行会社の信用力に依拠する。発行会社の信用状況が損なわれた場合、本社債を購入した投資家に投資元本割れ等の損失が生じる可能性がある。

カントリーリスク

トルコ共和国における、政治・経済・社会情勢の変動や天変地異等により、途中売却やトルコ・リラの日本円への交換が制限される、あるいはできなくなる可能性がある。

流動性及び市場性

本社債についてその流通性や市場性は必ずしも保証されるものではなく、償還前の売却が困難になった場合、そのことが売却価格に悪影響を及ぼすおそれがある。

時価評価

償還前の本社債の価格は、金利の変動、発行会社の経営・財務状況の変化及びそれに伴う外部信用評価の変化（例えば格付機関による格付の変更）等により上下するため、時価評価の対象とされている場合、本社債の時価が投資元本を下回る場合には償還前においても損失を被り、また、実際に償還前に売却する場合、売却金額が投資元本を割り込むことがある。

発行会社の格付け

一般的に発行会社の格上げが行われると本社債の価格は上昇し、格下げが行われると本社債の価格は下落すると予想される。

税制

将来において、本社債についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。よって、本社債を保有しようとする者は、本社債の購入、所有若しくは売却に関する税金面での取扱いにつき、必要に応じて税務顧問の助言を受けることが望ましい。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

パークレイズ・グループの銀行又は投資会社が破綻する又はその可能性がある場合における規制措置が、本社債の価値に重大な悪影響を与える可能性がある

金融機関及び投資会社の再建及び破綻処理に関する体制について定めた欧州議会及び理事会の2014年5月15日付EU指令2014/59/EU（その後の改正を含む。EU銀行再建・破綻処理指令（「BRRD」））が定める大多数の要件（バイルイン・ツールを含む。）は、2009年英国銀行法（その後の改正を含む。）（「英国銀行法」）の修正によって英国において施行された。バイルイン・ツールに関するより詳しい情報については、下記の「英国の破綻処理当局は発行会社及び本社債に関してバイルイン・ツールを行使することができ、その結果として、本社債の保有者は投資の一部又は全額を失うこととなる可能性がある。」の項目を参照のこと。

2016年11月23日、欧州委員会は、他の提案とともに、BRRDの改正案を公表した。これらの提案は草稿段階のもので、今後EUの立法手続及び国内実施を経ることになる。したがって、これらの提案がパークレイズ・グループ、発行会社及び本社債にどのような影響を及ぼすかは不明確である。

英国銀行法に基づき、多数の英国当局には、英国の銀行又は投資会社及びその一定の関連会社に関し、同じグループに属する銀行又は投資会社が破綻する又は破綻の可能性があると判断される場合において広範な措置を実行できるよう大きな権限が付与されている。発行会社に関連してこれらの措置が実行されることにより、本社債の価値が重大な悪影響を受ける可能性がある。

英国銀行法に基づき、イングランド銀行（又は一定の状況においては英国財務省）には、PRA、FCA及び英国財務省と適宜協議の上、特別破綻処理制度（「SRR」）の一環として、大きな権限が付与されている。これらの権限により、英国の銀行又は投資会社及びこれらの一定の関連会社（それぞれを「該当

する事業体」という。)に関して、破綻処理の条件が満たされると英国の破綻処理当局が確信する状況において、英国の破綻処理当局は、破綻処理措置を実行することができる。かかる破綻処理の条件には、英国の銀行又は投資会社が、2000年金融サービス・市場法(「FSMA」)における、(FSMAのセクション55Bに定められる)特定の規制対象活動を継続する権限の付与に関する最低条件を満たしていないか、満たさなくなる可能性があること、又は、EEA加盟国若しくは第三国の金融機関若しくは投資会社である英国の銀行グループ会社の場合、破綻処理の条件が満たされると当該EEA加盟国又は第三国の関連当局が確信することが含まれる。

SRRは、5つの安定化に関するオプションからなる。すなわち、(a)該当する事業体の事業又は株式の全部又は一部の民間部門への譲渡、(b)該当する事業体の事業の全部又は一部の、イングランド銀行が設立した「承継銀行」への譲渡、(c)英国財務省又はイングランド銀行が完全又は部分的に所有する資産管理機関への譲渡、(d)ベイルイン・ツール(以下に説明する。)、及び(e)一時的な国有化である。

また、英国銀行法は、該当する事業体について破産及び行政に関する2つの新たな手続を定めている。これに付随して英国の破綻処理当局に付与されている権限には、特定の状況において契約上の取り決めを変更する権限(本社債の要項の変更を含む場合もある。)、一時的に支払を停止する権限、破綻処理権限の行使に伴い発生する可能性のある執行又は解除権を差し止める権限、及び英国銀行法に基づく権限を有効に行使することができるように(場合によっては遡及的効力をもって)英国の法律を適用しない若しくは修正する権限が含まれる。

本社債の保有者においては、破綻処理が行われる場合、該当する事業体への公的財政支援は、関連する英国の破綻処理当局によってベイルイン・ツール(以下に説明する。)を含む破綻処理ツールが可能な限り最大限検討され、利用された後に、最後の手段としてのみ利用可能となるものと捉えるべきである。

破綻処理権限が行使された場合、又は行使することが示唆された場合、いかなる社債の価値にも重大な悪影響が及び、本社債の保有者が本社債に対する投資の価値の一部又は全額を失うことにつながる可能性がある。

SRRは発行会社が破産手続前の段階で発動されるよう策定された制度であり、本社債の保有者は、英国の破綻処理当局による破綻処理権限(ベイルイン・ツールを含む。)の行使を予測することができない可能性がある。

安定化に関するオプションは、該当する事業体に関する破産手続が開始される前の段階で行使されることが想定されたものである。安定化に関するオプションの目的は、該当する事業体の事業の全部又は一部が幅広い公共の利益に関して懸念を生じさせるような財政難に陥る又はその可能性が高い場合において、かかる状況に対応することにある。

英国銀行法は破綻処理権限の行使に関して特定の条件を設けており、さらに、2015年5月に公表された欧州銀行監督局のガイドラインは金融機関が破綻している、あるいは破綻する可能性があるか否かの決定において破綻処理当局が適用する客観的な判断要素を定めているが、英国の破綻処理当局が、発行会社及び/又はパークレイズ・グループのその他のメンバーに影響を及ぼす破産手続前の特定の状況において、また破綻処理権限を行使するか否かを決定するにあたって、かかる条件についていかにして判断するかは、不明確である。英国の破綻処理当局はまた、破綻処理権限の行使の決定について、本社債の保有者に事前に通知する義務を負わない。そのため本社債の保有者は、かかる権限の潜在的行使について、またその行使の結果、発行会社、パークレイズ・グループ及び本社債に及ぶ潜在的影響について予測できない可能性がある。

英国の破綻処理当局による破綻処理権限（英国のベイルイン・ツールを含む。）の行使に対し、不服を申し立てる本社債の保有者の権利は、非常に制限される可能性がある。

本社債の保有者は、英国の破綻処理当局が破綻処理権限（英国のベイルイン・ツールを含む。）を行使することを決定した場合に、その決定に対し、不服を申し立てる権利、停止を求める権利又は司法手続若しくは行政手続等による見直しを求める権利を非常に制限される可能性がある。

英国の破綻処理当局は発行会社及び本社債に関してベイルイン・ツールを行使することができ、その結果として、本社債の保有者は投資の一部又は全額を失うこととなる可能性がある。

ベイルイン・ツールの行使に関する法令上の条件が満たされている場合、英国の破綻処理当局は、本社債の保有者の承諾を得ることなく当該権限を行使することが予想される。発行会社及び本社債に関してベイルイン・ツールが行使された場合、本社債について支払われるべき元本、利息又はその他の金額の全部又は一部が削減され、あるいは本社債が発行会社若しくはその他の者の株式、その他の証券若しくはその他の債務に転換され、又は本社債の要項に対してその他の修正若しくは変更が行われる可能性がある。

英国銀行法は、資本要求指令（CRD）IVに基づく資本調達手段の優先順位を反映するとともに、その他通常の破産手続における債権の優先順位に従って、ベイルイン・ツールが適用されるべき順序を定めている。また、ベイルイン・ツールには、株主及び債権者が該当する事業体の通常の破産手続の場合と比べて不利な取扱いを受けないようにするための明示的な保障手段（いわゆる「清算価値保障」）が含まれている。

発行会社及び本社債に関するベイルイン・ツールの行使又は当該行使の提案は、本社債の保有者の権利、本社債に対する投資の価格又は価値、及び／又は発行会社の本社債に基づく義務を履行する能力に重大な悪影響を与える可能性があり、本社債の保有者が本社債に対する投資の一部又は全額を失うことにつながる可能性がある。さらに、破綻処理措置が講じられた後に行われた評価に従い「清算価値保障」に基づく補償の請求が行われた場合でも、本社債の保有者が破綻処理によって被った損害の全額に相当する補償が行われる可能性は低く、本社債の保有者が当該補償を迅速に受けられるという保証もない。

保証された預金はベイルイン・ツールの対象から除外されており、その他優先預金（及び保証された預金）は、当行が発行する社債よりも優先順位が高いため、かかる社債は、当行の（その他優先預金のような）その他の一定の非劣後債務よりもベイルインの対象となる可能性が高い。

BRRDの要求する改正の1つとして、英国の関連法令の改正が行われ（1986年英国倒産法を含む。）、破産手続における優先順位に関して法定の序列が設定された。（i）第一に、英国金融サービス補償機構に基づき保証されている預金（「保証された預金」）は、「通常の」優先債権として既存の優先債権と同順位とし、（ii）第二に、EEA銀行のEEA支店又は非EEA支店における個人及び零細企業、中小企業のその他すべての預金（「その他優先預金」）は、「通常の」優先債権の次の「第2順位」の優先債権とする。また、英国におけるEU預金保険指令の実施は、法人預金（預金者が公共部門機関又は金融機関である場合を除く。）や一時的な大口預金を含めて広い範囲の預金を対象とするため、2015年7月から保証された預金の種類及び額を拡大した。これらの変更によって、優先債権者の種類の規模が拡大されることとなる。これらの優先預金は、本社債の保有者を含む当行のその他の無担保優先債権者よりも破産手続における優先順位が高い。さらに、保証された預金は、ベイルイン・ツールの対象から除外される。その結果、ベイルイン・ツールが英国の破綻処理当局によって行使された場合、本社債は、当行のその他優先預金等のその他の非劣後債務と比較して、ベイルインの対象となる可能性が高くなる。

信用格付機関による発行会社の信用格付の引き下げは、本社債の流動性又は時価に悪影響を及ぼす可能性がある。信用格付の引き下げは、とりわけ、信用格付機関が使用する格付方法の変更を要因として生じうる。

発行会社に付与された格付は、信用格付機関が格付の根拠に関する状況によって正当化されると判断した場合には、信用格付機関により完全に撤回され、保留され、又は引き下げられる可能性がある。格付は時間と共に変化しうる数多くの要因の影響を受けうるものである。かかる要因には、発行者の戦略及び経営能力、発行者の財務状態（資本、資金調達及び流動性に関するものを含む。）、発行者の主要市場における競争及び経済の状況、発行者が事業を営む業界への政治的支援の水準、並びに発行者の法的構造、事業活動及び債権者の権利に影響を及ぼす法律上及び規制上の枠組みのそれぞれに対する信用格付機関の評価が含まれる。信用格付機関は特定の業界又は政治的若しくは経済的地域に属する発行者に適用する格付方法を修正する可能性もある。発行者の信用格付に影響を及ぼす要因が悪化（適用する格付方法の変更による場合を含む。）したと信用格付機関が判断する場合、信用格付機関は発行者及び／又は発行者の証券に付与された格付を引き下げ、保留し、又は撤回する可能性がある。将来、信用格付機関による格付方法の修正及び発行会社の格付に対する格付アクションが発生する可能性がある。

発行会社が1つ又は複数の格付を維持しないと決定した場合、あるいは信用格付機関が発行会社の信用格付を撤回し、保留し、又は引き下げた場合、あるいはかかる撤回、保留又は引き下げが見込まれる場合（あるいは信用格付機関が引き下げ、保留又は撤回を意図して発行会社の信用格付を「クレジット・ウォッチ」に指定した場合）、かかる事由は、上記の要因の結果として発生したかその他により発生したかにかかわらず（また、かかる事由に先立って本社債が格付を付与されていたか否かにかかわらず）、本社債の流動性又は時価に悪影響を及ぼしうる。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

該当なし。

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当なし。

3【臨時報告書】

該当なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

事業年度 2016年度（自平成28年1月1日 至平成28年12月31日）
平成29年4月28日 EDINETにより関東財務局長に提出

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

6【外国会社臨時報告書】

4の外国会社報告書及びその補足書類提出後、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づく外国会社臨時報告書を平成29年5月11日に関東財務局長に提出

7【訂正報告書】

該当なし。

第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。

第四部【保証会社等の情報】

該当なし。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 パークレイズ・バンク・ピーエルシー
代表者の役職氏名 グループ財務担当取締役
トゥーシャー・モーザリア

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社は、本邦において発行登録書の提出日（平成29年7月31日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上であります。

(参考)

(平成26年6月24日(発行日)の募集)

パークレイズ・バンク・ピーエルシー第6回円貨社債(2014)

券面総額又は振替社債の総額

150億円

有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、2017年7月28日に中間決算（上半期決算報告書）を発表しました。以下はその日本語訳です。

注

本書中の「バークレイズ」、「当グループ」は、バークレイズ・ピーエルシーおよびその子会社を表し、「バークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループ」は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその子会社を表します。別途記載のない限り、損益計算書の分析では2017年6月30日に終了した6ヵ月間の数値と2016年6月30日に終了した6ヵ月間の比較数値を、貸借対照表の分析では2017年6月30日現在の数値と2016年12月31日および2016年6月30日現在の比較数値を記載しています。英語原文の「£m」および「£bn」はそれぞれ百万ポンドおよび十億ポンド、英語原文の「\$m」および「\$bn」はそれぞれ百万米ドルおよび十億米ドル、英語原文の「€m」および「€bn」はそれぞれ百万ユーロおよび十億ユーロを表します。

モデルに基づく、あるいは継続的な調整や修正の対象となる減損の計算など、判断を要する主要な分野がいくつかあります。報告数値はある一時点での最善の見積りおよび判断を反映したものです。

本書で使用している用語のうち、該当する規制当局の指針または国際財務報告基準(IFRS)で定義されていない用語は、「Glossary」で説明しており、home.barclays/results からご確認いただけます。

2017年7月27日付で取締役会に承認された本書中の情報は、2006年会社法第434条の意義の範囲内における法定財務書類を構成するものではありません。2016年12月31日終了事業年度の法定財務書類は、米国証券取引所(SEC)に提出されたバークレイズ・ピーエルシーおよびバークレイズ・バンク・ピーエルシーの様式20-Fに係る合同年次報告書に関して要求される特定の情報ならびに2006年会社法第495条に基づく無限定適正意見の監査報告書を含んでいます(2006年会社法第498条に基づく記載は含まれません)。当該財務書類は、2006年会社法第441条に準拠して英国会社登記所に提出されています。

これらの業績は、公表後、実務上可能な限り速やかにSECに様式6-Kとして提出されます。SECへの提出後、様式6-Kのコピーはバークレイズの本国ウェブサイトのInvestor Relations、home.barclays/results およびSECのウェブサイトwww.sec.gov から入手可能となります。

バークレイズは債券発行市場において頻りに債券を発行しており、正式な投資家向け説明会やその他の臨時会合を通じて定期的に投資家の皆様とお会いしています。これまでと同様に、バークレイズは、次の四半期においても全世界の投資家の皆様と当グループの業績やその他の問題について協議する機会を設ける所存です。

非IFRSパフォーマンス指標

バークレイズの経営陣は、本書に記載されている非IFRSパフォーマンス指標は、財務書類の読者が各期間の事業業績の比較のためのより整合性の高いベースを特定することが可能となることから読者に対して価値ある情報を提供しており、また、各事業部門の責任者にとって最も直接的に影響を及ぼすことが可能である、または、当グループの評価に関連するパフォーマンスの構成要素に関する詳細も提供していると考えています。当該指標はまた、オペレーティング目標を明確化し、バークレイズの経営陣が業績をモニターする方法における重要な側面を反映しています。ただし、本書中の非IFRSパフォーマンス指標はIFRS指標に代わるものではなく、読者はIFRS指標についても考慮すべきです。本書に記載されている非IFRSパフォーマンス指標の詳細情報、調整および計算、ならびに最も直接的に比較可能なIFRS指標については英語原文の110ページから114ページのAppendixをご参照ください。

将来に関する記述

本書には、1934年米国証券取引所法第21E条(改正)および1933年米国証券法第27A条(改正)の意義の範囲内における、当グループの将来に関する記述が含まれています。将来に関する記述は将来の業績を保証するものではなく、実際の業績もしくはその他の財政状態や経営成績に関する指標は将来に関する記述に含まれるものと大幅に異なる可能性がありますので、読者の皆様はご注意ください。これらの将来に関する記述は、過去または現在の事実のみに関連するものではないという特徴があります。将来に関する記述では、「場合がある」、「予定である」、「目指す」、「継続する」、「努める」、「早期とする」、「目標とする」、「予測する」、「期待する」、「見積もる」、「意図する」、「計画する」、「ゴール」、「考える」、「達成する」、または他の同様の意味をもつ表現を使用することがあります。将来に関する記述の例としては、当グループの将来の財政状態、収益増加、資産、減損費用、引当金、特記事項、事業戦略、構造改革、資本、レバレッジおよびその他の規制上の比率、配当の支払い(配当性向および予定される支払戦略を含みます)、バンキング・金融市場において予想される成長の水準、予想される費用または費用削減、グループ・ストラテジー・アップデートに関連する当初および修正後のコミットメントおよび目標、バークレイズ・ノンコアにおける資産および事業の縮小、バークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッドに対する当グループ持分の売却もしくは規制上の非連結化による影響、資本支出の見積り、将来の業務に関する計画および目標、予定従業員数に関する、または関連する記述またはガイダンス、ならびに過去の事実ではないその他の記述等があります。将来に関する記述は、将来の事象および状況に関連するものであるため、その性質上、リスクおよび不確実性を伴います。将来の事象および状況は、法律の改正、国際財務報告基準に基づく基準および解釈指針の進展、会計上・規制上の基準の解釈および適用に関して進展する実務、現在および将来の法的手続ならびに規制上の調査の結果、将来における特定行為に係る引当金の水準、将来における特記事項の水準、政府および規制当局の方針および行動、地政学的リスクならびに競争の影響によって左右される可能性があります。さらに、以下を含みますが、これらに限らない要因が影響を及ぼすおそれがあります。かかる要因としては、過去、現在および将来の期間に適用される自己資本、レバレッジおよびその他の規制上の規則(当グループの将来の体制に関するものを含みます)、英国、米国、アフリカ、ユーロ圏および全世界のマクロ経済および景気、クレジット市場における継続的なボラティリティの影響、金利および外国為替レートの変動等の市場関連リスク、クレジット市場エクスポージャーの評価の変更の影響、発行済証券の評価の変更、資本市場のボラティリティ、当グループ内の事業体または当該事業体が発行した証券の信用格付の変更、1カ国もしくは複数の国がユーロ圏を離脱する可能性、英国によるリスボン条約第50条行使の影響およびEUからの英国の離脱により起こりうる英国内および世界的な混乱、ならびに将来の事業買収、売却およびその他の戦略的な取引の成功が挙げられます。これらの様々な影響および要因は、当グループの制御が及ばないものです。したがって、当グループの実際の将来の業績、配当の支払、ならびに自己資本およびレバレッジ比率は、当グループの将来に関する記述に記載された計画、目標、見込みおよび利益予想とは大きく異なる可能性があります。当グループの将来の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性のあるその他のリスクおよび要因は、当グループのSECへの提出物(当グループの2016年12月31日終了事業年度の様式20-Fに係る年次報告書を含みますが、これに限りません)に記載されており、SECのウェブサイトwww.sec.gov からご確認いただけます。

開示および進行中の事項に関する情報に関して英国および米国において適用される法律および規則に基づいた私どもの義務がありますが、それ以外には、私どもは、新しい情報や将来の事象等により、またはそれ以外の理由により、将来に関する記述のアップデートを公表したり改訂したりする義務を負いません。

情報の表示

パークレイズ・バンク・ピーエルシーの要約連結財務書類は英語原文の7ページから14ページに記載されています。また、関連するパークレイズ・ピーエルシーの注記は英語原文の68ページから109ページに記載されています。

パークレイズ・ピーエルシーの2017年6月30日終了期間の決算報告書には、パークレイズ・バンク・ピーエルシーと実質的に同一である、リスク・エクスポージャー、事業部門別業績などの追加開示が含まれています。英語原文の15ページから65ページおよび110ページから115ページをご参照ください。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーはパークレイズ・ピーエルシーの完全所有子会社であり、パークレイズ・ピーエルシーは当グループの最終的な親会社です。パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループとパークレイズ・ピーエルシー・グループの事業内容は基本的に同一ですが、唯一の違いはパークレイズ・ピーエルシーが持株会社であること、また2016年11月の事業再編に伴い、グループ・サービス会社がパークレイズ・バンク・ピーエルシーからパークレイズ・ピーエルシーに移転したことです。

パークレイズ・ピーエルシーとパークレイズ・バンク・ピーエルシーの業績の相違は以下の要約の通りです。

- ・貸借対照表上の資産規模－パークレイズ・ピーエルシー:1兆1,353億1,600万ポンド、パークレイズ・バンク・ピーエルシー:1兆1,368億6,700万ポンド
- ・損益計算書上の税引前利益－パークレイズ・ピーエルシー:23億4,100万ポンド、パークレイズ・バンク・ピーエルシー:21億9,500万ポンド

相違は主に以下の原因によって発生します。

- ・資金調達構造
- ・キャッシュフロー・ヘッジ
- ・グループ・サービス会社

主な相違に関する詳細は、以下に記載のとおりです。

資金調達構造

	パークレイズ・ ピーエルシー (百万ポンド)	パークレイズ・ バンク・ピーエルシー (百万ポンド)
優先株式	-	5,830
その他の株主資本	-	271
非支配持分	2,397	84

パークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行した優先株式およびキャピタル・ノートは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの株式資本に含まれ、引き続き流通しているものは、パークレイズ・ピーエルシー・グループの財務書類に非支配持分として表示されません。

	パークレイズ・ ピーエルシー (百万ポンド)	パークレイズ・ バンク・ピーエルシー (百万ポンド)
自己株式	(28)	-

従業員株式制度のため、およびトレーディング目的で保有するパークレイズ・ピーエルシー株式は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにおいて、それぞれ売却可能投資およびトレーディング・ポートフォリオ資産として認識されます。パークレイズ・ピーエルシーにおいては、株主資本からこれらの自己株式を控除します。

	パークレイズ・ ピーエルシー (百万ポンド)	パークレイズ・ バンク・ピーエルシー (百万ポンド)
資本償還準備金	394	49

それぞれパークレイズ・ピーエルシー株式またはパークレイズ・バンク・ピーエルシー株式の償還または交換によって生じます。

情報の表示

	パークレイズ・ ピーエルシー (百万ポンド)	パークレイズ・ バンク・ピーエルシー (百万ポンド)
銀行に対する貸付金	37,108	37,512
劣後負債	23,879	24,271

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、2 シリーズのコンティンジェント・キャピタル・ノート(CCN)を発行しています。これらはいずれも保有者に利息と元本を支払います。ただし、パークレイズ・ピーエルシーの連結上の CRD IV の CET 1 比率(FSA による 2012 年 10 月の移行に関する発表文)が 7%を下回った場合には、いずれの債券も連結上、消却されます。CCN の支払クーポンは、このようナリスクのない類似債券に対する市場金利を上回る金利です。

これらの金融商品の会計処理は、パークレイズ・ピーエルシーの連結財務書類とパークレイズ・バンク・ピーエルシーの連結財務書類では、以下の点で異なります。

- 7.625%の CCN の発行の場合、消却は、保有者からパークレイズ・ピーエルシーへの所有権の自動的な法的移転によって行われます。この状況において、パークレイズ・バンク・ピーエルシーには、パークレイズ・ピーエルシーに対する債務が引き続き存在します。パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、この消却の仕組みによって利益を得ることはありませんが、類似債券に対する市場金利を上回る金利を支払うため、認識されたこの債券の当初公正価値は額面を上回りました。公正価値と額面の差額は、徐々に損益計算書上で償却されます。
- 7.75%の CCN の発行の場合、消却は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにおいて直接行われます。パークレイズ・バンク・ピーエルシーでは、消却の仕組みは、組込デリバティブとして、負債本体から分離して評価され、公正価値の変動は損益計算書に計上されます。負債本体の当初公正価値は、デリバティブの当初公正価値の金額分、額面を上回りましたが、差額は徐々に損益計算書上で償却されます。

キャッシュフロー・ヘッジ

	パークレイズ・ ピーエルシー (百万ポンド)	パークレイズ・ バンク・ピーエルシー (百万ポンド)
損益計算書		
利息収入純額	5,098	4,935
税金	(778)	(729)
株主資本		
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額	1,578	576

パークレイズ・ピーエルシーのキャッシュフロー・ヘッジ再評価差額は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの金額を上回っていますが、これはパークレイズ・バンク・ピーエルシーの変動金利キャッシュフロー・エクスポージャーが同じでなくなったためです。これは、予定されている銀行のリングフェンス化およびパークレイズ・バンク・ピーエルシーに連結される予定のない事業体(パークレイズ・ピーエルシーに連結される予定はありません)への資産譲渡の直接的影響です。また、パークレイズ・バンク・ピーエルシーに含まれないキャッシュフロー・ヘッジに起因する収益および税金の変動によって損益計算書に相違があります。

情報の表示

グループ・サービス会社

グループ・サービス会社の所有権は 2016 年 11 月に譲渡され、その結果、パークレイズ・ピーエルシーとパークレイズ・バンク・ピーエルシーに以下の主な相違をもたらしています。

	パークレイズ・ ピーエルシー (百万ポンド)	パークレイズ・ バンク・ピーエルシー (百万ポンド)
人件費	(4,460)	(3,356)
一般管理費	(3,272)	(4,413)

グループ・サービス会社の従業員は、事業再編の一環として、パークレイズ・バンク・ピーエルシーから割当変更されました。このため、これらの人件費はパークレイズ・ピーエルシーにのみ含まれています。グループ・サービス会社はパークレイズ・バンク・ピーエルシーにコストを転嫁したため、費用が増加しました。これらは、パークレイズ・ピーエルシーにおいては、連結時に相殺消去されています。

	パークレイズ・ ピーエルシー (百万ポンド)	パークレイズ・ バンク・ピーエルシー (百万ポンド)
前払金、未収収益およびその他の資産	3,072	4,505

パークレイズ・バンク・ピーエルシーはグループ・サービス会社に対する債権を認識していますが、これは、パークレイズ・ピーエルシーにおいては、連結時に相殺消去されています。当行は、従業員株式報奨を充足させるためにグループ・サービス会社の代わりに株式取得の資金調達を行い、その結果、16 億ポンドの債権が生じました。

	パークレイズ・ ピーエルシー (百万ポンド)	パークレイズ・ バンク・ピーエルシー (百万ポンド)
のれんおよび無形資産	7,724	7,293
有形固定資産	2,749	2,440
顧客預り金	436,863	439,221
発行債券	76,664	76,106
引当金	3,930	3,785

グループ・サービス会社の残高によって生じた相違はパークレイズ・ピーエルシーにのみ反映されており、顧客預り金については、グループ・サービス会社とパークレイズ・バンク・ピーエルシーの間の債権・債務残高は、パークレイズ・ピーエルシーにおいて、連結時に相殺消去されています。

取締役の責任に関する声明

各々の取締役（取締役の氏名は以下に記載）は、各人が知る限りにおいて、英語原文 7 ページから 12 ページに掲載されている要約連結中間財務書類が欧州連合の採用した国際会計基準（IAS）第 34 号「中間財務報告」に準拠して作成されており、また、本書の経営陣の中間報告書には、「開示および透明性規則」4.2.7（改正）および 4.2.8（改正）に要求される以下の情報の適正なレビューが含まれていることを認めています。

- 2017 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間において発生した重要な事象の兆候およびそれらが要約連結中間財務書類に及ぼす影響、ならびに当事業年度の残り 6 ヶ月間における主要なリスクおよび不確実性の記載。
- 2017 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間における関連当事者取引のうち、当該期間におけるパークレイズの財政状態または業績に重要な影響を及ぼした全ての取引および直近の年次報告書に記載された関連当事者取引に関する変更のうち、2017 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間におけるパークレイズの財政状態または業績に重要な影響を及ぼす可能性があった全ての変更。

以下の者が取締役会を代表して署名を行いました。

ジェームズ・E・ステイラー

グループ最高責任者

トウシャー・モーザリア

グループ財務担当取締役

パークレイズ・バンク・ピーエルシー取締役会：

会長

ジョン・マクファーレン

業務執行取締役

ジェームズ・E・ステイラー

（グループ最高責任者）

トウシャー・モーザリア

（グループ財務担当取締役）

業務執行権のない取締役

マイク・アシュレー

ティム・ブリードン CBE

サー・イアン・チェシャー

メアリー・フランシス CBE

クロフォード・ギリース

サー・ジェリー・グリムストーン

ルーベン・ジェフリー 3 世

ダンビサ・モヨ

ダイアン・シュエネマン

パークレイズ・バンク・ピーエルシーに対する独立監査人のレビュー報告書

パークレイズ・バンク・ピーエルシーに対する独立監査人のレビュー報告書

結論

私どもは、貴社の委嘱により、2017年6月30日に終了した6ヶ月間の決算報告書に含まれている、以下からなる一連の要約財務書類のレビューを行いました。

- 2017年6月30日に終了した期間における要約連結損益計算書および要約連結包括利益計算書
- 2017年6月30日現在の要約連結貸借対照表
- 同日に終了した期間における要約連結株主資本変動表
- 同日に終了した期間における要約連結キャッシュフロー計算書
- 関連する注記(英語原文の2ページから4ページ、13ページ、14ページおよび68ページから109ページ)

私どものレビューに基づき、2017年6月30日に終了した6ヶ月間の決算報告書に含まれている一連の要約財務書類が、欧州連合が採用したIAS第34号「中間財務報告」および英国の金融行為監督機構(英国FCA)の「開示および透明性規則」(DTR)に準拠して作成されていないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められませんでした。

レビュー範囲

私どもは、監査実務委員会が英国での使用のために公表した、国際レビュー業務基準(英国およびアイルランド)第2410号「事業体の独立監査人が実施する中間財務情報のレビュー」に準拠してレビューを実施しました。中間財務情報のレビューには、主として財務および会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続およびその他のレビュー手続が適用されます。私どもは、決算報告書に含まれるその他の情報を通読し、当該情報に明白な虚偽表示または一連の要約財務書類中の情報との重要な不整合が含まれているかどうかを検討しました。

レビューは国際監査基準(英国)に準拠して実施される監査に比べて限定された手続であるため、私どもは、監査において識別されると考えられる重要な事項の全てを認識しているという保証を得ることができません。したがって、私どもは監査意見を表明いたしません。

取締役の責任

決算報告書の作成責任は取締役にあり、また、取締役により承認されています。取締役は、英国FCAのDTRに準拠して決算報告書を作成する責任を有しています。

注記1に開示の通り、グループの年次財務書類は、欧州連合が採用した国際財務報告基準に準拠して作成されています。取締役は、欧州連合が採用したIAS第34号に準拠して決算報告書に含まれる一連の要約財務書類の作成責任を負っています。

私どもの責任

私どもの責任は、私どものレビューに基づき、貴社に対して決算報告書に含まれている一連の要約財務書類に対する結論を表明することです。

私どものレビュー手続の目的および私どもが責任を負うもの

本報告書は、貴社が英国FCAのDTRの要件を満たすにあたり貴社を支援する私どもの契約条項に従い、貴社のためにのみ作成されています。私どものレビューは、私どもがこの報告書に記載する必要があるこれらの事項を貴社に対して表明するために実施されたものであり、他の目的はありません。法律で認められる限りにおいて、私どもは、私どものレビュー手続、本報告書、または私どもが達した結論について、貴社以外のいかなる者に対しても責任を負うまたは引き受けるものではありません。

ケーピーエムジー エルエルピー(ユーケイ)

勅許会計士

E14 5GL、ロンドン、
カナダ・スクエア 15

2017年7月27日

要約連結財務書類

要約連結損益計算書(未監査)

継続事業	注記 ¹	2017年6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2016年6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)
利息収入純額		4,935	6,187
手数料収入純額		3,606	3,317
トレーディング収益純額		1,669	1,548
投資収益純額		527	914
その他の収益		37	1
収益合計		10,774	11,967
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額		(1,054)	(931)
営業収益純額		9,720	11,036
人件費		(3,356)	(4,601)
一般管理費		(4,413)	(3,096)
営業費用		(7,769)	(7,697)
事業売却益／(損)、関連会社および合弁企業の損益に対する持分		244	(322)
税引前利益		2,195	3,017
税金		(729)	(984)
継続事業に係る税引後利益		1,466	2,033
非継続事業に係る税引後(損失)／利益		(2,195)	311
税引後(損失)／利益		(729)	2,344
以下に帰属するもの:			
親会社の普通株主		(1,172)	1,979
その他の株主		301	208
株主合計		(871)	2,187
継続事業に係る非支配持分に帰属する利益	2	2	2
非継続事業に係る非支配持分に帰属する利益	2	140	155
税引後(損失)／利益		(729)	2,344

1 パークレイズ・バンク・ピーエルシーに固有の注記は英語原文の13ページから14ページ、パークレイズ・ピーエルシーにも関連する注記は英語原文の68ページから109ページをご参照ください。

要約連結財務書類

要約連結包括利益計算書(未監査)

注記 ¹	2017年6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2016年6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)
税引後(損失)/利益	(729)	2,344
継続事業に係る税引後利益	1,466	2,033
非継続事業に係る税引後(損失)/利益	(2,195)	311
継続事業からの損益に振替えられる可能性のあるその他の包括 (損失)/利益:		
為替換算再評価差額	(629)	1,789
売却可能投資再評価差額	96	(317)
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額	(382)	1,074
その他	14	(3)
継続事業からの損益に振替えられる可能性のあるその他の包括(損失)/利 益	(901)	2,543
継続事業からの損益に振替えられないその他の包括損失:		
退職給付の再測定	(29)	(759)
当グループ自身の信用度に関連する損益 ²	22	-
継続事業からの損益に振替えられないその他の包括損失	(7)	(759)
継続事業からの当期その他の包括(損失)/利益	(908)	1,784
非継続事業からの当期その他の包括利益	1,301	985
当期包括(損失)/利益合計:		
継続事業からの税引後当期包括利益合計	558	3,817
非継続事業からの税引後当期包括(損失)/利益合計	(894)	1,296
当期包括(損失)/利益合計	(336)	5,113
以下に帰属するもの:		
親会社の株主	(446)	4,548
非支配持分	110	565
当期包括(損失)/利益合計	(336)	5,113

1 パークレイズ・バンク・ピーエルシーに固有の注記は英語原文の13ページから14ページ、パークレイズ・ピーエルシーにも関連する注記は英語原文の68ページから109ページをご参照ください。

2 2017年1月1日付で当グループ自身の信用度に関連する損益に係るIFRS第9号の規定を早期適用したことに伴い、従来、損益計算書で認識されていた当グループ自身の信用度に関連する損益は、現在、その他の包括利益として認識されています。そのため、当グループ自身の信用度に関連する未実現正味損失累計額1億7,500万ポンドは、利益剰余金からその他の剰余金の項目内の個別の勘定科目である当グループ自身の信用度に関連する剰余金に再分類されています。2017年度上半期において、当グループ自身の信用度に関連する利益2,200万ポンドがこの剰余金に計上されています。

要約連結財務書類

要約連結貸借対照表(未監査)

資産	注記 ¹	2017年 6月30日現在 (百万ポンド)	2016年 12月31日現在 (百万ポンド)
現金および中央銀行預け金		146,025	102,328
他銀行から取立中の項目		1,226	1,467
トレーディング・ポートフォリオ資産		90,684	80,255
公正価値で測定すると指定された金融資産		107,197	78,608
デリバティブ		260,034	346,820
金融投資		61,814	63,365
銀行に対する貸付金		37,512	43,634
顧客に対する貸付金		390,468	392,783
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付		17,209	13,454
前払金、未収収益およびその他の資産		4,505	4,011
関連会社および合併企業に対する投資		715	684
有形固定資産		2,440	2,466
のれんおよび無形資産		7,293	7,348
未収還付税および繰延税金資産		4,717	5,264
退職給付資産		709	14
売却目的保有に分類された処分グループに含まれる資産		4,319	71,454
資産合計		1,136,867	1,213,955
負債			
銀行預り金		48,941	48,214
他銀行への未決済項目		778	636
顧客預り金		439,221	424,703
レポ取引およびその他類似の担保付借入		38,578	19,760
トレーディング・ポートフォリオ負債		40,470	34,687
公正価値で測定すると指定された金融負債		125,348	96,032
デリバティブ		260,765	340,487
発行債券		76,106	75,369
劣後負債		24,271	23,871
未払金、繰延収益およびその他の負債		6,149	8,951
引当金		3,785	3,909
未払税金および繰延税金負債		316	712
退職給付債務		314	377
売却目的保有に分類された処分グループに含まれる負債		5,658	65,292
負債合計		1,070,700	1,143,000
株主資本			
払込済株式資本および株式払込剰余金	4	14,455	14,462
その他の剰余金		4,571	4,295
利益剰余金		39,321	42,190
親会社の普通株主に帰属する株主持分		58,347	60,947
その他の持分商品	5	7,736	6,486
非支配持分を除く株主資本合計		66,083	67,433
非支配持分	2	84	3,522
株主資本合計		66,167	70,955
負債および株主資本合計		1,136,867	1,213,955

1 バークレイズ・バンク・ピーエルシーに固有の注記は英語原文の13ページから14ページ、バークレイズ・ピーエルシーにも関連する注記は英語原文の68ページから109ページをご参照ください。

要約連結財務書類

要約連結株主資本変動表(未監査)

2017年6月30日に終了した半期	払込済株式資					合計 (百万ポンド)	非支配持分 ¹ (百万ポンド)	株主資本 合計 (百万ポンド)
	本および株式 払込剰余金 ¹ (百万ポンド)	その他の 持分商品 ¹ (百万ポンド)	その他の 剰余金 (百万ポンド)	利益剰余金 (百万ポンド)	剰余金 (百万ポンド)			
2016年12月31日現在残高	14,462	6,486	4,295	42,190	67,433	3,522	70,955	
会計方針の変更による影響 ²	-	-	(175)	175	-	-	-	
2017年1月1日現在残高	14,462	6,486	4,120	42,365	67,433	3,522	70,955	
税引後利益	-	301	-	1,163	1,464	2	1,466	
為替換算の変動	-	-	(628)	-	(628)	(1)	(629)	
売却可能投資	-	-	96	-	96	-	96	
キャッシュフロー・ヘッジ	-	-	(382)	-	(382)	-	(382)	
退職給付の再測定	-	-	-	(29)	(29)	-	(29)	
当グループ自身の信用度に関連する損益	-	-	22	-	22	-	22	
その他	-	-	-	14	14	-	14	
継続事業からの税引後包括利益合計	-	301	(892)	1,148	557	1	558	
非継続事業からの税引後包括利益合計	-	-	1,332	(2,335)	(1,003)	109	(894)	
当期包括利益合計	-	301	440	(1,187)	(446)	110	(336)	
持分商品の発行および交換	-	1,250	-	-	1,250	-	1,250	
その他の持分商品に係るクーポン支払額	-	(301)	-	82	(219)	-	(219)	
優先株式の償還	(7)	-	11	(1,134)	(1,130)	-	(1,130)	
株式報酬制度に基づくパークレイズ・ピーエ ルシー株式の権利確定	-	-	-	(78)	(78)	-	(78)	
配当金支払額	-	-	-	(299)	(299)	(173)	(472)	
BAGLの一部売却による株主資本への正 味影響額	-	-	-	(359)	(359)	(3,443)	(3,802)	
その他の剰余金の変動	-	-	-	(69)	(69)	68	(1)	
2017年6月30日現在残高	14,455	7,736	4,571	39,321	66,083	84	66,167	
2016年12月31日に終了した半期								
2016年7月1日現在残高	14,466	5,350	4,064	42,743	66,623	2,976	69,599	
税引後利益	-	249	-	855	1,104	1	1,105	
為替換算の変動	-	-	1,237	-	1,237	1	1,238	
売却可能投資	-	-	(39)	-	(39)	-	(39)	
キャッシュフロー・ヘッジ	-	-	(875)	-	(875)	-	(875)	
退職給付の再測定	-	-	-	(221)	(221)	-	(221)	
その他	(17)	-	-	67	50	-	50	
継続事業からの税引後包括利益合計	(17)	249	323	701	1,256	2	1,258	
非継続事業からの税引後包括利益合計	-	-	116	27	143	672	815	
当期包括利益合計	(17)	249	439	728	1,399	674	2,073	
持分商品の発行および交換	-	1,136	-	-	1,136	-	1,136	
その他の持分商品に係るクーポン支払額	-	(249)	-	70	(179)	-	(179)	
優先株式の償還	6	-	(207)	(573)	(774)	-	(774)	
持分決済型株式制度	-	-	-	351	351	-	351	
株式報酬制度に基づくパークレイズ・ピーエ ルシー株式の権利確定	-	-	-	(30)	(30)	-	(30)	
配当金支払額	-	-	-	(294)	(294)	(137)	(431)	
グループ・サービス会社の売却による株主 資本への正味影響額	-	-	-	(806)	(806)	-	(806)	
その他の剰余金の変動	7	-	(1)	1	7	9	16	
2016年12月31日現在残高	14,462	6,486	4,295	42,190	67,433	3,522	70,955	

1 払込済株主資本および株式払込剰余金、その他の持分商品、および非支配持分の詳細は、英語原文の14ページに記載されています。

2 2017年1月1日付で当グループ自身の信用度に関連する損益に係るIFRS第9号の規定を早期適用したことに伴い、従来、損益計算書に計上されていた当グループ自身の信用度に関連する損益は、現在、その他の包括利益として認識されています。このため、当グループ自身の信用度に関連する未実現正味損失累計額1億7,500万ポンドは、利益剰余金からその他の剰余金の項目内の個別の勘定科目である当グループ自身の信用度に関連する剰余金に再分類されています。2017年度上半期において、当グループ自身の信用度に関連する利益2,200万ポンドがこの剰余金に計上されています。

要約連結財務書類

要約連結株主資本変動表(未監査)

2016年6月30日に終了した半期	払込済株式資本				合計 (百万ポンド)	非支配持分 ¹ (百万ポンド)	株主資本 合計 (百万ポンド)
	本および株式 払込剰余金 ¹ (百万ポンド)	その他の 持分商品 ¹ (百万ポンド)	その他の 剰余金 (百万ポンド)	利益剰余金 (百万ポンド)			
2016年1月1日現在残高	14,472	5,350	933	43,350	64,105	1,914	66,019
税引後利益	-	208	-	1,823	2,031	2	2,033
為替換算の変動	-	-	1,788	-	1,788	1	1,789
売却可能投資	-	-	(317)	-	(317)	-	(317)
キャッシュフロー・ヘッジ	-	-	1,074	-	1,074	-	1,074
退職給付の再測定	-	-	-	(759)	(759)	-	(759)
その他	-	-	-	(3)	(3)	-	(3)
継続事業からの税引後包括利益合計	-	208	2,545	1,061	3,814	3	3,817
非継続事業からの税引後包括利益合計	-	-	578	156	734	562	1,296
当期包括利益合計	-	208	3,123	1,217	4,548	565	5,113
従業員株式制度に基づく株式発行	-	-	-	226	226	-	226
その他の持分商品に係るクーポン支払額	-	(208)	-	58	(150)	-	(150)
優先株式の償還	(6)	-	8	(805)	(803)	-	(803)
自己株式	-	-	-	(384)	(384)	-	(384)
配当金支払額	-	-	-	(684)	(684)	(98)	(782)
パークレイズ・ピーエルシーからの資本拠出	-	-	-	114	114	-	114
BAGLの一部売却による株主資本への正味 影響額	-	-	-	(349)	(349)	601	252
その他の剰余金の変動	-	-	-	-	-	(6)	(6)
2016年6月30日現在残高	14,466	5,350	4,064	42,743	66,623	2,976	69,599

1 払込済株主資本および株式払込剰余金、その他の持分商品、および非支配持分の詳細は、英語原文の14ページに記載されています。

要約連結財務書類

要約連結キャッシュフロー計算書(未監査)

	2017年6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2016年6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)
継続事業		
税引前利益	2,195	3,017
非現金項目の調整	895	(9,841)
営業資産および負債の変動	31,807	25,086
法人税等支払額	(518)	(394)
営業活動からのキャッシュ純額	34,379	17,868
投資活動からのキャッシュ純額	2,071	14,376
財務活動からのキャッシュ純額	849	(1,692)
現金および現金同等物に係る為替レートの影響	(1,106)	6,897
継続事業からの現金および現金同等物の純増加	36,193	37,449
非継続事業からのキャッシュ純額	101	371
現金および現金同等物の純増加額	36,294	37,820
現金および現金同等物 期首現在	143,932	86,556
現金および現金同等物 期末現在	180,226	124,376

財務書類に対する注記

1. 作成の基礎

2017年6月30日に終了した6ヵ月間のこれらの要約連結中間財務書類は、金融行為監督機構の「開示および透明性規則」ならびにIASBが発行し欧州連合が採用したIAS第34号「中間財務報告」に準拠して作成されています。要約連結中間財務書類は、欧州連合が採用したIFRSに準拠して作成された2016年12月31日終了事業年度の年次財務書類と合わせて読むべきです。

これらの要約連結中間財務書類で使用した会計方針および計算方法は、パークレイズ2016年度年次報告書で使用したものと同じです。ただし、当グループ自身の信用度に関連する損益の変動をその他の包括利益として認識するIFRS第9号のオプションについては例外であり、パークレイズはこれを2017年1月1日より適用しています。これは純資産に影響を及ぼすものではなく、過去の期間の当グループ自身の信用度に関連する損益による変動は修正再表示されていません。その他の包括利益に認識された実現および未実現の金額が将来の期間において損益に振替えられることはありません。

パークレイズ・ピーエルシーとパークレイズ・バンク・ピーエルシーの業績の主な相違については英語原文の2ページから4ページに記載されています。

今後適用される会計基準

IFRS第9号—金融商品

IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に代わるIFRS第9号「金融商品」は、2018年1月1日以降に開始する期間から適用開始であり、2016年11月に欧州連合によって承認されました。IFRS第9号、とりわけ減損に関する要求事項は、金融商品の会計処理を大幅に変えることとなります。パークレイズは、2018年1月1日のIFRS第9号の初度適用時に比較数値の修正再表示は行わず、IFRS第7号の修正後の要求事項に準拠して移行に関する詳細な説明を注記として開示する予定です。

パークレイズは、影響を受ける全部門が一体として報告義務を果たせるように、リスクおよびファイナンスに関するIFRS第9号導入プログラムを設定しています。

金融資産の減損、分類および測定に関する導入プログラムでは、2018年1月1日付の適用に向けた準備のための取組みを引き続き進めており、2017年においては、影響の数値化、モデルの検証ならびにプロセス、ガバナンスおよび統制を完成させることに注力しています。

IFRS第9号で認められている通り、パークレイズはIAS第39号のヘッジ会計要件を引き続き適用することになりますが、修正後のIFRS第7号により要求される修正後のヘッジ会計に関する注記を開示する予定です。

2016年度年次報告書の公表以降、IASBは公開草案を公表しました。これは負の補償を伴う期限前償還条項を含む金融資産に影響を及ぼす可能性があります。かかる期限前償還条項は、法人向けおよび投資銀行向けの固定利付ローンの一部に含まれています。これらのローンが純損益を通じて公正価値で測定されると結論付けられた場合、期首の資本および利益または損失への潜在的影響は、当該ローンの帳簿価額と比較した公正価値や将来における公正価値の変動に依存します。IASBは現在、当案について収集したコメントの検討を進めています。

パークレイズは、導入プログラム、検証およびテストの更なる進展を待って財務上の影響の見積りを開示する予定です。当該開示は遅くともパークレイズの2017年度年次報告書の公表時となる見込みです。

本基準およびその他の新基準の詳細については、パークレイズ2016年度年次報告書をご参照ください。

継続企業の前提

主要なリスクの再評価を行った結果、取締役は、継続企業を前提として本中間財務情報を作成することは適切であると判断しております。

財務書類に対する注記

2. 非支配持分

	非支配持分に帰属する利益		非支配持分に帰属する株主資本	
	2017年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2016年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2017年 6月30日 現在 (百万ポンド)	2016年 12月31日 現在 (百万ポンド)
パークレイズ・アフリカ・グループ・リミ テッド	140	155	-	3,507
その他の非支配持分	2	2	84	15
合計	142	157	84	3,522

3. 配当金

	2017年6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2016年6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)
期中に支払われた配当金		
普通株式	165	502
優先株式	134	182
合計	299	684

4. 払込済株主資本

普通株式

2017年6月30日現在、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済普通株式資本は、1株1ポンドの普通株式 23億 4,200万株(2016年12月:23億 4,200万株)で構成されていました。

優先株式

2017年6月30日現在、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済優先株式資本は、1株1ポンドのポンド建優先株式 1,000株(2016年12月:1,000株)、1株 100ユーロのユーロ建優先株式 31,856株(2016年12月:31,856株)、1株 100ポンドのポンド建優先株式 20,930株(2016年12月:20,930株)、1株 100米ドルの米ドル建優先株式 58,133株(2016年12月:58,133株)、および1株 0.25米ドルの米ドル建優先株式 1億 600万株(2016年12月:1億 6,100万株)で構成されていました。2017年度第1四半期において1株 0.25米ドルの米ドル建優先株式 5,500万株を償還しました。

5. その他の持分商品

その他の持分商品 77億 3,600万ポンド(2016年12月:64億 8,600万ポンド)には、パークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行した追加的 Tier 1(AT 1)証券が含まれています。AT 1証券は、満期日または償還日が設定されていない永久債であり、CRD IVに基づくAT 1証券として適格となるように構成されています。

注

本書中の「パークレイズ」、「当グループ」は、パークレイズ・ピーエルシーおよびその子会社を表します。別途記載のない限り、損益計算書の分析では2017年6月30日に終了した6ヵ月間の数値と2016年6月30日に終了した6ヵ月間の比較数値を、貸借対照表の分析では2017年6月30日現在の数値と2016年12月31日および2016年6月30日現在の比較数値を記載しています。英語原文の「£m」および「£bn」はそれぞれ百万ポンドおよび十億ポンド、英語原文の「\$m」および「\$bn」はそれぞれ百万米ドルおよび十億米ドル、英語原文の「€m」および「€bn」はそれぞれ百万ユーロおよび十億ユーロを表します。

モデルに基づく、あるいは継続的な調整や修正の対象となる減損の計算など、判断を要する主要な分野がいくつかあります。報告数値はある一時点での最善の見積りおよび判断を反映したものです。

本書で使用している用語のうち、該当する規制当局の指針または国際財務報告基準(IFRS)で定義されていない用語は、「Glossary」で説明しており、home.barclays/results からご確認いただけます。

2017年7月27日付で取締役会に承認された本書中の情報は、2006年会社法第434条の意義の範囲内における法定財務書類を構成するものではありません。2016年12月31日終了事業年度の法定財務書類は、米国証券取引所(SEC)に提出されたパークレイズ・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンク・ピーエルシーの様式20-Fに係る合同年次報告書に関して要求される特定の情報ならびに2006年会社法第495条に基づく無限定適正意見の監査報告書を含んでいます(2006年会社法第498条に基づく記載は含まれません)。当該財務書類は、2006年会社法第441条に準拠して英国会社登記所に提出されています。

これらの業績は、公表後、実務上可能な限り速やかにSECに様式6-Kとして提出されます。SECへの提出後、様式6-Kのコピーはパークレイズの本国ウェブサイトのInvestor Relations、home.barclays/results およびSECのウェブサイトwww.sec.govからも入手可能となります。

パークレイズは債券発行市場において頻りに債券を発行しており、正式な投資家向け説明会やその他の臨時会合を通じて定期的に投資家の皆様とお会いしています。これまでと同様に、パークレイズは、次の四半期においても全世界の投資家の皆様と当グループの業績やその他の問題について協議する機会を設ける所存です。

非IFRSパフォーマンス指標

パークレイズの経営陣は、本書に記載されている非IFRSパフォーマンス指標は、財務書類の読者が各期間の事業業績の比較のためのより整合性の高いベースを特定することが可能となることから読者に対して価値ある情報を提供しており、また、各事業部門の責任者にとって最も直接的に影響を及ぼすことが可能である。または、当グループの評価に関連するパフォーマンスの構成要素に関する詳細も提供していると考えています。当該指標はまた、オペレーティング目標を明確化し、パークレイズの経営陣が業績をモニターする方法における重要な側面を反映しています。ただし、本書中の非IFRSパフォーマンス指標はIFRS指標に代わるものではなく、読者はIFRS指標についても考慮すべきです。本書に記載されている非IFRSパフォーマンス指標の詳細情報、調整および計算、ならびに最も直接的に比較可能なIFRS指標については英語原文の110ページから114ページのAppendixをご参照ください。

将来に関する記述

本書には、1934年米国証券取引所法第21E条(改正)および1933年米国証券法第27A条(改正)の意義の範囲内における、当グループの将来に関する記述が含まれています。将来に関する記述は将来の業績を保証するものではなく、実際の業績もしくはその他の財政状態や経営成績に関する指標は将来に関する記述に含まれるものと大幅に異なる可能性がありますので、読者の皆様はご注意ください。これらの将来に関する記述は、過去または現在の事実のみに関連するものではないという特徴があります。将来に関する記述では、「場合がある」、「予定である」、「目指す」、「継続する」、「努める」、「予期する」、「目標とする」、「予測する」、「期待する」、「見積もる」、「意図する」、「計画する」、「ゴール」、「考える」、「達成する」、または他の同様の意味をもつ表現を使用することがあります。将来に関する記述の例としては、当グループの将来の財政状態、収益増加、資産、減損費用、引当金、特記事項、事業戦略、構造改革、資本、レバレッジおよびその他の規制上の比率、配当の支払い(配当性向および予定される支払戦略を含みます)、バンキング・金融市場において予想される成長の水準、予想される費用または費用削減、グループ・ストラテジー・アップデートに関連する当初および修正後のコミットメントおよび目標、パークレイズ・ノンコアにおける資産および事業の縮小、パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッドに対する当グループ持分の売却もしくは規制上の非連結化による影響、資本支出の見積り、将来の業務に関する計画および目標、予定従業員数に関する、または関連する記述またはガイダンス、ならびに過去の事実ではないその他の記述等があります。将来に関する記述は、将来の事象および状況に関連するものであるため、その性質上、リスクおよび不確実性を伴います。将来の事象および状況は、法律の改正、国際財務報告基準に基づく基準および解釈指針の進展、会計上・規制上の基準の解釈および適用に関して進展する実務、現在および将来の法的手続ならびに規制上の調査の結果、将来における特定行為に係る引当金の水準、将来における特記事項の水準、政府および規制当局の方針および行動、地政学的リスクならびに競争の影響によって左右される可能性があります。さらに、以下を含みますが、これらに限らない要因が影響を及ぼすおそれがあります。かかる要因としては、過去、現在および将来の期間に適用される自己資本、レバレッジおよびその他の規制上の規則(当グループの将来の体制に関するものを含みます)、英国、米国、アフリカ、ユーロ圏および全世界のマクロ経済および景気、クレジット市場における継続的なボラティリティの影響、金利および外国為替レートの変動等の市場関連リスク、クレジット市場エクスポージャーの評価の変更の影響、発行済証券の評価の変更、資本市場のボラティリティ、当グループ内の事業体または当該事業体が発行した証券の信用格付の変更、1ヵ国もしくは複数の国がユーロ圏を離脱する可能性、英国によるリスボン条約第50条行使の影響およびEUからの英国の離脱により起こりうる英国内および世界的な混乱、ならびに将来の事業買収、売却およびその他の戦略的な取引の成功が挙げられます。これらの様々な影響および要因は、当グループの制御が及ばないものです。したがって、当グループの実際の将来の業績、配当の支払、ならびに自己資本およびレバレッジ比率は、当グループの将来に関する記述に記載された計画、目標、見込みおよび利益予想とは大きく異なる可能性があります。当グループの将来の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性のあるその他のリスクおよび要因は、当グループのSECへの提出物(当グループの2016年12月31日終了事業年度の様式20-Fに係る年次報告書を含みますが、これに限られません)に記載されており、SECのウェブサイトwww.sec.govからご確認いただけます。

開示および進行中の事項に関する情報に関して英国および米国において適用される法律および規則に基づいた私どもの義務がありますが、それ以外には、私どもは、新しい情報や将来の事象等により、またはそれ以外の理由により、将来に関する記述のアップデートを公表したり改訂したりする義務を負いません。

業績ハイライト

グローバル規模を備えた環大西洋コンシューマー、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク
2017年7月1日付でノンコア部門閉鎖、アフリカ事業持分削減も進展し、戦略上の重要な節目となる施策を達成、
CET1 資本比率は 13.1%と最終目標レンジに到達

<ul style="list-style-type: none"> リターン 	<ul style="list-style-type: none"> グループの有形株主資本利益率(RoTE)は(4.6%) (2016 年度上半期: 4.8%)。パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド(BAGL)の 33.7%の発行済株式資本の売却損 14 億ポンド、パークレイズの BAGL に対する持分の減損費用 11 億ポンド、支払保障保険(PPI)に係る費用 7 億ポンドを除くと、グループの RoTE は 8.1% コア部門の RoTE は 7.3%(2016 年度上半期: 12.5%)。PPI に係る費用を除くと、平均割当有形株主資本が前年同期比 50 億ポンド増加し、コア部門の RoTE は 10.4%と 2 桁を達成
<ul style="list-style-type: none"> ノンコア部門の整理および閉鎖 	<ul style="list-style-type: none"> 2017 年 7 月 1 日付でノンコア部門を閉鎖。閉鎖時のリスク調整後資産は約 230 億ポンド(2016 年 12 月: 320 億ポンド)とガイダンスの約 250 億ポンドを下回る。残余資産および負債はコア部門に再統合へ 税引前損失は 6 億 4,700 万ポンドと大幅に減少(2016 年度上半期: 19 億 400 万ポンド)
<ul style="list-style-type: none"> 費用の効率化 	<ul style="list-style-type: none"> グループの収益に対する費用の比率はノンコア部門費用の 2 億 8,400 万ポンドへの大幅な減少(2016 年度上半期: 9 億 5,000 万ポンド)と PPI に係る費用 7 億ポンド(2016 年度上半期: 4 億ポンド)を反映して 71%に(2016 年度上半期: 70%) グループの収益に対する費用の比率を最終的に 60%未満とする目標の達成に向けて引き続き順調に進展
<ul style="list-style-type: none"> パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド (BAGL) 	<ul style="list-style-type: none"> BAGL の 33.7%の発行済株式資本を売却し、BAGL は会計上の非連結化へ 売却と規制報告目的での BAGL の比例連結を反映させた結果、グループの普通株式 Tier1(CET1)資本比率は 47 ベーシス・ポイント上昇。規制当局の承認を得た上で、今後 18 ヶ月以内に実現する見通しの規制上の非連結化により CET1 資本比率はさらに約 26 ベーシス・ポイント上昇すると推定 為替換算再評価差額の損失を損益計算書上の損益に振り替えたことを主に反映し、パークレイズの BAGL 持分の減損 11 億ポンドおよび BAGL の 33.7%の発行済株式資本の売却損 14 億ポンドを 2017 年度上半期に計上
<ul style="list-style-type: none"> 普通株式 Tier1(CET1) 資本比率 	<ul style="list-style-type: none"> CET1 資本比率は 13.1%に上昇(2016 年 12 月: 12.4%)。PPI に係る費用、年金拠出、米ドル建優先株式の償還により一部相殺されたものの、本来的な資本の大幅な創出と BAGL の売却の効果を反映
<ul style="list-style-type: none"> 持株会社への移行 	<ul style="list-style-type: none"> 持株会社による 76 億ポンド相当の証券発行を進め、持株会社への移行が引き続き進展 2017 年度上半期に利率 7.1%の第 3 回米ドル建優先株式 13 億 7,500 万ドルを償還

ノンコア部門の悪影響が縮小し、グループの税引前利益が改善

- グループの税引前利益は 23 億 4,100 万ポンドと 13%増加しました。コア部門の税引前利益は、PPI に係る費用 7 億ポンド(2016 年度上半期: 4 億ポンド)と 2016 年度上半期に計上したビザ・ヨーロッパ・リミテッドに対するパークレイズの持分の売却益 6 億 1,500 万ポンドの計上が当期にはなかったことを受け、29 億 8,800 万ポンドと 25%減少した一方、ノンコア部門の損失が 6 億 4,700 万ポンドに大幅に減少したこと(2016 年度上半期: 19 億 400 万ポンド)を反映しています
- パークレイズ UK の RoTE は 4.6%(2016 年度上半期: 13.6%)、収益に対する費用の比率は 72%となりました(2016 年度上半期: 61%)。PPI に係る費用 7 億ポンド(2016 年度上半期: 4 億ポンド)を反映しています。純利ざやは 3.69%と 10 ベーシス・ポイント改善し、利息収入純額は 2%増加して 30 億 4,500 万ポンドとなりました
- パークレイズ・インターナショナルの RoTE は 12.4%となりました(2016 年度上半期: 14.3%)。コンシューマー、カードおよび決済事業の RoTE は 28.0%となり(2016 年度上半期: 50.9%)、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB)の RoTE は 9.7%に改善したこと(2016 年度上半期: 8.4%)によります
- 非継続事業に係る税引後損失 21 億 9,500 万ポンドは、為替換算再評価差額の損失を損益計算書上の損益に振り替えたことを主に受け、パークレイズの BAGL 持分の減損 10 億 9,000 万ポンドおよび BAGL の 33.7%の発行済株式資本の売却損 14 億 3,500 万ポンドを含みます
- グループの基本的 1 株当たり損失は(6.6 ペンス)(2016 年度上半期: 6.9 ペンスの利益)、継続事業に係る 1 株当たり利益は 7.1 ペンス(2016 年度上半期: 6.0 ペンス)となりました。BAGL の 33.7%の発行済株式資本の売却損、パークレイズの BAGL 持分の減損、PPI に係る費用 7 億ポンドを除くと、1 株当たり利益は 11.8 ペンスでした
- 1 株当たり正味有形資産価額は各種剰余金の減少によって継続事業の利益が相殺されたのを受けて、284 ペンスに減少しました(2016 年 12 月: 290 ペンス)

業績ハイライト

当グループの業績(半期)	2017年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2016年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	増減率 %
収益合計	10,881	11,013	(1)
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(1,054)	(931)	(13)
営業収益純額	9,827	10,082	(3)
訴訟および特定行為を除く営業費用	(6,989)	(7,172)	3
訴訟および特定行為	(743)	(525)	(42)
営業費用	(7,732)	(7,697)	-
その他の収益/(費用)純額	246	(322)	
税引前利益	2,341	2,063	13
税金	(778)	(715)	(9)
継続事業に係る税引後利益	1,563	1,348	16
非継続事業に係る税引後(損失)/利益 ¹	(2,195)	311	
継続事業に係る非支配持分	(138)	(186)	26
非継続事業に係る非支配持分 ¹	(140)	(155)	10
その他の株主 ²	(301)	(208)	(45)
株主帰属(損失)/利益	(1,211)	1,110	
パフォーマンス指標			
平均有形株主資本利益率 ²	(4.6%)	4.8%	
平均有形株主資本(億ポンド)	490	480	
収益に対する費用の比率	71%	70%	
貸倒率(ベース・ポイント)	49	39	
基本的1株当たり(損失)/利益 ²	(6.6 ペンス)	6.9 ペンス	
継続事業に係る基本的1株当たり利益 ²	7.1 ペンス	6.0 ペンス	
1株当たり配当	1.0 ペンス	1.0 ペンス	

貸借対照表および資本管理	2017年 6月30日現在	2016年 12月31日現在
1株当たりの正味有形資産価値	284 ペンス	290 ペンス
普通株式 Tier1 比率	13.1%	12.4%
普通株式 Tier1 資本	428 億ポンド	452 億ポンド
リスク調整後資産	3,270 億ポンド	3,660 億ポンド
英国レバレッジ比率(四半期末平均) ³	4.8%	4.5%
完全施行ベースの Tier1 資本(四半期末平均) ³	521 億ポンド	516 億ポンド
英国レバレッジ・エクスポージャー(四半期末平均) ³	10,920 億ポンド	11,370 億ポンド

資金調達および流動性	2017年 6月30日現在	2016年 12月31日現在
グループ余剰流動性	2,010 億ポンド	1,650 億ポンド
CRD IV 流動性カバレッジ比率	149%	131%
預貸率 ⁴	81%	83%

1 非継続事業であるアフリカ・バンキングに関する詳細情報については英語原文の 36 ページから 37 ページをご参照ください。2017 年度上半期の非継続事業に係る税引後損失はパークレイズの BAGL 持分の減損 10 億 9,000 万ポンドおよび BAGL の 33.7%の発行済株式資本の売却損 14 億 3,500 万ポンドを含みません。

2 その他の株主に帰属する税引後利益 3 億 100 万ポンド(2016 年度上半期: 2 億 800 万ポンド)は、剰余金に計上する税額控除 8,200 万ポンド(2016 年度上半期: 5,800 万ポンド)によって相殺されます。相殺後残高である 2 億 1,900 万ポンド(2016 年度上半期: 1 億 5,000 万ポンド)は、非支配持分(NCI)とともに、1株当たり利益および平均有形株主資本利益率の計算に際して税引後利益から控除されています。

3 英国のレバレッジ比率は当該四半期の各月の最終日の平均値に基づく自己資本およびエクスポージャー数値を使用して算出しています。また、平均エクスポージャー数値は適格中央銀行債権を除外しています。

4 インベストメント・バンキング業務を除いた、パークレイズUK、パークレイズ・インターナショナル、およびノンコアの預貸率。

業績ハイライト

パークレイズ・コアおよび ノンコアの業績(半期)	パークレイズ・コア			パークレイズ・ノンコア		
	2017年	2016年	増減率 %	2017年	2016年	増減率 %
	6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)		6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	
収益合計	11,411	11,599	(2)	(530)	(586)	10
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(1,024)	(876)	(17)	(30)	(55)	45
営業収益／(費用)純額	10,387	10,723	(3)	(560)	(641)	13
訴訟および特定行為を除く営業費用	(6,733)	(6,315)	(7)	(256)	(857)	70
訴訟および特定行為	(715)	(432)	(66)	(28)	(93)	70
営業費用	(7,448)	(6,747)	(10)	(284)	(950)	70
その他の収益／(費用)純額	49	(9)		197	(313)	
税引前利益／(損失)	2,988	3,967	(25)	(647)	(1,904)	66
税金(費用)／還付	(1,060)	(1,181)	10	282	466	(39)
税引後利益／(損失)	1,928	2,786	(31)	(365)	(1,438)	75
非支配持分	(121)	(164)	26	(17)	(22)	23
その他の株主	(264)	(178)	(48)	(37)	(30)	(23)
株主帰属利益／(損失)¹	1,543	2,444	(37)	(419)	(1,490)	72

パフォーマンス指標

平均割当有形株主資本利益率	7.3%	12.5%		
平均割当有形株主資本(億ポンド) ¹	450	400	50	80
期末割当有形株主資本(億ポンド) ¹	440	410	40	80
収益に対する費用の比率	65%	58%	n/m	n/m
貸倒率(ベース・ポイント)	54	43	12	15
基本的1株当たり利益／(損失)への寄与	9.5 ペンス	14.8 ペンス	(2.4 ペンス)	(8.8 ペンス)

資本管理

	2017年		2016年	
	6月30日現在	12月31日現在	6月30日現在	12月31日現在
リスク調整後資産 ¹	3,046 億ポンド	3,335 億ポンド	228 億ポンド	321 億ポンド
英国レバレッジ・エクスポージャー(四半期末平均) ¹	9,970 億ポンド	10,260 億ポンド	950 億ポンド	1,110 億ポンド

事業部門別収益	2017年6月30日に 終了した半期	2016年6月30日に 終了した半期	増減率 %
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	
パークレイズ UK	3,661	3,746	(2)
パークレイズ・インターナショナル 本社	7,748 2	7,552 301	3 (99)
パークレイズ・コア	11,411	11,599	(2)
パークレイズ・ノンコア	(530)	(586)	10
パークレイズ・グループ	10,881	11,013	(1)

事業部門別税引前利益／(損失)	2017年6月30日に 終了した半期	2016年6月30日に 終了した半期	増減率 %
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	
パークレイズ UK	634	1,080	(41)
パークレイズ・インターナショナル 本社	2,617 (263)	2,753 134	(5)
パークレイズ・コア	2,988	3,967	(25)
パークレイズ・ノンコア	(647)	(1,904)	66
パークレイズ・グループ	2,341	2,063	13

¹ アフリカ・バンキング非継続事業に係る株主帰属利益はグループ・レベルでのみ表示されています。割当有形株主資本、リスク調整後資産およびレバレッジ・エクスポージャーは、コア部門である本社に含まれています。

グループ最高責任者によるご挨拶

「当グループは2017年度第2四半期に戦略上極めて重要な2つの施策をいずれも予定より早く完了いたしました。

1点目は、当グループのパークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッドに対する過半数持分を規制上の非連結化が適用可能な水準まで削減したことです。2018年には規制上の非連結化が実現する見通しです。持分削減で比例連結を適用することができ、CET1資本比率は13.1%と、最終目標レンジに届きました。さらに持分売却により約26ベース・ポイント押し上げることになります。

2点目は、ノンコア部門の整理を前倒しで完了し、リスク調整後資産を目標の250億ポンドを下回る水準まで削減したことです。これにより、ノンコア部門を予定より6ヵ月早く閉鎖し、残余資産をコア部門に再統合することが可能になりました。

これらの重要な節目となる施策をやり遂げたことで、パークレイズ・グループの事業再編に区切りが付き、株主の皆様のために当グループが備える収益力が存分に発揮される日が早まることとなります。

本日発表しました決算はその収益力を改めて浮き彫りにしています。2017年度上半期のグループの税引前利益は23億4,100万ポンドと13%増加しました。当グループの強力な事業部門であるパークレイズ UK とパークレイズ・インターナショナルの有形株主資本利益率はそれぞれ20.4%（支払保障保険(PPI)関連引当金を除く）、12.4%と良好な水準に達しました。

当グループの事業は現在では徹底的に簡素化され、事業再編は完了し、資本比率は最終的な目標レンジに届きました。今後は特定行為の問題の決着に向けて取り組む一方で、株主の皆様にとって最も重要なグループのリターン改善に注力することが可能になります。

そこで、当グループは新たな目標を策定しました。最終的にグループの有形株主資本利益率10%超の達成を目指します。

最後に、年明けの通期決算発表の場で当グループの最新の資本管理政策について投資家の皆様にご説明する予定です。」

グループ最高責任者 ジェイムズ・E・ステイリー

グループ財務担当取締役のレビュー

2017 年度上半期決算は基礎となるコア部門の堅調なパフォーマンス、ノンコア部門の損失の大幅な減少、BAGL 持分の目標水準までの削減、資本面の一段の進展から明らかなように、当グループの戦略に沿って大きく前進したことを示しています。コア部門は平均有形株主資本が大幅に増加し、PPI に係る費用を除くと、RoTE は 10.4%と 2 桁に達しました。2017 年 7 月 1 日付のノンコア部門の閉鎖は当グループの事業再編における重要な節目となるもので、閉鎖時のリスク調整後資産は 230 億ポンドと従来のガイダンスである約 250 億ポンドを下回りました。また、BAGL の 33.7%の持分を売却した結果、BAGL は会計上、非連結化されました。グループの 2017 年度上半期決算はパークレイズの BAGL 持分の売却損および減損の影響を受けました。グループの CET1 資本比率は基礎となる本来的な資本の創出とともに BAGL 持分売却と比例連結を反映させたことにより 47 ベーシスポイント押し上げられて 13.1%に上昇し、最終目標レンジに届きました。

グループの業績

- 税引前利益はノンコア部門の税引前損失が 6 億 4,700 万ポンド(2016 年度上半期: 19 億 400 万ポンド)と大幅に減少したのを受けて 23 億 4,100 万ポンドと 13%増加しました。コア部門の利益は PPI に係る費用 7 億ポンド(2016 年度上半期: 4 億ポンド)に加え、2016 年度上半期に計上したパークレイズが保有するビザ・ヨーロッパ・リミテッド株の売却益 6 億 1,500 万ポンドが当期には発生しなかったことが影響し、29 億 8,800 万ポンドと 25%減少しました。また、2017 年度上半期決算では、英ポンドに対する米ドルおよびユーロの平均レートが 2016 年度上半期比でそれぞれ 12%、10%上昇したことが収益に好影響を与える一方で、減損費用と営業費用に悪影響を与えました
- 収益合計は 1%減少し、108 億 8,100 万ポンドとなりました。ノンコア部門のマイナスの収益が 5 億 3,000 万ポンドと 10%減少したことで一部相殺されたものの、コア部門の収益が本社を中心に 2%減少し、114 億 1,100 万ポンドになったことを反映しています。コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB)、コンシューマー、カードおよび決済事業ともに増収となったパークレイズ・インターナショナルの収益は 3%増加しましたが、パークレイズ UK は 2016 年度上半期に計上したパークレイズが保有するビザ・ヨーロッパ・リミテッド株式の売却益が当期には発生しなかった影響により 2%減少しました
- 信用に関する減損費用は 1 億 2,300 万ポンド増加し、10 億 5,400 万ポンドとなりました。CIB における減損の減少により一部相殺されたものの、ポートフォリオ構成の変更、米国カード事業の基礎となる延滞率の動向の悪化、事業の拡大を主に反映し、コンシューマー、カードおよび決済事業における 53%の増加を受けています。この結果、グループの貸倒率は 10 ベーシスポイント上昇して 49 ベーシスポイントとなりました
- 営業費用は 77 億 3,200 万ポンドと概ね横ばいでした(2016 年度上半期: 76 億 9,700 万ポンド)。PPI に係る費用、2016 年度第 4 四半期に実施した報奨付与に係る変更の影響、事業の拡大および投資が費用の効率化を上回ったことで、コア部門で 10%増加し 74 億 4,800 万ポンドとなったことを受けています。ノンコア部門の営業費用は同部門の整理が引き続き進展し、70%減少して 2 億 8,400 万ポンドとなりました
- その他の収益純額はパークレイズが保有するポーカリンク株のマスターカードへの売却益 1 億 900 万ポンドと日本での合併事業の解消益 7,600 万ポンドを反映し、2 億 4,600 万ポンドに増加しました(2016 年度上半期: 3 億 2,200 万ポンドの費用)。パークレイズ・バンク・エジプトの売却益 1 億 8,900 万ポンドは為替換算再評価差額の損失 1 億 8,000 万ポンドを損益計算書上の損益に振り替えたことにより概ね相殺されました
- アフリカ・バンキングの非継続事業に係る税引後損失 21 億 9,500 万ポンド(2016 年度上半期: 3 億 1,100 万ポンドの利益)は、会計上の非連結化に伴い、為替換算再評価差額の損失を損益計算書上の損益に振り替えたことを主因とするパークレイズの BAGL 持分の減損 10 億 9,000 万ポンドと BAGL の 33.7%の発行済株式資本の売却損 14 億 3,500 万ポンドを含みます
- RoTE は(4.6%) (2016 年度上半期: 4.8%)、基本的 1 株当たり損失は(6.6 ペンス)でした(2016 年度上半期: 6.9 ペンスの利益)。BAGL の 33.7%の発行済株式資本の売却損およびパークレイズの BAGL 持分の減損の影響ならびに PPI に係る費用を除くと、RoTE は 8.1%、1 株当たり利益は 11.8 ペンスでした

コア部門の業績

- コア部門の RoTE は 7.3%となりましたが(2016 年度上半期: 12.5%)、PPI に係る費用を除くと、10.4%と 2 桁に達しました
- 税引前利益は 25%減少し、29 億 8,800 万ポンドとなりました。PPI に係る費用 7 億ポンド(2016 年度上半期: 4 億ポンド)と 2016 年度上半期に計上したパークレイズが保有するビザ・ヨーロッパ・リミテッド株の売却益 6 億 1,500 万ポンドが当期には発生しなかったことを主に受けています
- 収益合計は 2%減少し、114 億 1,100 万ポンドとなりました。本社は 2016 年度上半期に計上した当グループ自身の信用度に関連する利益が当期に発生しなかったこと、パークレイズ UK はパークレイズが保有するビザ・ヨーロッパ・リミテッド株の売却益が当期に発生しなかったことをそれぞれ主因に減収となったことを受けていますが、CIB、コンシューマー、カードおよび決済事業ともに増収となったパークレイズ・インターナショナルの収益が 3%増加したことで一部相殺されました
- 信用に関する減損費用は 17%増加し、10 億 2,400 万ポンドとなりました。ポートフォリオ構成の変更、米国カード事業の基礎となる延滞率の動向の悪化、事業の拡大を主に受けてコンシューマー、カードおよび決済事業の減損が増加したことにより。コア部門の貸倒率は 11 ベーシスポイント上昇して 54 ベーシスポイントとなりました
- 営業費用は 10%増加し、74 億 4,800 万ポンドとなりました。PPI に係る費用、2016 年度第 4 四半期に実施した報奨付与に係る変更の影響、構造改革プログラム費用の増加、コンシューマー、カードおよび決済事業における事業の拡大および投資を受けています
- その他の収益純額は 4,900 万ポンドとなりました(2016 年度上半期: 900 万ポンドの費用)。パークレイズ・バンク・エジプト売却に伴い為替換算再評価差額の損失を損益計算書上の損益に振り替えたことによる費用 1 億 8,000 万ポンドにより相殺されましたが、パークレイズが保有するポーカリンク株のマスターカードへの売却益 1 億 900 万ポンドと日本での合併事業の解消益 7,600 万ポンドを反映しています

グループ財務担当取締役のレビュー

パークレイズ UK

- RoTE は 4.6%に低下しました(2016 年度上半期: 13.6%)。PPI に係る費用 7 億ポンド(2016 年度上半期: 4 億ポンド)と 2016 年度上半期に計上したパークレイズが保有するビザ・ヨーロッパ・リミテッド株の売却益 1 億 5,100 万ポンドが当期には発生しなかったことを受けて、税引前利益は 41%減少して 6 億 3,400 万ポンドとなりました
- 収益合計は 2%減少し、36 億 6,100 万ポンドとなりました。プライシングに関連する取り組みと預金の増加により一部相殺されましたが、2016 年度上半期に計上したパークレイズが保有するビザ・ヨーロッパ・リミテッド株の売却益 1 億 5,100 万ポンドが当期には発生しなかったことと 2016 年の英国基準金利引き下げの影響を受けています。純利ざやは 10 ベーシス・ポイント上昇して 3.69%となりました
- 信用に関する減損費用は前年同期比 3,200 万ポンド増加して 3 億 9,800 万ポンドとなりました。パーソナル・バンキングにおける償却の増加と 2016 年度上半期のより高い債権回収を反映しています。基礎となる延滞率の動向は前年同期比で改善し、英国カードの 30 日超および 90 日超延滞率はそれぞれ 2.0%(2016 年度上半期: 2.3%)、0.9%(2016 年度上半期: 1.2%)となりました
- 営業費用は 14%増加して 26 億 2,800 万ポンドとなりました。費用の効率化により一部相殺されましたが、PPI に係る費用 7 億ポンド(2016 年度上半期: 4 億ポンド)、リングフェンス銀行設立費用、サイバー攻撃耐性強化および技術への投資費用を受けています

パークレイズ・インターナショナル

- RoTE は 12.4%となりました(2016 年度上半期: 14.3%)。CIB の RoTE が 9.7%に改善し(2016 年度上半期: 8.4%)、コンシューマー、カードおよび決済事業の RoTE は 28.0%となったこと(2016 年度上半期: 50.9%)を反映しています
- 税引前利益は 5%減少して 26 億 1,700 万ポンドとなりました。収益の増加により一部相殺されたものの、営業費用および減損の増加を受けています
- 収益合計は英ポンドに対する米ドルとユーロの平均レートの上昇の影響を含め、3%増加して 77 億 4,800 万ポンドとなりました。CIB、コンシューマー、カードおよび決済事業ともに増収となりました。CIB の収益はマクロの減収により一部相殺されたものの、バンキング業務の増収を受けて 3%増の 53 億 4,600 万ポンドとなりました。一方、コンシューマー、カードおよび決済事業の収益は米国カードの成長を含め、2%増の 24 億 200 万ポンドとなりました
- 信用に関する減損費用は 23%増加し、6 億 2,500 万ポンドとなりました。ポートフォリオ構成の変更、米国カードの基礎となる延滞率の動向の悪化、事業の拡大、英ポンドに対する米ドルおよびユーロの平均レートの上昇により、コンシューマー、カードおよび決済事業が 53%増加して 5 億 7,500 万ポンドとなったことを受けています。CIB の信用に関する減損費用は 2016 年度上半期に計上した石油およびガス・セクターのシングルネームに係る減損が当期には発生しなかったことを受けて 62%減少して 5,000 万ポンドとなりました
- 営業費用合計は英ポンドに対する米ドルとユーロの平均レートの上昇の影響を含め、10%増加して 47 億 2,000 万ポンドとなりました。CIB の営業費用は事業再編費用の減少と費用の効率化により一部相殺されたものの、2016 年度第 4 四半期に実施した報奨付与に係る変更の影響と構造改革プログラム費用の増加を反映し、7%増加し、36 億 9,700 万ポンドとなりました。コンシューマー、カードおよび決済事業の営業費用は持続的な事業の拡大と投資を含め、21%増加して 10 億 2,300 万ポンドとなりました
- その他の収益純額はパークレイズが保有するポーカリンク株のマスターカードへの売却益 1 億 900 万ポンドと日本での合併事業の解消益 7,600 万ポンドを反映し、2 億 1,400 万ポンドに増加しました(2016 年度上半期: 1,900 万ポンド)

本社

- 収益は 2 億 9,900 万ポンド減少して 200 万ポンドとなりました。当グループ自身の信用度に関連する損益に係る IFRS 第 9 号の規定の早期適用と財務活動の収益純額の減少を主に受けています。従来は損益計算書に計上していた当グループ自身の信用度に関連する損益(2016 年度上半期: 1 億 8,300 万ポンドの利益)は現在はその他の包括利益の一部として認識されています
- 税引前損失 2 億 6,300 万ポンド(2016 年度上半期: 1 億 3,400 万ポンド)はパークレイズ・バンク・エジプト売却に伴い為替換算再評価差額の損失を損益計算書上の損益に振り替えたことによる 1 億 8,000 万ポンドの費用を含みます

ノンコアの業績

- ノンコア部門は 2017 年 7 月 1 日付で閉鎖となり、残余資産および負債はコア部門に再統合されました。これまでのガイダンスのとおり、今後も従来のノンコア部門に係るリスク調整後資産および税引前損失を引き続き削減していきます
- ノンコア部門の整理は進展し続け、リスク調整後資産はデリバティブの 50 億ポンドの減少、事業部門の 20 億ポンドの減少、証券および貸付金の 10 億ポンドの減少を受けて 228 億ポンドに減少し(2016 年 12 月: 321 億ポンド)、ガイダンスの約 250 億ポンドを下回りました
- 税引前損失は 6 億 4,700 万ポンドに減少しました(2016 年度上半期: 19 億 400 万ポンド)。営業費用の減少、教育・社会的住宅供給・地方自治体(ESHLA)ポートフォリオに係る公正価値評価の好転、2016 年度上半期に計上したフランスのリテール事業評価に係る減損が当期には発生しなかったこと、パークレイズ・バンク・エジプトの売却益 1 億 8,900 万ポンドを受けています
- 収益合計は 5,600 万ポンド増加し、5 億 3,000 万ポンドの純費用となりました。ESHLA ポートフォリオに係る公正価値評価の好転を主因とする証券および貸付金の収益の増加を受けていますが、撤退費用の増加を反映したデリバティブの減収、イタリアのリテール、南欧のカード、パークレイズ・バンク・エジプト各事業の売却完了に伴い事業部門の収益が減少したことで相殺されました
- 営業費用は複数の事業の売却完了、事業再編費用ならびに訴訟および特定行為に係る費用の減少を受けて 70%改善して 2 億 8,400 万ポンドとなりました
- その他の収益純額はパークレイズ・バンク・エジプト売却益 1 億 8,900 万ポンドと 2016 年度上半期に計上したフランスのリテール事業の評価に係る減損が当期には発生しなかったことを反映し、1 億 9,700 万ポンドに増加しました(2016 年度上半期: 3 億 1,300 万ポンドの費用)

グループ財務担当取締役のレビュー

グループの資本およびレバレッジ

- 改正資本要件指令完全施行ベースの CET1 資本比率は 13.1%に上昇しました(2016 年 12 月: 12.4%)。リスク調整後資産が 382 億ポンド減少し 3,274 億ポンドとなったことが主因です。CET1 資本は 24 億ポンド減少し 428 億ポンドとなりました
 - 継続事業に係る利益は、米ドル建優先株の償還、BAGL 持分の売却に関連した離職手当、年金控除の増加を受けて、その他の適格剰余金が減少したことにより概ね相殺されました。比例連結のもとで BAGL 少数株主持分が計上されなくなった結果、CET1 資本比率は更に 18 億ポンドの減少となりました
 - のれんに割り当てられるパークレイズの BAGL 持分の減損および BAGL の為替換算再評価差額の損失を損益計算書上の損益に振り替えたことに伴う非継続事業に係る損失は CET1 資本に影響しません
 - リスク調整後資産の減少は、ノンコア部門での削減のほか、パークレイズの持分売却に伴う BAGL の比例連結の結果減少した 279 億ポンドのリスク調整後資産の減少を反映しています
- 平均英国レバレッジ比率は 4.8%に上昇しました(2016 年 12 月: 4.5%)。完全施行ベースの平均 Tier1 資本が 521 億ポンドに増加し(2016 年 12 月: 516 億ポンド)、平均英国レバレッジ・エクスポージャーが 1 兆 920 億ポンドに減少した(2016 年 12 月: 1 兆 1,370 億ポンド)ことを受けています
- 1 株当たり正味有形資産価額は、PPI に係る追加費用を除いた税引後利益を米ドル建優先株の償還、配当支払額ならびに為替換算再評価差額およびキャッシュフロー・ヘッジ再評価差額を含む剰余金の減少を主に受けて 284 ペンスに減少しました(2016 年 12 月: 290 ペンス)

グループの資金調達および流動性

- 当グループは内部および規制上の要件を上回る流動性を維持しました。余剰流動性は 2,010 億ポンドに増加しました(2016 年 12 月: 1,650 億ポンド)。余剰流動性の増加は、自己資本および適格債務最低要件(MREL)発行の純増、イングランド銀行タム資金調達スキームによる資金調達、短期金融市場残高の増加、預金の拡大を受けたものです。保守的な流動性ポジションの構築を目指す当グループの姿勢を反映し、流動性カバレッジ比率(LCR)は 149%に上昇しました(2016 年 12 月: 131%)。これは 100%に対して 650 億ポンドの余剰に相当します(2016 年 12 月: 390 億ポンド)
- ホールセルの資金調達残高(レポ取引を除く)は 1,630 億ポンドでした(2016 年 12 月: 1,580 億ポンド)。当グループはパークレイズ・ピーエルシー(持株会社)発行の資本取引およびタム・シニア無担保債 76 億ポンド相当を発行しました。うち、48 億ポンドは公募シニア無担保債、28 億ポンドは資本性商品でした。同期間に、利率 7.1%の第 3 回米ドル建優先株式 13 億 7,500 万米ドルを含む、パークレイズ・バンク・ピーエルシー(事業会社)の資本性商品および公募シニア・タム商品 47 億ポンドが満期となり、または償還されました

その他の事項

- パークレイズは 2017 年 6 月 1 日、BAGL の普通株式 2 億 8,600 万株(BAGL の発行済株式資本の 33.7%に相当)を売却しました。売却の結果、BAGL はパークレイズ・グループから会計上、非連結化されました。これに伴い、BAGL はパークレイズの財務書類においては売却可能資産として会計処理されることとなり、非継続事業としては報告はされていません。売却と規制報告目的での BAGL の比例連結を反映して、グループの CET1 資本比率は 47 ベーシス・ポイント上昇しました
- パークレイズは 2017 年 6 月 30 日現在、BAGL の普通株式 1 億 3,900 万株(BAGL の発行済株式資本の 16.4%に相当)を保有しています。パークレイズは同日現在、黒人の経済力強化(Black Economic Empowerment)スキームに BAGL の 1.5%の普通株式またはその現金相当額を拠出する義務を負っています。2017 年 9 月 30 日時点で、パークレイズが引き続き保有する BAGL の普通株式は 1 億 2,600 万株(現時点で BAGL の発行済株式資本の 14.9%に相当)となります
- 3 年ごとに評価を行う英国退職基金(UKRF)の 2016 年 9 月 30 日を発効日とする直近の評価が完了しました。積立不足額は 2015 年 9 月 30 日付の評価時の 60 億ポンドに対して 79 億ポンド、調達比率は 81.5%でした。パークレイズと UKRF は積立不足を補填する拠出を見直し、2017 年度に 7 億 4,000 万ポンド(うち、6 億 2,000 万ポンドは 2017 年度上半期に支払い済み)、2018 年~2020 年度に年間 5 億ポンド、2021 年~2026 年度に年間 10 億ポンドを拠出する再建計画などを実施することで合意しました
- PPI に係る費用 7 億ポンドを 2017 年度第 2 四半期に追加計上しました(2016 年度上半期: 4 億ポンド)。これは年度初以降の請求件数が予想を上回ったことを主に反映しています。2017 年 6 月時点の PPI に関連する引当金の残高は 21 億 900 万ポンドでした(2016 年 12 月: 19 億 7,900 万ポンド)
- 過去に発生した問題に関連する特定の法的手続きおよび調査は決着していません。未決着の旧来の問題を適切な期間内に解決することは引き続き優先課題です。関連事項の詳細については、財務書類に対する注記 19 をご参照ください

グループ財務担当取締役のレビュー

配当

- 中間期の配当金 1.0 ペンスは 2017 年 9 月 18 日に支払われる予定です

見通しおよび財務目標

- 当グループは費用の効率化に取り組み、事業部門の投資を自己資金で賄える体制の確立に引き続き注力しており、グループの収益に対する費用の比率を最終的に 60%未満とすることを引き続き目指します
- 2017 年 7 月 1 日付でのノンコア部門の閉鎖を受け、グループのリターンをコア部門のリターンに収斂させるという従来のリターン目標に代わり、費用を重視しつつ、リターンが不十分な事業の資本の再配置を図ることでグループの RoTE を最終的に 10.0%超まで高めることを目指します
- 従来のガイダンスのとおり、当グループは 2017 年度の年間配当金を合計で 1 株当たり 3.0 ペンスと予想しています。2018 年 2 月の通期決算発表時に配当政策を含め、資本管理の枠組みに関する最新情報を市場に提供する予定です

グループ財務担当取締役 トゥーシャー・モーザリア

事業部門別業績

パークレイズ UK	2017年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2016年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	増減率 %
損益計算書関連の情報			
利息収入純額	3,045	2,977	2
手数料収入純額およびその他の収益	616	769	(20)
収益合計	3,661	3,746	(2)
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(398)	(366)	(9)
営業収益純額	3,263	3,380	(3)
訴訟および特定行為を除く営業費用	(1,933)	(1,899)	(2)
訴訟および特定行為	(695)	(400)	(74)
営業費用	(2,628)	(2,299)	(14)
その他の費用純額	(1)	(1)	-
税引前利益	634	1,080	(41)
株主帰属利益	185	608	(70)
貸借対照表関連の情報			
	2017年 6月30日現在 (億ポンド)	2016年 12月31日 (億ポンド)	2016年 6月30日現在 (億ポンド)
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	1,666	1,664	1,660
資産合計	2,034	2,096	2,046
顧客預り金	1,874	1,890	1,817
リスク調整後資産	661	675	671
重要事項			
	2017年 6月30日に 終了した半期	2016年 6月30日に 終了した半期	
住宅ローンポートフォリオの平均LTV ¹	47%	47%	
新規住宅ローン貸出の平均LTV ¹	62%	63%	
支店数	1,295	1,331	
パークレイズ・モバイル・バンキング顧客数	5.9百万人	5.1百万人	
30日超延滞率 - パークレイカード・コンシューマーUK	2.0%	2.3%	
パフォーマンス指標			
平均割当有形株主資本利益率	4.6%	13.6%	
平均割当有形株主資本(億ポンド)	88	91	
収益に対する費用の比率	72%	61%	
貸倒率(ベース・ポイント)	47	43	
預貸率	89%	91%	
純利ざや	3.69%	3.59%	

1 住宅ローンポートフォリオの平均LTV および新規住宅ローン貸出の平均LTV は金額を加重平均して計算しています。

事業部門別業績

パークレイズ UK の内訳			
	2017年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2016年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	増減率 %
収益合計の内訳			
パーソナル・バンキング	1,877	1,987	(6)
パークレイカード・コンシューマーUK	993	954	4
ウェルス、アントレプレナー&ビジネス・バンキング	791	805	(2)
収益合計	3,661	3,746	(2)
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額の内訳			
パーソナル・バンキング	(106)	(86)	(23)
パークレイカード・コンシューマーUK	(272)	(274)	1
ウェルス、アントレプレナー&ビジネス・バンキング	(20)	(6)	
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額合計	(398)	(366)	(9)
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)の内訳			
	2017年 6月30日現在 (億ポンド)	2016年 12月31日現在 (億ポンド)	2016年 6月30日現在 (億ポンド)
パーソナル・バンキング	1,365	1,350	1,347
パークレイカード・コンシューマーUK	162	165	162
ウェルス、アントレプレナー&ビジネス・バンキング	139	149	151
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)合計	1,666	1,664	1,660
顧客預り金の内訳			
パーソナル・バンキング	1,385	1,393	1,348
パークレイカード・コンシューマーUK	-	-	-
ウェルス、アントレプレナー&ビジネス・バンキング	489	497	469
顧客預り金合計	1,874	1,890	1,817

事業部門別業績

パークレイズ UK

損益計算書 - 2017 年度上半期と 2016 年度上半期の比較

- 税引前利益は 41%減少し、6 億 3,400 万ポンドとなりました。PPI に係る費用 7 億ポンド(2016 年度上半期: 4 億ポンド)と 2016 年度上半期に計上したパークレイズが保有するビザ・ヨーロッパ・リミテッド株の売却益 1 億 5,100 万ポンドが当期には発生しなかったことを主に受けています
- 収益合計は 2%減少し、36 億 6,100 万ポンドとなりました。プライシングに関連する取り組みと預金の増加により一部相殺されたものの、2016 年度上半期に計上したパークレイズが保有するビザ・ヨーロッパ・リミテッド株の売却益 1 億 5,100 万ポンドが当期には発生しなかったことと 2016 年の英国基準金利引き下げの影響を受けています
 - パーソナル・バンキングの収益は 6%減の 18 億 7,700 万ポンドでした。プライシングに関連する取り組みと預金の増加により一部相殺されたものの、2016 年度上半期に計上したパークレイズが保有するビザ・ヨーロッパ・リミテッド株の売却益が当期には発生しなかったこと、2016 年の英国基準金利引き下げの影響、資産利ざやへの圧力を受けています
 - パークレイカード・コンシューマーUKの収益は利ざやの改善を反映し、4%増の 9 億 9,300 万ポンドでした
 - ウェルス、アントレプレナー&ビジネス・バンキング(WEBB)の収益は 2%減の 7 億 9,100 万ポンドでした。預金のプライシングに関連する取り組みと残高の増加により一部相殺されたものの、2016 年度上半期に計上したパークレイズが保有するビザ・ヨーロッパ・リミテッド株の売却益が当期には発生しなかったことを受けています
 - 利息収入純額は預金のプライシングに関連する取り組みと残高の増加を受けて 2%増加して 30 億 4,500 万ポンドとなりました
 - 純利ざやや資産利ざやの低下により一部相殺されたものの、パーソナル・バンキング預金の利ざやの上昇を反映し、10 ベーシス・ポイント上昇し、3.69%となりました
 - 手数料収入純額およびその他の収益は、2016 年度上半期に計上したパークレイズが保有するビザ・ヨーロッパ・リミテッド株の売却益が当期には発生しなかったことを受けて 20%減少し、6 億 1,600 万ポンドとなりました
- 信用に関する減損費用は 3,200 万ポンド増加し、3 億 9,800 万ポンドとなりました。パーソナル・バンキングにおける償却の増加と 2016 年度上半期のより高い債権回収を反映しています。基礎となる延滞率の動向は前年同期比で改善し、英国カードの 30 日超および 90 日超延滞率はそれぞれ 2.0%(2016 年度上半期: 2.3%)、0.9%(2016 年度上半期: 1.2%)と前年同期比で改善しました
- 営業費用合計は 14%増加して 26 億 2,800 万ポンドとなりました。費用の効率化により一部相殺されたものの、PPI に係る費用 7 億ポンド(2016 年度上半期: 4 億ポンド)、リングフェンス銀行設立費用、サイバー攻撃耐性強化および技術への投資費用を受けています

貸借対照表 - 2017 年 6 月 30 日と 2016 年 12 月 31 日の比較

- 顧客に対する貸付金は 1,666 億ポンドと概ね横ばいでした(2016 年 12 月: 1,664 億ポンド)
- 資産合計は割当余剰流動性の減少を主因に 3%減少して 2,034 億ポンドとなりました
- 顧客預り金は 1%減少して 1,874 億ポンドとなりました。基礎となる預金の増加により一部相殺されましたが、構造改革に備えてパークレイズ UK とパークレイズ・インターナショナルの間で特定の顧客の組み替えを行ったことを反映しています
- リスク調整後資産は構造改革に備えてパークレイズ UK とパークレイズ・インターナショナルの間で特定の顧客の組み替えを行ったことを反映し、661 億ポンドに減少しました(2016 年 12 月: 675 億ポンド)

事業部門別業績

パークレイズ・インターナショナル	2017年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2016年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	増減率 %
損益計算書関連の情報			
利息収入純額	2,172	2,111	3
トレーディング収益純額	2,221	2,375	(6)
手数料収入純額およびその他の収益	3,355	3,066	9
収益合計	7,748	7,552	3
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(625)	(509)	(23)
営業収益純額	7,123	7,043	1
訴訟および特定行為を除く営業費用	(4,711)	(4,295)	(10)
訴訟および特定行為	(9)	(14)	36
営業費用	(4,720)	(4,309)	(10)
その他の収益純額	214	19	
税引前利益	2,617	2,753	(5)
株主帰属利益	1,656	1,746	(5)
貸借対照表関連の情報			
	2017年 6月30日現在 (億ポンド)	2016年 12月31日現在 (億ポンド)	2016年 6月30日現在 (億ポンド)
銀行および顧客に対する貸付金(償却原価ベース) ¹	2,048	2,113	2,306
トレーディング・ポートフォリオ資産	833	732	681
デリバティブ金融資産	1,084	1,562	1,814
デリバティブ金融負債	1,168	1,606	1,875
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付	172	134	197
公正価値で測定すると指定された金融資産	941	623	683
資産合計	6,816	6,485	6,799
顧客預り金 ²	2,303	2,162	2,265
リスク調整後資産	2,122	2,127	2,093
パフォーマンス指標			
	2017年 6月30日に 終了した半期	2016年 6月30日に 終了した半期	
平均割当有形株主資本利益率	12.4%	14.3%	
平均割当有形株主資本(億ポンド)	275	250	
収益に対する費用の比率	61%	57%	
貸倒率(ベース・ポイント)	61	44	
預貸率	80%	90%	
純利ざや	4.06%	3.90%	

1 2017年6月30日現在の貸付金は、顧客に対する貸付金1,839億ポンド(2016年12月:1,859億ポンド)(決済残高316億ポンド(2016年12月:195億ポンド)および現金担保269億ポンド(2016年12月:301億ポンド)を含む)および銀行に対する貸付金209億ポンド(2016年12月:254億ポンド)(決済残高57億ポンド(2016年12月:17億ポンド)および現金担保54億ポンド(2016年12月:63億ポンド)を含む)で構成されています。コンシューマー、カード決済事業に係る銀行および顧客に対する貸付金は385億ポンド(2016年12月:397億ポンド)でした。

2 2017年6月30日現在の顧客預り金には決済残高294億ポンド(2016年12月:166億ポンド)および現金担保162億ポンド(2016年12月:208億ポンド)が含まれています。

事業部門別業績

パークレイズ・インターナショナルの内訳

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB)	2017年	2016年	増減率 %
	6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	
損益計算書関連の情報			
収益合計の内訳			
クレジット	695	591	18
株式	917	919	-
マクロ	946	1,185	(20)
市場	2,558	2,695	(5)
バンキング手数料	1,400	1,103	27
コーポレート貸付	547	608	(10)
トランザクション・バンキング	802	798	1
バンキング	2,749	2,509	10
その他	39	3	
収益合計	5,346	5,207	3
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(50)	(132)	62
営業費用	(3,697)	(3,465)	(7)
その他の収益合計	116	-	
税引前利益	1,715	1,610	7

貸借対照表関連の情報	2017年	2016年	2016年
	6月30日現在 (億ポンド)	12月31日現在 (億ポンド)	6月30日現在 (億ポンド)
リスク調整後資産	1,789	1,786	1,784

パフォーマンス指標	2017年	2016年
	6月30日に 終了した半期	6月30日に 終了した半期
平均割当有形株主資本利益率	9.7%	8.4%
平均割当有形株主資本(億ポンド)	233	215

コンシューマー、カードおよび決済事業	2017年	2016年	増減率 %
	6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	
損益計算書関連の情報			
収益合計	2,402	2,345	2
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(575)	(377)	(53)
営業費用	(1,023)	(844)	(21)
その他の収益合計	98	19	
税引前利益	902	1,143	(21)

貸借対照表関連の情報	2017年	2016年	2016年
	6月30日現在 (億ポンド)	12月31日現在 (億ポンド)	6月30日現在 (億ポンド)
銀行および顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	385	397	354
顧客預り金	573	500	469
リスク調整後資産	333	341	309

重要事項	2017年	2016年
	6月30日に 終了した半期	6月30日に 終了した半期
30日以上延滞率 - パークレイカード米国	2.2%	2.2%
パークレイカード顧客数合計	364,000	350,000
決済処理金額	1,570 億ポンド	1,410 億ポンド

パフォーマンス指標	2017年	2016年
	6月30日に 終了した半期	6月30日に 終了した半期
平均割当有形株主資本利益率	28.0%	50.9%
平均割当有形株主資本(億ポンド)	42	35

事業部門別業績

パークレイズ・インターナショナル

損益計算書 - 2017 年度上半期と 2016 年度上半期の比較

- 税引前利益は 5%減少して 26 億 1,700 万ポンドとなりました。収益合計の 3%の増加により一部相殺されたものの、営業費用合計の 10%の増加と減損の 23%の増加を受けています
- 収益合計は 3%増加して 77 億 4,800 万ポンドとなりました。これは、英ポンドに対する米ドルとユーロの平均レートの上昇の影響のほか、CIB が 3%増の 53 億 4,600 万ポンド、コンシューマー、カードおよび決済事業が 2%増の 24 億 200 万ポンドとなったことによります
 - 市場業務の収益は 5%減少し、25 億 5,800 万ポンドとなりました
 - クレジットの収益は欧州事業のパフォーマンスの改善と地方債の増収を受けて 18%増の 6 億 9,500 万ポンドとなりました
 - 株式の収益は現物株およびエクイティ・ファイナンスのパフォーマンスの改善が米国株式デリバティブの減収を相殺したことで、9 億 1,700 万ポンドと概ね横ばいでした(2016 年度上半期: 9 億 1,900 万ポンド)
 - マクロの収益は金利市場のボラティリティの低下とエネルギー関連コモディティからの撤退の影響を受けて 20%減の 9 億 4,600 万ポンドとなりました
 - バンキング業務の収益は 10%増加し、27 億 4,900 万ポンドとなりました
 - バンキング手数料収入は債券引受、株式引受、アドバイザリーの各手数料の増加を受けて 27%増加して 14 億ポンドとなり、すべての商品で手数料のシェアが伸びました
 - コーポレート貸付は公正価値ヘッジ損失の増加、債権処理による利益の減少、残高の減少を主に受け、10%減の 5 億 4,700 万ポンドとなりました
 - トランザクション・バンキングの収益は、基準金利が低い環境下で利ざやが縮小し、預金残高の増加が一部相殺されたことで、1%増の 8 億 200 万ポンドとなりました
 - コンシューマー、カードおよび決済事業の収益は 2%増の 24 億 200 万ポンドとなりました。2016 年度上半期に計上したパークレイズが保有するビザ・ヨーロッパ・リミテッド株の売却益 4 億 6,400 万ポンドが当期には発生しなかったことにより一部相殺されたものの、持続的な成長や米国カード事業の資産売却益 1 億 9,200 万ポンド、パークレイズが保有するビザ・インク優先株の評価益 7,400 万ポンドを受けています
- 信用に関する減損費用は英ポンドに対する米ドルとユーロの平均レートの上昇の影響を含め、23%増加し、6 億 2,500 万ポンドとなりました
 - CIB の信用に関する減損費用は 62%減少し、5,000 万ポンドとなりました。2016 年度上半期に計上した石油およびガス・セクターのシングルネームに関連する費用が当期には発生しなかったことを受けています
 - コンシューマー、カードおよび決済事業の信用に関する減損費用はポートフォリオ構成の変更、米国カード事業の基礎となる延滞率の動向の悪化、事業の拡大を主に受けて 53%増加して 5 億 7,500 万ポンドとなりました。米国カード事業における 30 日超および 90 日超延滞率は 2017 年度第 1 四半期の米国カードの資産売却の効果を含め、それぞれ 2.2%(2016 年度上半期: 2.2%)、1.1%(2016 年度上半期: 1.0%)と概ね横ばいでした
- 営業費用合計は英ポンドに対する米ドルとユーロの平均レートの上昇の影響を含め、10%増加して 47 億 2,000 万ポンドとなりました
 - CIB は事業再編費用の減少と費用の効率化により一部相殺されたものの、2016 年度第 4 四半期に実施した報奨付与に係る変更と構造改革プログラム費用の増加を反映し、7%増加し、36 億 9,700 万ポンドとなりました
 - コンシューマー、カードおよび決済事業は主に米国カード事業および加盟店獲得事業における持続的な成長と投資の影響を含め、21%増加して 10 億 2,300 万ポンドとなりました
- その他の収益純額はパークレイズが保有するポーカリンク株のマスターカードへの売却益 1 億 900 万ポンドと日本での合併事業の解消益 7,600 万ポンドを反映し、2 億 1,400 万ポンドに増加しました(2016 年度上半期: 1,900 万ポンド)

貸借対照表 - 2017 年 6 月 30 日と 2016 年 12 月 31 日の比較

- 銀行および顧客に対する貸付金(償却原価ベース)は 65 億ポンド減少し、2,048 億ポンドとなりました。CIB は決済残高の増加により一部相殺されたものの、貸付金および現金担保の減少をうけて 53 億ポンド減少して 1,663 億ポンドとなりました。コンシューマー、カードおよび決済事業は構造改革に備えて特定の顧客をパークレイズ UK からパークレイズ・インターナショナルに組み替えたことにより一部相殺されたものの、2017 年度第 1 四半期の米国カード事業における資産売却を受けて 12 億ポンド減少して 385 億ポンドとなりました
- トレーディング・ポートフォリオ資産は取引活動の増加を受けて 101 億ポンド増加して 833 億ポンドとなりました
- シカゴ・マーカンタイル取引所(CME)の日次決済への規制変更の適用や主要金利フォワード・カーブの上昇および英ポンドに対する米ドルの下落を反映し、デリバティブ金融資産および負債はそれぞれ 478 億ポンド減少して 1,084 億ポンド、438 億ポンド減少して 1,168 億ポンドとなりました
- リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付は主にトレーディング業務における所要資金の増加を受けて 38 億ポンド増加して 172 億ポンドとなりました
- 公正価値で測定すると指定された金融資産は 318 億ポンド増加し、941 億ポンドとなりました。マッチド・ブック・トレーディングの増加とトレーディング業務における所要資金の増加を主に受けています
- 顧客預り金は 141 億ポンド増加して 2,303 億ポンドとなりました。CIB は現金担保およびコーポレート預金の減少により一部相殺されたものの、主に決済残高の増加を受けて 68 億ポンド増加して 1,730 億ポンドとなりました。コンシューマー、カードおよび決済事業は、構造改革に備えて特定の顧客をパークレイズ UK からパークレイズ・インターナショナルに組み替えたことを受けて 73 億ポンド増加して 573 億ポンドとなりました
- リスク調整後資産は 2,122 億ポンドと概ね横ばいでした(2016 年 12 月: 2,127 億ポンド)。英ポンドに対する米ドルの下落、2017 年度第 1 四半期の米国カード事業の資産売却、信用の質の改善により減少したものの、トレーディング・ポートフォリオおよび証券金融取引高の増加により相殺されたためです

事業部門別業績

本社	2017年	2016年	増減率 %
	6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	
損益計算書関連の情報			
利息収入純額	(7)	(6)	(17)
手数料収入純額およびその他の収益	9	307	(97)
収益合計	2	301	(99)
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(1)	(1)	-
営業収益純額	1	300	
訴訟および特定行為を除く営業費用	(89)	(121)	26
訴訟および特定行為	(11)	(18)	39
営業費用	(100)	(139)	28
その他の費用純額	(164)	(27)	
税引前(損失)／利益	(263)	134	
株主帰属(損失)／利益	(298)	90	
貸借対照表関連の情報			
	2017年	2016年	2016年
	6月30日現在 (億ポンド)	12月31日現在 (億ポンド)	6月30日現在 (億ポンド)
資産合計	173	752	877
リスク調整後資産 ¹	262	533	432
パフォーマンス指標			
	2017年	2016年	
	6月30日に 終了した半期 (億ポンド)	6月30日に 終了した半期 (億ポンド)	
平均割当有形株主資本	82	58	

本社

損益計算書 - 2017年度上半期と2016年度上半期の比較

- 税引前損失は2億6,300万ポンドでした(2016年度上半期: 1億3,400万ポンドの利益)
- 収益合計は2億9,900万ポンド減少して200万ポンドとなりました。当グループ自身の信用度に関連する損益に係るIFRS第9号の規定を2017年1月1日付で早期適用したことと財務活動からの収益純額の減少を受けています。従来は損益計算書に計上していた当グループ自身の信用度に関連する損益(2016年度上半期: 1億8,300万ポンドの利益)は現在はその他の包括利益の一部として認識されています
- その他の費用純額はパークレイズ・バンク・エジプトの売却に伴い為替換算再評価差額の損失を損益計算書上の損益に振り替えたことによる1億8,000万ポンドの費用を受けて1億6,400万ポンドに増加しました(2016年度上半期: 2,700万ポンド)

貸借対照表 - 2017年6月30日と2016年12月31日の比較

- 資産合計は173億ポンドに減少しました(2016年12月: 752億ポンド)。BAGLの33.7%の発行済株式資本の売却に伴い、BAGLが会計上、パークレイズ・グループから非連結化されたことを主に受けています
- リスク調整後資産はBAGLの比例連結の結果279億ポンド減少したことを反映して262億ポンドに減少しました(2016年12月: 533億ポンド)

¹ アフリカ・バンキングのリスク調整後資産98億ポンド(2016年12月: 423億ポンド)が含まれています。

事業部門別業績

パークレイズ・ノンコア

	2017年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2016年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	増減率 %
損益計算書関連の情報			
利息収入純額	(112)	136	
トレーディング収益純額	(488)	(953)	49
手数料収入純額およびその他の収益	70	231	(70)
収益合計	(530)	(586)	10
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(30)	(55)	45
営業費用純額	(560)	(641)	13
訴訟および特定行為を除く営業費用	(256)	(857)	70
訴訟および特定行為	(28)	(93)	70
営業費用	(284)	(950)	70
その他の収益／(費用)純額	197	(313)	
税引前損失	(647)	(1,904)	66
株主帰属損失	(419)	(1,490)	72

	2017年 6月30日現在 (億ポンド)	2016年 12月31日現在 (億ポンド)	2016年 6月30日現在 (億ポンド)
貸借対照表関連の情報			
銀行および顧客に対する貸付金(償却原価ベース) ¹	483	511	685
デリバティブ金融資産	1,503	1,887	2,628
デリバティブ金融負債	1,430	1,786	2,534
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付	-	1	1
公正価値で測定すると指定された金融資産	121	145	154
資産合計	2,330	2,797	3,791
顧客預り金 ²	118	125	174
リスク調整後資産	228	321	467

	2017年 6月30日に 終了した半期	2016年 6月30日に 終了した半期
パフォーマンス指標		
平均割当有形株主資本(億ポンド)	49	85
期末割当有形株主資本(億ポンド)	40	78
貸倒率(ベース・ポイント)	12	15

	(百万ポンド)	(百万ポンド)	増減率 %
収益合計の内訳			
事業部門	10	377	(97)
証券および貸付金	43	(765)	
デリバティブ	(583)	(198)	
収益合計	(530)	(586)	10

1 2017年6月30日現在の貸付金は、顧客に対する貸付金371億ポンド(2016年12月:385億ポンド)(決済残高ゼロポンド(2016年12月:1億ポンド)および現金担保153億ポンド(2016年12月:173億ポンド)を含む)、および銀行に対する貸付金112億ポンド(2016年12月:126億ポンド)(決済残高ゼロポンド(2016年12月:1億ポンド)および現金担保109億ポンド(2016年12月:121億ポンド)を含む)で構成されています。

2 2017年6月30日現在の顧客預り金には決済残高ゼロポンド(2016年12月:1億ポンド)および現金担保114億ポンド(2016年12月:119億ポンド)が含まれています。

事業部門別業績

パークレイズ・ノンコア

損益計算書 - 2017 年度上半期と 2016 年度上半期の比較

- 税引前損失は 6 億 4,700 万ポンドに減少しました(2016 年度上半期: 19 億 400 万ポンド)。営業費用の減少、ESHLA ポートフォリオに係る公正価値評価の好転、2016 年度上半期に計上したフランスのリテール事業の評価に係る減損が当期には発生しなかったこと、パークレイズ・バンク・エジプトの売却益を受けています
- 収益合計は 5,600 万ポンド増加して 5 億 3,000 万ポンドの純費用となりました
 - 事業部門の収益はイタリアのリテール、南欧のカード、パークレイズ・バンク・エジプト各事業の売却の完了を主に受けて 1,000 万ポンドに減少しました(2016 年度上半期: 3 億 7,700 万ポンド)
 - 証券および貸付金の収益は ESHLA ポートフォリオに係る公正価値評価が 4,400 万ポンドの収益に転じた(2016 年度上半期: 4 億 2,400 万ポンドの費用)ことと 2016 年度上半期に ESHLA ポートフォリオ貸付金の条件変更に関連して計上した 1 億 8,200 万ポンドの損失が当期には発生しなかったことを主に受け、8 億 800 万ポンド増加して 4,300 万ポンドとなりました
 - デリバティブ収益はポートフォリオ整理に伴う損失を反映し、3 億 8,500 万ポンド減少して 5 億 8,300 万ポンドの費用となりました
- 信用に関する減損費用は欧州における債権回収の増加とインベストメント・バンキング取引量の増加を受けて 45%改善し、3,000 万ポンドとなりました
- 営業費用合計は複数の事業の売却の完了、事業再編費用ならびに訴訟および特定行為費用の減少を反映し、70%改善して 2 億 8,400 万ポンドとなりました
- その他の収益純額 1 億 9,700 万ポンド(2016 年度上半期: 3 億 1,300 万ポンドの費用)はパークレイズ・バンク・エジプトの売却益 1 億 8,900 万ポンドを含みます。2016 年度上半期はフランスのリテール事業の評価に係る減損 3 億 7,200 万ポンドが含まれていました

貸借対照表 - 2017 年 6 月 30 日と 2016 年 12 月 31 日の比較

- 銀行および顧客に対する貸付金(償却原価ベース)は 5%減少し、483 億ポンドとなりました。ESHLA ポートフォリオの特定の貸付金の条件変更を受け、15 億ポンドの ESHLA 貸付金の認識が償却原価ベースに変更になったことにより一部相殺されたものの、現金担保資産の減少を受けています
- デリバティブ金融資産および負債はデリバティブ残存取引の持続的な整理と主要金利フォワード・カーブの上昇を受けてそれぞれ 20%減の 1,503 億ポンド、20%減の 1,430 億ポンドとなりました
- 顧客預り金は現金担保の減少を受けて 6%減少して 118 億ポンドとなりました
- 資産合計はデリバティブ金融資産の減少を受けて 17%減少して 2,330 億ポンドとなりました
- リスク調整後資産はデリバティブの 50 億ポンドの減少、事業部門の 20 億ポンドの減少、証券および貸付金の 10 億ポンドの減少を含め、93 億ポンド減少して 228 億ポンドとなりました

事業部門別業績

パークレイズ・ノンコア部門の閉鎖およびコア部門の再統合

- ノンコア部門は 2017 年 7 月 1 日付で閉鎖されました。残余資産および負債ならびに今後の業績はパークレイズ UK、パークレイズ・インターナショナル、本社に再統合されます。2017 年 6 月 30 日までの決算はノンコア部門に引き続き反映されます
 - 2017 年 6 月 30 日現在、ノンコア部門のリスク調整後資産は 228 億ポンドです。ESHLA 貸付金(高等教育を除く)からなる約 35 億ポンドはパークレイズ UK、デリバティブおよび ESHLA 高等教育を中心とする約 88 億ポンドはパークレイズ・インターナショナル、主にイタリアの住宅ローンおよびオペレーショナルリスクに関連する約 105 億ポンドは本社にそれぞれ再統合されると見込まれています
- ノンコア部門の 2017 年度の税引前損失を約 10 億ポンドとするガイダンスに変更はなく、2017 年度下半期の税引前損失は約 3~4 億ポンドになる見通しです。2017 年度下半期の税引前損失は約 10%がパークレイズ UK、約 40%がパークレイズ・インターナショナル、約 50%が本社に配分されると予想されます
- これまで説明したとおり、従来のノンコア部門に係るリスク調整後資産および税引前損失は今後も引き続き減少していくと予想されます

貸借対照表関連の情報(億ポンド) ¹	パークレイズ・ ノンコア	移行後		本社
		パークレイズ UK	パークレイズ・ インターナショナル	
銀行および顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	483	101	289	93
デリバティブ金融資産	1,503	-	1,503	-
デリバティブ金融負債	1,430	-	1,430	-
公正価値で測定すると指定された金融資産	121	82	32	7
資産合計	2,330	183	2,003	144
顧客預り金	118	-	117	1
リスク調整後資産	228	35	88	105
期末割当有形株主資本	40	7	16	17

¹ 2017 年 6 月 30 日現在の貸借対照表に基づいて見積もっています。

非継続事業の業績

BAGL 株式の処分

パークレイズは 2016 年 3 月 1 日、当グループの保有するパークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド(BAGL)に対する 62.3%の持分を、会計上および規制上の観点から BAGL の非連結化が可能となる水準まで削減する意向を発表し、この日をもって BAGL は非継続事業として扱われました。パークレイズは 2016 年 5 月 5 日、当グループの保有する BAGL に対する持分の 12.2%を売却し、BAGL の発行済株式資本に対するパークレイズの保有比率は 50.1%に低下しました。

2016 年度年次報告書で公表した通り、パークレイズは 2016 年 12 月にサービス移管作業および分離に伴う 7 億ポンドの支払いの条件について合意に達しました。

必要とされる規制当局の承認を取得したことを受けて、パークレイズは 2017 年 6 月 1 日に BAGL の発行済株式資本の 33.7%に相当する普通株式 2 億 8,600 万株を売却しました。このうち 7.0%は Public Investment Corporation(PIC)に割り当てられ、PIC は必要な規制上の承認を得た後にこれらの株式を取得します。この売却後、2017 年 6 月 30 日時点でパークレイズが保有する BAGL の普通株式数は 1 億 3,900 万株となり、BAGL の発行済株式資本の 16.4%に相当します。売却日付で公正価値で 11 億 4,100 万ポンドが貸借対照表上に計上されました。

加えて、2017 年 6 月 30 日時点で、パークレイズは BAGL の普通株式の 1.5%または現金同等物を、黒人の経済力強化(Black Economic Empowerment(BEE))スキームに拠出する義務を負っています。2017 年 9 月 30 日時点で、パークレイズが保有する BAGL の普通株式数は 1 億 2,600 万株となり、BAGL の発行済株式資本の 14.9%に相当します。BEE スキームへの拠出に係る 1 億 500 万ポンドの負債は貸借対照表に反映されています。

財務業績

非継続事業の 2017 年度上半期の税引前損失は以下の要因を反映し 20 億 4,100 万ポンドとなりました: (i)アフリカ・バンキング事業の 2017 年 5 月 31 日までの 5 ヶ月間の税引前利益 4 億 8,400 万ポンド(パークレイズの BAGL 持分に係る減損および BAGL 売却に係る損失を除く)、(ii)2017 年 6 月 1 日の BAGL 発行済株式資本の 33.7%の売却に係る損失 6,000 万ポンド、(iii)その他の包括利益再評価差額の振替えに係る損失 13 億 7,500 万ポンド(うち 13 億 7,700 万ポンドは 2005 年の BAGL の当初連結化以降の南アフリカ・ランドの下落を理由とする為替換算再評価差額に関連するもの)、(iv)主として取得に係るのれんに割り当てられたパークレイズの BAGL 持分に係る減損 10 億 9,000 万ポンド。為替換算再評価差額の振替えおよび取得に係るのれんに割り当てられたパークレイズの BAGL 持分に係る減損は、当グループの正味有形資産価額または CET1 比率に影響を与えませんでした。

会計および規制上の処理

BAGL の 33.7%の発行済株式資本を売却した結果、BAGL は 2017 年 6 月 1 日付でパークレイズ・グループから会計上、非連結化されました。パークレイズの保有する BAGL に対する持分は、規則上は BAGL を関連会社として扱う要件を満たしましたが、その後の 2017 年 7 月の統治権の改定により、BAGL は売却可能資産として処理されます。6 月 1 日以降の各会計処理の差異は極めて小さいことから、2017 年 6 月 1 日以降、BAGL 持分は売却可能資産として処理するのが適切と判断されました。これに伴い、BAGL は非継続事業としては計上されず、残存する BAGL 持分は本社セグメントに計上します。パークレイズに割り当てられる BAGL の配当金は配当金を受け取る権利が確定した時点でグループの損益計算書上で認識され、BAGL 持分の公正価値の変動は売却可能投資再評価差額で認識されます。

規制当局に報告する目的上、BAGL は 2017 年 6 月 30 日現在、23.4%の持分に基づき比例連結ベースで処理されています。売却および BAGL の比例連結化を反映し、グループの CET1 資本比率は 47 ベーシス・ポイント上昇しました。パークレイズは BAGL の 1.5%の発行済株式資本を BEE スキームに拠出し、予定されている BAGL の 7.0%の発行済株式資本の PIC への組み入れを経て、2017 年度下半期に 14.9%の持分に基づき BAGL を比例連結化する予定です。規制当局の承認を得た上で、パークレイズは 18 ヶ月以内に BAGL の規制上の完全な非連結化を実施する見通しです。今後、グループの CET1 資本比率は合計で約 26 ベーシス・ポイント押し上げられると推定されます。

非継続事業の業績

アフリカ・バンキング

	2017年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2016年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	増減率 %
損益計算書関連の情報¹			
利息収入純額	1,024	982	4
手数料収入純額およびその他の収益	762	715	7
収益合計	1,786	1,697	5
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(177)	(244)	27
営業収益純額	1,609	1,453	11
パークレイズの BAGL 持分の減損を除く営業費用	(1,130)	(1,020)	(11)
BAGL 売却に係る損失を除くその他の収益純額	5	2	
パークレイズの BAGL 持分の減損および BAGL 売却に係る損失を除く 税引前利益	484	435	11
パークレイズの BAGL 持分の減損	(1,090)	-	
BAGL 売却に係る損失	(1,435)	-	
税引前(損失)/利益	(2,041)	435	
税金	(154)	(124)	(24)
税引後(損失)/利益	(2,195)	311	
株主帰属(損失)/利益	(2,335)	156	

	2017年 6月30日現在 (億ポンド)	2016年 12月31日現在 (億ポンド)	2016年 6月30日現在 (億ポンド)
貸借対照表関連の情報			
資産合計	-	651	560
リスク調整後資産 ²	98	423	361

	2017年度 第2四半期 (百万ポンド)	2017年度 第1四半期 (百万ポンド)	2016年度 第4四半期 (百万ポンド)	2016年度 第3四半期 (百万ポンド)	2016年度 第2四半期 (百万ポンド)	2016年度 第1四半期 (百万ポンド)	2015年度 第4四半期 (百万ポンド)	2015年度 第3四半期 (百万ポンド)
損益計算書関連の情報³								
利息収入純額	407	617	626	561	502	480	468	471
手数料収入純額およびその他の収益	297	465	441	421	377	338	346	351
収益合計	704	1,082	1,067	982	879	818	814	822
信用に関する減損費用および その他の引当金繰入額	(71)	(106)	(105)	(96)	(133)	(111)	(93)	(66)
営業収益純額	633	976	962	886	746	707	721	756
英国銀行税およびパークレイズの BAGL 持分の 減損を除く営業費用	(477)	(653)	(727)	(598)	(543)	(477)	(501)	(515)
英国銀行税	-	-	(65)	-	-	-	(50)	-
BAGL 売却に係る損失を除くその他の収益純額	3	2	2	2	1	1	3	1
パークレイズの BAGL 持分の減損および BAGL 売却に係る損失を除く税引前利益	159	325	172	290	204	231	173	242
パークレイズの BAGL 持分の減損	(206)	(884)	-	-	-	-	-	-
BAGL 売却に係る損失	(1,435)	-	-	-	-	-	-	-
税引前(損失)/利益	(1,482)	(559)	172	290	204	231	173	242
税引後(損失)/利益	(1,537)	(658)	71	209	145	166	101	167
株主帰属(損失)/利益	(1,534)	(801)	(52)	85	70	86	25	85

	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
貸借対照表関連の情報								
資産合計	-	660	651	611	560	527	479	502
リスク調整後資産	98	413	423	399	361	339	317	338

1 アフリカ・バンキングの2017年度上半期の損益計算書は2017年5月31日までの5ヵ月間の非継続事業の業績を表します。

2 アフリカ・バンキング(エジプトおよびジンバブエ事業を除く)のリスク調整後資産はコア部門の本社において報告されています。

3 アフリカ・バンキングの2017年度第2四半期の損益計算書は2017年5月31日までの2ヵ月間の非継続事業の業績を表します。

四半期業績の要約

パークレイズ・グループ

	2017年度 第2四半期 (百万ポンド)	2017年度 第1四半期 (百万ポンド)	2016年度 第4四半期 (百万ポンド)	2016年度 第3四半期 (百万ポンド)	2016年度 第2四半期 (百万ポンド)	2016年度 第1四半期 (百万ポンド)	2015年度 第4四半期 (百万ポンド)	2015年度 第3四半期 (百万ポンド)
損益計算書関連の情報								
利息収入純額	2,579	2,519	2,523	2,796	2,530	2,688	2,726	2,692
手数料収入純額およびその他の収益	2,479	3,304	2,469	2,650	3,442	2,353	1,722	2,789
収益合計	5,058	5,823	4,992	5,446	5,972	5,041	4,448	5,481
信用に関する減損費用およびその他の 引当金繰入額	(527)	(527)	(653)	(789)	(488)	(443)	(554)	(429)
営業収益純額	4,531	5,296	4,339	4,657	5,484	4,598	3,894	5,052
英国銀行税、訴訟および特定行為を除く 営業費用	(3,398)	(3,591)	(3,812)	(3,581)	(3,425)	(3,747)	(3,547)	(3,552)
英国銀行税	-	-	(410)	-	-	-	(426)	-
訴訟および特定行為	(715)	(28)	(97)	(741)	(447)	(78)	(1,722)	(699)
営業費用	(4,113)	(3,619)	(4,319)	(4,322)	(3,872)	(3,825)	(5,695)	(4,251)
その他の収益／(費用)純額	241	5	310	502	(342)	20	(274)	(182)
税引前利益／(損失)	659	1,682	330	837	1,270	793	(2,075)	619
税金(費用)／還付	(305)	(473)	50	(328)	(467)	(248)	(164)	(133)
継続事業に係る税引後利益／(損失)	354	1,209	380	509	803	545	(2,239)	486
非継続事業に係る税引後(損失)／利益	(1,537)	(658)	71	209	145	166	101	167

以下に帰属するもの:

親会社の普通株主	(1,401)	190	99	414	677	433	(2,422)	417
その他の株主	162	139	139	110	104	104	107	79
非支配持分	56	222	213	194	167	174	177	157

貸借対照表関連の情報

	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
資産合計	11,353	12,038	12,131	13,240	13,513	12,489	11,200	12,365
リスク調整後資産	3,274	3,609	3,656	3,734	3,663	3,630	3,584	3,819
CRR レバレッジ・エクスポージャー	11,221	11,969	11,255	11,851	11,554	10,820	10,278	11,407

パフォーマンス指標

平均有形株主資本利益率	(11.0%)	1.8%	1.1%	3.6%	5.8%	3.8%	(20.1%)	3.6%
平均有形株主資本(億ポンド)	493	494	489	494	483	483	478	476
収益に対する費用の比率	81%	62%	87%	79%	65%	76%	128%	78%
貸倒率(ベース・ポイント)	49	47	58	66	41	40	53	37
基本的1株当たり(損失)／利益	(8.0 ペンス)	1.3 ペンス	0.8 ペンス	2.6 ペンス	4.2 ペンス	2.7 ペンス	(14.4 ペンス)	2.6 ペンス
継続事業に係る基本的普通株式 1株当たり利益／(損失)	1.0 ペンス	6.1 ペンス	1.1 ペンス	2.1 ペンス	3.8 ペンス	2.2 ペンス	(14.4 ペンス)	2.1 ペンス

四半期業績の要約

パークレイズ・コア

	2017年度 第2四半期 (百万ポンド)	2017年度 第1四半期 (百万ポンド)	2016年度 第4四半期 (百万ポンド)	2016年度 第3四半期 (百万ポンド)	2016年度 第2四半期 (百万ポンド)	2016年度 第1四半期 (百万ポンド)	2015年度 第4四半期 (百万ポンド)	2015年度 第3四半期 (百万ポンド)
損益計算書関連の情報								
利息収入純額	2,702	2,508	2,577	2,718	2,491	2,591	2,555	2,557
手数料収入純額およびその他の収益	2,812	3,389	2,834	2,887	3,825	2,692	1,961	2,708
収益合計	5,514	5,897	5,411	5,605	6,316	5,283	4,516	5,265
信用に関する減損費用および その他の引当金繰入額	(500)	(524)	(606)	(769)	(462)	(414)	(522)	(388)
営業収益純額	5,014	5,373	4,805	4,836	5,854	4,869	3,994	4,877
英国銀行税、訴訟および特定行為を除く 営業費用	(3,290)	(3,443)	(3,471)	(3,270)	(3,057)	(3,258)	(2,992)	(3,094)
英国銀行税	-	-	(334)	-	-	-	(338)	-
訴訟および特定行為	(696)	(19)	(46)	(639)	(420)	(12)	(1,634)	(419)
営業費用	(3,986)	(3,462)	(3,851)	(3,909)	(3,477)	(3,270)	(4,964)	(3,513)
その他の収益／(費用)純額	37	12	164	4	(18)	9	(5)	13
税引前利益／(損失)	1,065	1,923	1,118	931	2,359	1,608	(975)	1,377
税金	(512)	(548)	(272)	(522)	(696)	(485)	(92)	(299)
税引後利益／(損失)	553	1,375	846	409	1,663	1,123	(1,067)	1,078
非支配持分	(51)	(70)	(76)	(57)	(80)	(84)	(81)	(54)
その他の株主	(143)	(121)	(121)	(95)	(89)	(89)	(92)	(63)
株主帰属利益／(損失)	359	1,184	649	257	1,494	950	(1,240)	961
貸借対照表関連の情報								
	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
資産合計	9,023	9,547	9,334	9,643	9,722	8,836	7,942	8,620
リスク調整後資産	3,046	3,335	3,335	3,295	3,196	3,122	3,041	3,163
パフォーマンス指標								
平均割当有形株主資本利益率	3.6%	11.0%	6.4%	2.7%	15.0%	9.9%	(12.8%)	10.4%
平均割当有形株主資本(億ポンド)	449	442	424	418	404	393	381	375
収益に対する費用の比率	72%	59%	71%	70%	55%	62%	110%	67%
貸倒率(ベース・ポイント)	52	53	61	74	45	42	57	39
基本的1株当たり利益／(損失)への寄与	2.3ペンス	7.2ペンス	4.0ペンス	1.7ペンス	9.0ペンス	5.8ペンス	(7.3ペンス)	5.8ペンス

四半期業績の要約

パークレイズ・ノンコア

	2017年度 第2四半期	2017年度 第1四半期	2016年度 第4四半期	2016年度 第3四半期	2016年度 第2四半期	2016年度 第1四半期	2015年度 第4四半期	2015年度 第3四半期
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
損益計算書関連の情報								
利息収入純額	(123)	11	(54)	78	40	96	171	135
トレーディング収益純額	(411)	(77)	(462)	(288)	(463)	(490)	(398)	(124)
手数料収入純額およびその他の収益	78	(8)	97	51	79	152	159	204
収益合計	(456)	(74)	(419)	(159)	(344)	(242)	(68)	215
信用に関する減損費用および その他の引当金繰入額	(27)	(3)	(47)	(20)	(26)	(29)	(32)	(41)
営業(費用)／収益純額	(483)	(77)	(466)	(179)	(370)	(271)	(100)	174
英国銀行税、訴訟および特定行為を除く 営業費用	(108)	(148)	(341)	(311)	(368)	(489)	(555)	(458)
英国銀行税	-	-	(76)	-	-	-	(88)	-
訴訟および特定行為	(19)	(9)	(51)	(102)	(27)	(66)	(89)	(279)
営業費用	(127)	(157)	(468)	(413)	(395)	(555)	(732)	(737)
その他の収益／(費用)純額	204	(7)	146	498	(324)	11	(268)	(195)
税引前損失	(406)	(241)	(788)	(94)	(1,089)	(815)	(1,100)	(758)
税金還付／(費用)	207	75	322	194	229	237	(72)	166
税引後(損失)／利益	(199)	(166)	(466)	100	(860)	(578)	(1,172)	(592)
非支配持分	(8)	(9)	(14)	(13)	(12)	(10)	(19)	(21)
その他の株主	(19)	(18)	(18)	(15)	(15)	(15)	(17)	(15)
株主帰属(損失)／利益	(226)	(193)	(498)	72	(887)	(603)	(1,208)	(628)
貸借対照表関連の情報								
	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
銀行および顧客に対する貸付金 (償却原価ベース)	483	495	511	587	685	554	518	571
デリバティブ金融資産	1,503	1,642	1,887	2,532	2,628	2,497	2,137	2,433
デリバティブ金融負債	1,430	1,553	1,786	2,430	2,534	2,391	2,021	2,350
リバース・レポ取引およびその他類 似の担保付貸付	-	-	1	1	1	7	31	85
公正価値で測定すると指定された金融資産	121	134	145	155	154	234	214	228
資産合計	2,330	2,491	2,797	3,598	3,791	3,654	3,258	3,745
顧客預り金	118	129	125	160	174	193	209	258
リスク調整後資産	228	274	321	439	467	509	543	656
パフォーマンス指標								
平均割当有形株主資本(億ポンド)	45	52	65	76	79	90	97	102
期末割当有形株主資本(億ポンド)	40	48	54	72	78	85	85	102
貸倒率(ベース・ポイント)	22	2	31	13	14	21	25	27
基本的1株当たり(損失)／利益の影響	(1.3ペンス)	(1.1ペンス)	(2.9ペンス)	0.5ペンス	(5.2ペンス)	(3.6ペンス)	(7.2ペンス)	(3.7ペンス)
収益合計の内訳								
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
事業部門	(41)	51	(73)	181	181	196	229	314
証券および貸付金	(25)	68	161	(34)	(363)	(402)	(195)	(87)
デリバティブ	(390)	(193)	(507)	(306)	(162)	(36)	(102)	(12)
収益合計	(456)	(74)	(419)	(159)	(344)	(242)	(68)	215

コア事業部門別四半期業績

パークレイズ UK

	2017年度 第2四半期 (百万ポンド)	2017年度 第1四半期 (百万ポンド)	2016年度 第4四半期 (百万ポンド)	2016年度 第3四半期 (百万ポンド)	2016年度 第2四半期 (百万ポンド)	2016年度 第1四半期 (百万ポンド)	2015年度 第4四半期 (百万ポンド)	2015年度 第3四半期 (百万ポンド)
損益計算書関連の情報								
利息収入純額	1,534	1,511	1,502	1,569	1,476	1,501	1,509	1,499
手数料収入純額およびその他の収益	286	330	326	374	467	302	325	375
収益合計	1,820	1,841	1,828	1,943	1,943	1,803	1,834	1,874
信用に関する減損費用および その他の引当金繰入額	(220)	(178)	(180)	(350)	(220)	(146)	(219)	(154)
営業収益純額	1,600	1,663	1,648	1,593	1,723	1,657	1,615	1,720
英国銀行税、訴訟および特定行為を除く営業費用	(974)	(959)	(989)	(904)	(947)	(952)	(920)	(925)
英国銀行税	-	-	(48)	-	-	-	(77)	-
訴訟および特定行為	(699)	4	(28)	(614)	(399)	(1)	(1,466)	(76)
営業費用	(1,673)	(955)	(1,065)	(1,518)	(1,346)	(953)	(2,463)	(1,001)
その他の(費用)/収益純額	(1)	-	-	-	(1)	-	1	1
税引前(損失)/利益	(74)	708	583	75	376	704	(847)	720
株主帰属(損失)/利益	(285)	470	383	(163)	141	467	(1,078)	541

貸借対照表関連の情報

	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	1,666	1,645	1,664	1,666	1,660	1,662	1,661	1,667
資産合計	2,034	2,030	2,096	2,091	2,046	2,017	2,025	2,041
顧客預り金	1,874	1,844	1,890	1,855	1,817	1,791	1,768	1,734
リスク調整後資産	661	663	675	674	671	697	695	710

パフォーマンス指標

平均割当有形株主資本利益率	(12.7%)	21.6%	18.2%	(7.1%)	6.6%	20.5%	(46.5%)	23.3%
平均割当有形株主資本(億ポンド)	87	89	86	87	90	93	92	93
収益に対する費用の比率	92%	52%	58%	78%	69%	53%	134%	53%
貸倒率(ベース・ポイント)	52	43	42	82	52	34	51	36
純利ざや	3.70%	3.69%	3.56%	3.72%	3.56%	3.62%	3.58%	3.54%

コア事業部門別四半期業績

パークレイズ UK の内訳

	2017年度 第2四半期 (百万ポンド)	2017年度 第1四半期 (百万ポンド)	2016年度 第4四半期 (百万ポンド)	2016年度 第3四半期 (百万ポンド)	2016年度 第2四半期 (百万ポンド)	2016年度 第1四半期 (百万ポンド)	2015年度 第4四半期 (百万ポンド)	2015年度 第3四半期 (百万ポンド)
収益合計の内訳								
パーソナル・バンキング	933	944	934	970	1,068	919	945	938
パークレイカード・コンシューマーUK	495	498	507	561	463	491	505	552
ウェルス、アントレプレナー&ビジネス・バンキング (WEBB)	392	399	387	412	412	393	384	384
収益合計	1,820	1,841	1,828	1,943	1,943	1,803	1,834	1,874
信用に関する減損費用および その他の引当金繰入額の内訳								
パーソナル・バンキング	(56)	(50)	(50)	(47)	(44)	(42)	(39)	(36)
パークレイカード・コンシューマーUK	(149)	(123)	(118)	(291)	(169)	(105)	(176)	(111)
ウェルス、アントレプレナー&ビジネス・バンキング (WEBB)	(15)	(5)	(12)	(12)	(7)	1	(4)	(7)
信用に関する減損費用および その他の引当金繰入額合計	(220)	(178)	(180)	(350)	(220)	(146)	(219)	(154)
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)の内訳								
	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
パーソナル・バンキング	1,365	1,344	1,350	1,353	1,347	1,347	1,340	1,345
パークレイカード・コンシューマーUK	162	161	165	162	162	160	162	159
ウェルス、アントレプレナー&ビジネス・バンキング (WEBB)	139	140	149	151	151	155	159	163
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)合計	1,666	1,645	1,664	1,666	1,660	1,662	1,661	1,667
顧客預り金の内訳								
パーソナル・バンキング	1,385	1,373	1,393	1,372	1,348	1,329	1,310	1,284
パークレイカード・コンシューマーUK	-	-	-	-	-	-	-	-
ウェルス、アントレプレナー&ビジネス・バンキング (WEBB)	489	471	497	483	469	462	458	450
顧客預り金合計	1,874	1,844	1,890	1,855	1,817	1,791	1,768	1,734

コア事業部門別四半期業績

パークレイズ・インターナショナル

損益計算書関連の情報	2017年度	2017年度	2016年度	2016年度	2016年度	2016年度	2015年度	2015年度
	第2四半期	第1四半期	第4四半期	第3四半期	第2四半期	第1四半期	第4四半期	第3四半期
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
利息収入純額	1,060	1,112	1,046	1,355	1,001	1,110	1,121	1,109
トレーディング収益純額	1,039	1,182	1,131	1,074	1,130	1,245	593	817
手数料収入純額およびその他の収益	1,511	1,844	1,415	1,422	1,908	1,158	1,254	1,297
収益合計	3,610	4,138	3,592	3,851	4,039	3,513	2,968	3,223
信用に関する減損費用および その他の引当金繰入額	(279)	(346)	(426)	(420)	(240)	(269)	(303)	(235)
営業収益純額	3,331	3,792	3,166	3,431	3,799	3,244	2,665	2,988
英国銀行税、訴訟および特定行為を除く営業費用	(2,276)	(2,435)	(2,497)	(2,337)	(2,074)	(2,221)	(2,007)	(2,059)
英国銀行税	-	-	(284)	-	-	-	(253)	-
訴訟および特定行為	4	(13)	(17)	(17)	(10)	(4)	(151)	(302)
営業費用	(2,272)	(2,448)	(2,798)	(2,354)	(2,084)	(2,225)	(2,411)	(2,361)
その他の収益純額	202	12	5	8	11	8	8	9
税引前利益	1,261	1,356	373	1,085	1,726	1,027	262	636
株主帰属利益／(損失)	819	837	43	623	1,171	575	(24)	422

貸借対照表関連の情報

	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
銀行および顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	2,048	2,261	2,113	2,337	2,306	2,159	1,841	2,203
トレーディング・ポートフォリオ資産	833	830	732	738	681	643	619	728
デリバティブ金融資産	1,084	1,053	1,562	1,556	1,814	1,501	1,115	1,337
デリバティブ金融負債	1,168	1,128	1,606	1,605	1,875	1,554	1,190	1,420
リバース・レポ取引およびその他類似の 担保付貸付	172	176	134	173	197	191	247	680
公正価値で測定すると指定された金融資産	941	813	623	720	683	596	468	56
資産合計	6,816	6,772	6,485	6,819	6,799	6,184	5,322	5,961
顧客預り金	2,303	2,410	2,162	2,241	2,265	2,131	1,856	2,070
リスク調整後資産	2,122	2,143	2,127	2,146	2,093	2,022	1,948	2,040

パフォーマンス指標

平均割当有形株主資本利益率	12.4%	12.5%	1.0%	10.0%	19.2%	9.5%	(0.2%)	7.0%
平均割当有形株主資本(億ポンド)	274	277	266	257	248	251	249	247
収益に対する費用の比率	63%	59%	78%	61%	52%	63%	81%	73%
貸倒率(ベース・ポイント)	54	62	78	71	41	50	65	42
純利ざや	4.07%	4.06%	3.91%	4.21%	3.92%	3.78%	3.79%	3.85%

コア事業部門別四半期業績

パークレイズ・インターナショナルの内訳

コーポレート・アンド・

インベストメント・バンク(CIB)

損益計算書関連の情報

収益合計の内訳

	2017年度 第2四半期	2017年度 第1四半期	2016年度 第4四半期	2016年度 第3四半期	2016年度 第2四半期	2016年度 第1四半期	2015年度 第4四半期	2015年度 第3四半期
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
クレジット	296	399	261	333	269	322	195	191
株式	455	462	410	461	406	513	319	416
マクロ	456	490	505	614	612	573	382	487
市場	1,207	1,351	1,176	1,408	1,287	1,408	896	1,094
バンキング手数料	674	726	650	644	622	481	458	501
コーポレート貸付	278	269	303	284	312	296	312	377
トランザクション・バンキング	404	398	401	458	390	408	415	419
バンキング	1,356	1,393	1,354	1,386	1,324	1,185	1,185	1,297
その他	1	38	1	1	-	3	16	(17)
収益合計	2,564	2,782	2,531	2,795	2,611	2,596	2,097	2,374
信用に関する減損戻入／(費用)および その他の引当金繰入額	1	(51)	(90)	(38)	(37)	(95)	(83)	(75)
営業費用	(1,756)	(1,941)	(2,287)	(1,872)	(1,665)	(1,800)	(1,962)	(1,940)
その他の収益純額	116	-	1	-	-	-	-	(1)
税引前利益	925	790	155	885	909	701	52	358

貸借対照表関連の情報

	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
リスク調整後資産	1,789	1,806	1,786	1,825	1,784	1,726	1,673	1,774

パフォーマンス指標

	2017年度 第2四半期	2017年度 第1四半期	2016年度 第4四半期	2016年度 第3四半期	2016年度 第2四半期	2016年度 第1四半期	2015年度 第4四半期	2015年度 第3四半期
平均割当有形株主資本利益率	11.1%	8.2%	(1.2%)	9.2%	9.5%	7.3%	(2.5%)	4.5%
平均割当有形株主資本(億ポンド)	233	235	226	219	213	216	218	217

コンシューマー、カードおよび

決済事業

損益計算書関連の情報

	2017年度 第2四半期	2017年度 第1四半期	2016年度 第4四半期	2016年度 第3四半期	2016年度 第2四半期	2016年度 第1四半期	2015年度 第4四半期	2015年度 第3四半期
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
収益合計	1,046	1,356	1,061	1,056	1,428	917	871	849
信用に関する減損費用および その他の引当金繰入額	(280)	(295)	(336)	(382)	(203)	(174)	(219)	(160)
営業費用	(516)	(507)	(511)	(482)	(419)	(425)	(449)	(421)
その他の収益純額	86	12	4	8	11	8	8	10
税引前利益	336	566	218	200	817	326	210	278

貸借対照表関連の情報

	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
銀行および顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	385	387	397	368	354	329	321	306
顧客預り金	573	576	500	483	469	442	418	398
リスク調整後資産	333	337	341	321	309	296	275	266

パフォーマンス指標

	2017年度 第2四半期	2017年度 第1四半期	2016年度 第4四半期	2016年度 第3四半期	2016年度 第2四半期	2016年度 第1四半期	2015年度 第4四半期	2015年度 第3四半期
平均割当有形株主資本利益率	19.4%	36.4%	13.2%	14.8%	77.9%	23.4%	15.3%	24.7%
平均割当有形株主資本(億ポンド)	41	42	40	37	35	34	32	31

コア事業部門別四半期業績

本社

	2017年度		2016年度		2016年度		2015年度	
	第2四半期	第1四半期	第4四半期	第3四半期	第2四半期	第1四半期	第4四半期	第3四半期
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
損益計算書関連の情報								
利息収入純額	108	(115)	29	(206)	14	(20)	(75)	(51)
手数料収入純額およびその他の収益 ¹	(24)	33	(38)	17	320	(13)	(210)	220
収益合計	84	(82)	(9)	(189)	334	(33)	(285)	169
信用に関する減損(費用)／戻入および その他の引当金繰入額	(1)	-	-	1	(2)	1	-	1
営業収益／(費用)純額	83	(82)	(9)	(188)	332	(32)	(285)	170
英国銀行税、訴訟および特定行為を除く営業費用	(40)	(49)	15	(29)	(36)	(85)	(64)	(110)
英国銀行税	-	-	(2)	-	-	-	(8)	-
訴訟および特定行為	(1)	(10)	(1)	(8)	(11)	(7)	(17)	(42)
営業費用	(41)	(59)	12	(37)	(47)	(92)	(89)	(152)
その他の(費用)／収益純額	(164)	-	159	(4)	(28)	1	(14)	2
税引前(損失)／利益	(122)	(141)	162	(229)	257	(123)	(388)	20
株主帰属(損失)／利益	(175)	(123)	223	(203)	182	(92)	(140)	(1)
貸借対照表関連の情報								
	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
資産合計	173	745	752	733	877	634	594	618
リスク調整後資産 ²	262	529	533	475	432	403	397	413
パフォーマンス指標								
平均割当有形株主資本(億ポンド)	88	76	72	74	66	50	39	34

1 2017年1月1日付で当グループ自身の信用度に関連する損益に係るIFRS第9号の規定を早期適用したことに伴い、従来、手数料収入純額およびその他の収益に計上されていた当グループ自身の信用度に関連する損益は2017年度第1四半期からその他の包括利益に計上されています。

2 アフリカ・バンキングのリスク調整後資産を含みます。

業績管理

利ざやおよび残高

	2017年6月30日に終了した半期			2016年6月30日に終了した半期		
	利息収入純額 (百万ポンド)	平均顧客資産 (百万ポンド)	純利ざや %	利息収入純額 (百万ポンド)	平均顧客資産 (百万ポンド)	純利ざや %
パークレイズ UK	3,045	166,200	3.69	2,977	166,944	3.59
パークレイズ・インターナショナル ¹	2,185	108,486	4.06	2,016	103,934	3.90
パークレイズ UK およびパークレイズ・ インターナショナル合計	5,230	274,686	3.84	4,993	270,878	3.71
その他 ²	(132)			225		
利息収入純額合計	5,098			5,218		

パークレイズ UK およびパークレイズ・インターナショナルの利息収入純額の合計は以下の要因を反映し、5%増加して 52 億 3,000 万ポンドとなりました。

- パークレイズ・インターナショナルの伸びを主因に、平均顧客資産は 2,747 億ポンド(2016 年度上半期: 2,709 億ポンド)に増加しました
- 純利ざやは 13 ベーシス・ポイント上昇して 3.84%となりました。資産利ざやの低下によって一部相殺されたものの、パーソナル・バンキングおよびコンシューマー、カード&決済事業の預金の利ざやが上昇したことを主に反映しています。構造的ヘッジの正味寄与 7 億ポンド(2016 年度上半期: 7 億ポンド)を含むグループの利息収入純額は 2%減少して 51 億ポンドとなりました

事業部門別の純利ざやは、当グループがホールセール市場から代替資金調達を行う際の費用をベースとしたグループ全体の内部調達レートの変動を反映しています。内部調達レートは純額ベースで余剰流動性を有する事業部門に適切にクレジットを与え、代替資金調達が必要な事業部門に実勢市場金利に期間プレミアムを含めたレートでチャージするためのグループ内の資金調達や流動性の利率として設定されます。

パークレイズ UK およびパークレイズ・インターナショナルの四半期分析

	2017年6月30日に終了した3ヵ月間		
	利息収入純額 (百万ポンド)	平均顧客資産 (百万ポンド)	純利ざや %
パークレイズ UK	1,534	166,345	3.70
パークレイズ・インターナショナル ³	1,064	104,899	4.07
パークレイズ UK およびパークレイズ・インターナショナル合計	2,598	271,244	3.84

	2017年3月31日に終了した3ヵ月間		
	利息収入純額 (百万ポンド)	平均顧客資産 (百万ポンド)	純利ざや %
パークレイズ UK	1,511	166,065	3.69
パークレイズ・インターナショナル ³	1,121	112,060	4.06
パークレイズ UK およびパークレイズ・インターナショナル合計	2,632	278,125	3.84

	2016年12月31日に終了した3ヵ月間		
	利息収入純額 (百万ポンド)	平均顧客資産 (百万ポンド)	純利ざや %
パークレイズ UK	1,502	167,935	3.56
パークレイズ・インターナショナル ³	1,110	112,936	3.91
パークレイズ UK およびパークレイズ・インターナショナル合計	2,612	280,871	3.70

	2016年9月30日に終了した3ヵ月間		
	利息収入純額 (百万ポンド)	平均顧客資産 (百万ポンド)	純利ざや %
パークレイズ UK	1,569	167,713	3.72
パークレイズ・インターナショナル ³	1,149	108,571	4.21
パークレイズ UK およびパークレイズ・インターナショナル合計	2,718	276,284	3.91

	2016年6月30日に終了した3ヵ月間		
	利息収入純額 (百万ポンド)	平均顧客資産 (百万ポンド)	純利ざや %
パークレイズ UK	1,476	166,891	3.56
パークレイズ・インターナショナル ³	1,021	104,707	3.92
パークレイズ UK およびパークレイズ・インターナショナル合計	2,497	271,598	3.70

1 パークレイズ・インターナショナルの利ざやにはインベストメント・バンキング事業における利付き貸付金残高が含まれています。

2 その他には本社、パークレイズ・ノンコアおよび貸付に関連しないインベストメント・バンキング残高が含まれています。

3 パークレイズ・インターナショナルの利ざやにはインベストメント・バンキング事業における利付き貸付金残高が含まれています。

リスク管理

リスク管理および主要リスク

バークレイズのリスク管理における事業グループの役割と責任、リスクおよび法令順守は全社的リスク管理フレームワークで定義されています。フレームワークの目的はバークレイズの主要リスクや、事業活動におけるリスク選好度を決定するプロセス、および当該リスク・テイクングに関して設定する結果的な上限を特定することです。フレームワークは信用リスク、市場リスク、財務および資本リスク、オペレーショナル・リスク、コンダクト・リスク、レピュテーション・リスク、モデル・リスクおよび法的リスクの 8 つの主要リスクを特定しています。これらリスクの詳細ならびに管理手法については、2016 年度年次報告書、またはウェブサイト (home.barclays.com/annualreport) をご覧ください。当期間においてこれらの主要リスクに重大な変更はなく、2017 年度の残りの 6 ヶ月間においても同様と予想されています。

当期間における信用リスク、市場リスク、財務および資本リスクの概要は以下のセクションをご参照ください。

信用リスク

顧客および銀行に対する貸付金の分析

産業セクターおよび地域別貸付金(償却原価ベース、減損引当金控除後)

	英国 (百万ポンド)	欧州 (百万ポンド)	米州 (百万ポンド)	アフリカ および中東 (百万ポンド)	アジア (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)
2017年6月30日現在						
銀行	7,337	14,454	9,256	2,183	3,878	37,108
その他金融機関	28,590	20,985	41,978	401	5,027	96,981
住宅ローン	131,962	11,659	578	382	125	144,706
カード、無担保ローンおよびその他の個人向け貸付	29,082	4,263	20,541	372	93	54,351
建設および不動産	21,613	1,014	1,546	133	122	24,428
その他	48,346	8,297	9,680	1,005	2,210	69,538
顧客および銀行に対する貸付金純額	266,930	60,672	83,579	4,476	11,455	427,112
減損引当金	2,678	562	1,184	102	30	4,556
顧客および銀行に対する貸付金総額	269,608	61,234	84,763	4,578	11,485	431,668
貸付金(公正価値で測定)	10,239	984	1,195	-	6	12,424
2016年12月31日現在						
銀行	7,458	12,674	16,894	1,778	4,447	43,251
その他金融機関	22,209	19,800	45,189	425	4,189	91,812
住宅ローン	131,801	11,918	594	354	98	144,765
カード、無担保ローンおよびその他の個人向け貸付	29,606	4,003	22,513	493	114	56,729
建設および不動産	21,276	1,042	1,669	89	125	24,201
その他	48,860	10,287	11,080	1,728	3,322	75,277
顧客および銀行に対する貸付金純額	261,210	59,724	97,939	4,867	12,295	436,035
減損引当金	2,544	686	1,247	89	54	4,620
顧客および銀行に対する貸付金総額	263,754	60,410	99,186	4,956	12,349	440,655
貸付金(公正価値で測定)	9,130	772	525	27	65	10,519

信用リスク

リテールおよびホールセール貸付金ならびに減損の分析

	貸付金総額	減損引当金	貸付金 (減損控除後)	クレジット・ リスク・ ローン (CRL)	貸付金総額 に占める CRL の比率	貸付金に係る 減損費用 ¹	貸倒率 ベース・ ポイント
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	%	(百万ポンド)	
2017年6月30日現在							
パークレイズ UK	155,040	1,585	153,455	1,980	1.3	380	49
パークレイズ・インターナショナル	30,801	1,505	29,296	1,247	4.0	578	378
パークレイズ・コア	185,841	3,090	182,751	3,227	1.7	958	104
パークレイズ・ノンコア	9,804	285	9,519	716	7.3	30	62
グループ・リテール合計	195,645	3,375	192,270	3,943	2.0	988	102
パークレイズ UK	15,126	307	14,819	616	4.1	19	25
パークレイズ・インターナショナル	176,233	718	175,515	1,227	0.7	46	5
本社	5,702	-	5,702	-	-	-	-
パークレイズ・コア	197,061	1,025	196,036	1,843	0.9	65	7
パークレイズ・ノンコア	38,962	156	38,806	273	0.7	(1)	(1)
グループ・ホールセール合計	236,023	1,181	234,842	2,116	0.9	64	5
貸付金合計(償却原価ベース)	431,668	4,556	427,112	6,059	1.4	1,052	49
売買目的の貸付金	3,942	n/a	3,942	n/a			
公正価値で測定すると指定された貸付金	12,424	n/a	12,424	n/a			
貸付金(公正価値で保有)	16,366	n/a	16,366	n/a			
貸付金合計	448,034	4,556	443,478	6,059			
2016年12月31日現在							
パークレイズ UK	155,729	1,519	154,210	2,044	1.3	866	56
パークレイズ・インターナショナル	33,485	1,492	31,993	1,249	3.7	1,085	324
パークレイズ・コア	189,214	3,011	186,203	3,293	1.7	1,951	103
パークレイズ・ノンコア	10,319	385	9,934	838	8.1	102	99
グループ・リテール合計	199,533	3,396	196,137	4,131	2.1	2,053	103
パークレイズ UK	15,204	282	14,922	591	3.9	30	20
パークレイズ・インターナショナル	180,102	748	179,354	1,470	0.8	258	14
本社	4,410	-	4,410	-	-	-	-
パークレイズ・コア	199,716	1,030	198,686	2,061	1.0	288	14
パークレイズ・ノンコア	41,406	194	41,212	299	0.7	11	3
グループ・ホールセール合計	241,122	1,224	239,898	2,360	1.0	299	12
貸付金合計(償却原価ベース)	440,655	4,620	436,035	6,491	1.5	2,352	53
売買目的の貸付金	2,975	n/a	2,975	n/a			
公正価値で測定すると指定された貸付金	10,519	n/a	10,519	n/a			
貸付金(公正価値で保有)	13,494	n/a	13,494	n/a			
貸付金合計	454,149	4,620	449,529	6,491			

貸付金合計は 61 億ポンド減少して 4,480 億ポンドとなりました。決済および現金担保の正味残高の増加により一部相殺されたものの、銀行および顧客に対する貸付金が減少したことが主因です。

クレジット・リスク・ローン(CRL)は 4 億ポンド減少して 61 億ポンド、貸付金総額に占める CRL の比率は 0.1%低下して 1.4%となりました。

¹ 売却可能投資およびリバース・レボ取引に係る減損費用を除外しています。2016年12月期の減損費用が12ヵ月間の費用であったのに対し、2017年度上半期の減損費用は6ヵ月間の費用です。

信用リスク

条件緩和プログラムの分析

	残高		減損引当金		引当率	
	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年
	6月30日現在 (百万ポンド)	12月31日現在 (百万ポンド)	6月30日現在 (百万ポンド)	12月31日現在 (百万ポンド)	6月30日現在 %	12月31日現在 %
パークレイズ UK	841	926	197	237	23.4	25.6
パークレイズ・インターナショナル	218	243	84	57	38.5	23.5
パークレイズ・コア	1,059	1,169	281	294	26.5	25.1
パークレイズ・ノンコア	201	211	11	9	5.5	4.3
リテール合計	1,260	1,380	292	303	23.2	22.0
パークレイズ UK	590	589	57	62	9.7	10.5
パークレイズ・インターナショナル	2,399	2,044	300	257	12.5	12.6
パークレイズ・コア	2,989	2,633	357	319	11.9	12.1
パークレイズ・ノンコア	201	269	54	50	26.9	18.5
ホールセール合計	3,190	2,902	411	369	12.9	12.7
グループ合計	4,450	4,282	703	672	15.8	15.7

リテール向けの残高は 9%減少して 13 億ポンドとなりました。パークレイズ UK において住宅ローンおよびパークレイカードのポートフォリオが継続的に改善したことが主因です。

- **パークレイズ UK**: 条件緩和残高は 9%減少して 8 億 4,100 万ポンドとなりました。良好な経済環境を背景に、モーゲージおよびカードのポートフォリオが継続的に改善したことを反映しています
- **パークレイズ・インターナショナル**: 条件緩和基準の厳格化と減損手法の強化による引当金の増加を背景に、主に米国カードで残高が減少しました

ホールセール向けの残高は 10%増加して 32 億ポンドとなりました。パークレイズ・ノンコアポートフォリオの削減により若干相殺されたものの、パークレイズ・インターナショナルの条件緩和残高が増加したことが主因です。

- **パークレイズ UK**: 条件緩和残高は 5 億 9,000 万ポンドでほぼ横ばいでした(2016 年 12 月: 5 億 8,900 万ポンド)
- **パークレイズ・インターナショナル**: CIB 全体に一貫した条件緩和手法が導入されたことを受け、残高は 3 億 5,500 万ポンド増加して 24 億ポンドとなりました

信用リスク

特定のポートフォリオおよび資産タイプの分析

担保付住宅ローン

英国住宅ローン・ポートフォリオは主に第一順位モーゲージからなり、当グループのリテール・コア・ポートフォリオにおける住宅ローン合計の99%¹(2016年:98%)を占めています。

住宅ローンの主要ポートフォリオ²

	パークレイズ UK	
	2017年 6月30日 現在	2016年 12月31日 現在
貸付金総額(百万ポンド)	128,966	129,136
90日超延滞率、リカバリーブック債権を除く(%)	0.2	0.2
貸付残高における不良債権の割合(%)	0.5	0.6
年率換算した総貸倒償却率(%)	0.2	0.3
貸付債権全体に対するリカバリーブック債権の占める割合(%)	0.3	0.4
リカバリーブック債権に対する引当率(%)	9.8	9.1

¹ 残りの残高はウェルス・ポートフォリオです。

² 貸付金総額には顧客および銀行に対する貸付金が含まれます。リスク指標は顧客に対するエクスポージャーのみに基づいています。

パークレイズ UK:延滞率および償却率は、引き続き低率であったベースレートを反映して横ばいとなりました。リカバリーブック債権に対する引当率の上昇は、相当する減損引当金を取り崩すことなくリカバリーブック債権が減少したことに起因しています。残高加重ベースのLTVは、平均住宅価格の上昇を受けて47.4%に低下しました(2016年:47.7%)。また、この平均住宅価格の上昇によってLTVが100%超の住宅ローンは4%減少し、2億2,900万ポンドとなりました(2016年:2億3,900万ポンド)。

英国住宅ローン・ポートフォリオでは、以下の動きがありました。

- 持ち家顧客に係るインタレスト・オンリーの住宅ローンが残高合計に占める割合は29.5%でした(2016年:30.8%)。これらの住宅ローンに係る残高加重ベースの平均LTVは、主要地域全体における住宅価格の改善を受けて40.7%に低下し(2016年:41.7%)、90日超延滞率は0.2%と横ばいでした(2016年:0.2%)。
- 投資用(BTL)の住宅ローンが残高合計に占める割合は9.8%(2016年:9.1%)でした。当該割合の上昇は、このセグメントにおけるパフォーマンスが好調であったことを反映しています。残高加重ベースの平均LTVはわずかに上昇して52.9%となり(2016年:52.6%)、90日超延滞率は0.1%と横ばいでした(2016年:0.1%)。

住宅ローンの主要ポートフォリオ-LTV別の残高分布¹

	残高分布		引当率		貸付残高における不良債権の割合		不良債権残高に対する引当率		貸付債権全体に対するリカバリーブック債権の占める割合		リカバリーブック債権に対する引当率	
	2017年 6月30日 現在	2016年 12月31日 現在	2017年 6月30日 現在	2016年 12月31日 現在	2017年 6月30日 現在	2016年 12月31日 現在	2017年 6月30日 現在	2016年 12月31日 現在	2017年 6月30日 現在	2016年 12月31日 現在	2017年 6月30日 現在	2016年 12月31日 現在
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
パークレイズ UK												
75%以下	91.5	91.8	0.1	0.1	0.5	0.6	4.0	4.2	0.3	0.4	6.1	5.9
75%超 80%以下	4.0	3.5	0.2	0.2	0.6	0.6	16.9	17.1	0.4	0.4	23.2	22.1
80%超 85%以下	2.3	2.1	0.2	0.2	0.6	0.8	15.8	20.4	0.4	0.6	20.3	25.0
85%超 90%以下	1.2	1.3	0.3	0.3	0.7	0.7	25.4	23.0	0.5	0.6	32.6	25.4
90%超 95%以下	0.6	0.8	0.4	0.4	1.0	1.1	30.8	28.3	0.8	0.8	35.1	33.7
95%超 100%以下	0.2	0.3	1.0	0.7	2.6	1.9	29.7	23.4	1.9	1.5	36.5	27.0
100%超	0.2	0.2	3.7	3.1	6.5	5.7	41.0	38.6	5.5	5.0	45.6	40.9

¹ ポートフォリオは、リカバリーブック債権残高を含む最新の評価に基づいて時価評価されています。最新の評価には、2017年6月30日現在で入手可能な最新の住宅価格インデックスを採用し、反映しています。

信用リスク

住宅ローンの主要ポートフォリオー平均 LTV

	パークレイズ UK	
	2017 年 6 月 30 日 現在	2016 年 12 月 31 日 現在
ポートフォリオの時価評価 LTV:		
残高加重ベース (%)	47.4	47.7
評価加重ベース (%)	35.2	35.6
100%超の LTV:		
残高 (百万ポンド)	229	239
時価評価担保 (百万ポンド)	203	210
平均 LTV: 残高加重ベース (%)	124.8	118.4
平均 LTV: 評価加重ベース (%)	117.6	113.1
リカバリーブックにおける残高の割合 (%)	5.5	5.0

英国住宅ローンの主要ポートフォリオー新規貸付

	パークレイズ UK	
	2017 年 6 月 30 日に 終了した半期	2016 年 6 月 30 日に 終了した半期
新規住宅ローン貸付 (百万ポンド)	10,025	9,990
85%超 LTV における新規住宅ローンの割合 (%)	4.7	8.7
新規住宅ローンの平均 LTV: 残高加重ベース (%)	62.4	63.2
新規住宅ローンの平均 LTV: 評価加重ベース (%)	54.6	54.8

パークレイズ UK: 新規貸付は 100 億ポンドと横ばいでした (2016 年度上半期: 100 億ポンド)。LTV が 85%超のモーゲージが 4.7%に減少したのは (2016 年度上半期: 8.7%)、通常 LTV が比較的低い、リモーゲージ事業に注力したこと、最大 LTV が 95%であった持ち家購入ローンの保有者を支援する Help to Buy 2 スキームが終了したことを反映しています。

信用リスク

クレジットカードおよび無担保ローン

下記の主要ポートフォリオは、当グループのクレジットカード合計および無担保ローンの92%(2016年:94%)を占めています。

主要ポートフォリオ	貸付金総額 ¹ (百万ポンド)	30日超	90日超	年率換算した 総貸倒償却率	貸付債権全体 に対する リカバリーブ ック債権の 占める割合	リカバリー ブック債権に 対する引当率
		延滞率、 リカバリーブ ック債権を除く	延滞率、 リカバリーブ ック債権を除く		%	%
2017年6月30日現在						
パークレイズ UK						
英国カード ²	17,528	2.0	0.9	5.0	3.7	83.6
英国個人向け貸付	6,254	2.2	1.0	3.5	4.7	78.6
パークレイズ・インターナショナル						
米国カード ²	21,413	2.2	1.1	5.3	2.9	84.4
パークレイズ・パートナー・ファイナンス	3,857	1.4	0.5	2.7	2.4	81.0
ドイツ・カード	1,912	2.9	1.1	3.7	2.7	79.8
2016年12月31日現在						
パークレイズ UK						
英国カード ²	17,833	1.9	0.9	5.5	3.0	83.8
英国個人向け貸付	6,076	2.1	0.9	3.1	4.7	77.2
パークレイズ・インターナショナル						
米国カード ²	23,915	2.6	1.3	4.5	2.4	83.6
パークレイズ・パートナー・ファイナンス	4,041	1.5	0.6	2.5	2.6	81.5
ドイツ・カード	1,812	2.6	1.0	3.7	2.7	79.0

1 貸付金総額には顧客および銀行に対する貸付金が含まれます。リスク指標は顧客に対するエクスポージャーのみに基づいています。

2 英国カードおよび米国カードでは、公正価値で認識する取得ポートフォリオに関するリカバリーブック債権残高(関連する引当金がないもの)が、リカバリーブック債権に対する引当率から除外されています。取得後の期間に獲得した口座からの追加支出に関連する場合は、損失を認識しています。

英国カード:2017年は、30日超延滞率および90日超延滞率のいずれも概ね横ばいでした。2017年度上半期の貸倒償却率の低下は、臨時の加速償却が今期には行われなかったことに起因しています。しかし、貸付債権全体に対するリカバリーブック債権の占める割合は当年度期首以降の一部の条件緩和プランの加速償却を受けて上昇しています。

米国カード:延滞率の改善は一度限りのポートフォリオ売却が主因です。貸倒償却率の上昇は、米国の業界標準に合わせて清算や破綻した顧客について貸倒償却処理する期間を加速させた結果です。リカバリーブック債権に対する引当率の上昇は、モデルの改善によって将来の回収予想がより正確に表示されるようになったことを反映しています。

市場リスク

管理 VaR の分析

- 下表は、リスク要因別の分散ベースの管理 VaR 合計を示しています。管理 VaR 合計には CIB、ノンコアおよび本社の全トレーディング・ポジションが含まれており、1 日保有した場合の VaR が計算されています
- 各リスク要因 VaR および管理 VaR 合計には上限が適用され、この上限はリスク管理者によりさらに各事業部門に割り振られます

資産種別管理 VaR(95%)¹

	2017 年 6 月 30 日に 終了した半期			2016 年 12 月 31 日に 終了した半期			2016 年 6 月 30 日に 終了した半期		
	日次平均	最大 ²	最小 ²	日次平均	最大 ²	最小 ²	日次平均	最大 ²	最小 ²
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
信用リスク	13	18	10	16	24	13	15	23	9
金利リスク	7	15	4	8	13	5	6	10	4
株式リスク	8	14	4	7	11	4	6	10	4
ベースス・リスク	5	6	4	6	9	5	5	6	3
スプレッド・リスク	4	6	3	4	5	3	3	5	2
為替リスク	3	5	2	3	5	2	3	4	2
コモディティ・リスク	2	3	1	2	3	2	2	4	1
インフレ・リスク	2	4	1	2	3	2	2	3	2
分散効果	(24)	-	-	(26)	-	-	(22)	-	-
管理 VaR 合計	20	26	17	22	29	15	20	29	13

平均管理 VaR 合計は 9%減少して 2,000 万ポンドとなりました。信用リスク VaR はパークレイズ CDS スプレッドの縮小を受けたカウンターパーティ・リスク取引の減少およびローン・コミットメントのヘッジの減少を主因に、19%減少して 1,300 万ポンドとなりました。

¹ パークレイズ・アフリカの非継続事業を含んでいます。

² 各区分ごとに報告されている最大、最小の VaR 値は、全体として報告されている最大、最小の VaR と、必ずしも同日に発生したものではありません。従って、最大、最小の VaR 値にかかる分散効果は意味が無く、上表では省略されています。

財務および資本リスク

当グループはグループの流動性リスクを管理するための包括的な主要リスク統制フレームワークを備えています。流動性フレームワークは、プルデンス(健全性)規制機構の基準を充足し、グループが量と質の両面で十分な流動性リソースおよび流動性リスクの選好度を満たすのに適切な流動性プロファイルを確実に維持するように設計されています。流動性フレームワークはポリシーの形成、レビューとガバナンス、解析、ストレス・テスト、リミット設定およびモニタリングといったものの組み合わせとして実行されます。

資金調達および流動性

パークレイズは当グループの流動性リスクを管理するための包括的なフレームワークを備えていますが、パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド(BAGL)の流動性リスクは、現地通貨および資金調達要件のために別個に管理されています。すべての流動性関連の開示では BAGL を完全非連結ベースとして扱います。

流動性ストレス・テスト

内部基準および規制に則ったストレス・テストの遵守

	パークレイズの LRA (30 日間のパークレイズの 固有シナリオの必要額) ¹ (億ポンド)	CRD IV の LCR (億ポンド)
適格流動性バッファー	2,010	1,990
ストレス時の資金流出純額	(1,290)	(1,340)
余剰流動性	710	650
2017 年 6 月 30 日現在での想定される資金流出純額に対する余剰流動性比率	155%	149%
2016 年 12 月 31 日現在での想定される資金流出純額に対する余剰流動性比率	120%	131%

パークレイズはグループ内部で設定した流動性リスク選好度(LRA)および改正資本要件指令(CRD IV)の流動性カバレッジ比率(LCR)などの規制基準に対する当グループの流動性ポジションを管理しています。2017年6月30日現在、当グループは30日間のパークレイズ固有のLRAとLCRの両方のストレス時の資金流出純額の100%を大幅に上回る適格流動性資産を保有しています。

2017年6月30日現在のLRAバッファー・デュレーションは90日超と観測されました(2016年12月:90日超)。

¹ LRA の一環としてモニターされている 3 つのストレス・シナリオのうち、30 日間のパークレイズ固有シナリオの下での比率は最も低い 155%(2016 年 12 月: 120%)となります。これに対し 90 日間の市場全体シナリオの下での比率は 177%(2016 年 12 月: 134%)、30 日間の複合シナリオの下での比率は 190%(2016 年: 144%)となります。

財務および資本リスク

グループ余剰流動性の構成

	余剰流動性 2017年 6月30日現在 (億ポンド)	余剰流動性のうち CRD IV の暫定基準による LCR 適格分			余剰流動性 2016年 12月31日現在 (億ポンド)
		現金 (億ポンド)	レベル1 (億ポンド)	レベル2A (億ポンド)	
現金および中央銀行預け金 ¹	1,460	1,410	-	-	1,030
国債					
AAA 格から AA- 格	390	-	390	-	340
A+ 格から A- 格	-	-	-	-	30
BBB+ 格から BBB- 格	10	-	10	-	10
その他の LCR 不適格国債	-	-	-	-	10
国債合計	400	-	400	-	390
その他					
政府保証発行体、PSE および GSE	80	-	70	10	120
国際機関および MDB	50	-	50	-	60
カバード・ボンド	10	-	10	-	10
その他	10	-	-	-	40
その他合計	150	-	130	10	230
2017年6月30日現在合計	2,010	1,410	530	10	
2016年12月31日現在合計	1,650	1,010	550	30	

パークレイズは余剰流動性を一元的に管理しています。余剰流動性は担保権が設定されておらず、支払や決済の必要額に対する裏付けとして使用されるものではありません。2017年6月30日現在、余剰流動性の94%(2016年12月:91%)がパークレイズ・バンク・ピーエルシーに所在し、パークレイズ・グループ全体の流動性ニーズを満たすために利用可能となっています。残余余剰流動性の大半はパークレイズ・キャピタル・インク内部で保有されています。余剰流動性のうち、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの外部に所在する部分は、主として事業体固有のストレス時の資金流出および規制上の要件に対して保有されています。

預金による資金調達

	2017年6月30日現在			2016年12月31日現在
	顧客向け貸付金 (億ポンド)	顧客預り金 (億ポンド)	預貸率 %	預貸率 %
顧客向け貸付金の資金調達				
パークレイズ UK	1,670	1,870		
パークレイズ・インターナショナル ²	940	1,590		
ノンコア ²	200	-		
リテールおよびコーポレート資金調達の合計²	2,810	3,460	81%	83%
パークレイズ・インターナショナルおよび本社 ³	1,090	910		
合計	3,900	4,370	89%	93%

パークレイズ UK およびパークレイズ・インターナショナル(インベストメント・バンキング残高を除く)は主に顧客預り金によって資金調達しています。これらの事業の預貸率は81%でした(2016年12月:83%)。

グループ全体の預貸率は89%でした(2016年12月:93%)。

1 そのうち98%超(2016年12月:98%超)はイングランド銀行、米国連邦準備制度理事会、欧州中央銀行、日本銀行、スイス国立銀行に預けられています。

2 インベストメント・バンキング事業を除きます。

3 インベストメント・バンキング事業を含みます。

財務および資本リスク

ホールセール資金調達

2017年6月30日現在のその他資産の資金調達

資産	(億ポンド)	負債	(億ポンド)
トレーディング・ポートフォリオ資産	560	レポ取引	1,210
リバース・レポ取引	650		
リバース・レポ取引	400	トレーディング・ポートフォリオ負債	400
デリバティブ	2,600	デリバティブ	2,610
余剰流動性 ¹	1,360	1年未満で満期が到来するホールセール負債	720
その他の資産 ²	950	1年以上で満期が到来するホールセール負債および資本	1,580

リバース・レポ取引およびトレーディング・ポートフォリオ資産はレポ取引によって資金調達されています。トレーディング・ポートフォリオ負債は残りのリバース・レポ取引により決済されています。

デリバティブ負債と資産はほぼ見合っています。貸借対照表上のデリバティブ・ポジションの大部分はカウンターパーティ・ネットティング要件を満たしており、残りの部分は現金担保の受入および支払とネットティングされればほぼ相殺されます。

ホールセール負債、ならびに顧客向け貸付金に対する顧客預り金の余剰は余剰流動性の資金調達に利用されています。その他の資産は主にターム・ホールセール負債および資本によって資金調達されています。

1 余剰流動性のうち、ホールセール資金によって調達されていると見積もられている部分です。

2 ほとんどが売却可能投資、トレーディング・ポートフォリオ資産、公正価値で測定すると指定された金融資産および銀行に対する貸付金です。

財務および資本リスク

ホールセール資金調達の構成¹

当グループはシングル・ポイント・オブ・エントリー(SPOE)破綻処理モデルにを展開させているため、パークレイズは持株会社であるパークレイズ・ピーエルシーによる負債性資本の発行およびターム無担保シニア資金調達を続け、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの満期を迎えた負債を借り換えています。

期間別ホールセール資金調達

	1カ月 未満	1-3 カ月	3-6 カ月	6-12 カ月	1年 未満	1-2年	2-3年	3-4年	4-5年	5年超	合計
	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
パークレイズ・ピーエルシー											
無担保シニア債(公募)	-	-	-	8	8	1	23	28	45	99	204
無担保シニア債(私募)	-	-	-	-	-	1	-	1	1	5	8
劣後負債	-	-	-	-	-	-	-	11	-	42	53
パークレイズ・バンク・ピーエルシー											
銀行預り金	106	56	10	8	180	1	-	2	-	-	183
譲渡性預金およびコマーシャル・ペーパー	6	64	104	85	259	7	9	5	4	1	285
資産担保コマーシャル・ペーパー	27	34	14	2	77	-	-	-	-	-	77
無担保シニア債(公募)	-	-	-	-	-	14	19	6	1	11	51
無担保シニア債(私募) ²	10	16	17	52	95	78	58	20	23	121	395
カバード・ボンド	-	15	-	10	25	-	28	10	24	13	100
資産担保証券	-	-	6	7	13	6	23	-	1	13	56
劣後負債	-	-	12	31	43	-	-	59	14	70	186
その他 ³	13	5	1	3	22	2	1	2	-	5	32
2017年6月30日現在合計	162	190	164	206	722	110	161	144	113	380	1,630
担保付	27	49	20	20	116	6	51	10	25	26	234
無担保	135	141	144	186	606	104	110	134	88	354	1,396
2016年12月31日現在合計	166	173	164	200	703	143	144	86	141	361	1,578
担保付	37	56	34	23	150	18	32	4	10	44	258
無担保	129	117	130	177	553	125	112	82	131	317	1,320

ホールセール資金調達残高には403億ポンド(2016年12月:376億ポンド)の私募無担保シニア債が含まれています。これらの債券は仲介業者およびプライベート・バンクを含む各種販路を通じて発行されています。必要条件ではありませんが、余剰流動性は1年未満に満期を迎えるホールセール資金調達を1,288億ポンド(2016年12月:947億ポンド)上回りました。

ターム資金調達

当グループはパークレイズ・ピーエルシー(持株会社)による76億ポンド相当の資本およびターム無担保シニア債の発行を行いました。内訳は公募の無担保シニア債が48億ポンド、資本性商品が28億ポンドでした。同期間にパークレイズ・バンク・ピーエルシー(事業会社)の資本および公募タームシニア商品47億ポンドが満期または償還を迎えました。これには米ドル建て優先株シリーズ3(13億7,500万ドル、7.1%)が含まれています。

加えて、パークレイズでは2017年度の残りの期間に86億ポンド、2018年度に112億ポンドのターム資金調達が満期を迎えます。

当グループは予想される新たな損失吸収要件を確実に達成し、種類、通貨、販路の多様性を備えた安定した資金調達基盤を維持するため、2017年度に引き続きパークレイズ・ピーエルシーによる公募ホールセール債券の発行を行う予定です。

¹ ホールセール資金調達の構成は貸借対照表に計上された銀行預り金、公正価値で測定する指定された金融負債、発行債券および劣後負債(現金担保と決済残高を除く)で成っており、イングランド銀行のターム・ファンディング・スキーム(TFS)への参加を含む担保スワップは含まれていません。

² ストラクチャード・ノート301億ポンドを含み、うち82億ポンドは1年以内に満期を迎えます。

³ 主として公正価値で測定した預り金21億ポンドおよび現物金担保付資金調達3億ポンドから成っています。

信用格付け

パークレイズはグループの財務力に関連する主要基準のモニタリングおよび管理に加えて、スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)、ムーディーズ、フィッチならびに格付投資情報センター(R&I)に独立した信用格付けを依頼しています。これらの格付けは当グループ、子会社、支店の信用力を評価するもので、リスク管理の方法および手続き、資本力、利益、資金調達、資産の質、流動性、会計、統治を含む広範囲にわたる事業および財務特性のレビューに基づいています。

財務および資本リスク

パークレイズ・バンク・ピーエルシー	スタンダード・アンド・プアーズ	ムーディーズ	フィッチ
長期	A-(ネガティブ)	A1(ネガティブ)	A(安定的)
短期	A-2	P-1	F1
単体ベース格付け ¹	bbb+	baa2	a

パークレイズ・ピーエルシー	スタンダード・アンド・プアーズ	ムーディーズ	フィッチ
長期	BBB(ネガティブ)	Baa2(ネガティブ)	A(安定的)
短期	A-2	P-3	F1

2017年6月30日現在、すべての格付け機関のすべての依頼格付けは2016年12月31日以降、変更されていません。S&Pは2017年5月に定期レビューの一環として、パークレイズの格付けを確認しました。

ムーディーズとS&Pは2016年6月のEU離脱を巡る国民投票の結果を受けた、パークレイズに対する「ネガティブ」の格付け見通しを据え置いています。この動きは、これら2つの格付け機関が複数の英国銀行について、格付けを据え置いたまま見通しを「ネガティブ」に変更した広範なレビューの1つでした。フィッチはパークレイズの格付け見通しを引き続き「安定的」としています。また、パークレイズは日本国内での証券発行でR&Iに発行体格付けを依頼しており、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの「A」格、パークレイズ・ピーエルシーの「A-」格が2017年7月に確認されました。見通しはいずれも「安定的」です。

¹ スタンダード・アンド・プアーズの「スタンドアローン評価(SACP)」、ムーディーズの「ベースライン信用リスク評価(BCA)」およびフィッチの「存続性格付(VR)」を示しています。

CRD IV 資本

バークレイズの現在の規制要件は、普通株式等 Tier1 (CET1) 比率のピラー1 最低所要水準 4.5%および 2016 年から段階的に導入されたコンバインド・バッファー要件 (CRB) から成る完全施行ベースの CET1 比率を満たすことです。これは現在、資本保全バッファー (CCB) および金融安定理事会 (FSB) のガイダンスに沿ってブルーデンス (健全性) 規制機構 (PRA) が決定するグローバルなシステム上重要な金融機関 (G-SII) に対するバッファーから成っています。両バッファーとも 2016 年以降毎年 25% ずつ段階的に導入され、完全実施は 2019 年からです。CCB は 2.5% に設定され、2017 年は 1.25% が適用されます。2017 年の G-SII バッファーは 2% に設定され、2017 年には 1% が適用されます。FSB は 2016 年 11 月 21 日、2018 年の G-SII バッファーが 1.5% ですが、2018 年には 1.1% が適用されることを確認しました。

同じくコンバインド・バッファー要件の一部を構成しているのがカウンターシクリカル資本バッファー (CCyB) およびシステミック・リスク・バッファー (SRB) です。金融政策委員会 (FPC) は 2017 年 6 月 27 日、2018 年 6 月 27 日から適用される英国 CCyB レートを 0% から 0.5% に引き上げました。他の国家当局もそれぞれの管轄地域におけるエクスポージャーに適用されるべき適切な CCyB を決定します。CCyB は他の地域に対するバークレイズのエクスポージャーに適用され始めました。ただし、現在のエクスポージャーに基づくと、これは重要なものではありません。また、これまで、SRB は設定されていません。

これに加えて、ポイント・イン・タイム評価に基づく 2017 年の PRA 個別資本ガイダンス (ICG) によるバークレイズのピラー2A 要件は 4.2% で、うち 56% は CET1 で満たす必要があり、これはリスク調整後資産 (RWA) の約 2.3% に相当します。このピラー2A 要件は少なくとも年 1 回の見直しの対象です。

規制報告目的では、バークレイズの BAGL 持分 23.4% に基づき、比例連結ベースで取り扱われます。

2017 年 6 月 30 日現在、バークレイズの CET1 比率は 13.1% で、CET1 比率の最低所要水準 4.5%、ピラー2A の 2.3%、CCB バッファーの 1.25%、G-SII バッファーの 1%、CCyB の 0% を含めた 2017 年の経過措置ルールに基づく最低所要水準の 9.1% を上回っています。

財務および資本リスク

資本比率	2017年	2017年	2016年
	6月30日現在	3月31日現在	12月31日現在
完全施行ベースの普通株式 Tier1 (CET1) ^{1,2}	13.1%	12.5%	12.4%
PRA 経過措置ルールに基づく Tier1 ^{3,4}	16.6%	15.8%	15.6%
PRA 経過措置ルールに基づく自己資本合計 ^{3,4}	20.7%	19.6%	19.6%
資本要素	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
貸借対照表上の株主資本(非支配持分を除く)	63,866	65,536	64,873
(控除)その他の持分商品(AT1 資本として認識)	(7,694)	(7,690)	(6,449)
将来の配当原資としての利益剰余金に対する調整	(303)	(519)	(388)
少数株主持分(連結 CET1 として認められる金額)	-	1,864	1,825
その他規制上の調整および控除:			
追加的評価調整(PVA)	(1,494)	(1,618)	(1,571)
のれんおよび無形資産	(7,756)	(8,142)	(9,054)
一時的な差異を除いた将来の収益に係る繰延税金資産	(346)	(421)	(494)
キャッシュフロー・ヘッジ損益に係る公正価値再評価差額	(1,576)	(1,956)	(2,104)
減損を上回る予想損失額	(1,179)	(1,286)	(1,294)
当グループ自体の信用度に関連する公正価値で測定する負債に係る損益	58	(28)	86
確定給付年金基金資産	(542)	(753)	(38)
当グループが発行した CET1 金融商品の金融機関による直接的・間接的保有	(50)	(50)	(50)
一時的な差異から生じた繰延税金資産(10%を超えた部分)	(115)	(39)	(183)
その他規制上の調整	(35)	40	45
完全施行ベースの CET1 資本	42,834	44,938	45,204
追加的 Tier1 (AT1) 資本			
資本性商品および関連株式プレミアム	7,694	7,690	6,449
子会社が発行した適格 AT1 資本(少数株主持分を含む)	3,843	4,576	5,445
その他規制上の調整および控除	(130)	(131)	(130)
経過措置ルールに基づく AT1 資本⁵	11,407	12,135	11,764
PRA 経過措置ルールに基づく Tier1 資本	54,241	57,073	56,968
Tier2 (T2) 資本			
資本性商品および関連株式プレミアム	5,198	3,724	3,769
子会社が発行した適格 T2 資本(少数株主持分を含む)	8,486	10,153	11,366
その他規制上の調整および控除	(252)	(257)	(257)
PRA 経過措置ルールに基づく規制上の自己資本合計	67,673	70,693	71,846

- 1 CET1 資本に対する経過措置ルールに基づく規制上の調整は適用されなくなったため、完全施行ベースの CET1 資本は経過措置ルールに基づくものと同じです。
- 2 448 億ポンドの経過措置ベースの CRD IV CET1 資本と 3,270 億ポンドのリスク調整後資産に基づくと、パークレイズの Tier2 コンティンジェンシー・キャピタル・ノートに適用される CRD IV の CET1 比率 (FSA による 2012 年 10 月の暫定発表) は 13.7% でした。
- 3 PRA 経過措置ルールに基づく自己資本は PRA ルール・ブックおよび付属のスーパーバイザー・ステートメントに基づいています。
- 4 2017 年 6 月 30 日現在、パークレイズの完全施行ベースの Tier1 自己資本は 503 億 9,800 万ポンド、完全施行ベースの Tier1 比率は 15.4% でした。完全施行ベースの規制上の自己資本合計は 647 億 900 万ポンド、完全施行ベースの総自己資本比率は 19.8% でした。完全施行ベースの Tier1 自己資本および自己資本合計の数値は、CRD IV が定めた経過規定を適用せず、また、CRD IV の関連基準に対する AT1 および T2 金融商品のコンプライアンスを評価せずに算出されています。
- 5 経過措置ルールに基づく AT1 資本 114 億ポンドのうち、レバレッジ比率に用いられた完全施行ベースの AT1 資本は資本性商品および関連株式プレミアム 77 億ポンドおよび資本控除 1 億ポンドで構成されています。適用対象外の子会社が発行したレガシー Tier1 資本性商品は除外しています。

財務および資本リスク

普通株式 Tier1 (CET1) 資本の変動	2017年 6月30日に 終了した3ヵ月間 (百万ポンド)	2017年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)
CET1 資本の期首残高	44,938	45,204
株主に帰属する当期損失	(1,239)	(910)
当グループ自身の信用度に関連するデリバティブ負債	64	79
支払および支払予定配当金	(241)	(473)
損益から生じた規制上の自己資本の減少	(1,416)	(1,304)
株式制度の正味影響額	272	(163)
売却可能投資再評価差額	(7)	58
為替換算再評価差額	947	705
その他の剰余金	(372)	(934)
その他の適格剰余金の増加／(減少)	840	(334)
退職給付引当金	(416)	(29)
確定給付年金基金資産の控除	211	(504)
年金の正味の影響	(205)	(533)
少数株主持分	(1,864)	(1,825)
追加的評価調整 (PVA)	124	77
のれんおよび無形資産	386	1,298
一時的な差異を除いた将来の収益に係る繰延税金資産	75	148
減損を上回る予想損失額	107	115
一時的な差異から生じた繰延税金資産 (10%を超えた部分)	(76)	68
その他規制上の調整	(75)	(80)
調整および控除による規制上の自己資本の減少	(1,323)	(199)
CET1 資本の期末残高	42,834	42,834

CET1 資本は以下のことを反映して 24 億ポンド減少し、428 億ポンドになりました (2016 年 12 月: 452 億ポンド)。

- 9 億ポンドの株主に帰属する当期損失。非継続事業にかかる損失の 23 億ポンドが継続事業にかかる 14 億ポンドの税引後利益を上回りました。のれんとして割り当てられたパークレイズの BAGL 持分の減損や BAGL に係る為替換算再評価差額の損失を損益計算書の損益へ振り替えたことによるこれらの損失は、のれんおよび無形資産控除額やその他の適格剰余金の変動を相殺され、CET1 資本には影響がありません
- 支払および支払予定配当金が 5 億ポンド減少しました
- BAGL の損失 14 億ポンドを損益計算書の損益へ振り替えたことを主因に為替換算再評価差額は 7 億ポンド増加しましたが、これは米ドルおよび日本円に対する英ポンドの上昇による 6 億ポンドの減少に相殺されました
- その他の適格剰余金は 9 億ポンド減少しました。これには米ドル建て優先株式の償還に伴う 5 億ポンドの減少および BAGL の一部売却に関連した分離に係る支払い 4 億ポンドが含まれています
- 年金関連の変動により CET1 資本は税引後ベースで 5 億ポンド減少しました。グループの主要年金制度である英国退職基金 (UKRF) が 2016 年 12 月の小幅な積立不足から当期中の拠出を主因に 7 億ポンドの積立超過に転じたため、年金資産の資本控除が増加しました
- BAGL 少数株主持分は比例連結に適格でなくなったため、18 億ポンド減少しました
- のれんとして割り当てられたパークレイズの BAGL 持分の減損を主因とする、のれんおよび無形資産の控除額の減少により、13 億ポンド増加しました

財務および資本リスク

リスクの種類および事業部門別リスク調整後資産

	信用リスク		カウンターパーティ 信用リスク				市場リスク		オペレ シヨナル リスク	リスク 調整後 資産合計
	標準的手法	内部格付 手法	標準的 手法	内部格付 手法	決済リスク	信用価値 調整	標準的 手法	内部モデル 方式		
2017年6月30日現在										
パークレイズ UK	3,768	49,979	3	-	-	31	-	-	12,338	66,119
パークレイズ・インターナショナル 本社 ¹	49,382	81,109	15,456	13,962	32	2,205	11,100	11,460	27,538	212,244
	2,612	7,891	68	535	-	207	146	1,876	12,871	26,206
パークレイズ・コア	55,762	138,979	15,527	14,497	32	2,443	11,246	13,336	52,747	304,569
パークレイズ・ノンコア	2,627	9,102	874	4,072	-	590	294	1,373	3,913	22,845
パークレイズ・グループ	58,389	148,081	16,401	18,569	32	3,033	11,540	14,709	56,660	327,414
2017年3月31日現在										
パークレイズ UK	4,629	49,330	-	-	1	43	-	-	12,338	66,341
パークレイズ・インターナショナル 本社 ¹	50,609	83,643	15,942	14,007	77	2,251	10,481	9,716	27,538	214,264
	9,182	25,660	99	1,040	-	851	567	2,716	12,746	52,861
パークレイズ・コア	64,420	158,633	16,041	15,047	78	3,145	11,048	12,432	52,622	333,466
パークレイズ・ノンコア	4,036	9,396	1,034	5,106	-	638	337	2,827	4,038	27,412
パークレイズ・グループ	68,456	168,029	17,075	20,153	78	3,783	11,385	15,259	56,660	360,878
2016年12月31日現在										
パークレイズ UK	5,592	49,591	47	-	-	-	-	-	12,293	67,523
パークレイズ・インターナショナル 本社 ¹	53,201	82,327	13,515	13,706	30	3,581	9,343	9,460	27,538	212,701
	9,048	27,122	77	1,157	-	927	482	2,323	12,156	53,292
パークレイズ・コア	67,841	159,040	13,639	14,863	30	4,508	9,825	11,783	51,987	333,516
パークレイズ・ノンコア	4,714	9,945	1,043	6,081	37	2,235	477	2,928	4,673	32,133
パークレイズ・グループ	72,555	168,985	14,682	20,944	67	6,743	10,302	14,711	56,660	365,649

リスク調整後資産の変動の内訳

	信用リスク (億ポンド)	カウンターパーティ 信用リスク (億ポンド)	市場リスク (億ポンド)	オペレシヨナル リスク (億ポンド)	リスク調整後 資産合計 (億ポンド)
2017年1月1日現在	2,415	424	250	567	3,656
与信残高	(21)	(26)	28	-	(19)
買収および処分	(277)	(13)	(15)	-	(305)
与信の質	(13)	1	1	-	(11)
モデルの更新	(14)	-	-	-	(14)
手法および方針	1	(6)	(2)	-	(7)
外国為替の変動 ²	(26)	-	-	-	(26)
2017年6月30日現在	2,065	380	262	567	3,274

リスク調整後資産は 382 億ポンド減少し、3,274 億ポンドとなりました。BAGL の比例連結に伴い 279 億ポンド減少したこと、ならびにノンコア部門のポートフォリオ削減および処分が主な要因です。

¹ アフリカ・バンキングのリスク調整後資産を含みます。

² 外国為替の変動にはカウンターパーティ・リスクや市場リスクに係る為替は含まれていません。

レバレッジ比率およびエクスポージャー

パークレイズは、段階的導入ベースのレバレッジ比率要件の規制を受けており、2017年6月30日現在、経過措置ルールに基づく要件は 3.4%で、これは最低要件 3%、経過措置ルールに基づく G-SII に対する追加的レバレッジ比率バッファ(G-SII ALRB)、およびカウンター・シクリカル・レバレッジ比率バッファ(CCLB)で構成されています。将来的および提案されている要件に基づく、予想される最終的なレバレッジ要件は 4.0%です。さらに、完全施行ベースの CRR レバレッジ要件は、レバレッジ・フレームワークに関するバーゼル諮問機関の影響を受ける可能性があるものの、現在のところ 3%と予測されています。

また、パークレイズは四半期末での資本とエクスポージャー指標に基づく英国レバレッジ比率、および四半期中の各月末に基づく平均英国レバレッジ比率の開示を求められています。双方ともレバレッジ・エクスポージャーの計算からは適格中央銀行預け金を除くこととされます。また、CRR レバレッジ比率の開示を求められており、これは最終的な CRR の定義による Tier1 資本および CRR の定義によるレバレッジ・エクスポージャーに基づいています。

財務および資本リスク

2017年6月30日現在、バークレイズの英国レバレッジ比率は5.0%(2016年12月:5.0%)、平均英国レバレッジ比率は4.8%(2016年12月:4.5%)となり、これは経過措置ルールに基づくバークレイズのレバレッジ要件3.4%、予想される最終的なレバレッジ要件4.0%をとともに上回る水準です。CRRレバレッジ比率は4.5%(2016年12月:4.6%)でした。

英国レバレッジ比率	2017年 6月30日現在 (億ポンド)	2017年 3月31日現在 (億ポンド)	2016年 12月31日現在 (億ポンド)
平均英国レバレッジ・エクスポージャー	10,920	11,300	11,370
完全施行ベースの Tier1 資本(四半期末平均)	521	523	516
平均英国レバレッジ比率	4.8%	4.6%	4.5%
英国レバレッジ比率	5.0%	4.8%	5.0%

CRRレバレッジ比率

会計上の資産			
デリバティブ	2,600	2,710	3,470
現金担保	580	600	670
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付	170	180	130
公正価値で測定すると指定された金融資産 ¹	1,070	960	790
貸付金およびその他の資産	6,930	7,590	7,070
IFRS上の資産合計	11,350	12,040	12,130
規制上の連結調整	100	(40)	(60)
デリバティブ調整			
デリバティブ・ネットティング	(2,350)	(2,440)	(3,130)
現金担保に係る調整	(470)	(510)	(500)
売建クレジット・プロテクション純額	120	130	120
デリバティブに係る潜在的将来エクスポージャー(PFE)	1,270	1,370	1,360
デリバティブ調整合計	(1,430)	(1,450)	(2,150)
証券金融取引(SFT)調整			
規制上の控除およびその他調整	(130)	(140)	(150)
加重計算されたオフ・バランスシートのコミットメント	1,090	1,210	1,190
CRRレバレッジ・エクスポージャー	11,220	11,970	11,250
完全施行ベースの CET1 資本	428	449	452
完全施行ベースの AT1 資本	76	80	68
完全施行ベースの Tier1 資本	504	530	520
CRRレバレッジ比率	4.5%	4.4%	4.6%

¹ 公正価値で測定すると指定された金融資産には、公正価値で測定すると指定されたリバース・レポ取引880億ポンド(2016年12月:630億ポンド)が含まれています。

2017年6月30日現在の適格中央銀行債権を除く平均英国レバレッジ・エクスポージャーは1兆920億ポンド(2016年12月:1兆1,370億ポンド)で、平均英国レバレッジ比率は4.8%(2016年12月:4.5%)となりました。0.35%の経過措置ルールに基づくG-SII ALRBに対して保有するCET1資本は35億ポンドで、CCLBの影響は現時点ではありません。

CRRレバレッジ比率は4.5%に減少しました(2016年12月:4.6%)。これは完全施行ベースのTier1資本が16億ポンド減少して504億ポンドになったことが主因です(2016年12月:520億ポンド)。

- 貸付金およびその他の資産は140億ポンド減少して6,930億ポンドとなりました。これは主として、バークレイズのBAGL持分の処分を主因とする売却目的保有資産の670億ポンドの減少、グループ余剰流動性に対する現金寄与の増加を主因とする現金および中央銀行預け金の440億ポンドの増加、決済残高の170億ポンドの増加、バークレイズ・インターナショナルに対する貸付金の170億ポンドの減少ならびに顧客活動によるトレーディング・ポートフォリオ資産の100億ポンドの増加によるものです。
- リバース・レポ取引は、マッチド・ブック・トレーディングの増加を主因に、290億ポンド増加して1,050億ポンドとなりました。
- 売建クレジット・プロテクション純額およびデリバティブに係る潜在的将来エクスポージャー(PFE)を除くデリバティブ・レバレッジ・エクスポージャー純額は150億ポンド減少して360億ポンドとなりました。これは、現金担保の減少ならびに金利デリバティブの減少、ノンコア部門資産の圧縮継続および為替デリバティブの減少によるIFRS上のデリバティブの減少によるものです。

財務および資本リスク

- 規制上の連結調整は、主に、規制上の目的のために BAGL を比例連結したことにより、160 億ポンド増加して 100 億ポンドとなりました
- デリバティブに係る潜在的将来エクスポージャー(PFE)は、ノンコア部門のポートフォリオ削減を主因に、90 億ポンド減少して 1,270 億ポンドとなりました

平均英国レバレッジ比率とCRRレバレッジ比率の差異は適格中央銀行債権の除外が主因ですが、これは4月と5月のBAGLの処分前の売却用途保有資産、トレーディング・ポートフォリオ資産および決済残高が相対的に高水準であったことにより一部相殺されました。

レギュレーション(EU) No 575/2013 (EBA/GL/2014/14) 第 432(1)、432(2)および 433 条に基づく重要性、所有権および秘密保持ならびに開示頻度に関する欧州銀行監督機構(EBA)ガイドライン、レギュレーション(EU) No 575/2013 第 8 部に基づく開示要件に関する欧州銀行監督機構(EBA)ガイドラインに従って作成される追加的なバークレイズの規制上の開示については 2017 年 8 月 25 日に開示され、home.barclays/results で閲覧可能となる予定です。

意図的な空白ページ

意図的な空白ページ

要約連結財務書類

要約連結損益計算書(未監査)

	注記 ¹	2017年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2016年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)
継続事業			
利息収入純額		5,098	5,218
手数料収入純額		3,550	3,299
トレーディング収益純額		1,667	1,545
投資収益純額		528	914
その他の収益		38	37
収益合計		10,881	11,013
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額		(1,054)	(931)
営業収益純額		9,827	10,082
以下に帰属するもの:			
人件費	2	(4,460)	(4,601)
一般管理費	3	(3,272)	(3,096)
営業費用		(7,732)	(7,697)
事業売却益／(損)ならびに関連会社および合弁企業の損益に対する持分		246	(322)
税引前利益		2,341	2,063
税金	5	(778)	(715)
継続事業に係る税引後利益		1,563	1,348
非継続事業に係る税引後(損失)／利益	4	(2,195)	311
税引後(損失)／利益		(632)	1,659
以下に帰属するもの:			
親会社の普通株主		(1,211)	1,110
その他の株主 ²		301	208
株主合計²		(910)	1,318
継続事業に係る非支配持分に帰属する利益	6	138	186
非継続事業に係る非支配持分に帰属する利益	6	140	155
税引後(損失)／利益		(632)	1,659
1株当たり利益			
		ペンス	ペンス
基本的普通株式1株当たり(損失)／利益 ²	7	(6.6)	6.9
継続事業に係る基本的普通株式1株当たり利益	7	7.1	6.0
非継続事業に係る基本的普通株式1株当たり(損失)／利益	7	(13.7)	0.9
希薄化後普通株式1株当たり(損失)／利益 ²	7	(6.5)	6.8
継続事業に係る希薄化後普通株式1株当たり利益	7	7.0	5.9

1 財務書類に対する注記は英語原文の74ページから109ページをご参照ください。

2 その他の株主に帰属する税引後利益3億100万ポンド(2016年度上半期: 2億800万ポンド)は剰余金に計上する税額控除8,200万ポンド(2016年度上半期: 5,800万ポンド)によって相殺されています。相殺後の2億1,900万ポンド(2016年度上半期: 1億5,000万ポンド)と非支配持分は、1株当たり利益および平均株主資本利益率の計算において税引後利益から差し引かれています。

要約連結財務書類

要約連結包括利益計算書(未監査)

	注記 ¹	2017年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2016年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)
税引後(損失)/利益		(632)	1,659
継続事業に係る税引後利益		1,563	1,348
非継続事業に係る税引後(損失)/利益		(2,195)	311
継続事業からの損益に振替えられる可能性のあるその他の包括(損失)/利益:			
為替換算再評価差額	17	(635)	1,789
売却可能投資再評価差額	17	69	(311)
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額	17	(531)	1,747
その他		15	(2)
継続事業からの損益に振替えられる可能性のあるその他の包括(損失)/利益:		(1,082)	3,223
継続事業からの損益に振替えられないその他の包括損失:			
退職給付の再測定	14	(29)	(759)
当グループ自身の信用度に関連する損益 ²		22	-
継続事業からの損益に振替えられないその他の包括損失:		(7)	(759)
継続事業からの当期その他の包括(損失)/利益		(1,089)	2,464
非継続事業からの当期その他の包括利益		1,301	985
当期包括(損失)/利益合計:			
継続事業からの税金控除後当期包括利益合計		474	3,812
非継続事業からの税金控除後当期包括(損失)/利益合計		(894)	1,296
当期包括(損失)/利益合計		(420)	5,108
以下に帰属するもの:			
親会社の株主		(666)	4,358
非支配持分		246	750
当期包括(損失)/利益合計		(420)	5,108

1 財務書類に対する注記は英語原文の74ページから109ページをご参照ください。

2 2017年1月1日付で当グループ自身の信用度に関連する損益に係るIFRS第9号を早期適用したことに伴い、従来、損益計算書に計上されていた当グループ自身の信用度に関連する損益は、現在、その他の包括利益に計上されています。このため、当グループ自身の信用度に関連する未実現正味損失累計額1億7,500万ポンドは、利益剰余金からその他の剰余金の項目内の個別の勘定科目である当グループ自身の信用度に関連する剰余金に再分類されています。2017年度上半期において、当グループ自身の信用度に関連する利益2,200万ポンドがこの剰余金に計上されています。

要約連結財務書類

要約連結貸借対照表(未監査)

資産	注記 ¹	2017年	2016年
		6月30日現在 (百万ポンド)	12月31日現在 (百万ポンド)
現金および中央銀行預け金		146,063	102,353
他銀行からの取立中の項目		1,226	1,467
トレーディング・ポートフォリオ資産		90,698	80,240
公正価値で測定すると指定された金融資産		107,197	78,608
デリバティブ	10	259,851	346,626
金融投資	9	61,771	63,317
銀行に対する貸付金		37,108	43,251
顧客に対する貸付金		390,004	392,784
リバース・レポ取引およびその他類いの担保付貸付		17,209	13,454
未収還付税および繰延税金資産	5	4,901	5,430
前払金、未収収益およびその他の資産		3,072	2,893
関連会社および合併企業に対する投資		715	684
のれんおよび無形資産		7,724	7,726
有形固定資産		2,749	2,825
退職給付資産	14	709	14
売却目的保有に分類された処分グループに含まれる資産	4	4,319	71,454
資産合計		1,135,316	1,213,126
負債			
銀行預り金		48,887	48,214
他銀行への未決済項目		778	636
顧客預り金		436,863	423,178
レポ取引およびその他類いの担保付借入		38,578	19,760
トレーディング・ポートフォリオ負債		40,470	34,687
公正価値で測定すると指定された金融負債		125,348	96,031
デリバティブ	10	260,765	340,487
発行債券 ²		76,664	75,932
劣後負債	12	23,879	23,383
未払金、繰延収益およびその他の負債		6,533	8,871
未払税金および繰延税金負債	5	371	766
引当金	13	3,930	4,134
退職給付債務	14	329	390
売却目的保有に分類された処分グループに含まれる負債	4	5,658	65,292
負債合計		1,069,053	1,141,761
株主資本			
払込済株式資本および株式払込剰余金	15	21,998	21,842
その他の剰余金	17	6,148	6,051
利益剰余金		28,026	30,531
親会社の普通株主に帰属する株主資本		56,172	58,424
その他の持分商品	16	7,694	6,449
非支配持分を除く株主資本合計		63,866	64,873
非支配持分	6	2,397	6,492
株主資本合計		66,263	71,365
負債および株主資本合計		1,135,316	1,213,126

1 財務書類に対する注記は英語原文の74ページから109ページをご参照ください。

2 発行債券には100億ポンド(2016年12月:124億ポンド)のカバード・ボンドが含まれています。

要約連結財務書類

要約連結株主資本変動表(未監査)

	払込済株式 資本および 株式払込 剰余金 ¹	その他の 持分商品 ¹	その他の 剰余金 ¹	利益 剰余金	合計	非支配持分 ²	株主資本 合計
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
2017年6月30日に終了した半期							
2016年12月31日現在残高	21,842	6,449	6,051	30,531	64,873	6,492	71,365
会計方針の変更による影響 ³	-	-	(175)	175	-	-	-
2017年1月1日現在残高	21,842	6,449	5,876	30,706	64,873	6,492	71,365
税引後利益	-	301	-	1,124	1,425	138	1,563
為替換算の変動	-	-	(634)	-	(634)	(1)	(635)
売却可能投資	-	-	69	-	69	-	69
キャッシュフロー・ヘッジ	-	-	(531)	-	(531)	-	(531)
退職給付の再測定	-	-	-	(29)	(29)	-	(29)
当グループ自身の信用度に関連する利益	-	-	22	-	22	-	22
その他	-	-	-	15	15	-	15
継続事業からの税引後包括利益合計	-	301	(1,074)	1,110	337	137	474
非継続事業からの税引後包括利益合計	-	-	1,332	(2,335)	(1,003)	109	(894)
当期包括利益合計	-	301	258	(1,225)	(666)	246	(420)
普通株式の新規発行	107	-	-	-	107	-	107
従業員株式制度に基づく株式発行	49	-	-	284	333	-	333
その他の持分商品の発行および交換	-	1,245	-	-	1,245	-	1,245
その他の持分商品に係るクーポン支払額	-	(301)	-	82	(219)	-	(219)
優先株式の償還	-	-	-	(473)	(473)	(657)	(1,130)
自己株式	-	-	14	(617)	(603)	-	(603)
配当金支払額	-	-	-	(339)	(339)	(307)	(646)
BAGLの一部売却による株主資本への 正味影響額	-	-	-	(359)	(359)	(3,443)	(3,802)
その他の剰余金の変動	-	-	-	(33)	(33)	66	33
2017年6月30日現在残高	21,998	7,694	6,148	28,026	63,866	2,397	66,263
2016年12月31日に終了した半期							
2016年7月1日現在残高	21,763	5,314	5,695	30,082	62,854	6,566	69,420
税引後利益	-	249	-	480	729	160	889
為替換算の変動	-	-	1,234	-	1,234	1	1,235
売却可能投資	-	-	(76)	-	(76)	-	(76)
キャッシュフロー・ヘッジ	-	-	(949)	-	(949)	-	(949)
退職給付の再測定	-	-	-	(221)	(221)	-	(221)
その他	-	-	-	15	15	-	15
継続事業からの税引後包括利益合計	-	249	209	274	732	161	893
非継続事業からの税引後包括利益合計	-	-	116	27	143	672	815
当期包括利益合計	-	249	325	301	875	833	1,708
普通株式の新規発行	40	-	-	-	40	-	40
従業員株式制度に基づく株式発行	39	-	-	442	481	-	481
その他の持分商品の発行および交換	-	1,132	-	-	1,132	-	1,132
その他の持分商品に係るクーポン支払額	-	(249)	-	70	(179)	-	(179)
優先株式の償還	-	-	-	(164)	(164)	(620)	(784)
自己株式	-	-	31	(31)	-	-	-
配当金支払額	-	-	-	(169)	(169)	(295)	(464)
BAGLの一部売却による株主資本への 正味影響額	-	-	-	-	-	-	-
その他の剰余金の変動	-	3	-	-	3	8	11
2016年12月31日現在残高	21,842	6,449	6,051	30,531	64,873	6,492	71,365

1 払込済株式資本および株式払込剰余金、その他の持分商品、およびその他の剰余金の詳細は英語原文の94ページから95ページに掲載しています。

2 非支配持分の詳細は英語原文の79ページに掲載しています。

3 2017年1月1日付で当グループ自身の信用度に関連する損益に係るIFRS第9号を早期適用したことに伴い、従来、損益計算書に計上されていた当グループ自身の信用度に関連する損益は、現在、その他の包括利益に計上されています。このため、当グループ自身の信用度に関連する未実現正味損失1億7,500万ポンドは、利益剰余金からその他の剰余金の項目内の個別の勘定科目である当グループ自身の信用度に関連する剰余金に再分類されています。2017年度上半期において、当グループ自身の信用度に関連する利益2,200万ポンドがこの剰余金に計上されています。

要約連結財務書類

要約連結株主資本変動表(未監査)

2016年6月30日に終了した半期	払込済株式 資本および 株式払込 剰余金 ¹ (百万ポンド)	その他の 持分商品 ¹ (百万ポンド)	その他の 剰余金 ¹ (百万ポンド)	利益剰余金 (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)	非支配持分 ² (百万ポンド)	株主資本 合計 (百万ポンド)
2016年1月1日現在残高	21,586	5,305	1,898	31,021	59,810	6,054	65,864
税引後利益	-	208	-	954	1,162	186	1,348
為替換算の変動	-	-	1,788	-	1,788	1	1,789
売却可能投資	-	-	(311)	-	(311)	-	(311)
キャッシュフロー・ヘッジ	-	-	1,747	-	1,747	-	1,747
退職給付の再測定	-	-	-	(759)	(759)	-	(759)
その他	-	-	-	(3)	(3)	1	(2)
継続事業からの税引後包括利益合計	-	208	3,224	192	3,624	188	3,812
非継続事業からの税引後包括利益合計	-	-	578	156	734	562	1,296
当期包括利益合計	-	208	3,802	348	4,358	750	5,108
普通株式の新規発行	28	-	-	-	28	-	28
従業員株式制度に基づく株式発行	149	-	-	226	375	-	375
その他の持分商品に係るクーポン支払額	-	(208)	-	58	(150)	-	(150)
優先株式の償還	-	-	-	(253)	(253)	(550)	(803)
自己株式	-	-	(5)	(384)	(389)	-	(389)
配当金支払額	-	-	-	(588)	(588)	(280)	(868)
BAGLの一部売却による株主資本への 正味影響額	-	-	-	(349)	(349)	601	252
その他の剰余金の変動	-	9	-	3	12	(9)	3
2016年6月30日現在残高	21,763	5,314	5,695	30,082	62,854	6,566	69,420

1 払込済株式資本、株式払込剰余金、その他の持分商品およびその他の剰余金の詳細は英語原文の94ページから95ページをご参照ください。

2 非支配持分の詳細は英語原文の79ページをご参照ください。

要約連結財務書類

要約連結キャッシュフロー計算書(未監査)

	注記 ¹	2017年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2016年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)
継続事業			
税引前利益		2,341	2,063
非現金項目の調整		1,041	(8,913)
営業資産および負債の変動		33,088	25,129
法人税等支払額		(530)	(394)
営業活動からのキャッシュ純額		34,940	17,885
投資活動からのキャッシュ純額		2,043	14,376
財務活動からのキャッシュ純額		287	(1,709)
現金および現金同等物に係る為替レートの影響		(1,092)	6,897
継続事業からの現金および現金同等物の純増加		36,178	37,820
非継続事業からのキャッシュ純額	4	101	371
現金および現金同等物の純増加		36,279	37,820
現金および現金同等物 期首残高		144,110	86,556
現金および現金同等物 期末残高		180,389	124,376

1 財務書類に対する注記は英語原文の74ページから109ページをご参照ください。

財務書類に対する注記

1. 作成の基礎

2017年6月30日に終了した6ヶ月間のこれらの要約連結中間財務書類は、金融行為監督機構の「開示および透明性規則」およびIASBが公表し欧州連合が採用したIAS第34号「中間財務報告」に準拠して作成されています。要約連結中間財務書類は、欧州連合が採用したIFRSに準拠して作成された2016年12月31日終了事業年度の年次財務書類と合わせて読むべきです。

これらの要約連結中間財務書類で使用した会計方針および計算方法は、パークレイズ2016年度年次報告書で使用したものと同じです。ただし、注記17で詳述されている通り、当グループ自身の信用度に関連する損益の変動をその他の包括利益として認識するIFRS第9号のオプションについては例外であり、パークレイズはこれを2017年1月1日より適用しています。これは純資産に影響を及ぼすものではなく、過去の期間の当グループ自身の信用度に関連する損益による変動は修正再表示されていません。その他の包括利益に認識された実現および未実現の金額が将来の期間において損益に振替えられることはありません。

今後適用される会計基準

IFRS第9号「金融商品」

IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に代わるIFRS第9号「金融商品」は、2018年1月1日以降に開始する期間から適用開始であり、2016年11月に欧州連合によって承認されました。IFRS第9号、とりわけ減損に関する要求事項は、金融商品の会計処理を大幅に変えることとなります。パークレイズは、2018年1月1日のIFRS第9号の初度適用時に比較数値の修正再表示は行わず、IFRS第7号の修正後の要求事項に準拠して移行に関する詳細な説明を注記として開示する予定です。

パークレイズは、影響を受けるすべての部門が一体として報告義務を果たせるように、リスクおよびファイナンスに関するIFRS第9号導入プログラムを設定しています。

金融資産の減損、分類および測定に関する導入プログラムでは、2018年1月1日付の適用に向けた準備のための取組みを引き続き進めており、2017年においては、影響の数値化、モデルの検証ならびにプロセス、ガバナンスおよび統制を完成させることに注力しています。

IFRS第9号で認められている通り、パークレイズはIAS第39号のヘッジ会計要件を引き続き適用することになりますが、修正後のIFRS第7号により要求される修正後のヘッジ会計に関する注記を開示する予定です。

2016年度年次報告書の公表以降、IASBは公開草案を公表しました。これは負の補償を伴う期限前償還条項を含む金融資産に影響を及ぼす可能性があります。かかる期限前償還条項は、法人向けおよび投資銀行向けの固定利付ローンの一部に含まれています。これらのローンが純損益を通じて公正価値で測定されると結論付けられた場合、期首の資本および利益または損失への潜在的影響は、当該ローンの帳簿価額と比較した公正価値や将来における公正価値の変動に依存します。IASBは現在、当案について収集したコメントの検討を進めています。

パークレイズは、導入プログラム、検証およびテストの更なる進展を待つ財務上の影響の見積りを開示する予定です。当該開示は遅くともパークレイズの2017年度年次報告書の公表時となる見込みです。

本基準およびその他の新基準の詳細については、パークレイズ2016年度年次報告書をご参照ください。

継続企業の前提

主要なリスクの再評価を行った結果、取締役は、継続企業を前提として本中間財務情報を作成することは適切であると判断しております。

財務書類に対する注記

2. 人件費

	2017年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2016年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)
報酬費用		
当年度賞与費用	558	393
繰延賞与費用	340	369
手数料およびその他のインセンティブ ¹	58	35
報酬コスト	956	797
給与	1,968	2,056
社会保障費	297	303
退職後給付	253	245
その他の報酬費用	189	179
報酬費用合計	3,663	3,580
その他の人材調達費用		
アウトソーシング	579	460
人員削減および事業再編	23	266
臨時従業員費用	167	250
その他	28	45
その他の人材調達費用合計	797	1,021
人件費合計	4,460	4,601
収益に対するグループ報酬比率	37	36

人件費総額は主として下記の要因を反映して3%減の44億6,000万ポンドとなりました。

1. その他の人材調達費用は22%減の7億9,700万ポンドとなりました。前年度のCIB内の戦略的取り組みに関連する費用が当年度には発生しなかったことに伴い、人員削減および事業再編費用が減少したことが主な要因です
2. 当グループの報酬コストは20%増の9億5,600万ポンドとなりました。これはバークレイズの2016年度決算報告書において発表したように、報奨付与と損益計算書の費用計上をより一致させることを目的とした変更によるものです

通年の業績評価が可能になるまで報酬委員会はインセンティブ報奨に関する決定を行わないため、2017年度の賞与プールに関してまだ報奨の付与は行われていません。上半期の当年度賞与費用は会計上の要件に従って見積られた費用に対する引当金を示しています。

¹ 2016年度にコミットメントとして含まれていた金額は、2017年度との整合性を保つため、現在は当年度賞与費用および繰延賞与費用に含まれています。

財務書類に対する注記

3. 一般管理費

	2017年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2016年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)
インフラ費用		
不動産および設備	671	562
有形固定資産減価償却費	228	242
オペレーティング・リース料	198	235
無形資産償却費	342	301
有形固定資産および無形資産の減損	23	82
インフラ費用合計	1,462	1,422
その他の費用		
コンサルタント料、弁護士費用およびその他の専門家報酬	535	539
定期刊行物、出版物、事務用品および通信費	284	333
マーケティング、広告およびスポンサー料	189	207
旅費および宿泊費	74	68
PPI 費用	700	400
その他の一般管理費	28	127
その他の費用合計	1,810	1,674
一般管理費合計	3,272	3,096

財務書類に対する注記

4. 売却目的保有資産および非継続事業

当グループは、IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」を適用しています。

パークレイズは 2016 年 3 月 1 日に、当グループの BAGL に対する 62.3%の持分を削減する意向であることを発表しました。パークレイズは 2016 年 5 月 5 日に、当グループの BAGL に対する持分 12.2%を売却しました。パークレイズは 2017 年 6 月 1 日に、さらに 33.7%の持分を削減しました。その結果、パークレイズが占める持分割合は 16.4%となりました。このうち 14.9%は BEE スキームへの拠出義務による残存持分です。これにより、2017 年 6 月 1 日付で、BAGL は当グループから会計上非連結化され、当該持分はパークレイズの財務書類において評価額 11 億 4,600 万ポンドの売却可能投資として認識されています。

2017 年 6 月 1 日の株式売却に先立ち、BAGL の純資産に対して IFRS 第 5 号に基づく 10 億 9,000 万ポンドの減損が認識されました。IFRS 第 5 号に基づく減損は処分グループの公正価値から処分費用を除いた額と帳簿価額の差額として計算されます。公正価値は 2017 年 6 月 1 日時点の BAGL の取引市場価格および南アフリカ・ランド／英ポンドの為替レートの始値を参考に算定されます。分離契約の履行および売却完了を受けて 7 億ポンドが支払われました。2017 年 6 月 30 日現在、BEE スキームに対する義務に関して 1 億 500 万ポンドの負債が貸借対照表に反映されています。

売却目的保有の残りの残高は主にフランスのリテールおよびジンバブエの事業売却に関連するものであり、2017 年度下半期の初めに処分を予定しています。

	2017 年 6 月 30 日現在 (百万ポンド)	2016 年 12 月 31 日現在 (百万ポンド)
売却目的保有に分類された処分グループに含まれる資産		
現金および中央銀行預け金	204	2,930
他銀行からの取立中の項目	17	570
トレーディング・ポートフォリオ資産	-	3,084
公正価値で測定すると指定された金融資産	1,365	6,984
デリバティブ	-	1,992
金融投資	1,915	7,737
銀行に対する貸付金	172	1,666
顧客に対する貸付金	1,020	43,504
未収還付税金および繰延税金資産	2	149
前払金、未収収益およびその他の資産	8	696
関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資	11	87
のれんおよび無形資産	3	1,567
有形固定資産	41	954
退職給付資産	-	33
合計	4,758	71,953
IFRS 第 5 号に基づいて配分されない減損の残高	(439)	(499)
売却目的保有に分類された資産合計	4,319	71,454
売却目的保有に分類された処分グループに含まれる負債		
銀行預り金	18	2,149
他銀行への未決済項目	24	373
顧客預り金	2,477	42,431
レボ取引およびその他類似の担保付借入	-	597
トレーディング・ポートフォリオ負債	-	388
公正価値で測定すると指定された金融負債	3,013	7,325
デリバティブ	-	1,611
発行債券	-	7,997
劣後負債	-	934
未払金、繰延収益およびその他の負債	79	1,180
未払税金および繰延税金負債	-	162
引当金	14	103
退職給付債務	33	42
売却目的保有に分類された負債合計	5,658	65,292
売却目的保有に分類された(負債)／資産純額	(1,339)	6,162
BAGL に対する予定拠出金	-	866
拠出金控除後の処分グループ	(1,339)	7,028

財務書類に対する注記

2017年6月1日の株式売却の前に、BAGLは非継続事業としての開示要件を満たしていませんでした。したがって、当グループの損益計算書に非継続事業に係る税引後利益および非継続事業に係る非支配持分として表示されている業績は、損益計算書において以下の通り分析されます。以下の損益計算書、その他の包括利益計算書およびキャッシュフロー計算書は、2017年5月31日までの非継続事業としての5ヵ月間の業績を表し、比較数値は2016年6月30日に終了した6ヵ月間の業績を表しています。

	2017年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2016年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)
パークレイズ・アフリカ処分グループ損益計算書		
利息収入純額	1,024	982
手数料収入純額	522	479
トレーディング収益純額	149	130
投資収益純額	30	21
保険契約に基づく保険料収入純額	161	164
その他の収益	(16)	8
収益合計	1,870	1,784
保険契約に基づく保険金および給付金純額	(84)	(87)
保険金控除後の収益合計	1,786	1,697
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(177)	(244)
営業収益純額	1,609	1,453
人件費	(586)	(522)
一般管理費 ¹	(1,634)	(498)
営業費用	(2,220)	(1,020)
関連会社およびジョイント・ベンチャーの税引後損益に対する持分	5	2
税引前(損失)/利益	(606)	435
税金	(154)	(124)
税引後(損失)/利益	(760)	311
以下に帰属するもの:		
親会社の株主	(900)	156
非支配持分	140	155
税引後(損失)/利益²	(760)	311

1 10億9,000万ポンドの減損を含みます(2016年度上半期:ゼロポンド)。

2 非継続事業に係る損失合計は21億9,500万ポンドであり、売却損6,000万ポンドおよび剰余金に係るその他の包括損失の振替えによる13億7,500万ポンドの損失を含みます。

	2017年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2016年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)
非継続事業からのその他の包括利益計算書		
売却可能資産	(3)	1
為替換算再評価差額	(38)	534
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額	19	43
非継続事業からの税引後その他の包括(損失)/利益	(22)	578

	2017年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2016年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)
非継続事業からのキャッシュフロー		
営業活動からのキャッシュ純額	540	(507)
投資活動からのキャッシュ純額	(245)	459
財務活動からのキャッシュ純額	(165)	(108)
現金および現金同等物に係る為替レートの影響	(29)	527
現金および現金同等物の純増加	101	371

財務書類に対する注記

5. 税金

	資産		負債	
	2017年 6月30日 現在 (百万ポンド)	2016年 12月31日 現在 (百万ポンド)	2017年 6月30日 現在 (百万ポンド)	2016年 12月31日 現在 (百万ポンド)
当期および繰延税金資産および負債				
当期税金	411	561	(324)	(737)
繰延税金	4,490	4,869	(47)	(29)
合計	4,901	5,430	(371)	(766)

繰延税金資産 44 億 9,000 万ポンド(2016 年 12 月:48 億 6,900 万ポンド)には、米国で計上された金額に関連する 36 億 5,800 万ポンド(2016 年 12 月:39 億 7,300 万ポンド)を含みます。残りの 8 億 3,200 万ポンド(2016 年 12 月:8 億 9,600 万ポンド)の大半は英国で計上された金額に関連しています。繰延税金資産合計のうち、3 億 6,200 万ポンド(2016 年 12 月:5 億 300 万ポンド)は税務上の欠損金に関連し、41 億 2,800 万ポンド(2016 年 12 月:43 億 6,600 万ポンド)は一時差異に関連しています。

2017 年度上半期の税額は 7 億 7,800 万ポンド(2016 年度上半期:7 億 1,500 万ポンド)であり、これは 33.2%(2016 年度上半期:34.7%)の実効税率に相当します。実効税率が英国法定税率の 19.25%(2016 年:20%)を上回った主な理由としては、英国外の利益が英国を上回る現地の法定税率で課税されたこと、PPI 費用が控除対象外であること、銀行の英国内の利益に課される 8%の付加税、損金不算入の費用および控除対象外の税金が挙げられます。実効税率を上昇させることとなったこれらの各項目は、非課税所得の影響によって一部相殺されました。

6. 非支配持分

	非支配持分に帰属する 利益		非支配持分に帰属する 株主資本	
	2017年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2016年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2017年 6月30日 現在 (百万ポンド)	2016年 12月31日 現在 (百万ポンド)
パークレイズ・バンク・ピーエルシー発行:				
—優先株式	134	182	2,041	2,698
—上位 Tier 2 商品	2	2	272	272
パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド	140	155	-	3,507
その他の非支配持分	2	2	84	15
合計	278	341	2,397	6,492

2017 年 6 月 30 日現在の非支配持分に帰属する株主資本は、40 億 9,500 万ポンド減少し、23 億 9,700 万ポンドになりました。これは、パークレイズが BAGL の発行済株式資本 33.7%を売却したことにより、会計上 BAGL が当グループから非連結化されたことと、2017 年 3 月 15 日にパークレイズ・バンク・ピーエルシーの利率 7.1%の第 3 回非累積コーラブル優先株式 13 億 7,500 万ポンドを償還したことに起因しています。

財務書類に対する注記

7. 1株当たり利益	2017年	2016年
	6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)
親会社の普通株主に帰属する継続事業および非継続事業からの(損失)/利益	(1,211)	1,110
その他の株主に帰属する税引後利益に係る税額控除	82	58
親会社の普通株主に帰属する継続事業および非継続事業からの(損失)/利益合計	(1,129)	1,168
継続事業		
親会社の普通株主に帰属する継続事業からの利益	1,124	954
その他の株主に帰属する税引後利益に係る税額控除	82	58
親会社の株主に帰属する継続事業からの利益	1,206	1,012
非継続事業		
親会社の普通株主に帰属する非継続事業からの(損失)/利益	(2,335)	156
転換可能オプションの非継続事業からの希薄化効果	-	(2)
親会社の株主に帰属する非継続事業からの(損失)/利益(転換可能オプションの希薄化効果考慮後)	(2,335)	154
親会社の株主に帰属する継続事業および非継続事業からの(損失)/利益(転換可能オプションの希薄化効果考慮後)	(1,129)	1,168
	2017年	2016年
	6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)
基本的加重平均発行株式数	16,989	16,859
潜在的普通株式数	304	182
希薄化後加重平均株式数	17,293	17,041
	(ペンス)	(ペンス)
基本的1株当たり(損失)/利益 ¹	(6.6)	6.9
継続事業に係る基本的1株当たり利益	7.1	6.0
非継続事業に係る基本的1株当たり(損失)/利益	(13.7)	0.9
希薄化後1株当たり(損失)/利益	(6.5)	6.8
継続事業に係る希薄化後1株当たり利益	7.0	5.9
非継続事業に係る希薄化後1株当たり(損失)/利益	(13.5)	0.9

1 その他の株主に帰属する税引後利益3億100万ポンド(2016年度上半期:2億800万ポンド)には、剰余金に計上される税額控除8,200万ポンド(2016年度上半期:5,800万ポンド)が含まれています。1株当たり利益の計算にあたり、非支配持分帰属分とこの純額2億1,900万ポンド(2016年度上半期:1億5,000万ポンド)が税引後利益から控除されています。

財務書類に対する注記

8. 普通株式配当金

パークレイズの方針は、半年毎に配当金の宣言および支払を実施することです。普通株式 1 株当たり 1.0 ペンス(2016 年度上半期: 1.0 ペンス)の 2017 年度期中配当金は、2017 年 8 月 11 日現在の株主名簿に登録された株主に対して、2017 年 9 月 18 日に支払われる予定です。

	2017 年 6 月 30 日に 終了した半期		2016 年 6 月 30 日に 終了した半期	
	1 株当たり (ペンス)	合計 (百万ポンド)	1 株当たり (ペンス)	合計 (百万ポンド)
期中の配当金支払額				
最終配当金	2.0	339	3.5	588

米国およびカナダの居住者である米国預託証券(ADR)の適格保有者の場合、普通株式 1 株当たり 1.0 ペンスの中間配当は 1ADS 当たり 4.0 ペンスになります(ADS1 株は 4 株です)。ADR の預託機関は当該中間配当を、2017 年 8 月 11 日の営業終了時点で登録されている ADR 保有者に対して、2017 年 9 月 18 日に支払う予定です。

9. 金融投資

	2017 年 6 月 30 日 現在 (百万ポンド)	2016 年 12 月 31 日 現在 (百万ポンド)
売却可能債券およびその他の適格債券	55,082	57,703
売却可能持分証券	1,547	438
満期保有債券	5,142	5,176
金融投資	61,771	63,317

財務書類に対する注記

10. デリバティブ

	想定元本 (百万ポンド)	公正価値	
		資産 (百万ポンド)	負債 (百万ポンド)
2017年6月30日現在			
為替デリバティブ	4,619,552	61,638	(61,512)
金利デリバティブ	32,817,795	167,317	(159,504)
クレジット・デリバティブ	889,924	15,338	(14,452)
エクイティ・デリバティブおよびコモディティ・デリバティブ	883,443	15,125	(24,280)
トレーディング目的で保有するデリバティブ資産／(負債)	39,210,714	259,418	(259,748)
ヘッジ会計の要件を満たす関係にあるデリバティブ			
キャッシュフロー・ヘッジとして指定されているデリバティブ	172,316	195	(35)
公正価値ヘッジとして指定されているデリバティブ	111,170	198	(963)
純投資ヘッジとして指定されているデリバティブ	3,227	40	(19)
ヘッジ関係の指定を受けているデリバティブ資産／(負債)	286,713	433	(1,017)
認識されたデリバティブ資産／(負債)合計	39,497,427	259,851	(260,765)
2016年12月31日現在			
為替デリバティブ	4,229,796	79,260	(78,248)
金利デリバティブ	30,011,026	228,133	(219,298)
クレジット・デリバティブ	947,800	16,273	(15,085)
エクイティ・デリバティブおよびコモディティ・デリバティブ	997,198	21,958	(27,015)
トレーディング目的で保有するデリバティブ資産／(負債)	36,185,820	345,624	(339,646)
ヘッジ会計の要件を満たす関係にあるデリバティブ			
キャッシュフロー・ヘッジとして指定されているデリバティブ	188,863	669	(33)
公正価値ヘッジとして指定されているデリバティブ	141,575	301	(744)
純投資ヘッジとして指定されているデリバティブ	6,086	32	(64)
ヘッジ関係の指定を受けているデリバティブ資産／(負債)	336,524	1,002	(841)
認識されたデリバティブ資産／(負債)合計	36,522,344	346,626	(340,487)

デリバティブ資産は 870 億ポンド減少して 2,600 億ポンドになりました。この減少は主に、CME の日時決済への規制変更の適用、ノンコアのデリバティブ・バック・ブックの継続的な圧縮および主要金利フォワード・カーブの上昇を反映した金利デリバティブ、ならびに報告日現在における英ポンドに対する米ドルの下落による為替デリバティブによるものです。

IFRS に基づいて計上されたデリバティブ資産に対する相殺額は、相殺された現金担保 10 億ポンドを含む 130 億ポンド(2016 年 12 月:相殺された現金担保 10 億ポンドを含む 120 億ポンド)、負債に対する相殺額は 120 億ポンド(2016 年 12 月:110 億ポンド)で相殺された現金担保はありませんでした。同一のカウンターパーティに対する資産と負債、または当グループが保有する現金担保 340 億ポンド(2016 年 12 月:420 億ポンド)に対する純額決済が認められたとした場合、デリバティブ資産のエクスポージャーは、IFRS に基づく報告額より 2,380 億ポンド(2016 年 12 月:3,150 億ポンド)低かったと考えられます。同様に、デリバティブ負債は、カウンターパーティごとのネットインギングおよび差入現金担保 340 億ポンド(2016 年 12 月:440 億ポンド)を反映した場合、2,380 億ポンド(2016 年 12 月:3,170 億ポンド)低かったと考えられます。さらに、現金以外の担保 60 億ポンド(2016 年 12 月:80 億ポンド)がデリバティブ資産に対して保有されており、20 億ポンド(2016 年 12 月:40 億ポンド)がデリバティブ負債に対して差し入れられています。担保の金額は、担保差し入れの過剰分を含まないようにするために、貸借対照表上のエクスポージャー純額に限定されています。

340 億ポンドの保有現金担保のうち、220 億ポンド(2016 年 12 月:270 億ポンド)は銀行預り金に含まれ、120 億ポンド(2016 年 12 月:150 億ポンド)は顧客預り金に含まれています。340 億ポンドの差入現金担保のうち、150 億ポンド(2016 年 12 月:180 億ポンド)は銀行に対する貸付金に含まれ、190 億ポンド(2016 年 12 月:260 億ポンド)は顧客に対する貸付金に含まれています。

財務書類に対する注記

11. 金融商品の公正価値

このセクションは、適用された会計方針、公正価値の算定に用いられた評価方法、評価の監視を管理する評価統制の枠組みに関する詳細が記載されている、2016年度年次報告書の注記18「金融商品の公正価値」とあわせて読むべきです。適用された会計方針または用いられた評価方法に変更はありませんでした。

評価

以下の表は、当グループの公正価値で保有する資産および負債を評価技法(公正価値ヒエラルキー)および貸借対照表上の分類別に表示したものです。

	評価技法に使用			合計 (百万ポンド)
	取引相場価格 (レベル1) (百万ポンド)	観察可能 インプット (レベル2) (百万ポンド)	重要な 観察不能 インプット (レベル3) (百万ポンド)	
2017年6月30日現在				
トレーディング・ポートフォリオ資産	45,457	42,996	2,245	90,698
公正価値で測定すると指定された金融資産	5,641	92,495	9,061	107,197
デリバティブ金融資産	3,850	248,129	7,872	259,851
売却可能投資	25,324	30,957	348	56,629
投資不動産	-	-	141	141
売却目的保有に分類された処分グループに含まれる資産 ¹	-	-	4,319	4,319
資産合計	80,272	414,577	23,986	518,835
トレーディング・ポートフォリオ負債	(25,352)	(15,108)	(10)	(40,470)
公正価値で測定すると指定された金融負債	(67)	(124,598)	(683)	(125,348)
デリバティブ金融負債	(3,270)	(250,621)	(6,874)	(260,765)
売却目的保有に分類された処分グループに含まれる負債 ¹	-	-	(5,658)	(5,658)
負債合計	(28,689)	(390,327)	(13,225)	(432,241)
2016年12月31日現在				
トレーディング・ポートフォリオ資産	41,550	36,625	2,065	80,240
公正価値で測定すると指定された金融資産	4,031	64,630	9,947	78,608
デリバティブ金融資産	5,261	332,819	8,546	346,626
売却可能投資	21,218	36,551	372	58,141
投資不動産	-	-	81	81
売却目的保有に分類された処分グループに含まれる資産 ¹	6,754	8,511	6,009	21,274
資産合計	78,814	479,136	27,020	584,970
トレーディング・ポートフォリオ負債	(20,205)	(14,475)	(7)	(34,687)
公正価値で測定すると指定された金融負債	(70)	(95,121)	(840)	(96,031)
デリバティブ金融負債	(5,051)	(328,265)	(7,171)	(340,487)
売却目的保有に分類された処分グループに含まれる負債 ¹	(397)	(5,224)	(6,201)	(11,822)
負債合計	(25,723)	(443,085)	(14,219)	(483,027)

¹ 売却費用控除後の公正価値で測定される売却目的保有の処分グループは、上記の公正価値の表に含まれています。帳簿価額で測定される処分グループについては、公正価値で測定される基礎となる金融資産および負債が英語原文の83ページから90ページの公正価値の開示に、償却原価で測定される項目が英語原文の91ページに含まれています。

財務書類に対する注記

以下の表は、当グループの公正価値で保有する資産および負債を評価技法(公正価値ヒエラルキー)および商品タイプ別に表示したものです。

	資産 評価技法に使用			負債 評価技法に使用		
	取引相場価格 (レベル 1) (百万ポンド)	観察可能 インプット (レベル 2) (百万ポンド)	重要な 観察不能 インプット (レベル 3) (百万ポンド)	取引相場価格 (レベル 1) (百万ポンド)	観察可能 インプット (レベル 2) (百万ポンド)	重要な 観察不能 インプット (レベル 3) (百万ポンド)
2017年6月30日現在						
金利デリバティブ	-	162,322	5,389	-	(156,153)	(4,349)
為替デリバティブ	-	61,556	122	-	(61,424)	(107)
クレジット・デリバティブ	-	14,041	1,297	-	(14,175)	(277)
エクイティ・デリバティブ	3,133	7,859	1,059	(2,568)	(16,179)	(2,141)
コモディティ・デリバティブ	717	2,351	5	(702)	(2,690)	-
政府および政府保証債	35,575	50,426	40	(13,822)	(10,411)	-
社債	-	10,759	963	(14)	(1,169)	(10)
譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパー およびその他の短期金融商品	-	1,517	-	-	(6,439)	(257)
リバース・レポ取引およびレポ取引	-	88,273	-	-	(82,581)	-
非アセット・バック・ローン	-	6,116	7,392	-	-	-
アセット・バック証券	-	2,098	486	-	(348)	-
商業不動産ローン	-	-	1,127	-	-	-
発行債券	-	-	-	-	(37,764)	(227)
エクイティ現物商品	40,770	6,266	130	(11,516)	(681)	-
ファンドおよびファンドリンク型商品	-	615	202	-	(113)	(9)
プライベート・エクイティ投資	10	-	796	-	(17)	(15)
売却目的保有資産および負債	-	-	4,319	-	-	(5,658)
その他 ¹	67	378	659	(67)	(183)	(175)
合計	80,272	414,577	23,986	(28,689)	(390,327)	(13,225)

2016年12月31日現在

金利デリバティブ	-	222,892	5,759	-	(215,213)	(4,860)
為替デリバティブ	-	79,612	132	-	(78,263)	(51)
クレジット・デリバティブ	-	14,662	1,611	-	(14,844)	(241)
エクイティ・デリバティブ	4,210	11,842	1,037	(4,058)	(15,808)	(2,007)
コモディティ・デリバティブ	1,052	3,809	8	(991)	(4,138)	(13)
政府および政府保証債	31,203	49,834	3	(12,761)	(11,454)	-
社債	46	11,921	969	(27)	(1,907)	(5)
譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパー およびその他の短期金融商品	-	994	-	-	(6,936)	(319)
リバース・レポ取引およびレポ取引	-	63,162	-	-	(55,710)	-
非アセット・バック・ローン	-	2,888	8,767	-	-	-
アセット・バック証券	-	1,956	515	-	(256)	-
商業不動産ローン	-	-	442	-	-	-
発行債券	-	-	-	-	(31,973)	(298)
エクイティ現物商品	35,399	6,478	150	(7,416)	(934)	(2)
ファンドおよびファンドリンク型商品	53	137	273	-	(170)	(37)
プライベート・エクイティ投資	23	110	856	-	(18)	(12)
売却目的保有資産および負債	6,754	8,511	6,009	(397)	(5,224)	(6,201)
その他 ¹	74	328	489	(73)	(237)	(173)
合計	78,814	479,136	27,020	(25,723)	(443,085)	(14,219)

¹ その他には、アセット・バック・ローン、投資不動産およびコモディティ現物が含まれています。

財務書類に対する注記

レベル 1 とレベル 2 の間での資産および負債の組替え

レベル 1 とレベル 2 の間での重要な振替はありませんでした(2016 年 12 月: 政府債の資産 23 億 4,000 万ポンドがレベル 2 からレベル 1 へ振替えられました)。

レベル 3 の変動分析

以下の表は、当期におけるレベル 3 の残高の変動を要約したものです。この表は利益および損失を示しており、当期においてレベル 3 へ、またレベル 3 から振替られた、すべての公正価値で保有する資産および負債の金額を含んでいます。振替は当年度期首に実施したものと反映しています。

売却目的保有に分類された処分グループに含まれる資産および負債は、一時的に公正価値で測定されるためここには含まれていません。

レベル 2 とレベル 3 の間の資産および負債の移動は、主に i) インプットに関連する観察可能な市場取引の増加または減少、あるいは ii) 観察不能なインプットの重要性の変化に起因しており、観察不能なインプットが重要とみなされる場合、当該資産および負債はレベル 3 に分類されます。

当期において、17 億ポンドの非アセット・バック・ローンの認識が中止されました。これは、ESHLA 貸付金の一部に係る条件の大幅な修正によるものです。この新たに条件変更された貸付金は償却原価ベースで測定されています。

財務書類に対する注記

レベル3の変動分析

	2017年 1月1日 現在 (百万 ポンド)	購入 (百万 ポンド)	売却 (百万 ポンド)	発行 (百万 ポンド)	決済 (百万 ポンド)	損益計算書に 認識された当期 利益および損失合計		その他の包 括利益に認 識された利 益または 損失合計 (百万 ポンド)	振替		2017年 6月30日 現在 (百万 ポンド)
						トレー ディング 収益 (百万 ポンド)	その他の 収益 (百万 ポンド)		レベル3 へ (百万 ポンド)	レベル3 から (百万 ポンド)	
政府および政府保証債	3	37	-	-	-	-	-	-	-	-	40
社債	969	56	(71)	-	(2)	14	-	-	27	(30)	963
非アセット・バック・ローン	151	369	(87)	-	(21)	(2)	-	-	-	(7)	403
アセット・バック証券	515	46	(69)	-	(9)	3	-	-	-	-	486
ファンドおよびファンドリンク型 商品	273	-	(28)	-	(24)	(8)	-	-	11	(22)	202
エクイティ現物商品	77	32	(7)	-	-	(13)	-	-	2	-	91
その他	77	2	(12)	-	-	1	-	-	-	(8)	60
トレーディング・ポートフォリオ 資産	2,065	542	(274)	-	(56)	(5)	-	-	40	(67)	2,245
非アセット・バック・ローン	8,616	-	-	-	(1,706)	79	-	-	-	-	6,989
商業不動産ローン	442	1,905	(1,215)	-	(29)	34	(10)	-	-	-	1,127
プライベート・エクイティ投資	562	31	(106)	-	-	(3)	36	-	28	(58)	490
その他	327	108	(50)	-	(30)	(10)	110	-	-	-	455
公正価値で測定すると 指定された金融資産	9,947	2,044	(1,371)	-	(1,765)	100	136	-	28	(58)	9,061
プライベート・エクイティ投資	294	-	(45)	-	-	-	(2)	23	34	-	304
エクイティ現物商品	73	-	-	-	-	-	2	1	6	(42)	40
その他	5	-	(1)	-	(1)	-	-	1	-	-	4
売却可能投資	372	-	(46)	-	(1)	-	-	25	40	(42)	348
投資不動産	81	62	-	-	-	-	(2)	-	-	-	141
社債	(7)	-	(4)	-	1	-	-	-	-	-	(10)
トレーディング・ポートフォリオ 負債	(7)	-	(4)	-	1	-	-	-	-	-	(10)
譲渡性預金証書、 コマースナル・ペーパーおよ びその他の短期金融商品	(319)	-	-	-	-	-	1	-	(31)	92	(257)
発行債券	(298)	-	-	-	71	-	-	-	-	-	(227)
その他	(223)	-	-	-	27	-	(3)	-	-	-	(199)
公正価値で測定すると 指定された金融負債	(840)	-	-	-	98	-	(2)	-	(31)	92	(683)
金利デリバティブ	899	27	12	-	15	(130)	-	-	419	(202)	1,040
為替デリバティブ	81	-	-	-	(16)	2	5	-	(3)	(54)	15
クレジット・デリバティブ	1,370	-	3	-	(19)	(263)	-	-	(71)	-	1,020
エクイティ・デリバティブ	(970)	67	(222)	-	11	78	-	-	(45)	(1)	(1,082)
コモディティ・デリバティブ	(5)	-	-	-	-	3	-	-	-	7	5
デリバティブ純額¹	1,375	94	(207)	-	(9)	(310)	5	-	300	(250)	998
売却目的保有資産および負 債	574	-	(574)	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	13,567	2,742	(2,476)	-	(1,732)	(215)	137	25	377	(325)	12,100
一時的に公正価値で測定さ れる売却目的保有負債純額											(1,339)
合計											10,761

1 デリバティブは純額ベースで表示されています。総額ベースのデリバティブ金融資産は78億7,200万ポンド(2016年度上半期:67億7,100万ポンド)であり、同デリバティブ金融負債は68億7,400万ポンド(2016年度上半期:63億600万ポンド)でした。

財務書類に対する注記

レベル3の変動分析

	2016年 1月1日 現在 (百万 ポンド)	購入 (百万 ポンド)	売却 (百万 ポンド)	発行 (百万 ポンド)	決済 (百万 ポンド)	損益計算書に 認識された当期 利益および損失合計		その他の包 括利益に認 識された利 益または 損失合計 (百万 ポンド)	振替		2016年 6月30日 現在 (百万 ポンド)
						トレー ディング 収益 (百万 ポンド)	その他 の収益 (百万 ポンド)		レベル3 へ (百万 ポンド)	レベル3 から (百万 ポンド)	
政府および政府保証債	320	-	(34)	-	-	(1)	-	-	-	-	285
社債	2,843	66	(20)	-	(65)	367	-	-	18	(11)	3,198
非アセット・バック・ローン	507	116	(275)	-	-	(29)	-	-	18	(3)	334
アセット・バック証券	743	56	(230)	-	(12)	71	-	-	43	-	671
ファンドおよびファンドリンク型商品	340	-	(47)	-	(286)	296	-	-	-	(13)	290
エクイティ現物商品	121	3	(2)	-	-	(1)	-	-	1	(32)	90
その他	34	4	(20)	-	(68)	11	-	-	-	(7)	(46)
トレーディング・ポートフォリオ資産	4,908	245	(628)	-	(431)	714	-	-	80	(66)	4,822
非アセット・バック・ローン	15,963	-	(4)	-	(8,111)	1,695	-	-	82	-	9,625
商業不動産ローン	543	785	(773)	-	(10)	45	-	-	-	-	590
プライベート・エクイティ投資	457	21	(49)	-	(1)	5	85	-	4	-	522
エクイティ現物商品	26	-	(26)	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	308	24	(178)	-	(22)	2	110	-	70	(38)	276
公正価値で測定すると 指定された金融資産	17,297	830	(1,030)	-	(8,144)	1,747	195	-	156	(38)	11,013
プライベート・エクイティ投資	877	11	(514)	-	(9)	-	3	37	4	(5)	404
エクイティ現物商品	24	-	(14)	-	-	-	3	3	-	(1)	15
その他	20	7	-	-	(14)	-	-	1	26	(1)	39
売却可能投資	921	18	(528)	-	(23)	-	6	41	30	(7)	458
投資不動産	82	-	-	-	-	-	4	-	-	-	86
トレーディング・ポートフォリオ負債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパーおよびその他の短期金融商品	(272)	-	-	(128)	114	-	(19)	-	(29)	62	(272)
発行債券	(538)	-	-	(27)	203	8	-	-	-	-	(354)
その他	(244)	-	-	(110)	113	(26)	(2)	-	(61)	38	(292)
公正価値で測定すると 指定された金融負債	(1,054)	-	-	(265)	430	(18)	(21)	-	(90)	100	(918)
金利デリバティブ	418	(36)	(22)	-	(179)	(77)	-	-	(187)	(26)	(109)
為替デリバティブ	(104)	-	-	-	(41)	11	-	-	20	75	(39)
クレジット・デリバティブ	1,685	10	(4)	-	(12)	264	-	-	(3)	-	1,940
エクイティ・デリバティブ	(857)	61	-	(82)	53	(131)	-	-	(50)	26	(980)
コモディティ・デリバティブ	(506)	5	-	-	48	61	-	-	25	20	(347)
デリバティブ純額¹	636	40	(26)	(82)	(131)	128	-	-	(195)	95	465
売却目的保有資産および負債	424	12	-	248	(52)	-	(1)	-	-	-	631
合計	23,214	1,145	(2,212)	(99)	(8,351)	2,571	183	41	(19)	84	16,557
一時的に公正価値で測定される 売却目的保有負債純額											(1,732)
合計											14,825

1 デリバティブは純額ベースで表示されています。総額ベースのデリバティブ金融資産は78億7,200万ポンド(2016年度上半期:67億7,100万ポンド)であり、同デリバティブ金融負債は68億7,400万ポンド(2016年度上半期:63億600万ポンド)でした。

財務書類に対する注記

レベル 3 の金融資産および金融負債に係る未実現利益および損失

以下の表は、期末現在で保有されるレベル 3 の金融資産および負債から生じ、当年度において認識された未実現利益および損失を開示しています。

	2017 年 6 月 30 日に終了した半期				2016 年 6 月 30 日に終了した半期			
	損益計算書				損益計算書			
	トレーディング グ収益 (百万 ポンド)	その他の 収益 (百万 ポンド)	その他の 包括利益 (百万 ポンド)	合計 (百万 ポンド)	トレーディング グ収益 (百万 ポンド)	その他の 収益 (百万 ポンド)	その他の 包括利益 (百万 ポンド)	合計 (百万 ポンド)
トレーディング・ポートフォリオ資産	(25)	-	-	(25)	400	-	-	400
公正価値で測定すると指定された金融資産	73	102	-	175	764	166	-	930
売却可能投資	-	-	25	25	-	33	41	74
投資不動産	-	-	-	-	-	3	-	3
公正価値で測定すると指定された金融負債	45	(2)	-	43	(24)	(17)	-	(41)
デリバティブ純額	(305)	-	-	(305)	110	-	-	110
売却目的保有資産および負債	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	(212)	100	25	(87)	1,250	185	41	1,476

評価技法および感応度分析

感応度分析は、合理的に可能な様々な代替評価を行うために、重要な観察不能インプットを用いる(レベル 3)商品に対して実施されます。適用される感応度分析の手法では、使用した評価技法の性質、また、観察可能な比較対象および過去のデータの入手可能性および信頼性ならびに代替モデルの使用による影響を考慮しています。

当年度の評価および感応度の手法は、2016 年度年次報告書の注記 18「金融商品の公正価値」に記載の手法と一致しています。

財務書類に対する注記

観察不能インプットを用いた評価の感応度分析

	公正価値		有利な変動		不利な変動	
	資産合計 (百万ポンド)	負債合計 (百万ポンド)	損益計算書 (百万ポンド)	株主資本 (百万ポンド)	損益計算書 (百万ポンド)	株主資本 (百万ポンド)
2017年6月30日現在						
金利デリバティブ	5,389	(4,349)	127	-	(152)	-
為替デリバティブ	122	(107)	9	-	(9)	-
クレジット・デリバティブ	1,297	(277)	128	-	(117)	-
エクイティ・デリバティブ	1,059	(2,141)	160	-	(160)	-
コモディティ・デリバティブ	5	-	5	-	(3)	-
政府および政府保証債	40	-	-	-	-	-
社債	963	(10)	4	-	(4)	-
譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパー およびその他の短期金融商品	-	(257)	-	-	-	-
非アセット・バック・ローン	7,392	-	254	-	(570)	-
アセット・バック証券	486	-	1	-	(1)	-
商業不動産ローン	1,127	-	1	-	(1)	-
発行債券	-	(227)	-	-	-	-
エクイティ現物商品	130	-	11	23	(10)	(23)
ファンドおよびファンドリンク型商品	202	(9)	5	-	(5)	-
プライベート・エクイティ投資	796	(15)	90	20	(90)	(20)
売却目的保有資産および負債	4,319	(5,658)	-	-	-	-
その他 ¹	659	(175)	1	-	-	-
合計	23,986	(13,225)	796	43	(1,122)	(43)
2016年12月31日現在						
金利デリバティブ	5,759	(4,860)	209	-	(249)	-
為替デリバティブ	132	(51)	15	-	(15)	-
クレジット・デリバティブ	1,611	(241)	127	-	(133)	-
エクイティ・デリバティブ	1,037	(2,007)	163	-	(164)	-
コモディティ・デリバティブ	8	(13)	5	-	(5)	-
政府および政府保証債	3	-	-	-	-	-
社債	969	(5)	7	-	(2)	-
譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパー およびその他の短期金融商品	-	(319)	-	-	(1)	-
非アセット・バック・ローン	8,767	-	462	-	(597)	-
アセット・バック証券	515	-	1	-	(1)	-
商業不動産ローン	442	-	2	-	(2)	-
発行債券	-	(298)	-	-	-	-
エクイティ現物商品	150	(2)	12	26	(11)	(26)
ファンドおよびファンドリンク型商品	273	(37)	6	-	(6)	-
プライベート・エクイティ投資	856	(12)	104	18	(104)	(21)
売却目的保有資産および負債	699	(125)	3	-	(3)	-
その他 ¹	489	(173)	147	-	(105)	-
合計	21,710	(8,143)	1,263	44	(1,398)	(47)

¹ その他には、アセット・バック・ローンならびに投資不動産が含まれています。

観察不能インプットに合理的に可能な様々な代替評価でストレスをかけ、代替モデルの使用による影響を考慮した結果、公正価値は最大 8 億ポンド(2016年12月:13億ポンド)増加する、または最大 12 億ポンド(2016年12月:14億ポンド)減少すると考えられます。潜在的な影響のほぼすべては剰余金ではなく損益に対するものです。

重要な観察不能インプット

公正価値で認識され、レベル 3 に分類される資産および負債についての評価技法および重要な観察不能インプットは、2016 年度年次報告書の注記 18「金融商品の公正価値」と一致しています。2016 年度年次報告書の注記 18「金融商品の公正価値」には、重要な観察不能インプット、ならびに重要な観察不能インプットの増加に対する、レベル 3 の資産または負債に分類される金

財務書類に対する注記

融商品の公正価値測定の感応度についても記載されています。売却目的保有に分類された処分グループに含まれる資産および負債は、一時的に公正価値で測定されるため含まれていません。

公正価値調整

主要な貸借対照表上の評価調整は以下の通りです。

	2017年 6月30日現在 (百万ポンド)	2016年 12月31日現在 (百万ポンド)
市場のビッド・オファー・スプレッドに起因する出口価格調整	(409)	(475)
担保が付されていないデリバティブによる資金調達	(47)	(82)
デリバティブ信用評価調整	(121)	(237)
デリバティブの信用評価調整(DVA)	131	242

- 出口価格調整は、主に市場のビッド・オファー・スプレッドが縮小したことにより、6,600万ポンド減少して4億900万ポンドになりました。
- 担保が付されていないデリバティブによる資金調達は、調達スプレッドの縮小およびデリバティブ・エクスポージャー解消の結果、3,500万ポンド減少して4,700万ポンドになりました。
- 信用評価調整(CVA)は、信用スプレッドの縮小およびデリバティブ・エクスポージャー解消の結果、1億1,600万ポンド減少して1億2,100万ポンドになりました。
- 信用評価調整(DVA)は、信用スプレッドが縮小した結果、1億1,100万ポンド減少して、1億3,100万ポンドになりました。

ポートフォリオの適用除外

当グループは、金融資産および金融負債グループの公正価値の測定に、IFRS第13号「公正価値測定」のポートフォリオの適用除外を利用しています。金融商品は、現在の市況において、貸借対照表日現在の市場参加者の秩序ある取引において、特定のリスク・エクスポージャーについての正味ロング・ポジション(すなわち資産)の売却、または特定のリスク・エクスポージャーについての正味ショート・ポジション(すなわち負債)の移転に対して受取ると考えられる価格を用いて測定されます。このため当グループは、市場参加者が測定日現在の正味リスク・エクスポージャーの価格を決定する方法と整合した方法で、金融資産および金融負債グループの公正価値を測定しています。

観察不能インプットを用いた評価モデルの使用の結果生じる未認識利益

取引価格(当初認識時の公正価値)と、当初認識時に観察不能なインプットを用いる評価モデルが使用された場合に発生していたと考えられる金額との差額に関して収益にまだ認識されていない金額から、その後認識された金額を控除した額は1億2,000万ポンド(2016年:1億7,900万ポンド)でした。追加額は1,400万ポンド(2016年:2,900万ポンド)、償却および戻入額は7,300万ポンド(2016年:3,700万ポンド)でした。

第三者による信用補完

パークレイズ・グループが発行したストラクチャードおよびブローカード譲渡性預金証書は、預金者1人当たり250,000米ドルを上限に、米国の連邦預金保険公社(FDIC)による保険が掛けられています。FDICはパークレイズおよびその他の銀行が支払う預金保険の保険料から資金を得ています。IAS第39号「公正価値オプション」に基づき公正価値で測定すると指定されたこれらの発行済譲渡性預金の帳簿価額には、この第三者による信用補完が含まれています。これらのブローカード譲渡性預金証書の貸借対照表上の価額は、32億300万ポンド(2016年12月:39億500万ポンド)でした。

財務書類に対する注記

公正価値で保有されない資産および負債の帳簿価額と公正価値の比較

償却原価で測定される金融資産および負債の公正価値の計算に用いた評価技法は、2016年度年次報告書の開示と一致しています。

以下の表は、当グループの貸借対照表において償却原価で測定される金融資産および金融負債の公正価値をまとめたものです。

	2017年6月30日現在		2016年12月31日現在	
	帳簿価額 (百万ポンド)	公正価値 (百万ポンド)	帳簿価額 (百万ポンド)	公正価値 (百万ポンド)
金融資産				
満期保有	5,142	5,228	5,176	5,347
銀行に対する貸付金	37,108	37,101	43,251	43,228
顧客に対する貸付金:				
－住宅ローン	144,706	142,212	144,765	141,155
－クレジットカード債権、無担保貸付およびその他のリテール貸付	55,423	55,347	57,808	57,699
－ファイナンス・リース債権	1,554	1,554	1,602	1,598
－コーポレート・ローン	188,321	187,261	188,609	186,715
リバース・レボ取引およびその他類似の担保付貸付	17,209	17,209	13,454	13,454
売却目的保有に分類された処分グループに含まれる資産 ¹	-	-	43,593	44,838
金融負債				
銀行預り金	(48,887)	(48,887)	(48,214)	(48,212)
顧客預り金:				
－当座預金および要求払預金	(140,614)	(140,614)	(138,204)	(138,197)
－貯蓄預金	(133,219)	(133,223)	(133,344)	(133,370)
－その他の定期預金	(163,029)	(163,029)	(151,630)	(151,632)
発行債券	(76,664)	(78,289)	(75,932)	(76,971)
レボ取引およびその他類似の担保付借入	(38,578)	(38,578)	(19,760)	(19,760)
劣後負債	(23,879)	(25,419)	(23,383)	(24,547)
売却目的保有に分類された処分グループに含まれる負債 ¹	-	-	(51,775)	(51,788)

¹ 売却費用控除後の公正価値で測定される売却目的保有の処分グループは、上記の公正価値の表に含まれています。帳簿価額で測定される処分グループについては、公正価値で測定される基礎となる金融資産および負債が英語原文の83ページから90ページの公正価値の開示に、償却原価で測定される項目が英語原文の91ページに含まれています。

12. 劣後負債

	2017年6月 30日現在 (百万ポンド)	2016年12月 31日現在 (百万ポンド)
1月1日現在残高	23,383	21,467
発行	1,547	1,457
償還	(140)	(1,142)
その他	(911)	1,601
期末現在の期限付および無期限劣後負債合計	23,879	23,383

劣後負債は2%増加して23億7,900万ポンド(2016年12月:23億8,300万ポンド)になりました。4.836%固定利付劣後債15億4,700万ポンドが発行されました。総額1億4,000万ポンドの償還には、6.375%無期限劣後債1億3,300万ポンドが含まれています。その他の増減の大部分は、英ポンドの価値が米ドルおよび日本円に対して上昇したことに伴う9億1,100万ポンドの減少によるものです。

財務書類に対する注記

13. 引当金

	2017年 6月30日現在 (百万ポンド)	2016年 12月31日現在 (百万ポンド)
英国顧客への補償		
支払保障保険(PPI)に係る補償	2,109	1,979
その他顧客に対する補償	543	712
法律、競争および当局関連	351	455
人員削減および事業再編	154	206
未実行のコミットド・ファシリティおよび提供された保証	66	67
有償契約	279	385
その他引当金	428	330
合計	3,930	4,134

支払保障保険(PPI)に係る補償

2017年6月30日現在、パークレイズは支払保障保険(PPI)に係る補償費用および関連する請求処理費用に対して累計総額91億ポンド(2016年12月: 84億ポンド)を引当金として認識していました。このうち70億ポンド(2016年12月: 65億ポンド)が取り崩され、引当金の残高は21億ポンド(2016年12月: 20億ポンド)となっています。

2017年6月30日までに、顧客が開始した200万件(2016年12月: 180万件)の請求¹が受理され、処理されています。2017年度上半期に受理された請求件数は2016年度下半期より32%²増加(2016年度上半期より15%の増加)しました。

現在の引当金は主に顧客が開始した請求および進行中の是正プログラムに関連するPPIに係る補償費用の見積りを反映しています。また、これには以前に売却したポートフォリオから発生し、第三者が管理している負債で、パークレイズが引き続き責任を負うものも含まれています。

主に予想される将来の請求件数の増加に関連するPPI補償費用の見積りの更新を反映して、追加費用7億ポンドが認識されました。

2017年6月30日現在、21億ポンドの引当金は、想定されるPPI補償についてのパークレイズの最良の見積りを表しているものです。しかしながら、最終的な結果は現在の見積りと異なる可能性があります。当社は請求の進行中の水準について引当金水準の適切性を引き続き見直していきます。金融行為監督機構(FCA)のマーケティング・キャンペーンは2017年8月29日に開始し、2019年8月のFCAの請求最終期限までの期間を対象としています。パークレイズの引当金に対するマーケティング・キャンペーンの影響は不確実ですが、パークレイズの引当金の見積りではこの影響が考慮されています。

PPI引当金は、経営者の重大な判断とモデリングを継続的に伴う多くの重要な仮定を用いて算出されています。

- 顧客が開始した請求件数 - 受理されたものの未処理の請求に加え、今後顧客が開始する請求の見積りで、後者は2019年8月以降はなくなると予想されています
- 平均請求補償額 - 承認された請求に関して顧客に支払われる保険契約のタイプおよび年限に基づく予想平均支払額
- 請求1件当たりの処理費用 - 正当な請求1件を評価および処理するためにパークレイズに発生する費用

これらの仮定は、特に請求管理会社(CMC)の活動から生じる苦情を含む将来の請求水準に係る不確実性のため、引き続き主観的なものです。

現在の引当金は、2017年上半期末に入手可能な情報に基づくPPI補償額のすべての将来的に予想される費用に関するパークレイズの修正された最良の見積りを表しています。

下表は、2017年6月30日までの実績データ、引当金算出に使用した主要な予測の仮定および感応度分析を詳述し、将来の予想についての仮定が高すぎるまたは低すぎると判明した場合の引当金への影響を説明しています。

仮定	2017年		感応度分析引当金の 増加/減少
	6月30日までの累計実績	将来の予想	
顧客が開始した請求の受理および処理件数 ¹	200万件	74万件	5万件=10,500万ポンド
請求1件当たりの平均承認率 ³	87%	87%	1%=1,700万ポンド
有効請求1件当たりの平均補償額 ⁴	2,268ポンド	1,932ポンド	100ポンド=7,700万ポンド
請求1件当たりの処理費用 ⁵	386ポンド	283ポンド	10ポンド=700万ポンド

1 これまでにパークレイズが直接受理した請求件数の合計で、CMC経由で受理したものを含まれていますが、PPI保険証書が存在しないものと積極的な通知郵送への回答を含めていません。

2 受理された総件数で、PPIでないものも含んでいます。

3 請求1件当たりの平均承認率はパークレイズが直接受理した顧客が開始した請求および積極的な通知郵送への回答を対象としており、PPI保険証書が存在しない場合は含めていません。

4 平均補償額はパークレイズが直接受理した顧客が開始した請求および積極的な通知郵送への回答に関する保険契約1件当たりベースで表示されています。

5 請求1件当たりの処理費用は受理され、処理された顧客が開始した請求に基づいています。

財務書類に対する注記

14. 退職給付

2017年6月30日現在、当グループのIAS第19号に基づく全制度にわたる年金積立超過額は4億ポンドとなりました(2016年12月:4億ポンドの積立不足)。当グループの主要な制度である英国退職基金(UKRF)の積立超過額は、7億ポンドとなりました(2016年12月:2,700万ポンドの積立不足)。市況の変化の傾向がはっきりしなかったため、UKRFの変動は、過去6ヵ月間における積立不足解消のための拠出金の支払いによるものです。

3年ごとの評価

3年ごとに評価を行う英国退職基金(UKRF)の2016年9月30日を発効日とする直近の評価が完了しました。積立不足額は2015年9月30日付の評価時の60億ポンドに対して79億ポンド、調達比率は81.5%でした。当該期間における積立不足額の増加は、当年度における資産利益率の上昇や積立不足解消のための拠出金の支払いによって相殺されたものの、財政状態の変化、つまりギルト債の利回り低下および将来の投資リターンに関する見通しの下方修正による負債の増加が主因です。

当行とUKRF受託会社は、修正された制度別の積立目標、積立方針の記述書、拠出予定、積立目標に対する積立不足を解消するための回収計画およびいくつかの追加支援策について合意しました。UKRF受託会社との合意では、リングフェンス化¹の結果として実施されるグループ構造の変更についても考慮に入れています。UKRFは引き続きパークレイズ・バンク・ピーエルシー(BBPLC)に属することになります。

積立状況とIAS第19号による仮定の主な相違は、割引率の設定に対するアプローチが異なる点と積立ではより慎重な長寿の仮定を使用している点です。

2016年9月30日付評価の回収計画の一部としてUKRFと合意した積立不足解消のための拠出金と、従前2013年9月30日付の評価について2014年に合意した積立不足回収のための拠出金は以下の通りです。

年	積立不足に対する拠出金	積立不足に対する拠出金
	2016年9月30日付評価 (百万ポンド)	2013年9月30日付評価 (百万ポンド)
2017年	740 ²	1,240 ³
2018年	500	740
2019年	500	740
2020年	500	740
2021年	1,000	240 ³
2022年~2026年	年間1,000	-

積立不足解消のための拠出金は、毎年発生する給付費用の当グループ負担分に対応するための通常の拠出金の他に支払われるものです。UKRFの次回の積立評価の発効日は2019年9月30日であり、2020年に完了予定です。

評価と同時期に合意された他の施策

担保 - UKRF受託会社およびBBPLCは、時間の経過とともに増加または減少するUKRF積立不足の88.5%に対する保証と、90億ポンドを上限とする積立不足回収のための関連拠出金を提供するための担保プールを設定する契約を締結しています。担保プールは現在、国債ならびに証券化された質の高いクレジットカード、モーゲージおよびコーポレート貸付で構成されています。当該契約は、BBPLCが積立不足解消のための拠出金をUKRFに支払わなかった場合、またはBBPLCが支払不能となった場合にUKRF受託会社が資産プールを専有することを規定しています。

パークレイズ・ピーエルシー(BPLC)による支援 - BPLCは、BBPLCが2016年評価の回収計画に基づいて要求される積立不足解消のための拠出金を定められた支払日までに支払わなかった場合に、英国のリングフェンス銀行(RFB)から受け取る配当金(該当がある場合)を優先的に利用して当該収入をBBPLCに投資する(BBPLCが支払っていない積立不足解消のための拠出金の最高額を上限とします)ことが要求される契約を締結しています。当該投資による収入はBBPLCの積立不足解消のための拠出金に充てるために利用されることとなります。

参加 - 2000年金融サービス・市場法(銀行改革)(年金)2015年規則で認められている通り、RFBは2025年度末までの移行フェーズにおいてUKRFの雇用主として参加することになります。RFBは現在Afterworkメンバーである従業員の将来の役務のために貢献することになりますが、当該期間中にBBPLCが支払不能となった場合はRFBがUKRFの主要雇用主として介入することになります。

1 構造改革の詳細については、パークレイズ・ピーエルシーの2016年度Annual Reportの236ページをご参照ください。

2 2017年6月30日までに、UKRFには2017年度に関する7億4,000万ポンドのうち6億2,000万ポンドが支払われています。

3 2017年の拠出金には、2017年の不足金が一定レベルを超過した場合に支払うことになる上限5億ポンドが含まれています。これが支払われた場合、2021年に期日を迎える支払額からこの追加額が控除されることとなります。

財務書類に対する注記

15. 払込済株主資本

払込済株主資本は、1株当たり25ペンスの普通株式170億3,400万株(2016年12月:169億6,300万株)で構成されています。払込済株主資本の増加は主に、従業員株式制度およびパークレイズ・ピーエルシー株式配当プログラムに基づく株式発行によるものでした。

16. その他の持分商品

その他の持分商品76億9,400万ポンド(2016年12月:64億4,900万ポンド)には、パークレイズ・ピーエルシーが発行した追加的Tier 1(AT 1)証券が含まれています。この増加は主に、元本12億5,000万ポンドの英ポンド建AT 1証券の発行によるものです。

AT 1証券は、満期日または償還日が設定されていない永久債であり、CRD IVに基づくAT 1証券として適格となるように構成されています。

17. その他の剰余金

	2017年 6月30日 現在 (百万ポンド)	2016年 12月31日 現在 (百万ポンド)
為替換算再評価差額	3,756	3,051
売却可能投資再評価差額	(16)	(74)
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額	1,578	2,105
当グループ自身の信用度に関連する剰余金	(153)	-
その他	983	969
合計	6,148	6,051

為替換算再評価差額

為替換算再評価差額は、ヘッジ効果考慮後の当グループの外国事業に対する純投資の再換算に係る累計損益を表します。

2017年6月30日現在、為替換算再評価差額の貸方に37億5,600万ポンド(2016年12月:貸方に30億5,100万ポンド)が計上されていました。この貸方残高の7億500万ポンドの変動は主に、BAGLの一部売却を受けて為替換算再評価差額の損失を損益計算書上の損益に振り替えたことによる13億7,700万ポンドの貸方残高の変動を反映しています。この貸方残高の変動は米ドルが英ポンドに対して下落したことによる借方残高の変動により一部相殺されています。

売却可能投資再評価差額

売却可能投資再評価差額は、売却可能投資の当初認識時からの公正価値の変動に係る未実現損益を表します。

2017年6月30日現在、売却可能投資再評価差額の借方に1,600万ポンド(2016年12月:借方に7,400万ポンド)が計上されていました。5,800万ポンドの増加(2016年:3億9,100万ポンドの減少)は主に、その大部分が余剰流動性において保有されている国債および関連するヘッジの公正価値の変動から生じた純利得2億1,800万ポンドにより生じました。当期には、これらの項目に関連して、純利益に振り替えられた純利得1億6,500万ポンドおよび税額4,900万ポンドも認識されています。

キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額

キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額は、有効なキャッシュフロー・ヘッジ手段に係る累積損益を表し、ヘッジ対象取引が損益に影響を及ぼす時点で損益計算書上の損益に振替えられます。

2017年6月30日現在、キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額の貸方に15億7,800万ポンド(2016年12月:貸方に21億500万ポンド)が計上されていました。この5億2,700万ポンドの減少(2016年:8億4,400万ポンドの増加)は主に、金利フォワード・カーブの上方シフトによってヘッジ目的で保有する金利スワップの公正価値が4億1,300万ポンド減少したことおよび純利益に振り替えられた利得3億2,100万ポンド(この一部は、税額控除2億500万ポンドによって相殺されています)を反映したものです。

当グループ自身の信用度に関連する剰余金

財務書類に対する注記

当グループ自身の信用度に関連する損益に係る IFRS 第 9 号の規定を 2017 年 1 月 1 日付で早期適用した結果、従来は純損益に計上されていた当グループ自身の信用度に関連する損益は現在、その他の包括利益の一部として認識されています。債務証券に関する当グループ自身の信用度に関連する損益の変動は、純損益を通じて公正価値で認識されます。

2017 年 6 月 30 日現在、当グループのその他の包括利益の借方残高に認識された当グループ自身の信用度に関連する損益は 1 億 5,300 万ポンド(2016 年 12 月:ゼロポンド)でした。IFRS 第 9 号の適用に際し、期首の借方残高に 1 億 7,500 万ポンドが認識されました。2,200 万ポンドの増加は主に、償却費の変動 3,200 万ポンドおよびパークレイズ自身の信用スプレッドの拡大 600 万ポンド(この一部は、税額 1,300 万ポンドおよび外貨換算差額 300 万ポンドによって相殺されています)を反映したものです。

その他の剰余金および自己株式

2017 年 6 月 30 日現在、当グループが発行し、償還した普通株式および優先株式に関連して、その他の剰余金の貸方に 10 億 1,100 万ポンド(2016 年 12 月:貸方に 10 億 1,100 万ポンド)が計上されていました。

自己株式に関連してその他の剰余金の借方に 2,800 万ポンド(2016 年 12 月:借方に 4,200 万ポンド)が計上されていました。当期において、2 億 9,400 万ポンド(2016 年:1 億 4,000 万ポンド)の自己株式の正味購入額が計上され、これは主に、従業員株式制度のために保有する株式の増加を反映し、3 億 800 万ポンド(2016 年:1 億 6,600 万ポンド)が繰延株式報酬の権利確定を反映して利益剰余金に振替えられました。

18. 偶発債務および契約債務

	2017 年 6 月 30 日 現在 (百万ポンド)	2016 年 12 月 31 日 現在 (百万ポンド)
担保証券として差入れられた保証および信用状	15,971	15,303
契約履行保証、銀行引受手形および裏書手形	4,664	4,636
偶発債務合計	20,635	19,939
荷為替信用状およびその他の短期貿易関連取引	966	1,005
フォワード・スタート・リバース・レポ取引	133	24
スタンドバイ・ファシリティ、クレジットラインおよびその他の契約債務	297,339	302,657
契約債務合計	298,438	303,686

法律、競争および規制事項に関する偶発債務の詳細については、注記 19 に記載されています。

財務書類に対する注記

19. 法律、競争および規制関連事項

パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび当グループが直面している法律上、競争上および規制上の課題の多くは、パークレイズの統制が及ばないものです。これらの事項が、パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび当グループに与える影響の程度は必ずしも予測可能ではなく、当グループの事業、経営成績、財政状態ならびに財務予測に重要な影響を及ぼす可能性があります。一連の類似の状況から生じる事項により、関連する事実および状況によっては偶発債務または引当金のいずれか、あるいはこの両方が生じる場合があります。当グループは、偶発債務によって当グループが受ける可能性のある財務上の影響額の見積りを、現時点でこれを見積ることができない場合には開示していません。

特定のアドバイザリー・サービス契約およびその他の案件に対する調査ならびに民事訴訟

英国重大不正捜査局(SFO)、金融行為監督機構(FCA)、米国司法省(DOJ)および米国証券取引委員会(SEC)は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーが締結した特定のアドバイザリー・サービス契約の調査を進めています。

背景情報

パークレイズ・バンク・ピーエルシーはカタール・ホールディング・エルエルシー(カタール・ホールディング)との間で2008年6月と10月に2件のアドバイザリー・サービス契約(両契約)を締結しました。FCAは、両契約が2008年6月および11月のパークレイズ・ピーエルシーの資本調達(本資本調達)に関連していた可能性があるかどうかについて、調査を開始しました。2008年6月に締結されたアドバイザリー・サービス契約の存在は開示されていましたが、2008年10月におけるアドバイザリー・サービス契約の締結および両契約に基づき5年間にわたって支払われる総額3億2,200万ポンドの報酬については、本資本調達に関するアナウンスメントまたは公表書類において開示されていませんでした。SFOは、両契約および2008年11月にパークレイズ・バンク・ピーエルシーからカタール国に提供された30億米ドルの貸付金(本貸付金)についても調査を開始しました。

SFOの手続

SFOは2017年6月に、両契約に関する虚偽の表明による詐欺行為のためにパークレイズの特定の元の上級役員および従業員と共謀した容疑2件と、本貸付金に関連して1985年会社法第151条に違反する違法な資金提供を行った容疑1件について、パークレイズ・ピーエルシーを告訴しました(本告訴)。SFOは、本貸付金に関してパークレイズ・バンク・ピーエルシーも告訴するかどうかについては未定であるとパークレイズに通知しています。本告訴の公判は2019年1月に開始する予定です。

FCAの手続およびその他の調査

FCAは、2013年9月に警告通知書(本通知書)を発行しました。本通知書は、パークレイズ・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンク・ピーエルシーが両契約の締結時に、両契約によって少なくとも一部の不確定かつ未決定の金額が生じるであろうと考えていた一方で、両契約の主たる目的は、アドバイザリー・サービスを得ることではなく、本資本調達におけるカタールの参加に関して開示されない追加的な支払いを行うことであると認定しています。本通知書は、パークレイズ・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンク・ピーエルシーが開示に関連する特定の市場規則に違反し、さらにパークレイズ・ピーエルシーが市場原則3(企業の株式の保有者および潜在的保有者に対して誠実性をもって行動する要求事項)に違反したと結論付けました。この件について、FCAは、パークレイズ・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンク・ピーエルシーが軽率な行動をとったとみなしています。本通知書に記載されている当グループに対する罰金は5,000万ポンドです。パークレイズ・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンク・ピーエルシーは引き続きこの認定に異議を唱えています。FCA訴訟の停止は解除されています。SFO手続との関連により、再度停止措置が課される可能性があります。

さらに、DOJとSECも両契約に関する調査を進めています。

民事訴訟

2016年1月に、PCPキャピタル・パートナーズLLPおよびPCPインターナショナル・ファイナンス・リミテッド(PCP)は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーに対し、虚偽表示および詐欺に対する損害賠償7億2,140万ポンドに利息および諸費用を加算した金額を求める申立てを起しました。これは、2008年11月の資金調達において、PCPを含むとされる潜在的投資家に対して発行した有価証券の条件に関連してパークレイズ・バンク・ピーエルシーがPCPに対して虚偽の説明を行ったとされるものです。パークレイズ・バンク・ピーエルシーはこの申立てに対して抗弁を行っています。

請求金額/財務上の影響

現時点では、上記の訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間における当グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす影響の見積りを提示することは実務的ではありません。PCPはパークレイズ・バンク・ピーエルシーに対して合計7億2,140万ポンドに利息および諸費用を加算した金額を請求しています。この金額は、この件に関してパークレイズ・バンク・ピーエルシーに不利となるように裁定が下された場合のパークレイズ・バンク・ピーエルシーの潜在的な財務エクスポージャーを必ずしも反映したものではありません。

財務書類に対する注記

特定のビジネス関係に関する調査

2012年に、DOJ および SEC は、パークレイズ・ピーエルシーの事業の獲得または維持を支援する第三者との特定の関係が、米国海外腐敗行為防止法に準拠しているかどうかに関する調査を開始しました。他の管轄区域における様々な規制当局も、調査の状況報告を受けています。当グループは別途、アジアやその他の地域における特定の雇用慣行に関する調査に関して DOJ および SEC に協力しており、他の管轄区域における特定の規制当局に情報提供を続けています。

請求金額／財務上の影響

現時点では、上記の訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間における当グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

内部通報制度および統制に関する調査

FCA および PRA は、特定の内部通報問題に関連して、当グループの最高経営責任者（CEO）およびパークレイズ・バンク・ピーエルシーに対する調査を実施しています。

背景情報

2017年4月に、FCA および PRA は、パークレイズの内部通報プログラムに関連した CEO 個人の行為と上級幹部としての責任、およびパークレイズ・バンク・ピーエルシーが内部通報として扱った書簡の差出人を特定しようとした 2016 年の行為について CEO に関する調査を開始するとともに、パークレイズ・バンク・ピーエルシーに対しても、書簡の差出人を特定しようとした CEO の行為に関する責任、ならびに内部通報に関するパークレイズのシステム、統制および文化について調査を開始しました。

この書簡の差出人を特定しようとする行為をパークレイズ・ピーエルシーの取締役会（取締役会）が最初に把握したのは、2017年初めでした。取締役会は、この問題に特化した調査を行うよう外部の法律事務所に指示すると同時に、FCA、PRA およびその他の関連当局にも通知しました。調査結果および取締役会の結論によれば、CEO は、誤認識ではあったものの本心から、差出人を特定することは許容されるものと信じていました。しかし、取締役会は、CEO がこの問題への関与と適切なガバナンスの適用、および書簡の差出人を特定しようとした行為において、誤りを犯したと結論付けました。取締役会は、内部通報プログラムを含むパークレイズの関連するプロセスおよび統制について、独立したレビューを委託しました。

パークレイズおよび CEO は、FCA と PRA の調査に全面的に協力しています。パークレイズはまた、これらの問題に関して米国の各当局に情報を提供し、協力しています。

請求金額／財務上の影響

現時点では、上記の訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間における当グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

リテール仕組預金に関する調査

FCA は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーとパークレイズ・バンク・ピーエルシーの完全所有子会社であるウールウィッチ・プラン・マネジャーズ・リミテッドが提供した仕組預金に関連して、執行機関としての調査を実施しています。

背景情報

2015年に、FCA は、2009年11月から現在までのパークレイズによる仕組預金商品の設計、組成および販売に関して、執行機関としての調査を開始しました。

請求金額／財務上の影響

現時点では、上記の訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間における当グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

南北アメリカのウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントのアドバイザー事業に関する調査

SEC は、特定のデュー・ディリジェンスを怠ったこと、手数料および請求の慣行、投資信託報酬の放棄ならびに関連する開示に関して、パークレイズの旧ウェルス（南北アメリカ）のインベストメント・アドバイザー事業における特定の実務に関する調査を実施しました。2017年5月に、SEC は、パークレイズ・キャピタル・インク（BCI）が 9,700 万米ドルでこの問題を解決することに合意したという和解について公表しました。当該金額は、（SEC に支払われる）3,000 万米ドルの制裁金と、（顧客に支払われる）改善および不当利益返還のための 6,700 万米ドルで構成されています。

財務書類に対する注記

南アフリカの営業活動における外国為替取引に関連したマネー・ロンダリング疑惑に関する調査

パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッドの子会社であるアブサ・バンク・リミテッドは、南アフリカから東アジア、英国、ヨーロッパおよび米国にある受益口座への外国為替送金を実行するために、2014年および2015年の輸入用前払制度を用いた特定の顧客による潜在的な不正行為を識別しました。この結果、当グループは、関連する取引、プロセス、システムおよび統制のレビューを実施しました。当グループは、継続中の当グループの協力の一環として、関連当局に引き続き情報を提供しています。

請求金額／財務上の影響

現時点では、上記の訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間における当グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

LIBOR および他のベンチマークに関する調査

特定の競争当局を含む、複数政府の規制当局および法執行機関が、LIBOR や EURIBOR などの特定の金融ベンチマークの操作におけるパークレイズ・バンク・ピーエルシーの関与に関して調査を実施しています。

背景情報

2012年に、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、特定ベンチマーク金利の申告に関する調査に関して金融サービス機構(FSA)(FCAの前身)、米国商品先物取引委員会(CFTC)およびDOJと和解に達したと公表し、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは合計2億9,000万ポンドの課徴金を支払いました。DOJとの和解に伴い、非訴追協定(NPA)が締結されましたが、現在は終了しています。パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびBCIは、特定のその他の規制当局および法執行機関と和解に達しています。パークレイズ・バンク・ピーエルシーに関する調査を含む、LIBORに関するSFOによる継続中の調査に関して、パークレイズ・バンク・ピーエルシーはSFOからの情報要請を受け、引き続き対応しています。イタリア・トラニ検察庁による調査も引き続き進行中です。

請求金額／財務上の影響

現時点では、上記の訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間における当グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

LIBOR およびその他のベンチマークに関する民事訴訟

様々な管轄区域における複数の個人および法人が、当グループおよびその他の銀行に対してLIBORおよび／またはその他のベンチマークに関する民事訴訟を提起する兆候があります、あるいは提起しています。

背景情報

上記の「LIBOR および他のベンチマークに関する調査」において言及している調査の解決を受け、様々な管轄区域における複数の個人および法人が、当グループに対して民事訴訟を提起する兆候があります、あるいは提起しています。こうした訴訟の一部は棄却されているか、裁判所の承認を受けること(また、集団訴訟の場合は、集団構成員が当該和解から離脱し自ら訴訟を提起する権利)を条件として和解決ですが、他の訴訟は係争中であり最終的な影響は不明です。

MDL 裁判所における米ドル建 LIBOR 訴訟

米国内の様々な管轄区域で提起されている米ドル建 LIBOR に係る訴訟の大半は、SDNY(MDL 裁判所)における単独裁判官による公判前手続の目的上、併合されています。

訴状はほぼ同様で、特に米ドル建 LIBOR の金利の操作を行うことにより、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび他の銀行が個別に、また共同で、米国シャーマン反トラスト法(反トラスト法)、米国商品取引法(CEA 法)、威力脅迫および腐敗組織に関する連邦法(RICO 法)ならびに様々な州法の規定に違反したと主張しています。

当該集団訴訟では、(i)米ドル建 LIBOR に連動した店頭取引を行った原告(OTC 集団)、(ii)米ドル建 LIBOR に連動した金融商品を取引所で購入した原告(取引所集団)、(iii)米ドル建 LIBOR に連動した債券を購入した原告(債券集団)、(iv)米ドル建 LIBOR に連動した変動金利モーゲージを購入した原告(住宅保有者集団)、または(v)米ドル建 LIBOR に連動したローンを発行した原告(貸手集団)らを特に代表して提起したと主張しています。

当該訴訟では、金額を特定しない損害賠償を求めています。5 件の訴訟では、原告らが、パークレイズ・バンク・ピーエルシーを含む全被告に対する実際の損害賠償および懲罰的損害賠償として総額 12 億 5,000 万米ドルを超える金額を求めています。これらの一部の訴訟では、反トラスト法および RICO 法に基づき 3 倍の損害賠償も求めています。

財務書類に対する注記

2013年から2016年の間に、MDL裁判所は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他の被告である外国企業を相手取り提起された集団訴訟および個別訴訟の両方において、反トラスト請求を含む大半の請求を事実上却下する一連の判決を下しました。2016年5月に、控訴審は、特定の集団訴訟および個別訴訟の原告は反トラスト法において損害を被っていないとするMDL裁判所の判決を破棄し、審理を続行するため、MDL裁判所に当該反トラスト請求を差し戻しました。MDL裁判所はさらに審理を行い、対人管轄権の欠如により、パークレイズ・バンク・ピーエルシーを含む外国企業を相手取った反トラスト請求の大半を却下しました。複数の個別訴訟および集団訴訟の原告は、MDL裁判所による対人管轄権の裁定について控訴しています。

2014年に、MDL裁判所は、取引所集団による請求について2,000万米ドルでの和解の予備承認を行いました。このうち500万米ドルが既に支払われており、残りの和解額は裁判所による最終承認後に支払われる予定です。和解の最終承認は、MDL裁判所が容認できる和解金の分配計画を原告が提出した後に行われますが、集団構成員が当該和解から離脱し、自ら訴訟を提起する権利による影響を受ける可能性があります。

2015年に、OTC集団による請求は1億2,000万米ドルで和解しました。この和解は2016年12月にMDL裁判所による予備承認が行われましたが、依然として最終承認が必要であり、集団構成員が当該和解から離脱し、自ら訴訟を提起する権利による影響を受ける可能性があります。1億2,000万米ドルは2017年6月に支払われました。

2016年11月に、債券集団による請求の和解において710万米ドルが支払われました。この和解は、裁判所による予備承認が行われましたが、依然として最終承認が必要であり、集団構成員が当該和解から離脱し、自ら訴訟を提起する権利による影響を受ける可能性があります。

SDNYにおけるEURIBOR訴訟

2015年に、EURIBOR関連の集団訴訟の和解において9,400万米ドルが支払われました。この和解は裁判所による予備承認が行われましたが、依然として最終承認が必要であり、集団構成員が当該和解から離脱し、自ら訴訟を提起する権利による影響を受ける可能性があります。

SDNYにおける追加的な米ドル建LIBOR訴訟

2015年に、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他の被告であるパネル銀行を相手取った個別訴訟がSDNYにおいて却下されました。原告は、被告であるパネル銀行が共謀して米ドル建LIBORを引き上げたことによって貸付金の担保として差し入れた債券の価値が下落し、最終的には市場が低迷している時点で当該債券の売却が生じたと主張しています。修正訴状の提出を求める原告の申立ては審理中です。

SDNYにおける英ポンド建LIBOR訴訟

2015年に、英ポンド建LIBORに連動した取引所取引および店頭取引デリバティブに関連した原告により、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他の英ポンド建LIBORのパネル銀行を相手取った、集団訴訟を意図した訴訟がSDNYにおいて提起されました。訴状では特に、被告が2005年から2010年間の英ポンド建LIBORの金利を操作し、その際、CEA法、反トラスト法およびRICO法を違反したと主張しています。2016年の初めに、当該集団訴訟は、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCIおよびその他の英ポンド建LIBORのパネル銀行に対して同様の主張をする集団訴訟を意図した追加的な訴訟に併合されました。被告は却下を求める申立てを行いました。

SDNYにおける円建LIBOR訴訟

2012年に、取引所で取引されるデリバティブに関連した原告により、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他の円建LIBORのパネル銀行を相手取った集団訴訟を意図した訴訟がSDNYにおいて提起されました。訴状では、日本銀行協会のユーロ円東京銀行間取引金利(ユーロ円TIBOR)パネルのメンバーの名前も挙げられています(パークレイズ・バンク・ピーエルシーはこのメンバーではありません)。訴状では特に、2006年から2010年間のユーロ円TIBORおよび円建LIBORの金利操作ならびにCEA法および反トラスト法の違反を主張しています。2014年に、裁判所は反トラスト法に係る原告の請求全体を棄却しましたが、CEA法に係る原告の請求は維持し、これらの請求は審理中です。開示手続が進行中です。

パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびBCIを相手取ってSDNYに提起された、円建LIBORに関する第二の集団訴訟を意図した訴訟が、2017年3月に完全に却下されました。訴状では、2012年の集団訴訟と類似した主張を行っています。原告は却下について控訴しています。

SDNYにおけるSIBOR/SOR訴訟

パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCIおよびその他の被告を相手取ってSDNYに提起された、シンガポール銀行間取引金利(SIBOR)およびシンガポール・スワップ・オファー・レート(SOR)の金利操作を主張する集団訴訟を意図した訴訟が、請求の言明を怠ったとするパークレイズに対する主張に関連して、裁判所により却下されました。裁判所は、原告による訴状の修正を認めることを示唆しています。

財務書類に対する注記

米国外のベンチマーク訴訟

米国の訴訟の他に、複数の管轄区域において、LIBOR および EURIBOR を操作したという主張に関連する訴訟が当グループに対して提起されている、あるいは提起される兆候があります。米国外の管轄区域におけるこのような訴訟の件数、かかる訴訟が関連するベンチマークの数、ならびにかかる訴訟が提起される管轄区域の数は時間の経過とともに増加しています。

請求金額／財務上の影響

上記の和解を除き、現時点では、上記の訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間における当グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

外国為替に関する調査

複数の管轄区域における様々な規制・執行当局は、電子取引を含む外国為替の売却および取引に関連する一連の問題について調査を実施しています。

背景情報

2015 年に、当グループは、外国為替市場における一部の売却および取引の慣行に対する調査に関連して、CFTC、DOJ、ニューヨーク州金融サービス局 (NYDFS)、連邦準備制度理事会 (連邦準備制度) および FCA (総称して、2015 年の和解当局) との和解に達しました。これらの和解に関連して、当グループは、合計で約 23 億 8,000 万米ドルの課徴金を支払っており、特定の改善の取り組みを実行することに同意しています。

DOJ との司法取引に従い、パークレイズ・ピーエルシーは、罰金に加えて、執行猶予期間を 3 年間とすることに同意し、その期間中、パークレイズ・ピーエルシーはとりわけ、(i) 米国連邦法に違反するいかなる犯罪行為も行わないこと、(ii) 司法取引を生じさせた行為を防止および検出できるよう策定されたコンプライアンス・プログラムを実行し、これを継続すること、(iii) 米国の反トラスト法違反または詐欺防止法違反に関する信頼できる主張を米国の関連当局に報告すること、ならびに (iv) 関連する規制当局または法執行機関が要求するコンプライアンスおよび内部統制を強化することを実施する必要があります。2017 年 1 月に、コネチカット州連邦地方裁判所は司法取引を受け入れ、その取引内容に従ってパークレイズ・ピーエルシーに対し、罰金 6 億 5,000 万米ドルおよび NPA 違反に対する 6,000 万米ドル (これらの金額は上記の 23 億 8,000 万米ドルの一部です) を支払うこと、ならびに執行猶予期間を判決日から 3 年間とする判決を下しました。また、当グループは引き続き、一部の 2015 年の和解当局に、関連する情報を提供します。

前述の DOJ の司法取引、CFTC、NYDFS および連邦準備制度の命令書、ならびに当該和解に関連して FCA が発行した最後通達の全文は、2015 年に関する各和解当局のウェブサイト上で公表されています。

欧州委員会 (委員会) は、外国為替市場における一部の取引慣行に対する調査を実施している複数の当局のうちの一つです。

DOJ も、2011 年および 2012 年に行われた特定の取引に関連する一部の取引活動に対して調査を実施しています。パークレイズは DOJ およびこの行為をレビューしているその他当局への情報提供を行っています。

2017 年 2 月に南アフリカ競争委員会 (SACC) は、南アフリカ・ランドの外国為替取引に関連する南アフリカの反トラスト法違反で起訴すべきであるとして、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI およびパークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッドの子会社であるアブサ・バンク・リミテッド、ならびにその他の銀行を競争審判所に送検しました。SACC は、調査により、2007 年から 2013 年の間にこれら銀行が様々な形態で共謀行為を行っていたと認定しました。パークレイズは、その行為を制裁措置減免制度の下で SACC に申告した最初の企業であり、この件に関して SACC に協力しており、今後も引き続き協力します。そのため、SACC は、競争審判所がパークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI またはアブサ・バンク・リミテッドに制裁金を課す命令を下すことは求めていません。

請求金額／財務上の影響

上記の和解を除き、現時点では、上記の訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間における当グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

外国為替に関する民事訴訟

様々な管轄区域における複数の個人および法人が、当グループおよびその他の銀行に対して為替に関する民事訴訟を提起する兆候があります、あるいは提起しています。

財務書類に対する注記

背景情報

上記の「外国為替に関する調査」において言及している特定の調査の解決を受け、様々な管轄区域における複数の個人および法人が、当グループおよびその他の銀行に対して為替に関する民事訴訟を提起する兆候があります、あるいは提起しています、または将来そうする可能性があります。こうした訴訟の一部は棄却されているか、関連する裁判所の最終承認を受けること(また、集団訴訟の場合は、集団構成員が当該和解から離脱し自ら訴訟を提起する権利)を条件として和解済です。

外国為替に関する併合訴訟

反トラスト法およびニューヨーク州法に違反して外国為替市場を操作したと主張し、パークレイズ・バンク・ピーエルシーを含む数社の国際銀行を被告として名前を挙げている原告の集団を代表して SDNY に提起された複数の民事訴訟が、2014 年に併合されました(外国為替に関する併合訴訟)。2015 年に、パークレイズ・バンク・ピーエルシーと BCI は、外国為替に関する併合訴訟について和解し、3 億 8,400 万米ドルを支払いました。当該和解は、裁判所の最終承認を受ける必要があり、また、集団構成員が当該和解から離脱し、自ら訴訟を提起する権利による影響を受ける可能性があります。

ERISA に基づく外国為替に関する訴訟

2015 年以降、外国為替相場の操作に関連して被害に関する様々な法的根拠(外国為替に関する併合訴訟において主張される被害の法的根拠を除きます)を主張する原告集団を代表して、複数の民事訴訟が SDNY に提起されており、パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび BCI を含む数社の国際銀行が被告として指名されています。かかる併合訴訟の 1 件は、米国従業員退職所得保障法(ERISA)法に基づく請求(ERISA に基づく請求)を主張するものであり、これには別の訴訟と重複する特定行為に関する主張および ERISA 制度に関する追加的な主張が含まれています。裁判所は、共謀の上での外国為替操作に関する ERISA に基づく主張は、外国為替に関する併合訴訟における和解契約の対象であると判断しましたが、ERISA の原告が共謀の上ではない外国為替操作と位置付ける主張も同様に、当該和解契約の対象であるかどうかについては、判決を下しませんでした。2016 年 9 月に、裁判所は、パークレイズおよびその他のすべての被告に対する ERISA に基づく請求(共謀の上での行為と共謀の上ではない行為の両方に基づく請求)を、法律の問題としてすべて却下しました。ERISA の原告はこの判決について控訴しています。

リテールベースに関する訴訟

銀行の支店においてリテールベースで為替取引を行った個人の集団を代表して、パークレイズ・ピーエルシーおよび BCI を含む複数の国際銀行を相手取った 1 件の訴訟を意図した訴訟(リテールベースに関する請求)がカリフォルニア州北部地区(その後 SDNY に移送)に提起されました。裁判所は、リテールベースに関する請求は、外国為替に関する併合訴訟における和解契約の対象ではないと判断しました。裁判所はその後、パークレイズおよびその他のすべての被告に対するリテールベースに関する請求をすべて却下しました。原告は、修正訴状を提出する許可を裁判所に求めています。

ラスト・ルックに関する訴訟

2015 年に、パークレイズがパークレイズの為替電子取引プラットフォームにおけるパークレイズ・ラスト・ルックの機能を通じて顧客取引を不適切に拒絶したことにより損害を被ったと主張する原告の集団を代表して、2 件の集団訴訟を意図した訴訟が SDNY に提起されました。2016 年に、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび BCI は 5,000 万米ドルを支払い、訴訟のうちの 1 件を、集団全体として和解しました(もう一方の訴訟は任意で取り下げられました)。集団から離脱する期限は失効しました(少数の集団構成員は当該和解から離脱しましたが)、裁判所は当該和解について、未だ最終承認を行っていません。

州法に基づく外国為替に関する訴訟

2016 年に、上場投資信託の株主および外国為替商品の間接投資家であったと思われる他の者からなる原告の集団を代表して、連邦法、ニューヨーク州法およびカリフォルニア州法に基づく集団訴訟を意図した訴訟が SDNY において提起されました。被告(パークレイズを含みます)は、この訴訟の却下を求める構えです。原告はまた、外国為替市場を操作していないとされる外国為替のディーラーまたはブローカーを通じて外国為替商品の取引を行った、連邦法および様々な州法に基づく投資家の集団を代表した訴状も提出しました。その後、別の原告の集団が、同じ論理に基づく別の 1 件の訴訟を提起し、実質的に同様の請求を主張しました。これらの 2 件の訴訟は併合され、併合訴訟が 2017 年 6 月に提出されました。被告(パークレイズを含みます)は、この訴訟の却下を求める構えです。

カナダにおける外国為替に関する訴訟

外国為替に関する併合訴訟と同様の民事訴訟が、原告の集団を代表してカナダの裁判所に提起されています。当該訴訟には、カナダ法の違反に基づく、同様の外国為替レート操作の事実の主張および当該レート操作から生じた被害に関する事実の主張が含まれます。両当事者は 1,480 万米ドルでおおむね和解に達しており、裁判所の予備承認も行われています。1,480 万米ドルが 2017 年 7 月に支払われました。

請求金額/財務上の影響

上記の和解を除き、現時点では、上記の訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間における当グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす影響は不確定です。

財務書類に対する注記

ISDAFIX に関する民事訴訟

2014 年に、原告の集団を代表して、バークレイズ・バンク・ピーエルシー、他の複数の銀行およびブローカー1 社が反トラスト法および複数の州法に違反し、共謀して米ドル建 ISDAFIX レートを操作したと主張する ISDAFIX レート関連の複数の民事訴訟が SDNY に提起されました。2016 年に、バークレイズ・バンク・ピーエルシーと BCI は、当該併合訴訟を解決するための和解契約を原告と締結し、3,000 万米ドルを支払いました。これにより、集団により提起された、または提起される可能性があったすべての ISDAFIX に関する請求は全面的に解決します。裁判所は当該和解を仮承認しましたが、依然として最終承認を受ける必要があります。また、集団構成員が当該和解から離脱し、自ら訴訟を提起する権利による影響を受ける可能性があります。

請求金額／財務上の影響

上記の訴訟によって当グループが受ける主な財務上の影響は、上述の和解金に反映されています。

金属に関する調査

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、金属および金属に基づく金融商品に対する調査に関連して DOJ、CFTC およびその他当局への情報提供を行っています。

請求金額／財務上の影響

現時点では、上記の訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間における当グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

金および銀の価格操作に関する民事訴訟

バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他に対し、金および銀の価格を操作したと主張する様々な民事訴訟が提起されています。

背景情報

原告の集団をそれぞれ代表する複数の民事訴訟が併合され、SDNY に移送されました。これらの民事訴訟では、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他のロンドン・ゴールド・マーケット・フィクシング・リミテッドのメンバーが、CEA 法、反トラスト法、ならびに州の反トラスト法および消費者保護法に違反して金および金デリバティブ契約の価格を操作したと主張しています。

カナダの裁判所では、バークレイズ・ピーエルシー、バークレイズ・バンク・ピーエルシー、バークレイズ・キャピタル・カナダ・インク、BCI およびバークレイズ・キャピタル・ピーエルシーに対する民事訴訟が原告の集団を代表して提起されており、これには、カナダ法の違反に基づく、金価格操作に関する同様の事実の主張が含まれます。

米国では、ある原告の集団が、銀に関連する既存の集団訴訟に、バークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI およびバークレイズ・キャピタル・サービス・リミテッドなどの銀値決め銀行でないいくつかの銀行を含めた修正訴状を提出しました。当該訴状は CEA 法および反トラスト法に違反して銀の価格を操作したと主張しています。

請求金額／財務上の影響

現時点では、上記の訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間における当グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

米国の住宅および商業モーゲージ関連業務および訴訟

米国の住宅モーゲージ・バック証券 (RMBS) および米国の商業モーゲージ・バック証券 (CMBS) の流通市場取引に関連して様々な調査や民事訴訟が行われました。

背景情報

2005 年から 2008 年にかけての米国住宅モーゲージ市場における当グループの業務には以下が含まれていました。

- ・ 約 390 億米ドルのプライベート・レーベルの証券化のスポンシングおよび引受
- ・ 約 340 億米ドルのその他のプライベート・レーベルの証券化の引受に係る経済的エクスポージャー
- ・ 約 2 億米ドルの貸付金の政府系機関 (GSE) への売却
- ・ 約 30 億米ドルの貸付金のその他の者への売却
- ・ 当グループが 2007 年に取得した企業 (取得子会社) の関係会社であるモーゲージ・オリジネーターによってオリジネートされ第三者に売却された、約 194 億米ドルの貸付金 (当該期間中に売却し、その後買い戻した約 5 億米ドルの貸付金控除後) の売却

DOJ 民事訴訟

2016 年 12 月に、DOJ は、バークレイズ・バンク・ピーエルシー、バークレイズ・ピーエルシー、BCI、バークレイズ・グループ・ユーエス・インク、バークレイズ・ユーエス・エルエルシー、セキュリタイズド・アセット・バック・レシーバブルズ・エルエルシーおよびサットン・ファンディング・エルエルシーならびに 2 名の元従業員に対し、ニューヨーク州東部地区連邦地方裁判所 (EDNY) において民事訴訟を提起しました。当該訴訟には、2005 年から 2007 年に販売されたモーゲージ・バック証券に関連する、郵便および有線通信に係る不正行為などの複数の申立てが含まれています。DOJ の訴訟では、他の救済措置の中でも特に、金額未確定の制裁金を求めています。バークレイズは当該訴訟に抗弁しており、却下申立てを行っています。

財務書類に対する注記

RMBS の買戻請求

以下については、当グループが単独で様々なローン・レベルに対し表明および保証(R&W)を付しています。

- ・ 当グループがスポンサーとなった証券化のうち約 50 億米ドル
- ・ GSE に売却した貸付金のうち約 2 億米ドル
- ・ その他の者に売却した貸付金約 30 億米ドル

また、取得子会社が第三者に売却した貸付金 194 億米ドルについてはすべて、取得子会社が R&W を付しています。

当グループがスポンサーとなった証券化の残りに関する R&W は、主に第三者のオリジネーターが証券化信託に対して直接行い、証券化の預金者などの当グループの子会社が、より限定的な R&W を付しています。当グループ、取得子会社またはこれらの第三者が実施する大半の R&W に適用可能な、文書化された期限の規定はありません。

一定の状況では、R&W の違反があった場合に、当グループおよび／または取得子会社は関連する貸付金の買戻またはかかる貸付金に関連するその他の支払を要求されることがあります。

GSE およびその他の者に売却した貸付金およびプライベート・レーベル取引について当グループまたは取得子会社が行ったすべての R&W に関連する、2017 年 6 月 30 日までに受けた未解決の買戻請求の売却時点の当初の未払元本残高は約 21 億米ドルでした。

上記の未解決の買戻請求は、特定の RMBS の証券化に関して受託者が提起した民事訴訟に関連しています。当該訴訟において、受託者は、当グループおよび／または取得子会社は有効な R&W に違反した貸付金を買い戻すべきであると主張しています。また、買戻請求を行っているこうした受託者およびその他の当事者は、かかる受託者が過去に行った特定の買戻請求で示した貸付金の金額を上回る(が、未確定の)金額の貸付金が、有効な R&W に違反していた可能性があると主張しています。2017 年 6 月 30 日現在、当グループまたは取得子会社が行った R&W の対象である貸付金について計上された累積実現損失は約 13 億米ドルです。この訴訟は進行中です。

また、取得子会社はさらに進行した民事訴訟の対象となっており、当該訴訟では特に、1997 年から 2007 年の間に購入者に売却した貸付金に関連して取得子会社が付した R&W に違反があったために貸付金の購入者が被ったとする損害に対する補償を求めています。この訴訟は進行中です。

RMBS 証券訴訟

上記の一部の RMBS 取引の結果、当グループは、2005 年から 2008 年の間に当グループがスポンサーとなった、および／または引き受けた RMBS の購入者が提起した複数の訴訟の当事者となっています。一般事項として、当該訴訟では特に、購入者が参考にしていただくとされる RMBS の募集資料に重要な虚偽および誤解を生じさせる記載が含まれており、かつ／または記載の省略が行われていたと主張しており、概して、RMBS に関して支払った対価の回収と購入者の所有によって生じた金銭的損失の回収を要求しました。当グループは、これらの請求の大半を解決しており、現時点では、1 件の訴訟のみ係争中です。

係争中の残りの訴訟に関連する RMBS の当初の額面価額のうち約 1 億米ドルが 2017 年 6 月 30 日現在の残高でした。2017 年 6 月 30 日現在、これらの RMBS に係る累積実現損失は実質的に計上されていません。当グループは、係争中の残りの訴訟に敗訴したとしても、かかる損失に重要性はないと見込んでいます。

流通市場取引に係る調査

当グループは、SEC、コネチカット地区連邦検事局および米国不良資産救済プログラム特別監察局から、RMBS と CMBS 両方の流通市場における取引慣行に関する情報提供の請求および召喚状を受領しました。2017 年 5 月に和解が発表されました。これに従い、BCI はこの問題を 1,656 万米ドルで解決することに同意しています。当該金額は、(顧客に直接返還される)不当利益返還 1,556 万米ドルと(SEC に支払われる)民事制裁金 100 万米ドルで構成されています。

請求金額／財務上の影響

2017 年 5 月の和解を除き、現時点では、上記の訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間における当グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実務的ではありません。当該訴訟を解決するための費用は個別または合計ベースにおいて多額であることが判明する可能性があります。

財務書類に対する注記

代替取引システムおよび高頻度取引

SEC、ニューヨーク州検事総長(NYAG)およびその他特定の管轄区域における規制当局は、ダークプールを含む代替取引システム(ATS)および高頻度取引トレーダーの取引に関連する一連の問題について調査を実施しています。

背景情報

2014年に、NYAGはパークレイズ・ピーエルシーおよびBCIを相手取り、特に、当グループのSEC登録ATSであるLXに関連してパークレイズ・ピーエルシーおよびBCIが詐欺および欺瞞的行為に従事したと主張する訴状(NYAG訴状)をニューヨーク州地方裁判所に提出しました。2016年2月に、パークレイズは、SECおよびNYAGのそれぞれと、LXの運用に関してパークレイズ・ピーエルシーおよびBCIを相手取ったこれらの代理人の申立てを解決するための個別の和解合意に達し、それぞれに3,500万米ドルを支払いました。

パークレイズ・ピーエルシーおよびBCIは、カリフォルニア州法に基づき、NYAG訴状の主張と類似の主張を根拠とする、企業向け金融サービス会社による集団訴訟を意図した訴訟の被告にも指名されています。2016年10月に、カリフォルニア州連邦裁判所はパークレイズ・ピーエルシーおよびBCIが訴状全体の却下を求める申立てを認め、原告はこの裁判所の判決に対して控訴しました。

NYAG訴状の提出後に、パークレイズ・ピーエルシーおよびBCIは、一部の元のCEO、現在および元のCFOならびにエクイティーズ・エレクトロニック・トレーディングの従業員とともに、株主証券集団訴訟(株主集団訴訟)において被告に指名されました。原告は、NYAG訴状の主張によってパークレイズの米国預託証券(ADR)の価値が下落した際に、当該証券の保有者が損害を被ったと主張しています。被告(パークレイズ・ピーエルシーおよびBCIを含みます)が提起した当該訴状の却下を求める申立ては、裁判所によりその一部が認められ、一部が棄却されました。2016年2月に、裁判所は当該訴訟を集団訴訟として認定し、これに対しパークレイズは控訴しています。

請求金額/財務上の影響

当該集団訴訟では、金額を特定しない損害賠償および差し止めによる救済を求めています。現時点では、上記の訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはこれらが特定期間における当グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

FERCおよびその他の民事訴訟

米国連邦エネルギー規制委員会(FERC)は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその元トレーダーの一部を相手取り、パークレイズ・バンク・ピーエルシーが米国西部の電力市場を操作したとする主張に関連する民事訴訟を提起しました。

背景情報

2012年に、FERCはパークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその元トレーダーのうちの4名に対し、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその元トレーダーが2006年から2008年までカリフォルニア州およびその周辺の電力市場を操作し、FERCの反不正操作規則に違反したとして、理由開示命令書および罰金案通知書(当該命令書および通知書)を発行し、パークレイズ・バンク・ピーエルシーによる民事制裁金および不当利益返還の支払いを主張しました。

2013年に、FERCは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその元トレーダーを相手取り、4億3,500万米ドルの民事制裁金および3,490万米ドルの不当利益返還に利息を加算した金額の回収を求める民事訴訟をカリフォルニア州連邦地方裁判所に提起しました。2015年に、カリフォルニア州連邦地方裁判所は、不当利益返還の評価から責任および制裁金の評価を分けるという命令を下しました。2017年3月に、裁判所は制裁金の評価の略式認定を求めるFERCの申立てを棄却し、証拠開示を命じました。

2015年に、カリフォルニア州の公益事業会社であるマーセド・イリゲーション・ディストリクトは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーを相手取り、SDNY連邦地方裁判所において損害賠償1億3,930万米ドルを求める集団民事訴訟を提起しました。当該訴訟は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーのカリフォルニア州およびその周辺の電力市場操作に関連する反トラスト法違反を主張するものです。これらの事実の主張は、FERCが提起した民事訴訟における主張と酷似しています。2016年に、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは請求の言明を怠ったとして民事集団訴訟の却下を求める申立てを行い、SDNYはその一部を認め、一部を却下しました。当該案件は証拠開示の段階です。

請求金額/財務上の影響

FERCはパークレイズ・バンク・ピーエルシーに対し、民事制裁金および不当利益返還に関して合計4億6,990万米ドルに金利を加算した金額を請求しています。当該集団民事訴訟の訴状は、損害賠償金額を1億3,930万米ドルとしています。これらの金額は、いずれかの訴訟においてパークレイズ・バンク・ピーエルシーに不利となるように裁定が下された場合のパークレイズ・バンク・ピーエルシーの潜在的な財務エクスポージャーを必ずしも反映したものではありません。

財務書類に対する注記

米国財務省オークション証券に関する民事訴訟および関連事項

米国財務省証券のプライマリー・ディーラーを務める BCI および他の金融機関を相手取り、集団訴訟を意図した多数の訴訟が連邦地方裁判所に提起されています。これらの訴訟は、ニューヨークの連邦裁判所において併合されました。訴状では概ね、被告が共謀して、米国連邦反トラスト法、CEA 法および州のコモンローに違反して米国財務省証券の市場を操作したと主張しています。一部の訴状では、被告が米国財務省証券市場の違法な「なりすまし」に関与したとの主張も行っています。

なお一部の政府当局は、様々な市場における一部の政府証券取引に関する活動に対して調査を実施しており、パークレイズは様々な当局に情報提供を続けています。

請求金額／財務上の影響

現時点では、上記の訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間における当グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

米国預託株式

パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、ならびにパークレイズ・バンク・ピーエルシー取締役会の様々な元メンバーが、SDNY において併合された有価証券集団訴訟の被告とされています。

背景情報

パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、ならびにパークレイズ・バンク・ピーエルシー取締役会の様々な元メンバーに対する証券集団訴訟は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーが 2008 年 4 月に当初の額面約 25 億米ドルで発行した特定の米国預託株式(2008 年 4 月の募集)の募集文書における虚偽表示および記載の省略を主張するものです。原告は、特にパークレイズ・バンク・ピーエルシーのモーゲージ関連証券(米国のサブプライム関連を含む。)のポートフォリオ、モーゲージおよび信用市場リスクに対するパークレイズ・バンク・ピーエルシーのエクスポージャーならびにパークレイズ・バンク・ピーエルシーの財政状態に関する虚偽表示および記載の省略を主張し、1933 年証券法に基づく請求を主張しています。原告は損害賠償の具体的な金額を特定していません。2016 年 6 月に、SDNY は、当該訴訟を集団訴訟として認定しました。パークレイズは略式判決を求める申立てを行いました。

請求金額／財務上の影響

現時点では、上記の訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間における当グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

BDC ファイナンス・エルエルシー

BDC ファイナンス・エルエルシー(BDC)はパークレイズ・バンク・ピーエルシーを相手取り、ISDA マスター契約(本契約)によって規定されるトータル・リターン・スワップのポートフォリオに関連する契約違反を主張する訴状を提出しました。

背景情報

2008 年に、BDC は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーが BDC による 2008 年の要求(要求)に応じて超過担保とされる約 4,000 万米ドルの譲渡を履行しなかった際に本契約を違反したと主張する訴状をニューヨーク州地方裁判所に提出しました。

BDC は、本契約に基づき、かかる超過担保の譲渡の前にパークレイズ・バンク・ピーエルシーには要求に異議を唱える権利はなく、仮に本契約によって当該譲渡を行う前に要求に異議を唱える権利がパークレイズ・バンク・ピーエルシーにあったとした場合でも、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは要求に異議を唱えなかったと主張しています。BDC は合計 2 億 9,800 万米ドルの損害賠償に弁護士報酬、諸経費および判決前の利息を加算した金額を求めています。責任問題に関する公判は 2017 年 4 月に結審されましたが、裁判所の判決は未だ下されていません。

2011 年に、BDC の投資顧問会社である BDCM ファンド・アドバイザー・エルエルシーおよびその親会社であるブラック・ダイヤモンド・キャピタル・ホールディングス・エルエルシーも、パークレイズ・バンク・ピーエルシーと BCI を相手取り、本契約に関連するパークレイズ・バンク・ピーエルシーの行為によって被ったとされる金額未確定の損害賠償を求める訴えをコネチカット州裁判所に起こしました。当該訴訟では、コネチカット州不正取引慣行法の違反ならびにビジネスおよび将来的なビジネス関係の不法な妨害に関する請求を主張しています。両当事者は、当該訴訟の延期に合意しました。

請求金額／財務上の影響

現時点では、上記の訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間における当グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす影響の見積りを提示することは実務的ではありません。BDC は、当グループに対し、合計 2 億 9,800 万米ドルに弁護士報酬、諸経費および判決前の利息を加算した金額を請求しています。この金額は、当グループに不利となるように裁定が下された場合の当グループの潜在的な財務エクスポージャーを必ずしも反映したものではありません。

米国反テロリズム法に関する民事訴訟

パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他の銀行に対する民事訴訟は、共謀による米国反テロリズム法(ATA)の違反を主張するものです。

背景情報

2015 年に、約 250 名の原告グループが EDNY 連邦地方裁判所に修正民事訴訟を提起しました。当該民事訴訟は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび複数の他の銀行が、共謀して ATA に違反し、イラン政府およびイランの様々な銀行のために米ドル建の取引の促進を図ったために、これによって資金を得たヒズボラおよびその他による攻撃で原告の家族が負傷または死亡したと主張するものです。原告は、ATA の規定に基づく苦痛、身体的苦痛および精神的苦痛に関する回収を求めており、ATA では認定された損害の 3 倍の賠償および弁護士費用を認めています。原告は 2016 年 7 月に、第 2 回修正訴状を提出しており、ここ

財務書類に対する注記

では特に様々な原告が追加され、原告の合計は約 350 名となりました。2016 年 11 月に、被告は却下を求める申立てを行いました。

2016 年 11 月に、約 90 名の原告グループが、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他複数の銀行を相手取り、ATA に基づく請求を主張する別の民事訴訟をイリノイ州南部地区連邦地方裁判所に提起しました。パークレイズ・バンク・ピーエルシーに対する主張は 2016 年 7 月に EDNY 連邦地方裁判所に提出された第 2 回修正訴状の内容と実質的に類似しています。原告は 2017 年 1 月に修正訴状を提出しており、ここでは特に様々な原告が追加され、原告の合計は約 200 名となりました。2017 年 4 月、当該訴訟は EDNY 連邦裁判所に移送され、現在係属中です。

請求金額／財務上の影響

現時点では、上記の訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはこれらが特定の期間における当グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしう影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

金利スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップに関する米国の民事訴訟

パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび BCI は、その他の金融機関とともに、SDNY における金利スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップの反トラスト法民事訴訟の被告とされています。

背景情報

パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI、金利スワップ (IRS) のマーケット・メーカーの役割を務めるその他の金融機関、トレードウェブおよび ICAP は、2016 年に SDNY において併合された複数の反トラスト法集団訴訟の被告とされています。訴状では、被告が共謀して IRS の取引所の発展を妨げたとして、金額を特定しない損害賠償、3 倍の損害賠償および弁護士費用を求めています。原告には、スワップ執行ファシリティおよび買手側の投資家が含まれます。買手側の投資家は、2008 年から現在までの期間に米国において被告と固定・変動の IRS の取引を行った、例えば、米国の退職年金基金、地方自治体、大学基金、企業、保険会社および投資基金を含む集団を代表していると主張しています。被告は却下を求める申立てを行いました。2017 年 6 月に、パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび BCI など、IRS 訴訟と同一の被告である金融機関を相手取り、別の訴訟が SDNY 地方裁判所に提起されました。当該訴訟は、IRS 訴訟にて主張されている一部の行為によって、原告もクレジット・デフォルト・スワップ市場に関する損害を被ったと主張するものです。被告は当該訴訟についても、却下を求める申立てを行う予定です。

請求金額／財務上の影響

現時点では、上記の訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間における当グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

CCUK ファイナンス・リミテッドおよび CIAC コーポレーション

2017 年 5 月に、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、CCUK ファイナンス・リミテッドおよび CIAC コーポレーションにより、英国高等法院において民事訴訟を提起されました。当該訴訟は、2007 年のクレジットカード・ポートフォリオの販売から生じた契約上の補償違反、虚偽表示および保証違反を主張するものです。パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、抗弁および反訴を行いました。

請求金額／財務上の影響

当該訴訟では、10 億ポンド以上の損害賠償に利息および諸費用を加算した金額を求めています。損害賠償請求額は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーに不利となるように裁定が下された場合の、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの潜在的な財務エクスポージャーを必ずしも反映したものではありません。現時点では、上記の訴訟によって受ける財務上の影響またはそれが特定の期間における経営成績、キャッシュフローまたは当グループの財政状態に及ぼす影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

ポルトガル競争庁 (Portuguese Competition Authority) による調査

ポルトガル競争庁は、当グループを含むポルトガルの 15 の銀行間での 11 年にわたるリテール・クレジット商品、特に、モーゲージ、消費者貸付ならびに中小企業への貸付に関する情報交換が競争法の侵害にあたるかどうかについて、調査を実施しています。当グループは当該調査に協力しています。

請求金額／財務上の影響

現時点では、上記の訴訟による財務上の影響またはそれが特定の期間における経営成績、キャッシュフローまたは当グループの財政状態に及ぼしう影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

一般事項

当グループは、英国および米国ならびにその他の海外の複数の管轄区域において、その他の様々な法律、競争および規制関連事項に関わっています。当グループは、通常の営業活動の一環として随時生じる、契約、有価証券、債権回収、消費者信用、不正行為、信託、顧客資産、競争、データ保護、マネー・ロンダリング、金融犯罪、雇用、環境ならびにその他の制定法およびコンプライアンスの問題を含みます (が、これらに限定されません。) 当グループによる、または当グループに対する訴訟の対象となっています。

また、当グループは、当グループが現在、または以前から関わっている消費者保護対策、法規制遵守、ホールセール取引活動ならびに銀行業務および事業活動のその他の分野 (これらに限定はされません。) に関連する、規制当局、政府機関またはその他の公共機関による聴取および検査、情報請求、監査、調査および訴訟ならびにその他の手続の対象となっています。当グループは、関連当局と協力し、これらの案件および本注記に記載のその他の案件に関して、継続的にすべての関連機関に適宜概要報告を行っています。

財務書類に対する注記

現時点において、当グループは、これらその他の案件の最終的な解決が当グループの財政状態に重大かつ不利な影響を与えるとは予想していません。しかしながら、こうした案件および本注記において具体的に記載されている案件に伴う不確実性の観点から、特定の1案件または複数の案件の結果が、特定の期間における当グループの経営成績またはキャッシュフローにとって重要でないという保証はありません。これは、特に、かかる案件によって生じる損失の金額または当該報告期間に計上される収益の金額によって異なります。

20. 関連当事者取引

2017年6月30日に終了した半期に生じた関連当事者取引のうち、当グループの当期の財政状態または業績に重要な影響を及ぼすものはありませんでした。

パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド

2017年6月1日に、パークレイズは、BAGLに対する保有持分をBAGLの発行済株式資本の16.4%まで削減しました。このうち14.9%はBEEスキームへの抛却義務による残存持分です。その結果、BAGLは会計上、当グループから非連結化され、当該持分は売却可能投資として認識されています。詳細については注記4をご参照ください。

当グループのBAGLに対する重要な影響力はなくなったと考えられることから、BAGLは2017年6月1日付で当グループの関連当事者ではなくなりました。

その他の関連当事者取引

2017年6月30日に終了した半期におけるその他の関連当事者取引は、2016年度年次報告書に開示されている関連当事者取引と同様の性質のものです。

財務書類に対する注記

21. セグメント別報告

事業部門別業績の内訳	パークレイズ UK	パークレイズ・ インターナショナル	本社	パークレイズ・ コア ¹	パークレイズ・ ノンコア ²	パークレイズ・ グループ
2017年6月30日に終了した半期	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
保険金控除後の収益合計	3,661	7,748	2	11,411	(530)	10,881
信用に関する減損費用および その他の引当金繰入額	(398)	(625)	(1)	(1,024)	(30)	(1,054)
営業収益純額	3,263	7,123	1	10,387	(560)	9,827
営業費用	(2,628)	(4,720)	(100)	(7,448)	(284)	(7,732)
その他の(費用)/収益純額 ³	(1)	214	(164)	49	197	246
税引前利益	634	2,617	(263)	2,988	(647)	2,341
	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
資産合計	2,034	6,816	173	9,023	2,330	11,353

事業部門別業績の内訳	パークレイズ UK	パークレイズ・ インターナショナル	本社	パークレイズ・ コア	パークレイズ・ ノンコア	パークレイズ・ グループ
2016年6月30日に終了した半期	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
保険金控除後の収益合計	3,746	7,552	301	11,599	(586)	11,013
信用に関する減損費用および その他の引当金繰入額	(366)	(509)	(1)	(876)	(55)	(931)
営業収益純額	3,380	7,043	300	10,723	(641)	10,082
営業費用	(2,299)	(4,309)	(139)	(6,747)	(950)	(7,697)
その他の(費用)/収益純額 ³	(1)	19	(27)	(9)	(313)	(322)
税引前利益	1,080	2,753	134	3,967	(1,904)	2,063
	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
資産合計	2,046	6,799	877	9,722	3,791	13,513

収益の地域別内訳 ⁴	2017年6月30日に 終了した半期	2016年6月30日に 終了した半期
	(百万ポンド)	(百万ポンド)
英国	5,649	5,915
欧州	731	1,159
米州	4,093	3,417
アフリカおよび中東	139	191
アジア	269	331
合計	10,881	11,013

1 パークレイズ・コアはパークレイズ UK、パークレイズ・インターナショナルおよび本社で構成されています。

2 パークレイズ・ノンコア部門は 2017 年 7 月 1 日に閉鎖され、予想される財務パフォーマンスはパークレイズ UK、パークレイズ・インターナショナルおよび本社に再統合されています。

3 その他の(費用)/収益純額は、事業売却益(損)、関連会社およびジョイント・ベンチャーの損益に対する持分、売却目的保有資産に係る減損費用を表します。

4 地域は、取引相手の拠点に基づいています。

財務書類に対する注記

22. パークレイズ・ピーエルシー親会社貸借対照表

	2017年 6月30日現在 (百万ポンド)	2016年 12月31日現在 (百万ポンド)
資産		
子会社に対する投資	37,803	36,553
子会社に対する貸付金	25,200	19,421
金融投資	1,286	1,218
デリバティブ	148	268
その他の資産	106	105
資産合計	64,543	57,565
負債		
銀行預り金	515	547
劣後負債	5,236	3,789
発行債券	21,225	16,893
その他の負債	68	14
負債合計	27,044	21,243
株主資本		
払込済株式資本	4,258	4,241
株式払込剰余金	17,740	17,601
その他の持分商品	7,697	6,453
その他の剰余金	473	420
利益剰余金	7,331	7,607
株主資本合計	37,499	36,322
負債および株主資本合計	64,543	57,565

子会社に対する投資

子会社に対する投資 378億300万ポンド(2016年12月: 365億5,300万ポンド)は、追加的 Tier1(AT1)証券 77億3,600万ポンド(2016年12月: 64億8,600万ポンド)を含む、パークレイズ・バンク・ピーエルシーに対して行った投資を表します。当期中の12億5,000万ポンドの増加は第1四半期のパークレイズ・バンク・ピーエルシーによる12億5,000万ポンドの追加的 Tier1(AT1)証券発行によるものです。

子会社に対する貸付金、劣後負債および発行債券

2017年度上半期にパークレイズ・ピーエルシーは、固定利付劣後債 20億米ドル(劣後負債の残高 52億3,600万ポンド(2016年12月: 37億8,900万ポンド)に含まれています)、固定および変動利付シニア債 50億米ドル、固定利付シニア債 9億5,000万ポンド(発行債券の残高 212億2,500万ポンド(2016年12月: 168億9,300万ポンド)に含まれています)を発行しました。これらの取引を通じて稼得した収入は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの債券(いずれの場合もパークレイズ・ピーエルシーが発行した債券と同一の格付けが付されています)への投資に使用され、子会社に対する貸付金の残高、252億ポンド(2016年12月: 194億2,100万ポンド)と金融投資の残高 12億8,600万ポンド(2016年12月: 12億1,800万ポンド)に含まれています。

関係会社に対する投資、貸付金の管理

パークレイズ・ピーエルシーは、子会社の規制上やビジネス上のニーズを踏まえ、子会社への内部投資の性質を管理する裁量権を保持します。われわれが構造的改革プログラムを導入したことで、パークレイズ・ピーエルシーはパークレイズ・バンク・ピーエルシーならびにグループのサービス会社、米国の中間持株会社や英国のリングフェンス銀行といったその他のグループ内の子会社への投資および資金調達の支援を行います。

Appendix: 非 IFRS パフォーマンス指標

パークレイズ経営陣は、本書に記載されている非 IFRS パフォーマンス指標は異なる財務期間のパフォーマンスを比較するためのより一貫性のあるベースとなることから、財務書類を参照する際の有益な情報を提供し、また、各事業責任者がパークレイズ・ピーエルシーおよびその子会社(「グループ」)の評価をする際、最も直接的に影響を及ぼすことができる、あるいは関係するパフォーマンスの要素に関してより詳細な情報を提供すると考えています。また、非 IFRS パフォーマンス指標は、パークレイズ経営陣が事業運営目標をどう定義し、パフォーマンスをどう監視しているかについての重要な側面も反映しています。本書に記載されている非 IFRS パフォーマンス指標は IFRS 指標を代替するものではありません。IFRS 指標も併せてご考慮ください。

非 IFRS パフォーマンス指標用語集

指標	定義
パークレイズ・コア	パークレイズ・コアはパークレイズ UK、パークレイズ・インターナショナル、本社を含む。コア部門の法定ベースの業績の調整表は英語原文の 111 ページに記載。
平均有形株主資本利益率	平均株主資本(非支配持分およびその他の持分商品を除き、無形資産およびのれんの控除を調整後)に対する普通株主に帰属する法定税引後利益(その他の持分商品に関連して剰余金に計上される税額控除を調整後)の比率。計表は英語原文の 112 ページから 113 ページに記載。
平均割当有形株主資本利益率	平均割当有形株主資本に対する普通株主に帰属する法定税引後利益(その他の持分商品に関連して剰余金に計上される税額控除を調整後)の比率。計表は英語原文の 112 ページから 113 ページに記載。
期末割当有形株主資本	割当有形株主資本は、当グループが資本計画の目的で使用する仮定を反映し、のれんおよび無形資産を除き、改正資本要件指令(CRD IV)完全施行ベースでの資本控除を調整後の各事業部門の CRD IV 完全施行ベースのリスク調整後資産の 12.0%(2016 年度: 11.5%)として算出。本社の有形株主資本は当グループの有形株主資本と事業部門への割当額との差額を表す。
平均有形株主資本	前月末の有形株主資本と当月末の有形株主資本の平均で算出。当期の平均有形株主資本は、当期の月次平均の平均。
平均割当有形株主資本	前月末の割当有形株主資本と当月末の割当有形株主資本の平均で算出。当期の平均割当有形株主資本は、当期の月次平均の平均。
収益に対する費用の比率 基本的 1 株当たり利益/(損失) への寄与(パークレイズ・コア、 ノンコア)	営業費用合計を収益合計で除したもの。 算出方法は IFRS 指標と整合しており、パークレイズ・コアおよびノンコアに適用。普通株主に帰属する法定税引後利益(その他の持分商品に関連して剰余金に計上される税額控除を調整後)をグループの基本的加重平均株式数で除したもの。計表は英語原文の 114 ページに記載。
貸倒率	ベース・ポイントで表示。年次換算された貸付金減損合計を貸借対照表日現在の償却原価で保有する顧客および銀行に対する貸付金総額で除したもの。
預貸率	パークレイズ UK、パークレイズ・インターナショナル、ノンコア(インベストメント・バンキング業務を除く)の貸付金を顧客預り金で除したもの。リテール預金と同様の性格を持つリテール事業で発行された特定の負債(仕組譲渡性預金、個人向け債券など)はここには含まれず、発行債券に含まれる。
純利ざや	年次換算された利息収入純額を平均顧客資産の合計額で除したもの。計表は英語原文の 46 ページに記載。
1 株当たり正味有形資産価額	株主資本(非支配持分およびその他の持分商品を除く)からののれんおよび無形資産を差し引いた額を発行済普通株式数で除したもの。計表は英語原文の 114 ページに記載。

Appendix: 非 IFRS パフォーマンス指標

パークレイズ・コア調整

	2017年 6月30日に終了した半期				2016年 6月30日に終了した半期			
	パークレイズ UK (百万ポンド)	パークレイズ・ インターナショナル (百万ポンド)	本社 (百万ポンド)	パークレイズ・ コア (百万ポンド)	パークレイズ UK (百万ポンド)	パークレイズ・ インターナショナル (百万ポンド)	本社 (百万ポンド)	パークレイズ・ コア (百万ポンド)
収益合計	3,661	7,748	2	11,411	3,746	7,552	301	11,599
信用に関する減損費用および その他の引当金繰入額	(398)	(625)	(1)	(1,024)	(366)	(509)	(1)	(876)
営業収益純額	3,263	7,123	1	10,387	3,380	7,043	300	10,723
訴訟および特定行為を除く営業費用	(1,933)	(4,711)	(89)	(6,733)	(1,899)	(4,295)	(121)	(6,315)
訴訟および特定行為	(695)	(9)	(11)	(715)	(400)	(14)	(18)	(432)
営業費用	(2,628)	(4,720)	(100)	(7,448)	(2,299)	(4,309)	(139)	(6,747)
その他の(費用)/収益純額	(1)	214	(164)	49	(1)	19	(27)	(9)
税引前利益/(損失)	634	2,617	(263)	2,988	1,080	2,753	134	3,967
株主帰属利益/(損失)	185	1,656	(298)	1,543	608	1,746	90	2,444
平均割当有形株主資本(億ポンド)	88	275	82	445	91	250	58	399
リスク調整後資産(億ポンド)	661	2,122	262	3,046	671	2,093	432	3,196

Appendix: 非 IFRS パフォーマンス指標

リターン

平均割当有形株主資本利益率は、親会社の普通株主に帰属する利益（その他の持分商品に係る支払利息に関連して剰余金に計上されている税額控除を調整後）を、適切な場合、各事業の非支配持分およびその他の株主資本を除いた当期の平均割当有形株主資本で除して算出されます。割当有形株主資本は、CRD IV 完全施行ベースの資本控除を調整し、のれんおよび無形資産を除外し、当グループが資本計画の目的で使用する仮定を反映し、CRD IV の完全施行ベースでの各事業部門のリスク調整後資産の 12.0% (2016 年度: 11.5%) として算出されています。本社の平均有形株主資本は当グループの平均有形株主資本と各事業部門への割当額との差額を表しています。

	2017年6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2016年6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)
株主帰属利益		
バークレイズ UK	185	608
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB)	1,083	868
コンシューマー、カードおよび決済事業	573	878
バークレイズ・インターナショナル	1,656	1,746
本社	(298)	90
バークレイズ・コア	1,543	2,444
バークレイズ・ノンコア	(419)	(1,490)
アフリカ・バンキング非継続事業	(2,335)	156
バークレイズ・グループ	(1,211)	1,110
その他の持分商品に係る支払利息に関する税額控除		
バークレイズ UK	18	14
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB)	45	35
コンシューマー、カードおよび決済事業	9	5
バークレイズ・インターナショナル	54	40
本社	-	(4)
バークレイズ・コア	72	50
バークレイズ・ノンコア	10	8
アフリカ・バンキング非継続事業	-	-
バークレイズ・グループ	82	58
親会社の普通株主に帰属する利益／(損失)		
バークレイズ UK	203	622
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB)	1,128	903
コンシューマー、カードおよび決済事業	582	883
バークレイズ・インターナショナル	1,710	1,786
本社	(298)	86
バークレイズ・コア	1,615	2,494
バークレイズ・ノンコア	(409)	(1,482)
アフリカ・バンキング非継続事業	(2,335)	156
バークレイズ・グループ	(1,129)	1,168

	2017年6月30日に 終了した半期 (億ポンド)	2016年6月30日に 終了した半期 (億ポンド)
平均割当有形株主資本		
バークレイズ UK	88	91
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB)	233	215
コンシューマー、カードおよび決済事業	42	35
バークレイズ・インターナショナル	275	250
本社 ¹	82	58
バークレイズ・コア	445	399
バークレイズ・ノンコア	49	85
バークレイズ・グループ	494	483
平均割当有形株主資本利益率		
	%	%
バークレイズ UK	4.6%	13.6%

Appendix: 非 IFRS パフォーマンス指標

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB)	9.7%	8.4%
コンシューマー、カードおよび決済事業	28.0%	50.9%
バークレイズ・インターナショナル	12.4%	14.3%
バークレイズ・コア²	7.3%	12.5%
バークレイズ・グループ	(4.6%)	4.8%

支払保障保険(PPI)費用、バークレイズの BAGL 持分の減損および BAGL 売却に係る損失を除くリターン

2017年6月30日に
終了した半期
(百万ポンド)

バークレイズ・コアの普通株主に帰属する利益	1,615
支払保障保険(PPI)費用の影響	(692)
支払保障保険(PPI)費用を除くバークレイズ・コアの親会社の普通株主に帰属する利益	2,307

平均割当有形株主資本 (億ポンド)

バークレイズ・コア	445
------------------	------------

支払保障保険(PPI)費用を除く平均割当有形株主資本利益率 %

バークレイズ・コア²	10.4%
------------------------------	--------------

(百万ポンド)

バークレイズ・グループの普通株主に帰属する利益	(1,129)
支払保障保険(PPI)費用の影響	(692)
バークレイズの BAGL 持分の減損の影響	(1,008)
BAGL 売却に係る損失の影響	(1,435)
支払保障保険(PPI)費用、バークレイズの BAGL 持分の減損および BAGL 売却に係る損失を除くバークレイズ・グループの親会社の普通株主に帰属する利益	2,006

平均割当有形株主資本 (億ポンド)

バークレイズ・グループ	494
--------------------	------------

支払保障保険(PPI)費用、バークレイズの BAGL 持分の減損および BAGL 売却に係る損失を除く平均割当有形株主資本利益率

%

バークレイズ・グループ	8.1%
--------------------	-------------

1 アフリカ・バンキング非継続事業を含みます。

2 本社を含みます。

Appendix: 非 IFRS パフォーマンス指標

1 株当たり利益

	2017年6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2016年6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)
親会社の普通株主に帰属する利益/(損失) ¹		
パークレイズ・コア	1,615	2,494
パークレイズ・ノンコア	(409)	(1,482)
アフリカ・バンキング非継続事業	(2,335)	156
パークレイズ・グループ	(1,129)	1,168
	(百万株)	(百万株)
グループの基本的加重平均株式数	16,989	16,859
基本的普通株式 1 株当たり利益	ペンス	ペンス
パークレイズ・コアの寄与	9.5	14.8
パークレイズ・ノンコアの寄与	(2.4)	(8.8)
パークレイズ・グループ	(6.6)	6.9

支払保障保険(PPI)費用、パークレイズの BAGL 持分の減損および BAGL 売却に係る損失を除く 1 株当たり利益

	2017年6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	
支払保障保険(PPI)費用、パークレイズの BAGL 持分の減損および BAGL 売却に係る損失を除く 親会社の普通株主に帰属する利益		
パークレイズ・グループの普通株主に帰属する利益		(1,129)
支払保障保険(PPI)費用の影響		(692)
パークレイズの BAGL 持分の減損の影響		(1,008)
BAGL 売却に係る損失の影響		(1,435)
支払保障保険(PPI)費用、パークレイズの BAGL 持分の減損および BAGL 売却に係る 損失を除くパークレイズ・グループの親会社の普通株主に帰属する利益		2,006
		(百万株)
グループの基本的加重平均株式数		16,989
支払保障保険(PPI)費用、パークレイズの BAGL 持分の減損および BAGL 売却に係る損失を除く 基本的普通株式 1 株当たり利益		ペンス
パークレイズ・グループ		11.8

正味有形資産価額

	2017年 6月30日現在 (百万ポンド)	2016年 12月31日現在 (百万ポンド)
非支配持分を除く株主資本合計	63,866	64,873
その他の持分商品	(7,694)	(6,449)
のれんおよび無形資産 ²	(7,724)	(9,245)
親会社の普通株主に帰属する有形株主資本	48,448	49,179
	(百万株)	(百万株)
発行済株式	17,034	16,963
	ペンス	ペンス
1 株当たりの正味有形資産価額	284	290

1 その他の株主に帰属する税引後利益 3 億 100 万ポンド(2016年6月30日に終了した半期: 2 億 800 万ポンド)は、剰余金に計上される 8,200 万ポンド(2016年6月30日に終了した半期: 5,800 万ポンド)の税額控除により相殺された。この残りの 2 億 1,900 万ポンド(2016年6月30日に終了した半期: 1 億 5,000 万ポンド)と非支配持分が、平均有形株主資本に対する 1 株当たりの利益及びリターンを計算するために、税引後利益から控除されています。

2 比較可能数値は、アフリカ・バンキングに関連するのれんおよび無形資産を含みます。

株主情報

財務関連の日程¹

	日付
配当権利落ち日	2017年8月10日
配当基準日	2017年8月11日
株式配当価額の決定および株主への公表	2017年8月17日
申請書または取消申請書(該当がある場合)の受領締切(ロンドン時間の午後4時30分)	2017年8月25日
配当支払日/新株の取引開始日	2017年9月18日
2017年度第3四半期決算報告書	2017年10月31日

米国およびカナダの居住者である米国預託証券(ADR)の適格保有者の場合、普通株式1株当たり1.0ペンスの中間配当はADS1株当たり4.0ペンスとなります(ADS1株は普通株式4株です)。ADR保有者に関する配当権利落ち日、配当基準日および配当支払日は上記の通りです。

為替レート ²	2017年		2016年		増減率(%) ³	
	6月30日	12月31日	6月30日	12月31日	2016年 12月31日	2016年 6月30日
期末日—米ドル/英ポンド	1.30	1.23	1.34	6%	(3%)	
6ヵ月平均—米ドル/英ポンド	1.26	1.28	1.43	(2%)	(12%)	
3ヵ月平均—米ドル/英ポンド	1.28	1.24	1.43	3%	(10%)	
期末日—ユーロ/英ポンド	1.14	1.17	1.21	(3%)	(6%)	
6ヵ月平均—ユーロ/英ポンド	1.16	1.16	1.29	-	(10%)	
3ヵ月平均—ユーロ/英ポンド	1.16	1.15	1.27	1%	(9%)	
期末日—南アフリカ・ランド/英ポンド	16.98	16.78	19.63	1%	(13%)	
6ヵ月平均—南アフリカ・ランド/英ポンド	16.61	17.90	22.17	(7%)	(25%)	
3ヵ月平均—南アフリカ・ランド/英ポンド	16.85	17.29	21.51	(3%)	(22%)	

株価データ	2017年		2016年	
	6月30日	12月31日	6月30日	6月30日
パークレイズ・ピーエルシー(ペンス)	202.75	223.45	138.60	
パークレイズ・ピーエルシー株式会社(百万株)	17,034	16,963	16,913	
パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド (旧アブサ・グループ・リミテッド)(南アフリカ・ランド)	143.75	168.69	144.08	
パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド (旧アブサ・グループ・リミテッド)株式会社(百万株)	848	848	848	

お問い合わせ

インベスター・リレーションズ

キャサリン・マクレランド +44 (0) 20 7116 4943

メディア・リレーションズ

トーマス・ホスキンス +44 (0) 20 7116 4755

パークレイズの詳細は当社のホームページ(www.home.barclays)にて閲覧可能です

登記所在地

1 Churchill Place, London, E14 5HP, United Kingdom. Tel: +44 (0) 20 7116 1000. 会社番号: 48839

登記

Equiniti, Aspect House, Spencer Road, Lancing, West Sussex BN99 6DA United Kingdom.

電話: 0371 384 2055⁴ (英国内)または+44 121 415 7004 (海外)

1 発表日は現時点で予定されているものであり、変更になる場合もあります。株式配当プログラムの日程に変更があった場合、home.barclays/dividends に掲載されます。

2 上記の平均為替レートは、年初来の日々のスポット・レートに基づくものです。

3 増減率は英ポンドの数字に対する影響に基づくものです。

4 電話での対応はイングランドおよびウェールズの休祝日を除く月曜日から金曜日の英国時間午前8時30分から午後5時30分までとなっています。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

本書中の「パークレイズ」、「グループ」は、パークレイズ・ピーエルシー及びその子会社を表し、「パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループ」は、パークレイズ・バンク・ピーエルシー及びその子会社を表す。

1 事業内容の概要

2016 年度中パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの活動は、リングフェンス規制要件への準備として、パークレイズ UK 及びパークレイズ・インターナショナルに再編された。さらに、パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッドに対するパークレイズの持分を非継続事業に再編したため、ノンコア事業が拡大した。

パークレイズ UK

パークレイズ UK は、相応のスケールを誇るパーソナル・バンキング及びビジネス・バンキングのフランチャイズであり、顧客のニーズとともに構築され、その中枢にイノベーションを据える。

グループのパークレイズ UK における目標は、顧客が前進することを手助けすることにある。これは、顧客に対して関連する商品及びサービスを提供し、適合性及び卓越した顧客経験の提供を確保するために、グループの優れたデータ及び分析に係る能力を活用し、顧客と有意な関係を構築することにより実現する。

2018 年度において、パークレイズ UK は、英国のリングフェンス銀行となる予定であり、トランザクション・バンキング商品、貸付商品及び投資商品並びにサービスを 24 百万を超えるパーソナル、ウェルス及びビジネス・バンキング顧客に対して別個の法的主体を通じて引き続き提供する。

パークレイズ UK は、パーソナル・バンキング、パークレイカード・コンシューマーUK 及びウェルス、アントレプレナー&ビジネス・バンキングにより構成される。

パーソナル・バンキング

パーソナル・バンキングは、約 16 百万の顧客に対してその財務ニーズを予測し、実現するために簡易で分かりやすい金融商品を提供する。これは、若年者が最初の銀行口座を開設することから退職後の財産管理まで、又は日々の保険から家の購入まで範囲が及ぶことがある。

パーソナル・バンキング事業の中核的な要素は、顧客が何を重視しているか、いつどのようにして入手したいのかについて接客を可能とするべく、取引を自動化するための技術を利用することにある。

パークレイカード・コンシューマーUK

パークレイカード・コンシューマーUK は、英国における大手クレジットカード提供会社である。

グループは、責任ある貸し手であり、顧客の信用実績、支払履行能力及びグループのリスク選好度に基づき信用を提供することにより顧客の購買に資金を提供する手助けを行う。グループは、パークレイカード・コンタクトレス・モバイル又はアップルペイを含むカード、オンライン、モバイル又はウェアラブル・デバイスの利用した支払いで、顧客が望む方法により支払いを行うことを可能とする。

グループは、顧客に注力しており、業界において大手であり続け、また、グループの顧客が日々前進することを支援するために人的、プロセス及び将来の技術の分野に対して投資を行っている。

ウェルス、アントレプレナー&ビジネス・バンキング

パークレイズのウェルス事業は、国内のプライベート・バンキング、資産計画、信託業務、投資運用及び仲介業務を含む、真に全体的な資産管理サービスを提供している。

ビジネス・バンキングは、英国全土にわたる1百万を超える顧客に対し、新興企業から中堅企業まで事業の運営及び成長を補佐している。グループのモデルは、リレーションシップ・ベースであり、デジタル取引が主体である。

グループは、顧客が必要とする商品を、オンライン、モバイル又はリレーションシップ・マネージャーを通じた当該顧客が希望する入手方法により入手可能とすることに努めている。グループは、事業の中心に顧客を据えており、顧客が必要とするサービスを希望する入手方法にて提供している。

バークレイズ・インターナショナル

バークレイズ・インターナショナルは、環大西洋のホールセール向け及び消費者向けの総合的な銀行であり、バークレイズ・バンク・ピーエルシーに内包される予定の将来的な非リングフェンス銀行である。グループは、業界最高のサービスを顧客に対して提供するために、競争力及びスケール・メリットのある市場において競争することを追求している。グループは、法人、機関及び個人に対して財務サービスを提供するにあたり最大手のポジションを維持し、また拡大することを目指す。

バークレイズ・インターナショナルは、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）及びコンシューマー、カード及び決済事業（CC&P）により構成される。

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク

CIBは、ホールセール・バンキング商品及びサービスを、法人及び機関投資家顧客に対して提供する。当該事業は、グループの2つの母国市場（世界最大規模の市場のうちの2つでもある）周辺に根付いている。グループは、規制及び市場の変化に早くから対応し、ヨーロッパにおける大手CIBとしてのポジションを維持するよう事業を位置づけている。

コンシューマー、カード及び決済事業

コンシューマー、カード及び決済事業は、バークレイカード・インターナショナル及びプライベート・バンク及び海外サービス事業の報告部門である。

バークレイズ・インターナショナルは、独自ブランド及び提携ブランドによる消費者向けクレジットカード並びに貸付を顧客に対して、さらにビジネス・ソリューションを世界中で提供する。

プライベート・バンク及び海外サービス事業は、銀行業務、投資サービス及び資産管理サービスを世界中の163,000を超える顧客に対して提供する。

ノンコア事業

ノンコア事業は、バークレイズの非戦略的な資産及び事業の売却を監督するために2014年に組織され、グループのコア事業の戦略的成長を補佐するための資金力を提供している。ノンコア事業は、グループの戦略に合致せず、成長機会が限られ規模が拡大せず、又は規制上の自己資本環境に課題を抱えた事業及び資産を集約している。

ノンコア事業の縮小は、バークレイズの簡素化における主要な原動力であり、グループの収益を改善し、株主価値の提供を補佐する。2016年度における前倒しの結果、ノンコア事業は、現在当初予定より6カ月早い2017年6月30日に閉鎖される予定である。

アフリカ

バークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド（BAGL）は、南アフリカに本拠地を有する汎アフリカの総合的な金融サービス業者である。アフリカ大陸全土（ボツワナ、ガーナ、ケニア、モーリシャス、モザンビーク、セーシェル、南アフリカ、タンザニア、ウガンダ及びザンビア）において有意な業務を展開し、ヨハネスブルグ証券取引所に上場している。

2016年3月1日に、戦略的見直しの一環として、パークレイズは BAGL に対する持分を規制上非連結化することが認められている水準にまで売却する意向を発表した。

2 主要な経営指標等の推移

	パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループ					パークレイズ・バンク・ピーエルシー				
	2016年	2015年	2014年	2013年	2012年	2016年	2015年	2014年	2013年	2012年
主要損益計算書データ^{1,2}	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
利息収入純額	11,457	11,363	12,138	11,653	11,650					
手数料収入純額	6,836	6,883	8,188	8,752	8,536					
収益合計	22,469	22,808	25,815	28,463	25,457					
営業収益純額	20,096	21,046	23,167	24,883	21,517					
税引後利益	3,729	1,238	854	1,308	33					
親会社の株主に帰属するもの	2,867	566	528	963	(306)					
当期包括利益／(損失)合計	7,186	303	3,492	(3,279)	(1,292)					
主要貸借対照表データ										
非支配持分を除く株主資本合計	67,433	64,105	63,794	61,009	57,067	57,998	57,524	56,712	52,978	45,300
資産合計	1,213,955	1,120,727	1,358,693	1,344,201	1,512,777	1,135,320	1,077,317	1,265,756	1,315,189	1,490,702
主要キャッシュフロー・データ										
営業活動からのキャッシュ純額	11,278	14,650	(12,091)	(25,282)	(15,121)	9,004	10,455	(7,862)	(26,356)	(4,256)
投資活動からのキャッシュ純額	36,236	(6,551)	10,661	(22,655)	(6,718)	39,447	(6,019)	4,066	(24,424)	(9,286)
財務活動からのキャッシュ純額	(1,011)	110	(1,414)	6,260	(1,923)	(639)	617	(1,012)	6,650	(4,264)
現金及び現金同等物 期末現在	143,932	86,556	78,479	81,754	121,896	122,150	66,938	60,728	66,355	107,664
平均従業員数 ³	119,300	129,400	132,300	140,300	143,700					

- 2006年会社法第408条(3)に基づき、パークレイズ・バンク・ピーエルシー単体の損益計算書又は包括利益計算書は表示していない。
- 2015年度及び2014年度の比較数値は、グループ事業の再編の実施を反映するために修正再表示されている。
- 従業員数は全員、パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの従業員である。

外貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外貨建て債券のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
- 外貨建て債券は、金利水準、為替相場の変化や発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- ・外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生ずるおそれがあります

- ・外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生ずる場合があります。また、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- ・金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準(例えば、既に発行されている債券の流通利回り)や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- ・外貨建て債券は、為替相場(円貨と外貨の交換比率)が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、売却時あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生ずるおそれがあります。
- ・通貨の交換に制限が付されている場合は、元利金を円貨へ交換することや送金ができない場合があります。

債券の発行者または元利金の支払の保証者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生ずるおそれがあります

- ・外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生ずる場合があります。
- ・外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減等がなされるリスクがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更があります。

- ・外貨建て債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされてい

るものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生ずるリスクの程度はより高いと言えます。

外貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- ・ 外貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 外貨建て債券の売買の媒介、取り次ぎ又は代理

外貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する外貨建て債券(一部を除く。)の課税は、原則として以下によります。

- ・ 外貨建て債券の利子(為替損益がある場合は為替損益を含みます。)については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- ・ 外貨建て債券の譲渡益及び償還益(それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。)は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 外貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・ 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する外貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- ・ 外貨建て債券の利子、譲渡益、償還益(それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。)については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- ・ 国外で発行される外貨建て債券(一部を除く。)の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- ・ 振替債(我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。)である外貨建て債券は、その償還日又は利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。また、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ 国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。

- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)

当社の概要

商号等 エイチ・エス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第35号
本店所在地 〒163-6027 東京都新宿区西新宿 6-8-1 住友不動産新宿オークタワー27階
加入協会 日本証券業協会
指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金 30億円
主な事業 金融商品取引業
設立年月 2006年9月
連絡先 03-4560-0233(コンプライアンス統括部)又はお取引のある支店にご連絡ください。

○その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ(<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>)でご確認いただけます。

以上

(平成29年7月14日)